

野村米国ハイ・イールド債券投信 (通貨選択型) 毎月分配型/年2回決算型

野村米国ハイ・イールド債券投信(円コース)毎月分配型/年2回決算型
野村米国ハイ・イールド債券投信(米ドルコース)毎月分配型/年2回決算型
野村米国ハイ・イールド債券投信(ユーロコース)毎月分配型/年2回決算型
野村米国ハイ・イールド債券投信(豪ドルコース)毎月分配型/年2回決算型
野村米国ハイ・イールド債券投信(ブラジルリアルコース)毎月分配型/年2回決算型
野村米国ハイ・イールド債券投信(南アフリカランドコース)毎月分配型/年2回決算型
野村米国ハイ・イールド債券投信(トルコリラコース)毎月分配型/年2回決算型
野村米国ハイ・イールド債券投信(通貨セレクトコース)毎月分配型/年2回決算型
野村米国ハイ・イールド債券投信(メキシコペソコース)毎月分配型/年2回決算型

追加型投信 海外 債券

【投資信託説明書（請求目論見書）】

(2023年10月21日)

この目論見書により行なう野村米国ハイ・イールド債券投信(通貨選択型)の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2023年4月21日に関東財務局長に提出しており、2023年4月22日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	: 野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	: CEO兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	: 東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	: 該当事項はありません。

NOMURA 野村アセットマネジメント

目次

目次	2
第一部【証券情報】	3
(1)【ファンドの名称】	3
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	5
(3)【発行（売出）価額の総額】	5
(4)【発行（売出）価格】	6
(5)【申込手数料】	6
(6)【申込単位】	6
(7)【申込期間】	6
(8)【申込取扱場所】	6
(9)【払込期日】	7
(10)【払込取扱場所】	7
(11)【振替機関に関する事項】	7
(12)【その他】	7
第二部【ファンド情報】	8
第1【ファンドの状況】	8
1【ファンドの性格】	8
2【投資方針】	21
3【投資リスク】	36
4【手数料等及び税金】	49
5【運用状況】	53
第2【管理及び運営】	125
1【申込（販売）手続等】	125
2【換金（解約）手続等】	126
3【資産管理等の概要】	127
4【受益者の権利等】	131
第3【ファンドの経理状況】	132
1【財務諸表】	132
2【ファンドの現況】	274
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	278
第三部【委託会社等の情報】	279
第1【委託会社等の概況】	279
1【委託会社等の概況】	279
2【事業の内容及び営業の概況】	281
3【委託会社等の経理状況】	282
4【利害関係人との取引制限】	318
5【その他】	318
約款	319

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型
 野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型
 野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型
 野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型
 野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）毎月分配型
 野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）年2回決算型
 野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型
 野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年2回決算型
 野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型
 野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型
 野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型
 野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型
 野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型
 野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年2回決算型
 野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型
 野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年2回決算型
 野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型
 野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型

本書では、ファンドの名称を下記の通り簡略化して表記しております。

	毎月分配型	年2回決算型
正式名称	野村米国ハイ・イールド債券投信 （円コース）毎月分配型	野村米国ハイ・イールド債券投信 （円コース）年2回決算型
本書における表記	円コース（毎月分配型）	円コース（年2回決算型）
	野村米国ハイ・イールド債券投信 （円コース）毎月	野村米国ハイ・イールド債券投信 （円コース）年2回
	円コース	
正式名称	野村米国ハイ・イールド債券投信 （米ドルコース）毎月分配型	野村米国ハイ・イールド債券投信 （米ドルコース）年2回決算型
本書における表記	米ドルコース（毎月分配型）	米ドルコース（年2回決算型）
	野村米国ハイ・イールド債券投信 （米ドルコース）毎月	野村米国ハイ・イールド債券投信 （米ドルコース）年2回
	米ドルコース	
正式名称	野村米国ハイ・イールド債券投信 （ユーロコース）毎月分配型	野村米国ハイ・イールド債券投信 （ユーロコース）年2回決算型

本書における表記	ユーロコース（毎月分配型）	ユーロコース（年2回決算型）
	野村米国ハイ・イールド債券投信 （ユーロコース）毎月	野村米国ハイ・イールド債券投信 （ユーロコース）年2回
	ユーロコース	
正式名称	野村米国ハイ・イールド債券投信 （豪ドルコース）毎月分配型	野村米国ハイ・イールド債券投信 （豪ドルコース）年2回決算型
本書における表記	豪ドルコース（毎月分配型）	豪ドルコース（年2回決算型）
	野村米国ハイ・イールド債券投信 （豪ドルコース）毎月	野村米国ハイ・イールド債券投信 （豪ドルコース）年2回
	豪ドルコース	
正式名称	野村米国ハイ・イールド債券投信 （ブラジルリアルコース）毎月分配型	野村米国ハイ・イールド債券投信 （ブラジルリアルコース）年2回決算型
本書における表記	ブラジルリアルコース（毎月分配型）	ブラジルリアルコース（年2回決算型）
	野村米国ハイ・イールド債券投信 （リアルコース）毎月	野村米国ハイ・イールド債券投信 （リアルコース）年2回
	ブラジルリアルコース	
正式名称	野村米国ハイ・イールド債券投信 （南アフリカランドコース）毎月分配型	野村米国ハイ・イールド債券投信 （南アフリカランドコース）年2回決算型
本書における表記	南アフリカランドコース（毎月分配型）	南アフリカランドコース（年2回決算型）
	野村米国ハイ・イールド債券投信 （ランドコース）毎月	野村米国ハイ・イールド債券投信 （ランドコース）年2回
	南アフリカランドコース	
正式名称	野村米国ハイ・イールド債券投信 （トルコリラコース）毎月分配型	野村米国ハイ・イールド債券投信 （トルコリラコース）年2回決算型
本書における表記	トルコリラコース（毎月分配型）	トルコリラコース（年2回決算型）
	野村米国ハイ・イールド債券投信 （トルコリラコース）毎月	野村米国ハイ・イールド債券投信 （トルコリラコース）年2回
	トルコリラコース	
正式名称	野村米国ハイ・イールド債券投信 （通貨セレクトコース）毎月分配型	野村米国ハイ・イールド債券投信 （通貨セレクトコース）年2回決算型
本書における表記	通貨セレクトコース（毎月分配型）	通貨セレクトコース（年2回決算型）
	野村米国ハイ・イールド債券投信 （通貨セレクトコース）毎月	野村米国ハイ・イールド債券投信 （通貨セレクトコース）年2回
	通貨セレクトコース	

正式名称	野村米国ハイ・イールド債券投信 (メキシコペソコース) 毎月分配型	野村米国ハイ・イールド債券投信 (メキシコペソコース) 年2回決算型
本書における表記	メキシコペソコース (毎月分配型)	メキシコペソコース (年2回決算型)
	野村米国ハイ・イールド債券投信 (ペソコース) 毎月	野村米国ハイ・イールド債券投信 (ペソコース) 年2回
	メキシコペソコース	

※これらを総称して「野村米国ハイ・イールド債券投信 (通貨選択型)」または「各ファンド」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。また、「円コース」、「米ドルコース」、「ユーロコース」、「豪ドルコース」、「ブラジルリアルコース」、「南アフリカランドコース」、「トルコリラコース」、「通貨セレクトコース」、「メキシコペソコース」を総称して「各コース」という場合、「毎月分配型」の各ファンドを総称して「毎月分配型」、「年2回決算型」の各ファンドを総称して「年2回決算型」という場合があります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当たり1円です。

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行(売出) 価額の総額】

各ファンドにつき3兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込日の翌々営業日の基準価額*とします。

なお、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

①取得申込日の翌々営業日の基準価額に、3.3%（税抜 3.0%）以内*で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

(6) 【申込単位】

1万口以上1万口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位

なお、販売会社や申込形態によっては、買付単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2023年4月22日から2024年1月22日まで

*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

取得申込日から起算して 7 営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、野村信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

◆米ドル建ての高利回り事業債（「ハイ・イールド・ボンド」または「ハイ・イールド債」といいます。）を実質的な主要投資対象※とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

米ドル建てのハイ・イールド・ボンドを主要投資対象とする円建ての外国投資信託と、円建ての国内籍の投資信託である「野村マネー マザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

※「実質的な主要投資対象」とは、前述のファンドを通じて投資する、主な投資対象という意味です。

※ハイ・イールド・ボンドとは…

債券などの格付機関(S&P 社、ムーディーズ社など)によって格付される債券の信用度で BB 格以下に格付されている事業債をいいます。

格付とは、債券などの元本および利息が償還まで当初契約の定めどおり返済される確実性の程度を評価したものをいいます。

信用度の低い格付をもつ債券ほど、元本および利息が償還まで定めどおりに返済される確実性が低く(信用リスクが大きく)なります。

信用度	S&P 社の場合	ムーディーズ社の場合
高い↑	AAA	Aaa
	AA	Aa
	A	A
	BBB	Baa
	BB	Ba
	B	B
	CCC	Caa
	CC	Ca
	C	C
低い↓	D	

ハイ・イールド・ボンド

※ 1 つの格付内に等級を設けるため、付加的な記号が用いられることがあります。たとえば、BBB 格における平均以上あるいは平均以下の格付を表すために、S&P 社では BBB+、BBB- のように、ムーディーズ社では Baa1、Baa3 のように表記しています。

◆「野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨選択型）」は、投資する外国投資信託における為替取引手法の異なるコースから構成されています。（各コースには「毎月分配型」および「年２回決算型」があります。）

円コース （毎月分配型）／（年２回決算型）	米ドル建て資産を原則として対円で為替ヘッジを行なう外国投資信託に投資を行ないます。
米ドルコース （毎月分配型）／（年２回決算型）	米ドル建て資産について、原則として対円で為替ヘッジを行わない外国投資信託に投資を行ないます。
ユーロコース （毎月分配型）／（年２回決算型）	米ドル建て資産について、原則として米ドルを売り、ユーロを買う為替取引を行なう外国投資信託に投資を行ないます。
豪ドルコース （毎月分配型）／（年２回決算型）	米ドル建て資産について、原則として米ドルを売り、豪ドルを買う為替取引を行なう外国投資信託に投資を行ないます。
ブラジルリアルコース （毎月分配型）／（年２回決算型）	米ドル建て資産について、原則として米ドルを売り、ブラジルリアルを買う為替取引を行なう外国投資信託に投資を行ないます。
南アフリカランドコース （毎月分配型）／（年２回決算型）	米ドル建て資産について、原則として米ドルを売り、南アフリカランドを買う為替取引を行なう外国投資信託に投資を行ないます。
トルコリラコース （毎月分配型）／（年２回決算型）	米ドル建て資産について、原則として米ドルを売り、トルコリラを買う為替取引を行なう外国投資信託に投資を行ないます。
通貨セレクトコース （毎月分配型）／（年２回決算型）	米ドル建て資産について、原則として米ドルを売り、選定通貨※（米ドルを除く）を買う為替取引を行なう外国投資信託に投資を行ないます。
メキシコペソコース （毎月分配型）／（年２回決算型）	米ドル建て資産について、原則として米ドルを売り、メキシコペソを買う為替取引を行なう外国投資信託に投資を行ないます。

※ 選定通貨は、投資対象とする外国投資信託の副投資顧問会社が選定した通貨を指します。
詳細は、後述の「(参考)投資対象とする外国投資信託について」をご覧ください。

◆分配頻度の異なる「毎月分配型」と「年２回決算型」があります。

○「毎月分配型」

毎月原則 25 日（当該日が休業日の場合は翌営業日）に決算を行ない、每期分配します。

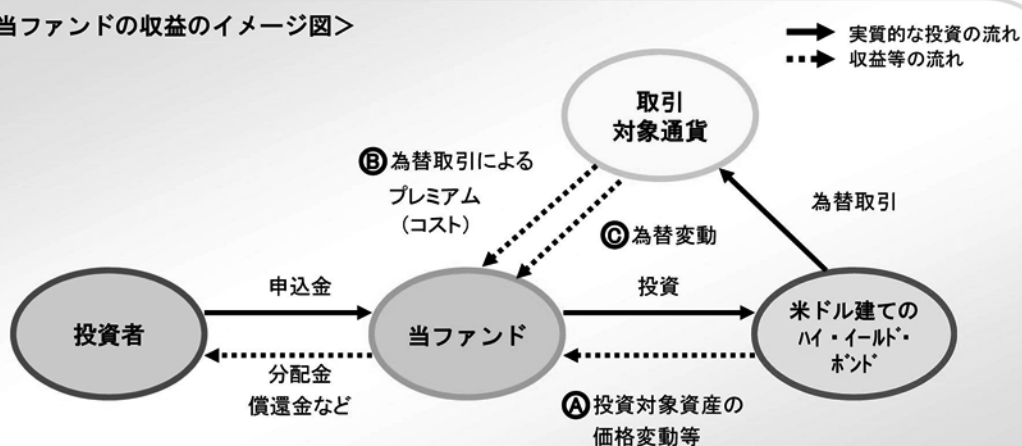
○「年２回決算型」

年 2 回、原則として 1 月および 7 月の各 25 日（当該日が休業日の場合は翌営業日）に決算を行ない、每期分配します。

■当ファンドの収益のイメージ■

- 当ファンドは、投資対象資産の運用に加えて、為替取引による通貨の運用も行なっております。

＜当ファンドの収益のイメージ図＞



※取引対象通貨が円以外の場合には、当該取引対象通貨の対円での為替リスクが発生することに留意が必要です。

- 各コースの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益源に相応してリスクが内在していることに留意が必要です。(括弧内は、損失やコストの発生要因を表します。)

◆ユーロコース、豪ドルコース、ブラジルリアルコース、南アフリカランドコース、トルコリラコース、通貨セレクトコース、メキシコペソコース

$$\text{収益の源泉} = \text{投資対象資産の利子・配当等収入 値上がり(値下がり)} + \text{為替取引によるプレミアム(コスト)} + \text{為替差益(差損)}$$

◆円コース

$$\text{収益の源泉} = \text{投資対象資産の利子・配当等収入 値上がり(値下がり)} + \text{為替取引によるプレミアム(コスト)} + \text{収益源となりません ※1}$$

◆米ドルコース

$$\text{収益の源泉} = \text{投資対象資産の利子・配当等収入 値上がり(値下がり)} + \text{収益源となりません} + \text{為替差益(差損) ※2}$$

※1 円コースでは、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

※2 米ドルコースでは、原則として対円で為替ヘッジを行わないため、米ドルの対円での為替変動の影響を受けます。

収益を得られるケース	・金利の低下 ・発行体の信用状況の改善 等	・取引対象通貨の短期金利 > 米ドルの短期金利	・円に対して取引対象通貨高
	債券価格の上昇	プレミアム (金利差相当分の収益)の発生	為替差益の発生
損失やコストが発生するケース	・金利の上昇 ・発行体の信用状況の悪化 等	・取引対象通貨の短期金利 < 米ドルの短期金利	・円に対して取引対象通貨安
	債券価格の下落	コスト (金利差相当分の費用)の発生	為替差損の発生

※取引対象通貨が新興国通貨の場合などは、為替取引によるプレミアム／コストに短期金利差がそのまま反映されない場合があります。

※市況動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

■信託金の限度額■

各ファンドの信託金限度額は、各々1兆5,000億円です。

ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(野村米国ハイ・イールド債券投信)

円コース (毎月分配型)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
	海 外	債 券
追 加 型	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル		
	年 2 回	日本		
	年 4 回	北米	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 6 回 (隔月)	欧州		
	年 12 回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(債券 社債 低格付債))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

(野村米国ハイ・イールド債券投信)

円コース (年2回決算型)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信		中南米	ファンド・オブ・ファンズ	
その他資産 (投資信託証券(債券 社債 低格付債))	その他 ()	アフリカ		なし
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

(野村米国ハイ・イールド債券投信)

米ドルコース (毎月分配型) / ユーロコース (毎月分配型) /

豪ドルコース (毎月分配型) / ブラジルリアルコース (毎月分配型) /

南アフリカランドコース (毎月分配型) / トルコリラコース (毎月分配型) /

通貨セレクトコース (毎月分配型) / メキシコペソコース (毎月分配型)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
	海 外	債 券
追 加 型	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル	ファミリーファンド	あり ()
	年 2 回	日本		
	年 4 回	北米		
	年 6 回 (隔月)	欧州		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 12 回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米		
その他資産 (投資信託証券(債券 社債 低格付債))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

(野村米国ハイ・イールド債券投信)

米ドルコース (年2回決算型) / ユーロコース (年2回決算型) /

豪ドルコース (年2回決算型) / ブラジルリアルコース (年2回決算型) /

南アフリカランドコース (年2回決算型) / トルコリラコース (年2回決算型) /

通貨セレクトコース (年2回決算型) / メキシコペソコース (年2回決算型)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々	欧州 アジア オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米		
その他資産 (投資信託証券(債券 社債 低格付債))		アフリカ 中近東 (中東)	ファンド・オブ・ファンズ	なし
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…MRF 及び MMF の運営に関する規則(以下「MRF 等規則」という。)に定める MMF をいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF 等規則に定める MRF をいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5) 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え

「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1) 資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2) 資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1) 年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]

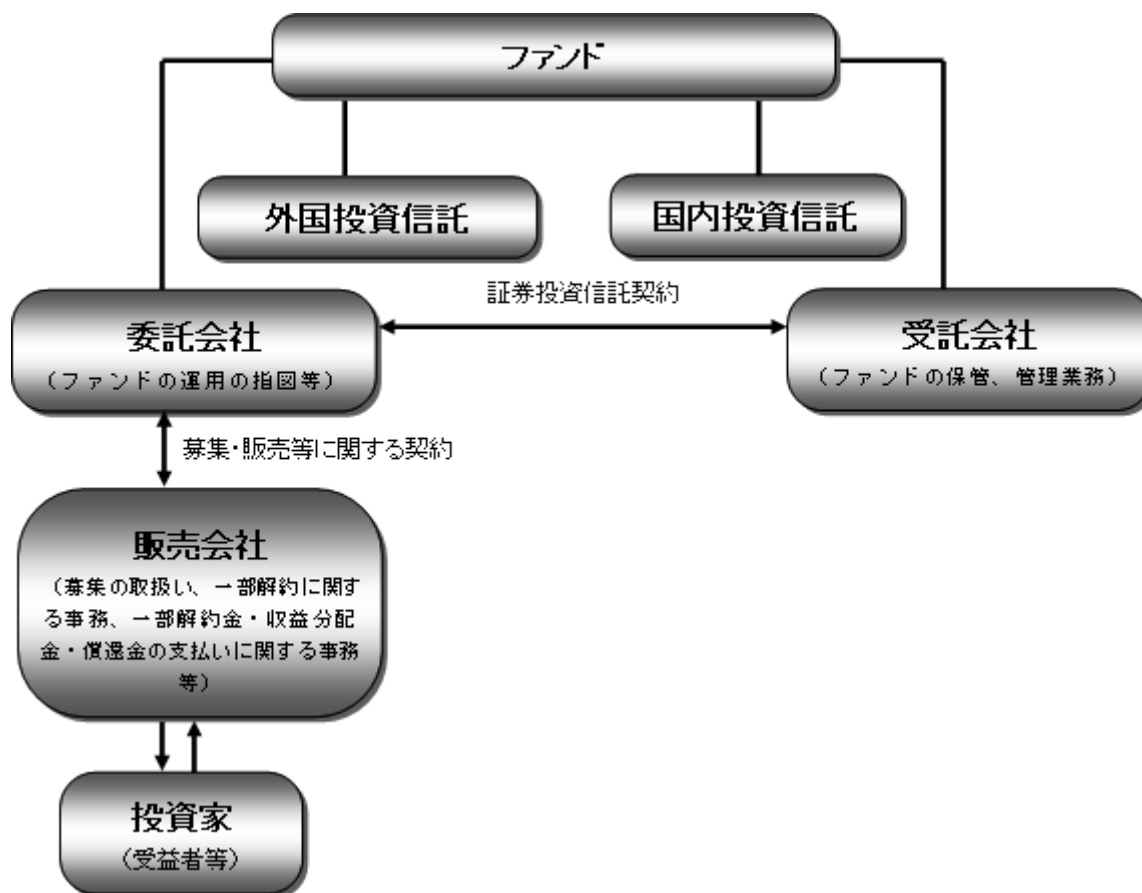
- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

2009 年 1 月 28 日	「円コース」「米ドルコース」「ユーロコース」「豪ドルコース」「ブラジルリアルコース」「南アフリカランドコース」「トルコリラコース」「マネープールファンド」につき信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2011 年 10 月 27 日	「通貨セレクトコース」につき信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2014 年 4 月 22 日	「メキシコペソコース」につき信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2019 年 7 月 25 日	「マネープールファンド」の償還

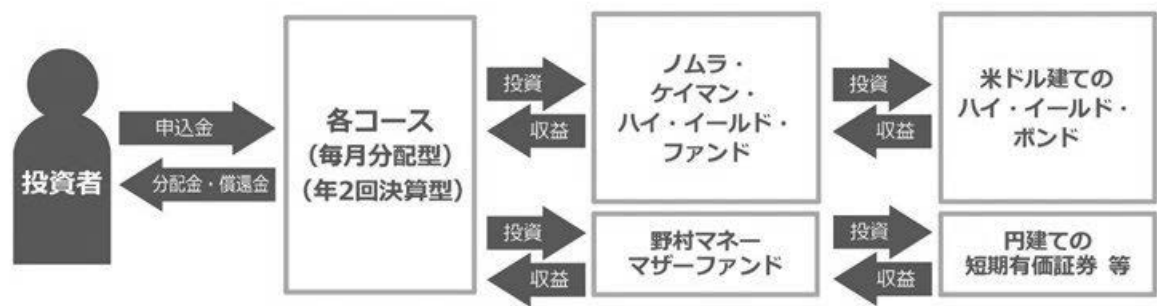
(3) 【ファンドの仕組み】



ファンド	外国投資信託	国内投資信託
野村米国ハイ・イールド債券投信 (円コース)毎月分配型	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド (JPY Class)	野村マネー マザーファンド
野村米国ハイ・イールド債券投信 (円コース)年2回決算型		
野村米国ハイ・イールド債券投信 (米ドルコース)毎月分配型	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド (USD Class)	
野村米国ハイ・イールド債券投信 (米ドルコース)年2回決算型		
野村米国ハイ・イールド債券投信 (ユーロコース)毎月分配型	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド (EUR Class)	
野村米国ハイ・イールド債券投信 (ユーロコース)年2回決算型		
野村米国ハイ・イールド債券投信 (豪ドルコース)毎月分配型	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド (AUD Class)	
野村米国ハイ・イールド債券投信 (豪ドルコース)年2回決算型		
野村米国ハイ・イールド債券投信 (ブラジルリアルコース)毎月分配型	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド (BRL Class)	
野村米国ハイ・イールド債券投信 (ブラジルリアルコース)年2回決算型		
野村米国ハイ・イールド債券投信 (南アフリカランドコース)毎月分配型	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド (ZAR Class)	
野村米国ハイ・イールド債券投信 (南アフリカランドコース)年2回決算型		
野村米国ハイ・イールド債券投信 (トルコリラコース)毎月分配型	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド (TRY Class)	
野村米国ハイ・イールド債券投信 (トルコリラコース)年2回決算型		
野村米国ハイ・イールド債券投信 (通貨セレクトコース)毎月分配型	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド (Currency Select Class)	
野村米国ハイ・イールド債券投信 (通貨セレクトコース)年2回決算型		
野村米国ハイ・イールド債券投信 (メキシコペソコース)毎月分配型	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド (MXN Class)	
野村米国ハイ・イールド債券投信 (メキシコペソコース)年2回決算型		

委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

●各コースはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



■委託会社の概況 (2023 年 9 月末現在) ■

・ 名称

野村アセットマネジメント株式会社

・ 資本金の額

17,180 百万円

・ 会社の沿革

1959 年 12 月 1 日

野村証券投資信託委託株式会社として設立

1997 年 10 月 1 日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000 年 11 月 1 日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・ 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 1-13-1	5,150,693 株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<円コース（毎月分配型）／（年2回決算型）>

「ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(JPY Class)」受益証券および「野村マネー マザーファンド」受益証券への投資比率は、通常の状態においては、「ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(JPY Class)」への投資を中心とします※。

また、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※通常の状態においては、「ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド (JPY Class)」受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。



・「ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(JPY Class)」は、米ドル建てのハイ・イールド・ボンドに投資を行います。

米ドル建て資産については、外国為替予約取引等を活用し、原則として対円で為替ヘッジを行ないます。

詳しくは後述の「(参考)投資対象とする外国投資信託について」をご参照ください。

・「野村マネー マザーファンド」は、円建ての公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

詳しくは後述の「(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

<米ドルコース（毎月分配型）／（年2回決算型）>

「ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(USD Class)」受益証券および「野村マネー マザーファンド」受益証券への投資比率は、通常の状態においては、「ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(USD Class)」への投資を中心とします※。

また、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※通常の状態においては、「ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド (USD Class)」受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。



・「ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(USD Class)」は、米ドル建てのハイ・イールド・ボンドに投資を行います。

米ドル建て資産については、原則として対円で為替ヘッジを行ないません。

詳しくは後述の「(参考)投資対象とする外国投資信託について」をご参照ください。

- ・「野村マネー マザーファンド」は、円建ての公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

詳しくは後述の「(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

＜ユーロコース（毎月分配型）／（年２回決算型）＞

「ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(EUR Class)」受益証券および「野村マネー マザーファンド」受益証券への投資比率は、通常の場合においては、「ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(EUR Class)」への投資を中心とします※。

また、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※通常の場合においては、「ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド (EUR Class)」受益証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処とします。



- ・「ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(EUR Class)」は、米ドル建てのハイ・イールド・ボンドに投資を行ないます。

米ドル建て資産については、外国為替予約取引等を活用し、原則として米ドルを売り、ユーロを買う為替取引を行ないます。

詳しくは後述の「(参考)投資対象とする外国投資信託について」をご参照ください。

- ・「野村マネー マザーファンド」は、円建ての公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

詳しくは後述の「(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

＜豪ドルコース（毎月分配型）／（年２回決算型）＞

「ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(AUD Class)」受益証券および「野村マネー マザーファンド」受益証券への投資比率は、通常の場合においては、「ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(AUD Class)」への投資を中心とします※。

また、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※通常の場合においては、「ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド (AUD Class)」受益証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処とします。



- ・「ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(AUD Class)」は、米ドル建てのハイ・イールド・ボンドに投資を行ないます。

米ドル建て資産については、外国為替予約取引等を活用し、原則として米ドルを売り、豪ドルを買う為替取引を行ないます。

詳しくは後述の「(参考)投資対象とする外国投資信託について」をご参照ください。

- ・「野村マネー マザーファンド」は、円建ての公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

詳しくは後述の「(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

＜ブラジルリアルコース（毎月分配型）／（年2回決算型）＞

「ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(BRL Class)」受益証券および「野村マネー マザーファンド」受益証券への投資比率は、通常の状態においては、「ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(BRL Class)」への投資を中心とします※。

また、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※通常の状態においては、「ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド (BRL Class)」受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。



- ・「ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(BRL Class)」は、米ドル建てのハイ・イールド・ボンドに投資を行ないます。

米ドル建て資産については、外国為替予約取引等を活用し、原則として米ドルを売り、ブラジルリアルを買う為替取引を行ないます。

詳しくは後述の「(参考)投資対象とする外国投資信託について」をご参照ください。

- ・「野村マネー マザーファンド」は、円建ての公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

詳しくは後述の「(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

<南アフリカランドコース（毎月分配型）／（年2回決算型）>

「ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(ZAR Class)」受益証券および「野村マネー マザーファンド」受益証券への投資比率は、通常の状態においては、「ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(ZAR Class)」への投資を中心とします※。

また、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※通常の状態においては、「ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド (ZAR Class)」受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。



・「ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(ZAR Class)」は、米ドル建てのハイ・イールド・ボンドに投資を行います。

米ドル建て資産については、外国為替予約取引等を活用し、原則として米ドルを売り、南アフリカランドを買う為替取引を行ないます。

詳しくは後述の「(参考)投資対象とする外国投資信託について」をご参照ください。

・「野村マネー マザーファンド」は、円建ての公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

詳しくは後述の「(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

<トルコリラコース（毎月分配型）／（年2回決算型）>

「ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(TRY Class)」受益証券および「野村マネー マザーファンド」受益証券への投資比率は、通常の状態においては、「ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(TRY Class)」への投資を中心とします※。

また、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※通常の状態においては、「ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド (TRY Class)」受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。



・「ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(TRY Class)」は、米ドル建てのハイ・イールド・ボンドに投資を行います。

米ドル建て資産については、外国為替予約取引等を活用し、原則として米ドルを売り、トルコリラを買う為替取引を行ないます。

詳しくは後述の「(参考)投資対象とする外国投資信託について」をご参照ください。

・「野村マネー マザーファンド」は、円建ての公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的

として運用を行ないます。

詳しくは後述の「(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

＜通貨セレクトコース（毎月分配型）／（年2回決算型）＞

「ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(Currency Select Class)」受益証券および「野村マネー マザーファンド」受益証券への投資比率は、通常の場合においては、「ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(Currency Select Class)」への投資を中心とします*。

また、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※通常の場合においては、「ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド (Currency Select Class)」受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。



・「ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(Currency Select Class)」は、米ドル建てのハイ・イールド・ボンドに投資を行ないます。

米ドル建て資産については、原則として米ドルを売り、選定通貨（米ドルを除く）を買う為替取引を行ないます。

詳しくは後述の「(参考)投資対象とする外国投資信託について」をご参照ください。

・「野村マネー マザーファンド」は、円建ての公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

詳しくは後述の「(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

＜メキシコペソコース（毎月分配型）／（年2回決算型）＞

「ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(MXN Class)」受益証券および「野村マネー マザーファンド」受益証券への投資比率は、通常の場合においては、「ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(MXN Class)」への投資を中心とします*。

また、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※通常の場合においては、「ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド (MXN Class)」受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。



・「ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(MXN Class)」は、米ドル建てのハイ・イールド・ボンドに投資を行ないます。

米ドル建て資産については、外国為替予約取引等を活用し、原則として米ドルを売り、メキシコペソを買う為替取引を行ないます。

詳しくは後述の「(参考)投資対象とする外国投資信託について」をご参照ください。

- ・「野村マネー マザーファンド」は、円建ての公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

詳しくは後述の「(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

◆米ドル建ての高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）を実質的な主要投資対象※とします。

※各ファンドは、各々以下の円建ての外国投資信託および円建ての国内籍の投資信託である「野村マネー マザーファンド」を主要投資対象とします。なお、各ファンドは、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

ファンド名	投資対象
円コース (毎月分配型) / (年2回決算型)	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(JPY Class)
	野村マネー マザーファンド
米ドルコース (毎月分配型) / (年2回決算型)	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(USD Class)
	野村マネー マザーファンド
ユーロコース (毎月分配型) / (年2回決算型)	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(EUR Class)
	野村マネー マザーファンド
豪ドルコース (毎月分配型) / (年2回決算型)	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(AUD Class)
	野村マネー マザーファンド
ブラジルリアルコース (毎月分配型) / (年2回決算型)	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(BRL Class)
	野村マネー マザーファンド
南アフリカランドコース (毎月分配型) / (年2回決算型)	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(ZAR Class)
	野村マネー マザーファンド
トルコリラコース (毎月分配型) / (年2回決算型)	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(TRY Class)
	野村マネー マザーファンド
通貨セレクトコース (毎月分配型) / (年2回決算型)	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(Currency Select Class)
	野村マネー マザーファンド
メキシコペソコース (毎月分配型) / (年2回決算型)	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(MXN Class)
	野村マネー マザーファンド

◆デリバティブの直接利用は行ないません。

①投資の対象とする資産の種類(約款第 15 条)

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲等(約款第 16 条第 1 項)

委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託である(※)受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

(注)上記(※)印となっている箇所は、下記のようにそれぞれあてはめてご覧ください。

「円コース」の場合	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド (JPY Class)
「米ドルコース」の場合	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド (USD Class)
「ユーロコース」の場合	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド (EUR Class)
「豪ドルコース」の場合	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド (AUD Class)
「ブラジルリアルコース」の場合	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド (BRL Class)
「南アフリカランドコース」の場合	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド (ZAR Class)
「トルコリラコース」の場合	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド (TRY Class)
「通貨セレクトコース」の場合	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド (Currency Select Class)
「メキシコペソコース」の場合	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド (MXN Class)

③金融商品の指図範囲等(約款第 16 条第 2 項)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記②に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（参考）投資対象とする外国投資信託について

ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド

JPY Class/USD Class/EUR Class/AUD Class/BRL Class/ZAR Class/TRY Class/Currency Select Class/MXN Class

（ケイマン諸島籍円建外国投資信託）

＜運用の基本方針＞	
主要投資対象	米ドル建ての高利回り事業債
投資方針	・米ドル建ての高利回り事業債を主要投資対象とし、インカムゲインの確保に加え、中長期的なキャピタルゲインの獲得を目指します。 ・投資する事業債は、主としてBB+格（S&P 社）以下（B-格未満は除く）またはBa1 格（Moody' s 社）以下（B3 格未満は除く）の格付が付与されている債券とします。 ・格付をもたない債券への投資にあたっては、投資顧問会社によりB-格（S&P 社）以上およびB3 格（Moody' s 社）以上の格付と同等と判断される債券へ投資を行いません。 ・JPY Class/EUR Class/AUD Class/BRL Class/ZAR Class/TRY Class/Currency Select Class/MXN Class は、クラスごとに、米ドル建て資産について、原則として米ドルを売り、各クラスの通貨（円、ユーロ、豪ドル、ブラジルレアル、南アフリカランド、トルコリラ、メキシコペソ）（Currency Select Class については、米ドル以外の選定通貨）を買う為替取引を行なうことで、各通貨への投資効果を追求します。USD Class については、対円で為替ヘッジを行わず、米ドルへの投資効果を追求します。 ＜Currency Select Class における通貨運用方針＞ ・原則として、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・ブロードおよび JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・ブロード構成国の通貨の中から、金利水準、ファンダメンタルズ、流動性等を考慮し、相対的に金利が高い5つの通貨を選定することを基本とします。選定通貨は、定期的に（原則、毎月）見直すこととします。 ・1通貨当りのエクスポージャーについては、原則として、純資産総額の10%～30%程度の範囲内に維持することを基本とします。 ・ファンダメンタルズおよび流動性を考慮して、選択される通貨が4以下または6以上となる場合があります。この場合、1通貨当りのエクスポージャーは上記の範囲を超える場合があります。
主な投資制限	・格付をもたない債券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・保有している債券の格付がCCC+格（S&P 社）以下またはCaa1 格（Moody' s 社）以下に下がった場合、当該債券の格付がCCC+格（S&P 社）およびCaa1 格（Moody' s 社）より高くなるまでは、当該債券への追加の投資は行いません。なお、CCC+格（S&P 社）以下またはCaa1 格（Moody' s 社）以下の格付の債券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。 ・デフォルト債券には投資しません。 ・株式への投資は行いません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権を行使したものならびに社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。 ・同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドへの投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
収益分配方針	毎月、投資顧問会社および副投資顧問会社と協議の上、受託会社の判断により、分配を行なう方針です。
償還条項	ファンドの全クラスの合計の純資産残高が50億円を下回った場合はファンドを、各クラスの純資産残高が50億円を下回った場合には当該クラスを、それぞれ償還する場合があります。
＜主な関係法人＞	
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
投資顧問会社	ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク
副投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社

通貨運用会社	ノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッド
管理事務代行会社 保管銀行	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー
<管理報酬等>	
信託報酬	[Currency Select Class を除く各クラス] 純資産総額の 0.70%（年率） [Currency Select Class] Currency Select Class の純資産総額に応じて次の通りです。 ・ 500 億円以下の部分 0.85%（年率） ・ 500 億円超の部分 0.80%（年率）
申込手数料	なし
信託財産留保額	1 口につき純資産価格の 0.30%（当初 1 口＝1 万円）
その他の費用	信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息など。 ファンドの設立に係る費用（1 年を超えない期間にわたり償却）。

上記のほか、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

■指数の著作権等について■

JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・ブロードおよび JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・ブロードは、J.P.Morgan Securities LLC が公表している、現地通貨建ての世界主要国の債券、現地通貨建ての新興国の債券をそれぞれ対象としたインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。

*上記は 2023 年 10 月 20 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<参考>投資先ファンドの投資顧問会社の運用の体制等について

運用にあたっては、多くのクレジットアナリストがクレジットファンダメンタルズを徹底的に調査し、ボトムアップ分析により魅力のある企業への投資機会の発掘に努めます。クレジットアナリストはポートフォリオマネージャーに投資アイデアを提示します。最高投資責任者を議長とするポートフォリオマネージャー会議において、戦略、アセットアロケーション、市場環境、今後の見通し等が議論され、投資方針が決定されます。

トレーディングは、原則ポートフォリオマネージャーが行います。システムに売買注文を入力する際には、自動的にコンプライアンス・チェックが行われるようになっています。

リスク管理については、運用プロセスの一部となっており、クレジットアナリストとポートフォリオマネージャーが定期的に個別銘柄およびポートフォリオ全体のリスクをモニターしています。

「野村マネー マザーファンド」
運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

②資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への投資は行ないません。

②外貨建資産への投資は行ないません。

③有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

④スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

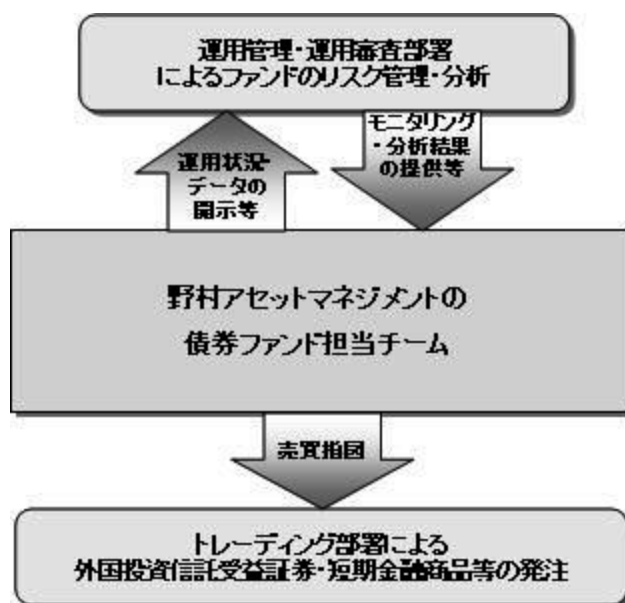
⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

■「野村マネー マザーファンド」の運用体制等について■

経済調査部署による国内外の経済調査および発行体の信用力調査をもとに、運用担当者が債券・短期金融商品等の銘柄選定やポートフォリオの構築を行ないます。運用審査部署がファンドのリスク管理・分析を行ない、モニタリング・分析結果を運用チームに提供します。

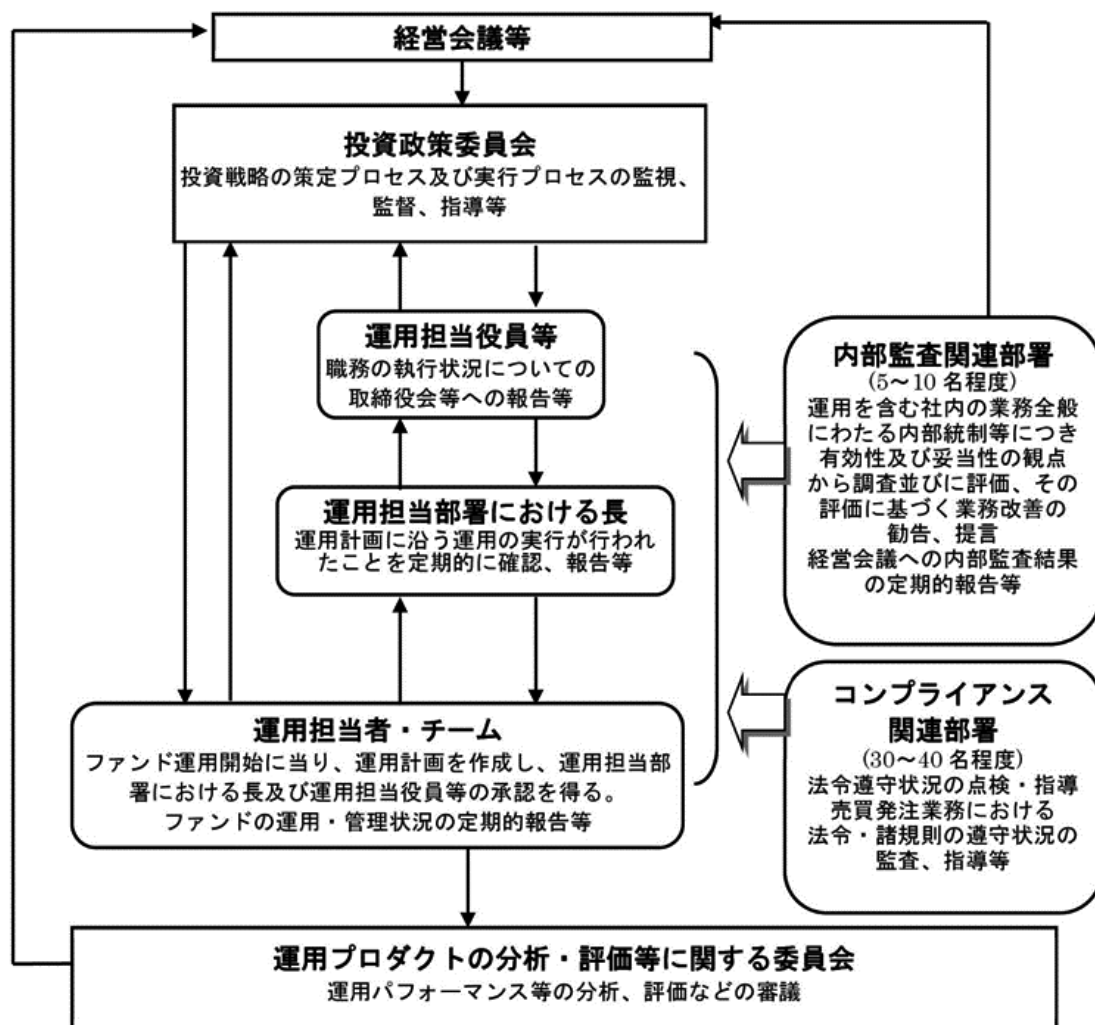
(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社は、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②＜毎月分配型（「メキシコペソコース（毎月分配型）」を除く）＞

収益分配金額は、上記①の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。また、毎年

1 月および 7 月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、上記①の範囲内で委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。

※「原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なう」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意下さい。

<メキシコペソコース（毎月分配型）>

収益分配金額は、上記①の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。また、毎年 1 月および 7 月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、上記分配相当額のほか、上記①の範囲内で委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。

<年 2 回決算型>

収益分配金額は、上記①の範囲で、原則として利子・配当等収益等および基準価額水準等を勘案して委託者が決定するものとします。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※利子・配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

※売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

*委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

<毎月分配型>

原則として毎月 25 日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

<年 2 回決算型>

原則として毎年 1 月および 7 月の各 25 日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

◆分配金のお支払い

お客様と販売会社とのご契約によって、以下の通りとなります。

[分配金をお支払いする契約の場合]

決算日から起算して 5 営業日までに支払いを開始いたします。^{※1}

[分配金を再投資する契約の場合]

分配金は税引き後無手数料で再投資されます。^{※2}

※1 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して 5 営業日までに支払いを開始します。

※2 再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

◆分配金に関する留意点

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

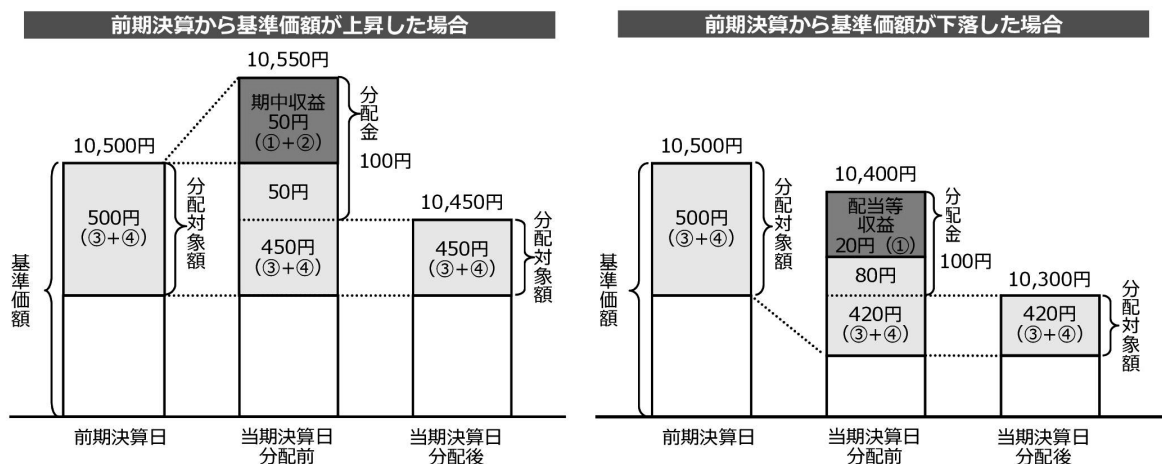


- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

- ・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

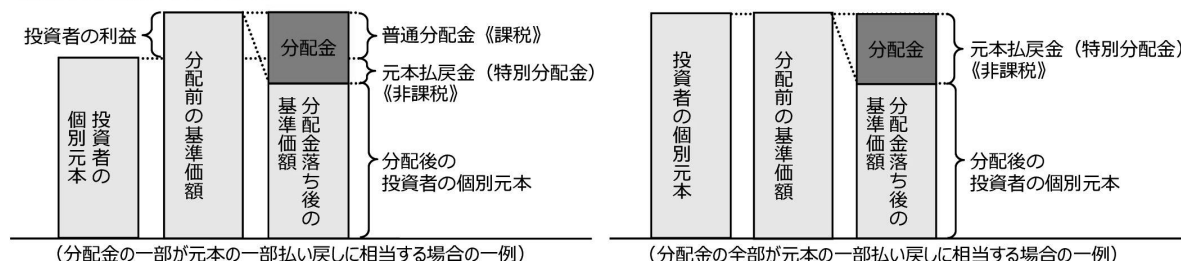
分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。



- 投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

普通分配金	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。
元本払戻金（特別分配金）	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の分配金の額が元本払戻金（特別分配金）となります。

- ◆投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。



分配金に関する留意点に記載の図はイメージ図であり、全ての状況について説明したものではありません。また、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

(5)【投資制限】

①投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への直接投資は行ないません。

③デリバティブの使用(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

デリバティブの直接利用は行ないません。

※一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の実質的な利用は行ないません。

④株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行ないません。

⑤同一銘柄の投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥公社債の借入れ(約款第 19 条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(ii) 上記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(iii) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(iv) 上記(i)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑦資金の借入れ(約款第 25 条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

(iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑧前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則

に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

3【投資リスク】

《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

〔債券価格変動リスク〕

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なうハイ・イールド債券等の格付の低い債券については、格付の高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性や組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクが高いと想定されます。

〔為替変動リスク〕

各コースの為替変動リスクは以下の通りです。

- ・円コース

投資対象である外国投資信託の組入資産（米ドル）について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。ただし、完全にヘッジすることは出来ませんので、米ドルの対円での為替変動の影響を受ける場合があります。

- ・米ドルコース

投資対象である外国投資信託の組入資産（米ドル）について、原則として対円で為替ヘッジを行ないませんので、米ドルの対円での為替変動の影響を受けます。

- ・上記以外の各コース

投資対象である外国投資信託の組入資産（米ドル）について、原則として米ドルを売り、各コースの通貨（通貨セレクトコースについては、米ドル以外の選定通貨）を買う為替取引を行ないますので、各コースの通貨の対円での為替変動の影響を受けます。ただし、外国投資信託の組入資産（米ドル）の額と当該為替取引における米ドル売りの額は必ずしも一致しないため、期待した投資効果が得られない場合があります。その場合、米ドルの対円での為替変動の影響も受けることとなります。

一部のコースが対象とする新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高く、その結果、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

各コース（米ドルコースを除く）の通貨の金利が米ドルの金利より低い場合、為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）がかかるため、基準価額の変動要因となります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- ◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ◆投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ◆各コースが各々投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、当該コースを繰上償還させます。
- ◆外国投資信託の組入資産について為替取引を行なう一部の新興国の為替市場においては、内外の為替取引の自由化が実施されておらず、実際の現地通貨での金銭の受渡に制約があるため、ファンドは NDF*（ノン・デリバブル・フォワード）を用いる場合があります。

NDF の取引価格の値動きと、実際の為替市場の値動きは、需給などの市況や規制等により大きく乖離する場合があります。その結果、ファンドの投資成果は、実際の為替市場や、金利市場の動向から想定されるものから大きく乖離する場合があります。なお、今後、NDF が利用できなくなった場合、ファンドの投資方針に沿った運用ができなくなる場合があります。

※NDF とは、為替取引を行なう場合に利用する直物為替先渡取引の一種で、当該国の通貨を用いず、米ドルまたはその他の主要な通貨によって差金決済する取引をいいます。
- ◆店頭デリバティブ取引等の金融取引に関して、国際的に規制の強化が行なわれており、ファンドが実質的に活用する当該金融取引が当該規制強化等の影響をうけ、当該金融取引を行なうための担保として現金等を提供する必要がある場合があります。その場合、追加的に現金等を保有するため、ファンドの実質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

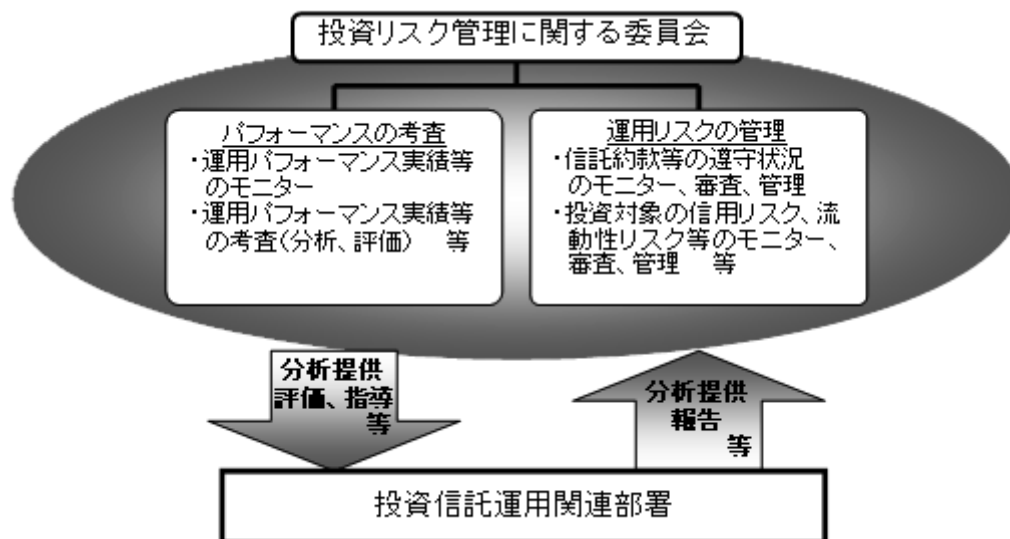
◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

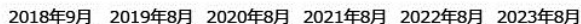
流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスク管理体制図



※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

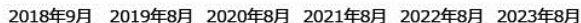
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



*年間騰落率は、2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

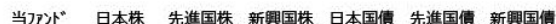
■円コース（年2回決算型）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



*年間騰落率は、2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファクト	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	22.7	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値 (%)	△ 15.9	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	△ 0.5	6.5	14.8	5.6	△ 0.5	2.9	3.2

* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

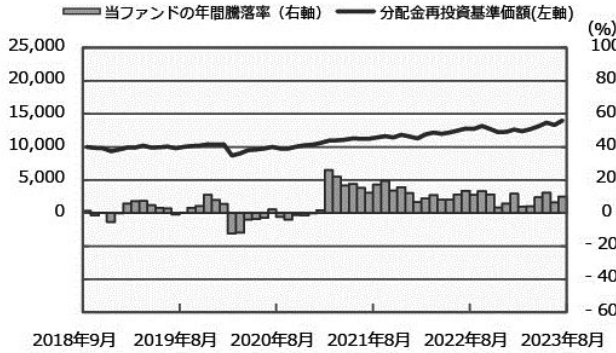


	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	22.6	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値 (%)	△ 15.9	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	△ 0.5	6.5	14.8	5.6	△ 0.5	2.9	3.2

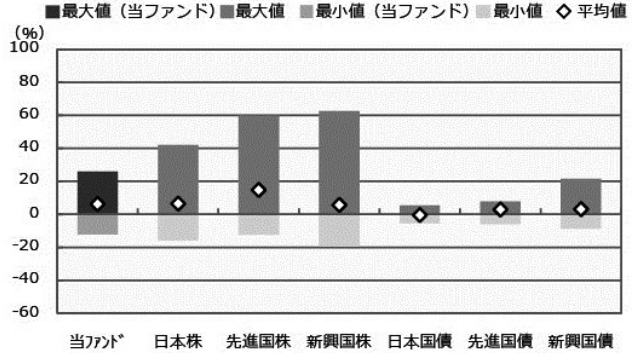
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

米ドルコース（毎月分配型）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



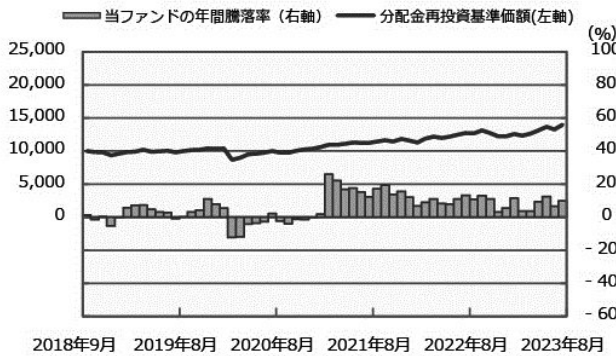
	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	25.9	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値 (%)	△ 12.3	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	6.2	6.5	14.8	5.6	△ 0.5	2.9	3.2

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年9月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

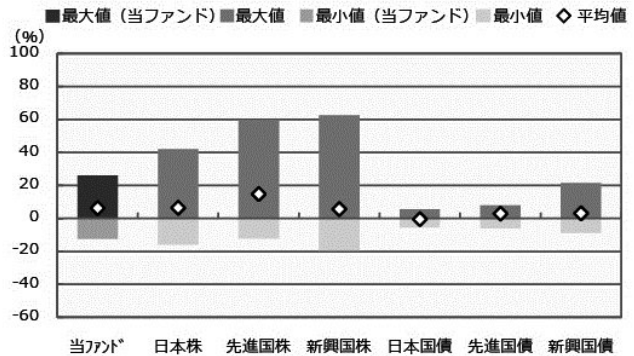
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

米ドルコース（年2回決算型）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



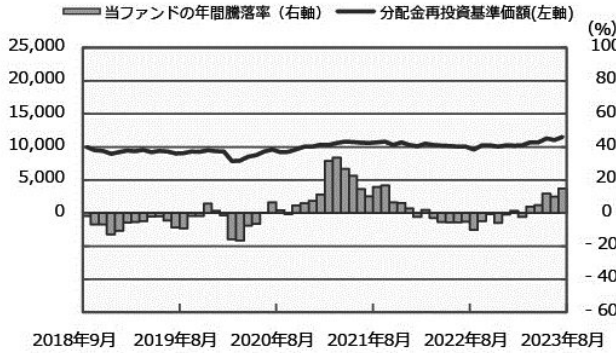
	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	26.0	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値 (%)	△ 12.4	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	6.2	6.5	14.8	5.6	△ 0.5	2.9	3.2

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年9月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

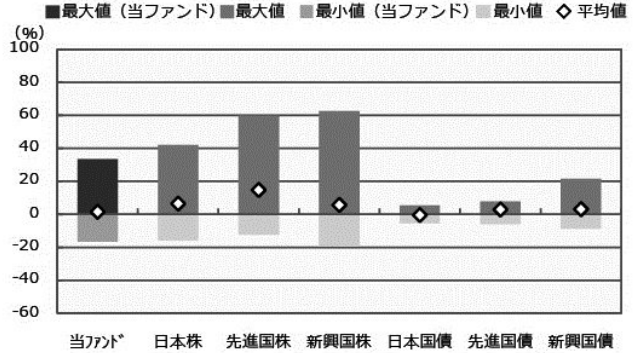
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

ユーロコース（毎月分配型）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



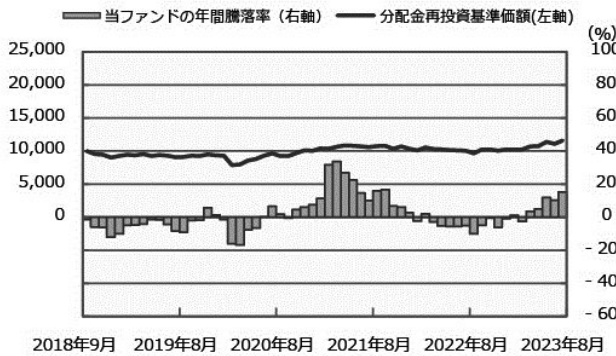
	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	33.4	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値 (%)	△ 16.7	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	1.5	6.5	14.8	5.6	△ 0.5	2.9	3.2

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年9月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

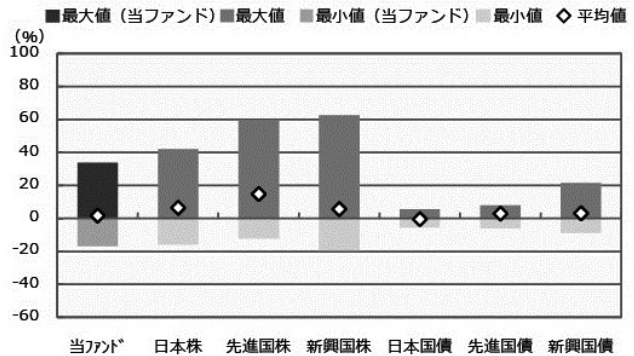
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

ユーロコース（年2回決算型）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



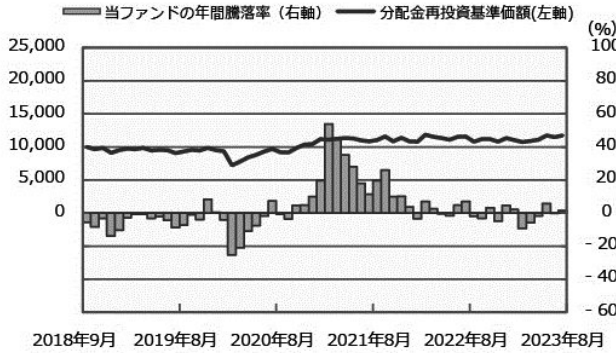
	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	33.7	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値 (%)	△ 16.8	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	1.7	6.5	14.8	5.6	△ 0.5	2.9	3.2

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年9月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

豪ドルコース（毎月分配型）

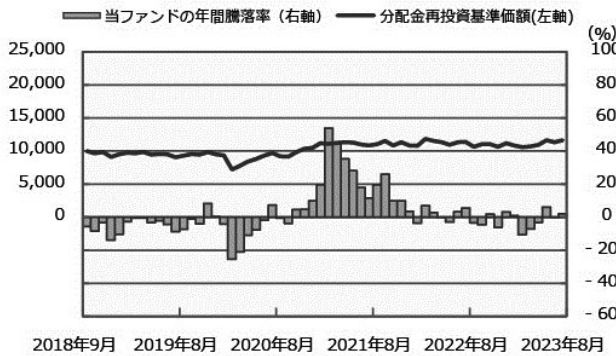
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年9月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

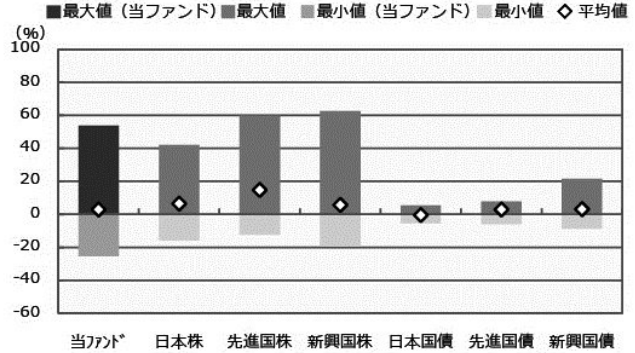
豪ドルコース（年2回決算型）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年9月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

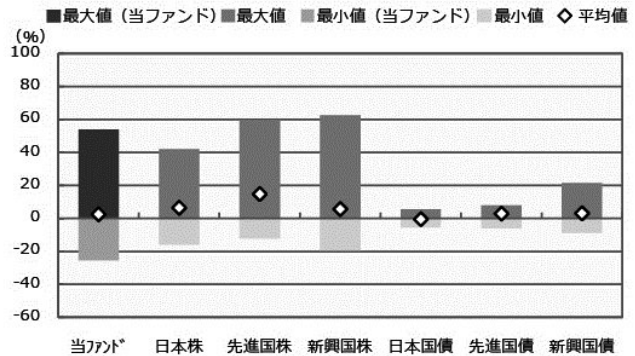
ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	53.8	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値 (%)	△ 25.4	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	2.8	6.5	14.8	5.6	△ 0.5	2.9	3.2

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

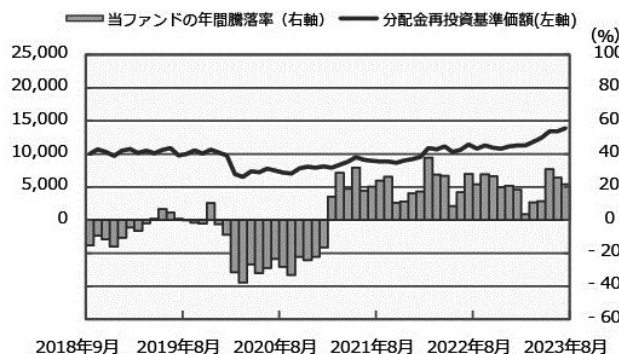


	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	53.9	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値 (%)	△ 25.5	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	2.5	6.5	14.8	5.6	△ 0.5	2.9	3.2

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

■ブラジルリアルコース（毎月分配型）

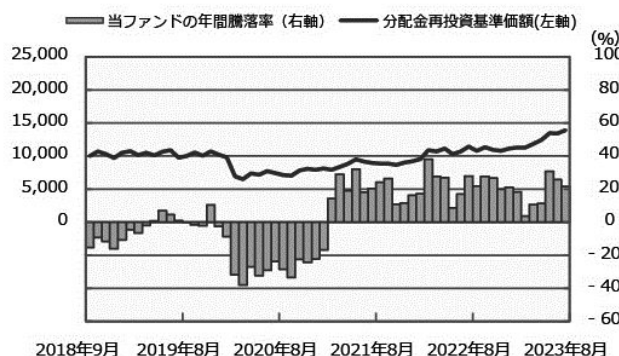
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年9月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

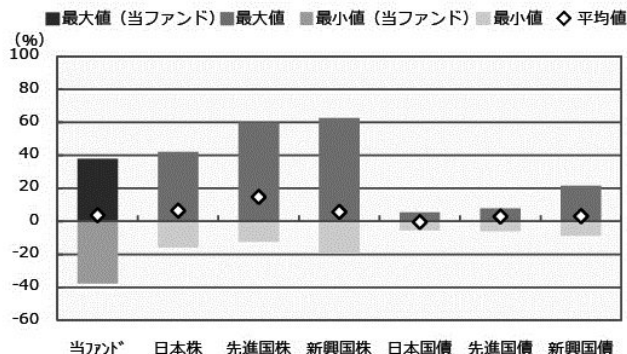
■ブラジルリアルコース（年2回決算型）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年9月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

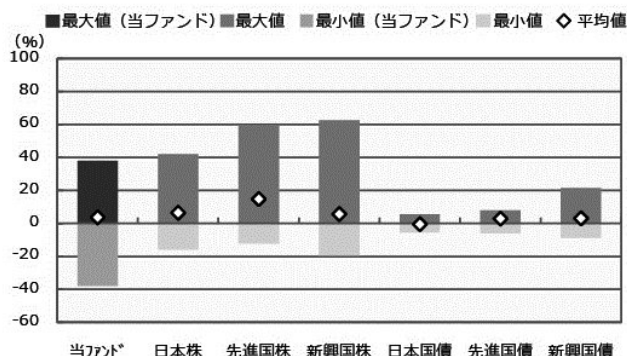
ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	37.8	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値 (%)	△ 37.8	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	3.7	6.5	14.8	5.6	△ 0.5	2.9	3.2

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

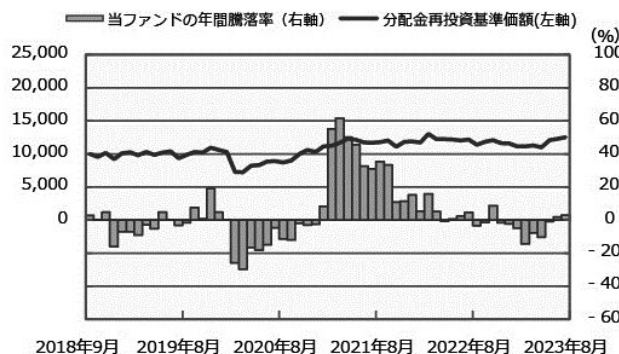


	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	37.9	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値 (%)	△ 38.0	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	3.7	6.5	14.8	5.6	△ 0.5	2.9	3.2

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

■南アフリカランドコース（毎月分配型）

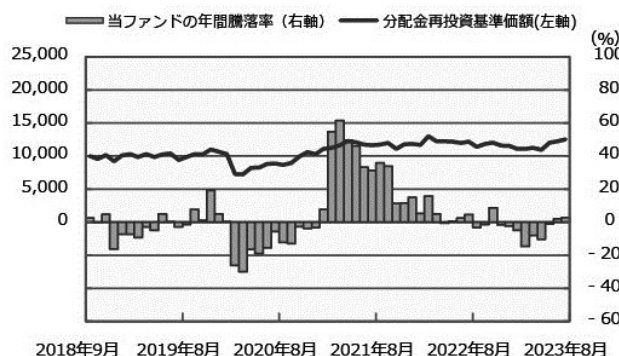
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年9月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

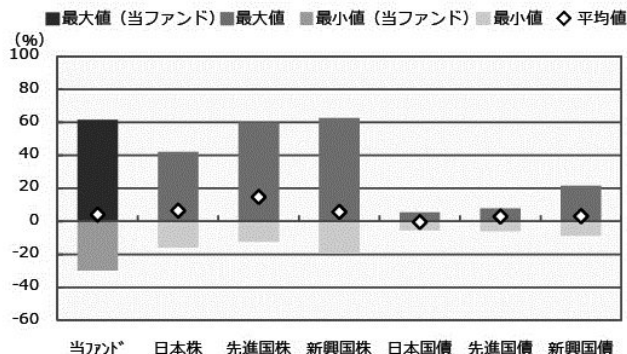
■南アフリカランドコース（年2回決算型）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年9月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

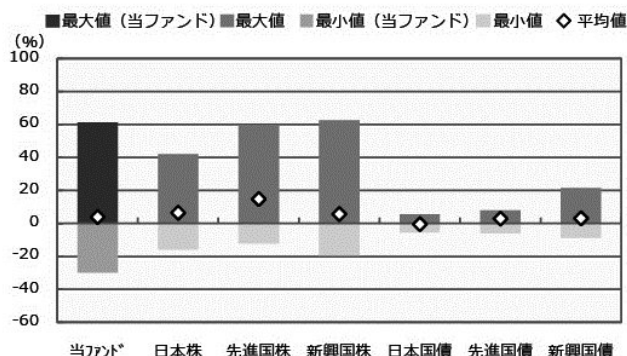
ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	61.6	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値 (%)	△ 29.8	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	4.0	6.5	14.8	5.6	△ 0.5	2.9	3.2

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

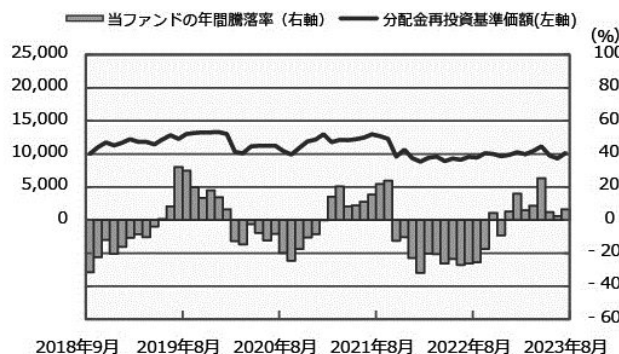


	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	61.2	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値 (%)	△ 29.9	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	3.9	6.5	14.8	5.6	△ 0.5	2.9	3.2

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

トルコリラコース（毎月分配型）

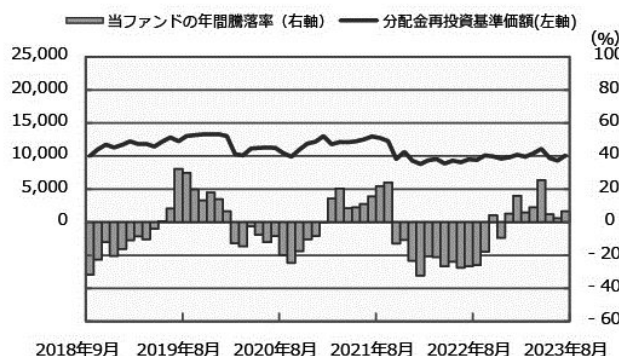
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年9月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

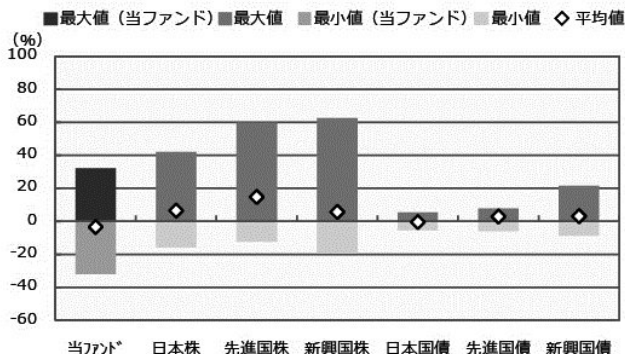
トルコリラコース（年2回決算型）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年9月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

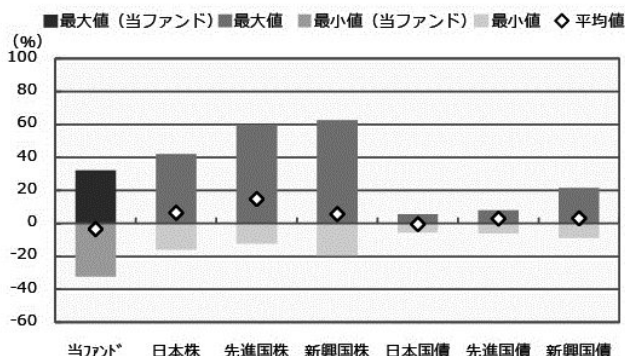
ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	32.1	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値 (%)	△ 32.0	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	△ 3.4	6.5	14.8	5.6	△ 0.5	2.9	3.2

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

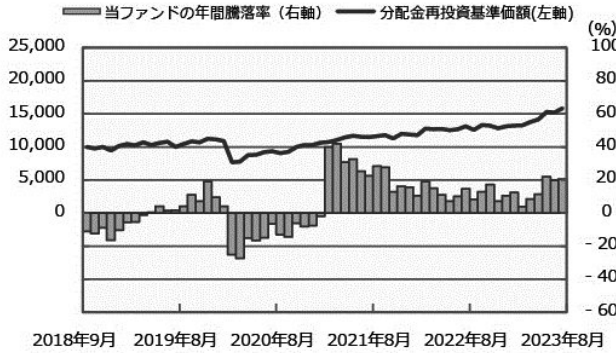


	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	32.2	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値 (%)	△ 32.4	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	△ 3.5	6.5	14.8	5.6	△ 0.5	2.9	3.2

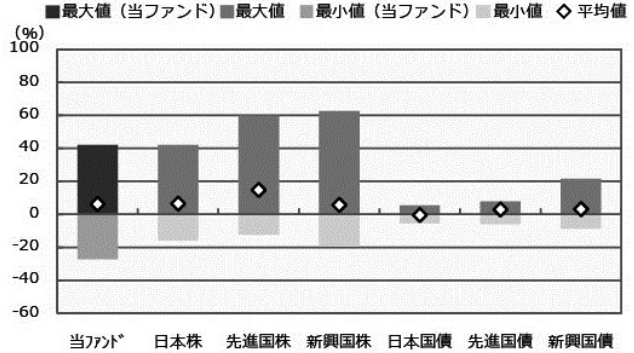
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

通貨セレクトコース（毎月分配型）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



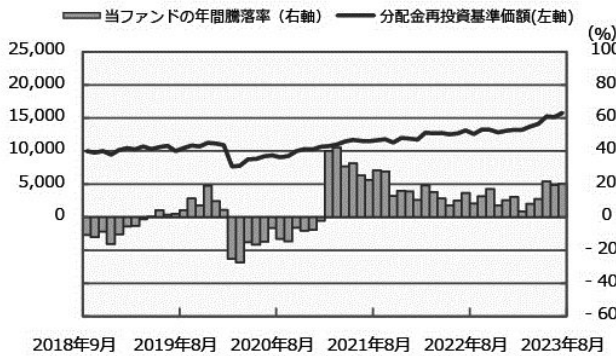
	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	42.0	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値 (%)	△ 27.4	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	6.2	6.5	14.8	5.6	△ 0.5	2.9	3.2

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年9月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

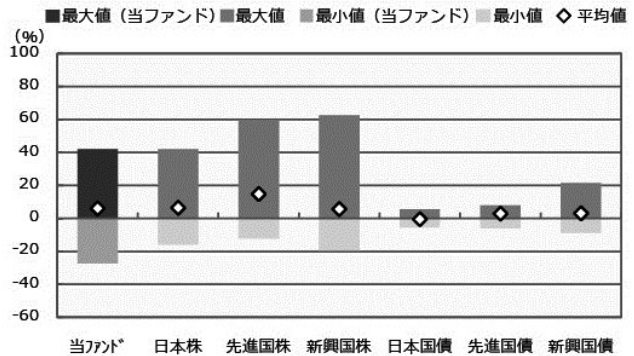
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

通貨セレクトコース（年2回決算型）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



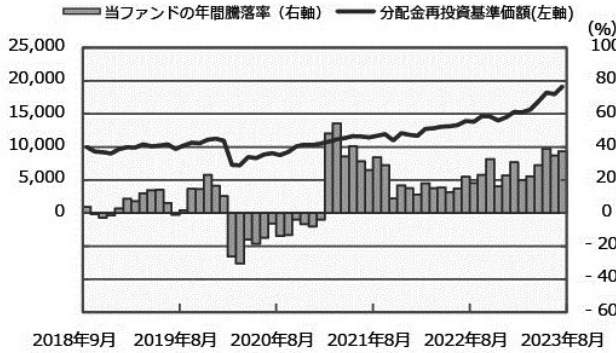
	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	42.0	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値 (%)	△ 27.4	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	6.1	6.5	14.8	5.6	△ 0.5	2.9	3.2

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年9月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

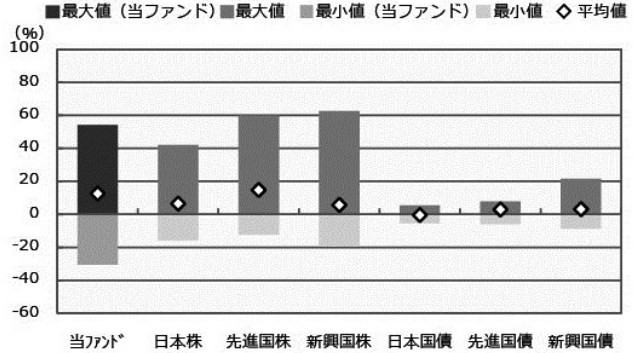
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

メキシコペソコース（毎月分配型）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



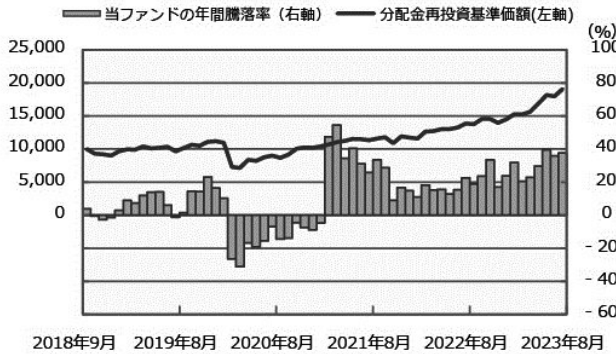
	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	54.2	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値 (%)	△ 30.5	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	12.5	6.5	14.8	5.6	△ 0.5	2.9	3.2

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年9月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

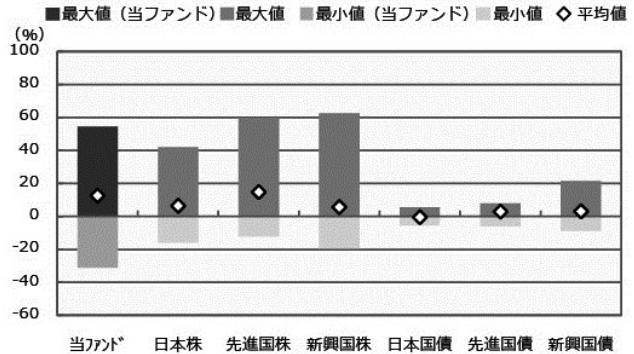
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

メキシコペソコース（年2回決算型）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	54.5	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値 (%)	△ 31.2	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	12.5	6.5	14.8	5.6	△ 0.5	2.9	3.2

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年9月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

＜代表的な資産クラスの指数＞

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社J P X総研又は株式会社J P X総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P Xにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
- JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JP SI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

①取得申込日の翌々営業日の基準価額に、3.3%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率)(税抜3.0%)以内*で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

②収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年0.968%(税抜年0.88%)の率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬率の配分については、次の通り(税抜)とします。

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
年0.35%	年0.50%	年0.03%

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

なお、この他にファンドが投資対象とする外国投資信託に関しても信託報酬等がかかります。

(参考)各ファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬

外国投資信託の名称	信託報酬率（年率）
ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド (JPY Class/USD Class/EUR Class/AUD Class/BRL Class/ ZAR Class/TRY Class/MXN Class)	0.70%
ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド (Currency Select Class)	0.85% ^(注)

(注) 純資産総額によっては、記載の信託報酬率を下回る場合があります。

◆上記の他、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、1年を超えない期間にわたり償却します。なお、申込手数料はかかりません。

◆ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率について、通常の状態においてはノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンドの各クラス受益

証券への投資比率は概ね 90%以上を目処としますので、概算値は以下の通りです。ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況によっては、実質的な信託報酬は変動します。

	実質的な信託報酬率（税込・年率）の概算値
通貨セレクトコースを 除く各コース	1.668%程度
通貨セレクトコース	1.818%程度 ^(注)

(注) 純資産総額によっては、記載の信託報酬率を下回る場合があります。

《支払先の役務の内容》

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに 伴う調査、受託会社への 指図、法定書面等の作 成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用 報告書等各種書類の送 付、口座内でのファンド の管理および事務手続き 等	ファンドの財産の保管・ 管理、委託会社からの指 図の実行等

(4) 【その他の手数料等】

- ① ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。
- ② ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。
- ③ ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額は信託財産から支払われます。
- ④ 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。
- ⑤ ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額[※]をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を 1 口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

* これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■ 個人、法人別の課税について ■

◆ 個人の投資家に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315% (国税 (所得税及び復興特別所得税))

15.315%および地方税 5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

＜換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税＞

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により 20.315%（国税 15.315%および地方税 5%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は 20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りま

す。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
・ 特定公社債 ^(注1) の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益 分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株 式、公募株式投資信託の ・ 譲渡益 ・ 譲渡損	・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益 分配金

（注 1）「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015 年 12 月 31 日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

（注 2）株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※公募株式投資信託は税法上、NISA（少額投資非課税制度）の適用対象であり、2024 年 1 月 1 日以降は一定の要件を満たした場合に NISA の適用対象となります。ファンドは、2024 年 1 月 1 日以降の NISA の対象とならない予定です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISA をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。2024 年 1 月 1 日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

また、2024 年 1 月 1 日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。（2023 年 8 月末現在）

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（国税 15.315%）の税率で源泉徴収※が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

〔個人の投資家の場合〕

換金（解約）時および償還時の差益[※]については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

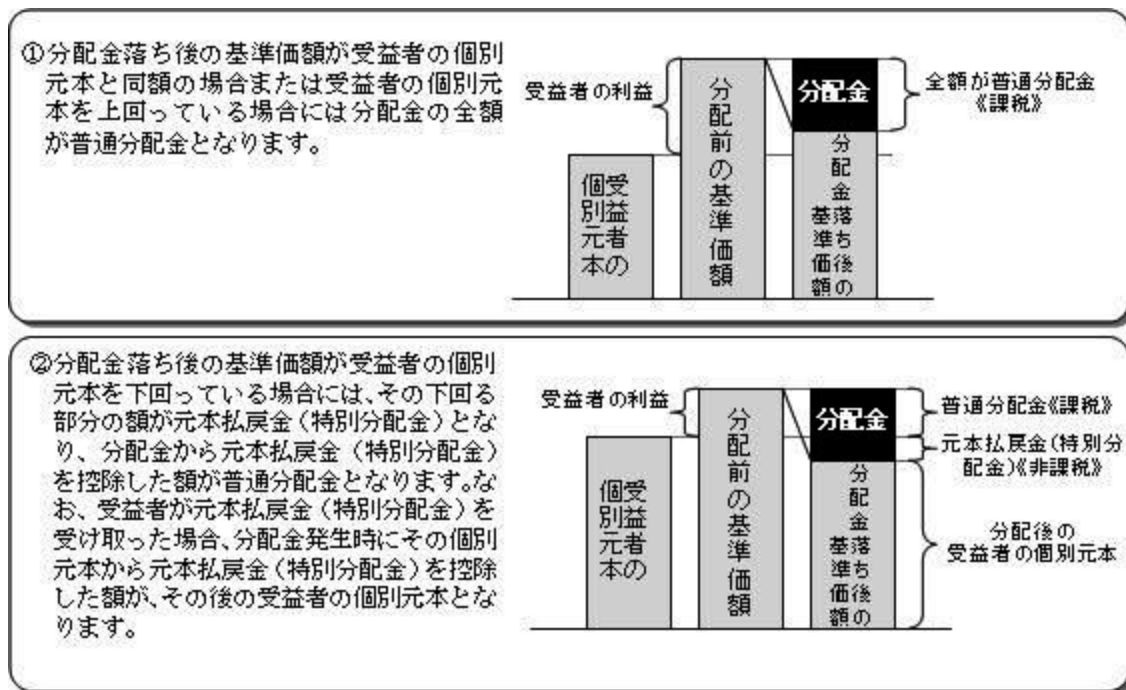
■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2023 年 8 月末現在）が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は 2023 年 8 月 31 日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	18,835,881,235	99.00
親投資信託受益証券	日本	1,001,867	0.00
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	188,376,309	0.99
合計（純資産総額）		19,025,259,411	100.00

野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	15,835,146,414	98.58
親投資信託受益証券	日本	100,186	0.00
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	227,369,564	1.41
合計（純資産総額）		16,062,616,164	100.00

野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	100,213,566,795	98.74
親投資信託受益証券	日本	100,186	0.00
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1,270,615,920	1.25
合計（純資産総額）		101,484,282,901	100.00

野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	27,742,274,685	98.35
親投資信託受益証券	日本	100,186	0.00
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	463,418,209	1.64
合計（純資産総額）		28,205,793,080	100.00

野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）毎月分配型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	58,311,000	98.56
親投資信託受益証券	日本	100,186	0.16
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	748,415	1.26

合計（純資産総額）	59,159,601	100.00
-----------	------------	--------

野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）年2回決算型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	95,400,330	98.78
親投資信託受益証券	日本	10,018	0.01
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1,165,224	1.20
合計（純資産総額）		96,575,572	100.00

野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	21,321,578,538	98.98
親投資信託受益証券	日本	1,001,867	0.00
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	217,596,429	1.01
合計（純資産総額）		21,540,176,834	100.00

野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年2回決算型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,078,360,335	97.82
親投資信託受益証券	日本	1,001,867	0.09
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	22,954,155	2.08
合計（純資産総額）		1,102,316,357	100.00

野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	32,971,128,465	98.46
親投資信託受益証券	日本	1,001,867	0.00
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	513,740,432	1.53
合計（純資産総額）		33,485,870,764	100.00

野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	2,456,478,486	98.87
親投資信託受益証券	日本	1,001,867	0.04
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	27,053,209	1.08
合計（純資産総額）		2,484,533,562	100.00

野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
-------	------	---------	---------

投資信託受益証券	ケイマン諸島	311, 377, 559	98. 46
親投資信託受益証券	日本	1, 001, 867	0. 31
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	3, 842, 008	1. 21
合計（純資産総額）		316, 221, 434	100. 00

野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	29, 453, 537	98. 56
親投資信託受益証券	日本	100, 185	0. 33
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	328, 862	1. 10
合計（純資産総額）		29, 882, 584	100. 00

野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1, 770, 134, 520	97. 61
親投資信託受益証券	日本	1, 001, 867	0. 05
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	42, 202, 917	2. 32
合計（純資産総額）		1, 813, 339, 304	100. 00

野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年2回決算型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	535, 369, 422	98. 81
親投資信託受益証券	日本	100, 186	0. 01
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	6, 305, 529	1. 16
合計（純資産総額）		541, 775, 137	100. 00

野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	4, 528, 611, 855	98. 76
親投資信託受益証券	日本	1, 001, 868	0. 02
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	55, 511, 485	1. 21
合計（純資産総額）		4, 585, 125, 208	100. 00

野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年2回決算型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1, 190, 746, 872	98. 84
親投資信託受益証券	日本	100, 187	0. 00
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	13, 789, 763	1. 14
合計（純資産総額）		1, 204, 636, 822	100. 00

野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,388,602,650	98.75
親投資信託受益証券	日本	10,000	0.00
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	17,479,475	1.24
合計（純資産総額）		1,406,092,125	100.00

野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	895,520,754	98.88
親投資信託受益証券	日本	10,000	0.00
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	10,117,331	1.11
合計（純資産総額）		905,648,085	100.00

（参考）野村マネー マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
地方債証券	日本	210,053,052	3.03
特殊債券	日本	54,042,322	0.77
社債券	日本	100,039,617	1.44
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	6,567,847,355	94.74
合計（純資産総額）		6,931,982,346	100.00

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(JPY Class)	3,799,855	4,931	18,737,085,005	4,957	18,835,881,235	99.00
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	982,608	1.0196	1,001,867	1.0196	1,001,867	0.00

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.00
親投資信託受益証券	0.00
合 計	99.00

野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価	簿価金額	評価単価	評価金額	投資比率
----	------	----	-----	----	------	------	------	------	------

					(円)	(円)	(円)	(円)	(%)
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(JPY Class)	3,194,502	5,003	15,984,936,612	4,957	15,835,146,414	98.58
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	98,261	1.0196	100,186	1.0196	100,186	0.00

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.58
親投資信託受益証券	0.00
合 計	98.58

野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(USD Class)	14,006,089	7,055	98,821,852,092	7,155	100,213,566,795	98.74
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	98,261	1.0196	100,186	1.0196	100,186	0.00

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.74
親投資信託受益証券	0.00
合 計	98.74

野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(USD Class)	3,877,327	6,993	27,116,062,208	7,155	27,742,274,685	98.35
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	98,261	1.0196	100,186	1.0196	100,186	0.00

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.35
親投資信託受益証券	0.00
合 計	98.35

野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）毎月分配型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(EUR Class)	9,900	5,810	57,519,000	5,890	58,311,000	98.56
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	98,261	1.0196	100,186	1.0196	100,186	0.16

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.56
親投資信託受益証券	0.16
合 計	98.73

野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）年2回決算型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(EUR Class)	16,197	5,855	94,834,275	5,890	95,400,330	98.78
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	9,826	1.0196	10,018	1.0196	10,018	0.01

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.78
親投資信託受益証券	0.01
合 計	98.79

野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(AUD Class)	5,412,942	3,889	21,050,931,438	3,939	21,321,578,538	98.98
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	982,608	1.0196	1,001,867	1.0196	1,001,867	0.00

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.98
親投資信託受益証券	0.00
合 計	98.98

野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年2回決算型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(AUD Class)	273,765	3,974	1,087,942,110	3,939	1,078,360,335	97.82
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	982,608	1.0196	1,001,867	1.0196	1,001,867	0.09

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.82
親投資信託受益証券	0.09
合 計	97.91

野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(BRL Class)	14,912,315	2,176	32,449,197,440	2,211	32,971,128,465	98.46
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	982,608	1.0196	1,001,867	1.0196	1,001,867	0.00

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.46
親投資信託受益証券	0.00
合 計	98.46

野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(BRL Class)	1,111,026	2,162	2,402,038,212	2,211	2,456,478,486	98.87
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	982,608	1.0196	1,001,867	1.0196	1,001,867	0.04

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.87
親投資信託受益証券	0.04
合 計	98.91

野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(ZAR Class)	95,897	3,202	307,062,194	3,247	311,377,559	98.46
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネー マザーファンド	982,608	1.0196	1,001,867	1.0196	1,001,867	0.31

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.46
親投資信託受益証券	0.31
合 計	98.78

野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(ZAR Class)	9,071	3,224	29,244,904	3,247	29,453,537	98.56

2	日本	親投資信託 受益証券	野村マネー マザーファンド	98,260	1.0196	100,185	1.0196	100,185	0.33
---	----	---------------	---------------	--------	--------	---------	--------	---------	------

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.56
親投資信託受益証券	0.33
合 計	98.89

野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	ノムラ・ケイマン・ハイ・イール ド・ファンド(TRY Class)	1,428,680	1,180	1,685,842,400	1,239	1,770,134,520	97.61
2	日本	親投資信託 受益証券	野村マネー マザーファンド	982,608	1.0196	1,001,867	1.0196	1,001,867	0.05

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.61
親投資信託受益証券	0.05
合 計	97.67

野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年2回決算型

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	ノムラ・ケイマン・ハイ・イール ド・ファンド(TRY Class)	432,098	1,157	499,937,386	1,239	535,369,422	98.81
2	日本	親投資信託 受益証券	野村マネー マザーファンド	98,261	1.0196	100,186	1.0196	100,186	0.01

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.81
親投資信託受益証券	0.01
合 計	98.83

野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	ノムラ・ケイマン・ハイ・イール ド・ファンド (Currency Select Class)	926,665	4,816	4,462,818,640	4,887	4,528,611,855	98.76
2	日本	親投資信託 受益証券	野村マネー マザーファンド	982,609	1.0196	1,001,868	1.0196	1,001,868	0.02

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
----	----------

投資信託受益証券	98.76
親投資信託受益証券	0.02
合 計	98.78

野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年2回決算型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	ノムラ・ケイマン・ハイ・イール ド・ファンド (Currency Select Class)	243,656	4,785	1,166,074,265	4,887	1,190,746,872	98.84
2	日本	親投資信託 受益証券	野村マネー マザーファンド	98,262	1.0196	100,187	1.0196	100,187	0.00

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.84
親投資信託受益証券	0.00
合 計	98.85

野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	ノムラ・ケイマン・ハイ・イール ド・ファンド (MXN Class)	150,575	9,076	1,366,618,700	9,222	1,388,602,650	98.75
2	日本	親投資信託 受益証券	野村マネー マザーファンド	9,808	1.0196	10,000	1.0196	10,000	0.00

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.75
親投資信託受益証券	0.00
合 計	98.75

野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	ノムラ・ケイマン・ハイ・イール ド・ファンド (MXN Class)	97,107	8,816	856,175,910	9,222	895,520,754	98.88
2	日本	親投資信託 受益証券	野村マネー マザーファンド	9,808	1.0196	10,000	1.0196	10,000	0.00

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.88
親投資信託受益証券	0.00
合 計	98.88

(参考) 野村マネー マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	社債券	三井住友ファイ ナンス&リース 第21回社債間 限定同順位特約 付	100,000,000	100.03	100,039,617	100.03	100,039,617	0.18	2023/11/27	1.44
2	日本	地方債証券	大阪府 公募 (5年) 第15 5回	100,000,000	100.00	100,000,000	100.00	100,000,000	0.001	2023/10/30	1.44
3	日本	地方債証券	京都府 公募平 成25年度第7 回	90,000,000	100.04	90,038,856	100.04	90,038,856	0.8	2023/9/19	1.29
4	日本	特殊債券	日本高速道路保 有・債務返済機 構債券 政府保 証債第200回	34,000,000	100.06	34,022,852	100.06	34,022,852	0.801	2023/9/29	0.49
5	日本	特殊債券	地方公共団体金 融機構債券 第 54回	10,000,000	100.17	10,017,430	100.17	10,017,430	0.73	2023/11/28	0.14
6	日本	地方債証券	愛知県 公募平 成25年度第1 5回	10,000,000	100.10	10,010,500	100.10	10,010,500	0.699	2023/10/25	0.14
7	日本	地方債証券	東京都 公募第 724回	10,000,000	100.03	10,003,696	100.03	10,003,696	0.7	2023/9/20	0.14
8	日本	特殊債券	西日本高速道路 第47回	10,000,000	100.02	10,002,040	100.02	10,002,040	0.07	2023/12/20	0.14

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率 (%)
地方債証券	3.03
特殊債券	0.77
社債券	1.44
合 計	5.25

②【投資不動産物件】

野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型

該当事項はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型

該当事項はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）年2回決算型

該当事項はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年2回決算型

該当事項はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型

該当事項はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型

該当事項はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年2回決算型

該当事項はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年2回決算型

該当事項はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型

該当事項はありません。

（参考）野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型

該当事項はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型

該当事項はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）年2回決算型

該当事項はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年2回決算型

該当事項はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型

該当事項はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型

該当事項はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年2回決算型

該当事項はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年2回決算型

該当事項はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型

該当事項はありません。

（参考）野村マネー マザーファンド

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型

2023年8月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第10特定期間	（2014年1月27日）	20,143	20,274	1.0806	1.0876
第11特定期間	（2014年7月25日）	21,507	21,647	1.0719	1.0789
第12特定期間	（2015年1月26日）	18,501	18,630	1.0063	1.0133
第13特定期間	（2015年7月27日）	17,456	17,582	0.9738	0.9808
第14特定期間	（2016年1月25日）	14,205	14,324	0.8341	0.8411
第15特定期間	（2016年7月25日）	33,979	34,243	0.8985	0.9055
第16特定期間	（2017年1月25日）	53,487	53,785	0.8983	0.9033
第17特定期間	（2017年7月25日）	52,036	52,327	0.8928	0.8978
第18特定期間	（2018年1月25日）	45,875	46,033	0.8734	0.8764

第 19 特定期間	(2018 年 7 月 25 日)	34, 886	34, 969	0. 8423	0. 8443
第 20 特定期間	(2019 年 1 月 25 日)	27, 158	27, 224	0. 8163	0. 8183
第 21 特定期間	(2019 年 7 月 25 日)	24, 251	24, 309	0. 8347	0. 8367
第 22 特定期間	(2020 年 1 月 27 日)	21, 448	21, 499	0. 8405	0. 8425
第 23 特定期間	(2020 年 7 月 27 日)	21, 532	21, 586	0. 7929	0. 7949
第 24 特定期間	(2021 年 1 月 25 日)	21, 505	21, 557	0. 8414	0. 8434
第 25 特定期間	(2021 年 7 月 26 日)	19, 402	19, 448	0. 8517	0. 8537
第 26 特定期間	(2022 年 1 月 25 日)	17, 637	17, 680	0. 8341	0. 8361
第 27 特定期間	(2022 年 7 月 25 日)	15, 902	15, 945	0. 7358	0. 7378
第 28 特定期間	(2023 年 1 月 25 日)	19, 561	19, 614	0. 7272	0. 7292
第 29 特定期間	(2023 年 7 月 25 日)	19, 333	19, 387	0. 7085	0. 7105
2022 年 8 月末日		16, 331	—	0. 7339	—
9 月末日		15, 823	—	0. 6965	—
10 月末日		16, 625	—	0. 7092	—
11 月末日		17, 885	—	0. 7182	—
12 月末日		18, 692	—	0. 7102	—
2023 年 1 月末日		19, 644	—	0. 7270	—
2 月末日		19, 261	—	0. 7073	—
3 月末日		19, 335	—	0. 7075	—
4 月末日		19, 697	—	0. 7129	—
5 月末日		19, 309	—	0. 7002	—
6 月末日		19, 357	—	0. 7044	—
7 月末日		19, 275	—	0. 7077	—
8 月末日		19, 025	—	0. 7021	—

野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年 2 回決算型

2023 年 8 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 10 計算期間	(2014 年 1 月 27 日)	2, 712	2, 714	1. 5886	1. 5896
第 11 計算期間	(2014 年 7 月 25 日)	2, 979	2, 980	1. 6373	1. 6383
第 12 計算期間	(2015 年 1 月 26 日)	2, 231	2, 232	1. 6011	1. 6021
第 13 計算期間	(2015 年 7 月 27 日)	1, 517	1, 518	1. 6145	1. 6155
第 14 計算期間	(2016 年 1 月 25 日)	1, 265	1, 266	1. 4477	1. 4487
第 15 計算期間	(2016 年 7 月 25 日)	4, 959	4, 962	1. 6346	1. 6356
第 16 計算期間	(2017 年 1 月 25 日)	8, 554	8, 559	1. 6929	1. 6939
第 17 計算期間	(2017 年 7 月 25 日)	8, 922	8, 927	1. 7387	1. 7397
第 18 計算期間	(2018 年 1 月 25 日)	7, 752	7, 756	1. 7469	1. 7479

第 19 計算期間	(2018 年 7 月 25 日)	5,991	5,994	1.7177	1.7187
第 20 計算期間	(2019 年 1 月 25 日)	5,242	5,245	1.6887	1.6897
第 21 計算期間	(2019 年 7 月 25 日)	5,858	5,861	1.7507	1.7517
第 22 計算期間	(2020 年 1 月 27 日)	5,700	5,703	1.7876	1.7886
第 23 計算期間	(2020 年 7 月 27 日)	9,800	9,806	1.7088	1.7098
第 24 計算期間	(2021 年 1 月 25 日)	7,171	7,175	1.8391	1.8401
第 25 計算期間	(2021 年 7 月 26 日)	6,391	6,394	1.8875	1.8885
第 26 計算期間	(2022 年 1 月 25 日)	5,966	5,969	1.8734	1.8744
第 27 計算期間	(2022 年 7 月 25 日)	6,045	6,048	1.6782	1.6792
第 28 計算期間	(2023 年 1 月 25 日)	15,174	15,183	1.6837	1.6847
第 29 計算期間	(2023 年 7 月 25 日)	16,199	16,209	1.6673	1.6683
	2022 年 8 月末日	7,900	—	1.6773	—
	9 月末日	8,518	—	1.5967	—
	10 月末日	9,857	—	1.6301	—
	11 月末日	12,186	—	1.6549	—
	12 月末日	14,241	—	1.6408	—
	2023 年 1 月末日	15,527	—	1.6834	—
	2 月末日	15,227	—	1.6423	—
	3 月末日	15,233	—	1.6474	—
	4 月末日	15,520	—	1.6647	—
	5 月末日	15,334	—	1.6394	—
	6 月末日	15,957	—	1.6540	—
	7 月末日	16,168	—	1.6654	—
	8 月末日	16,062	—	1.6570	—

野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型

2023 年 8 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 10 特定期間	(2014 年 1 月 27 日)	15,140	15,227	1.2144	1.2214
第 11 特定期間	(2014 年 7 月 25 日)	19,655	19,770	1.1914	1.1984
第 12 特定期間	(2015 年 1 月 26 日)	19,658	19,764	1.3080	1.3150
第 13 特定期間	(2015 年 7 月 27 日)	18,140	18,235	1.3346	1.3416
第 14 特定期間	(2016 年 1 月 25 日)	13,206	13,289	1.1064	1.1134
第 15 特定期間	(2016 年 7 月 25 日)	15,413	15,512	1.0907	1.0977
第 16 特定期間	(2017 年 1 月 25 日)	20,486	20,610	1.1627	1.1697
第 17 特定期間	(2017 年 7 月 25 日)	22,374	22,511	1.1427	1.1497
第 18 特定期間	(2018 年 1 月 25 日)	20,341	20,470	1.1079	1.1149

第 19 特定期間	(2018 年 7 月 25 日)	19,177	19,302	1.0719	1.0789
第 20 特定期間	(2019 年 1 月 25 日)	22,362	22,517	1.0111	1.0181
第 21 特定期間	(2019 年 7 月 25 日)	31,716	31,936	1.0093	1.0163
第 22 特定期間	(2020 年 1 月 27 日)	41,504	41,790	1.0135	1.0205
第 23 特定期間	(2020 年 7 月 27 日)	49,927	50,311	0.9105	0.9175
第 24 特定期間	(2021 年 1 月 25 日)	49,359	49,738	0.9124	0.9194
第 25 特定期間	(2021 年 7 月 26 日)	46,455	46,798	0.9477	0.9547
第 26 特定期間	(2022 年 1 月 25 日)	48,088	48,447	0.9358	0.9428
第 27 特定期間	(2022 年 7 月 25 日)	51,951	52,322	0.9793	0.9863
第 28 特定期間	(2023 年 1 月 25 日)	70,838	71,382	0.9116	0.9186
第 29 特定期間	(2023 年 7 月 25 日)	96,787	97,491	0.9619	0.9689
2022 年 8 月末日		55,954	—	0.9809	—
9 月末日		57,876	—	0.9702	—
10 月末日		62,481	—	0.9981	—
11 月末日		66,645	—	0.9578	—
12 月末日		68,874	—	0.9141	—
2023 年 1 月末日		71,455	—	0.9087	—
2 月末日		77,311	—	0.9282	—
3 月末日		77,333	—	0.9023	—
4 月末日		81,975	—	0.9166	—
5 月末日		88,253	—	0.9438	—
6 月末日		95,243	—	0.9770	—
7 月末日		95,540	—	0.9424	—
8 月末日		101,484	—	0.9854	—

野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年 2 回決算型

2023 年 8 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第 10 計算期間	(2014 年 1 月 27 日)	3,230	3,232	1.7989	1.7999
第 11 計算期間	(2014 年 7 月 25 日)	4,004	4,006	1.8260	1.8270
第 12 計算期間	(2015 年 1 月 26 日)	4,227	4,229	2.0703	2.0713
第 13 計算期間	(2015 年 7 月 27 日)	4,785	4,787	2.1800	2.1810
第 14 計算期間	(2016 年 1 月 25 日)	3,674	3,676	1.8681	1.8691
第 15 計算期間	(2016 年 7 月 25 日)	4,227	4,230	1.9132	1.9142
第 16 計算期間	(2017 年 1 月 25 日)	4,765	4,767	2.1193	2.1203
第 17 計算期間	(2017 年 7 月 25 日)	5,200	5,202	2.1599	2.1609
第 18 計算期間	(2018 年 1 月 25 日)	4,492	4,494	2.1728	2.1738

第 19 計算期間	(2018 年 7 月 25 日)	4, 162	4, 164	2. 1861	2. 1871
第 20 計算期間	(2019 年 1 月 25 日)	4, 506	4, 508	2. 1450	2. 1460
第 21 計算期間	(2019 年 7 月 25 日)	5, 655	5, 658	2. 2296	2. 2306
第 22 計算期間	(2020 年 1 月 27 日)	6, 954	6, 957	2. 3332	2. 3342
第 23 計算期間	(2020 年 7 月 27 日)	10, 781	10, 786	2. 1961	2. 1971
第 24 計算期間	(2021 年 1 月 25 日)	10, 987	10, 992	2. 3039	2. 3049
第 25 計算期間	(2021 年 7 月 26 日)	10, 148	10, 152	2. 5003	2. 5013
第 26 計算期間	(2022 年 1 月 25 日)	9, 128	9, 131	2. 5795	2. 5805
第 27 計算期間	(2022 年 7 月 25 日)	11, 730	11, 734	2. 8154	2. 8164
第 28 計算期間	(2023 年 1 月 25 日)	20, 204	20, 211	2. 7366	2. 7376
第 29 計算期間	(2023 年 7 月 25 日)	26, 807	26, 816	3. 0222	3. 0232
2022 年 8 月末日		13, 032	—	2. 8400	—
9 月末日		13, 826	—	2. 8293	—
10 月末日		16, 329	—	2. 9314	—
11 月末日		18, 094	—	2. 8333	—
12 月末日		19, 389	—	2. 7235	—
2023 年 1 月末日		20, 368	—	2. 7278	—
2 月末日		23, 260	—	2. 8080	—
3 月末日		23, 740	—	2. 7505	—
4 月末日		25, 156	—	2. 8154	—
5 月末日		25, 430	—	2. 9227	—
6 月末日		26, 620	—	3. 0480	—
7 月末日		26, 380	—	2. 9611	—
8 月末日		28, 205	—	3. 1184	—

野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）毎月分配型

2023 年 8 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 10 特定期間	(2014 年 1 月 27 日)	249	250	1. 1365	1. 1425
第 11 特定期間	(2014 年 7 月 25 日)	217	218	1. 1035	1. 1095
第 12 特定期間	(2015 年 1 月 26 日)	156	157	1. 0350	1. 0410
第 13 特定期間	(2015 年 7 月 27 日)	108	108	1. 0162	1. 0222
第 14 特定期間	(2016 年 1 月 25 日)	80	80	0. 8253	0. 8313
第 15 特定期間	(2016 年 7 月 25 日)	84	85	0. 8198	0. 8258
第 16 特定期間	(2017 年 1 月 25 日)	89	89	0. 8525	0. 8565
第 17 特定期間	(2017 年 7 月 25 日)	94	95	0. 9062	0. 9102
第 18 特定期間	(2018 年 1 月 25 日)	185	186	0. 9303	0. 9333

第 19 特定期間	(2018 年 7 月 25 日)	169	170	0.8566	0.8586
第 20 特定期間	(2019 年 1 月 25 日)	83	83	0.7945	0.7965
第 21 特定期間	(2019 年 7 月 25 日)	80	80	0.7860	0.7880
第 22 特定期間	(2020 年 1 月 27 日)	69	69	0.7936	0.7956
第 23 特定期間	(2020 年 7 月 27 日)	63	63	0.7584	0.7604
第 24 特定期間	(2021 年 1 月 25 日)	69	69	0.8181	0.8201
第 25 特定期間	(2021 年 7 月 26 日)	66	66	0.8441	0.8461
第 26 特定期間	(2022 年 1 月 25 日)	63	63	0.8231	0.8251
第 27 特定期間	(2022 年 7 月 25 日)	61	61	0.7897	0.7917
第 28 特定期間	(2023 年 1 月 25 日)	58	58	0.7869	0.7889
第 29 特定期間	(2023 年 7 月 25 日)	60	60	0.8613	0.8633
2022 年 8 月末日		60	—	0.7773	—
9 月末日		57	—	0.7429	—
10 月末日		61	—	0.7890	—
11 月末日		58	—	0.7886	—
12 月末日		56	—	0.7697	—
2023 年 1 月末日		57	—	0.7835	—
2 月末日		57	—	0.7799	—
3 月末日		57	—	0.7806	—
4 月末日		59	—	0.8105	—
5 月末日		57	—	0.8099	—
6 月末日		60	—	0.8549	—
7 月末日		58	—	0.8325	—
8 月末日		59	—	0.8664	—

野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）年 2 回決算型

2023 年 8 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 10 計算期間	(2014 年 1 月 27 日)	21	21	1.8785	1.8795
第 11 計算期間	(2014 年 7 月 25 日)	23	23	1.8841	1.8851
第 12 計算期間	(2015 年 1 月 26 日)	16	16	1.8247	1.8257
第 13 計算期間	(2015 年 7 月 27 日)	9	9	1.8546	1.8556
第 14 計算期間	(2016 年 1 月 25 日)	9	9	1.5606	1.5616
第 15 計算期間	(2016 年 7 月 25 日)	10	10	1.6162	1.6172
第 16 計算期間	(2017 年 1 月 25 日)	10	10	1.7329	1.7339
第 17 計算期間	(2017 年 7 月 25 日)	17	17	1.8869	1.8879
第 18 計算期間	(2018 年 1 月 25 日)	21	21	1.9735	1.9745

第 19 計算期間	(2018 年 7 月 25 日)	70	70	1. 8628	1. 8638
第 20 計算期間	(2019 年 1 月 25 日)	62	62	1. 7570	1. 7580
第 21 計算期間	(2019 年 7 月 25 日)	55	55	1. 7634	1. 7644
第 22 計算期間	(2020 年 1 月 27 日)	59	59	1. 8065	1. 8075
第 23 計算期間	(2020 年 7 月 27 日)	69	69	1. 7552	1. 7562
第 24 計算期間	(2021 年 1 月 25 日)	73	73	1. 9222	1. 9232
第 25 計算期間	(2021 年 7 月 26 日)	76	76	2. 0110	2. 0120
第 26 計算期間	(2022 年 1 月 25 日)	75	75	1. 9881	1. 9891
第 27 計算期間	(2022 年 7 月 25 日)	73	73	1. 9351	1. 9361
第 28 計算期間	(2023 年 1 月 25 日)	85	85	1. 9552	1. 9562
第 29 計算期間	(2023 年 7 月 25 日)	95	95	2. 1797	2. 1807
2022 年 8 月末日		81	—	1. 9098	—
9 月末日		78	—	1. 8293	—
10 月末日		85	—	1. 9486	—
11 月末日		85	—	1. 9502	—
12 月末日		83	—	1. 9081	—
2023 年 1 月末日		85	—	1. 9466	—
2 月末日		85	—	1. 9426	—
3 月末日		85	—	1. 9494	—
4 月末日		89	—	2. 0293	—
5 月末日		89	—	2. 0407	—
6 月末日		94	—	2. 1598	—
7 月末日		92	—	2. 1069	—
8 月末日		96	—	2. 1977	—

野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型

2023 年 8 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 10 特定期間	(2014 年 1 月 27 日)	223, 483	227, 836	1. 0269	1. 0469
第 11 特定期間	(2014 年 7 月 25 日)	225, 878	230, 314	1. 0184	1. 0384
第 12 特定期間	(2015 年 1 月 26 日)	165, 885	168, 655	0. 8981	0. 9131
第 13 特定期間	(2015 年 7 月 27 日)	116, 379	117, 803	0. 8173	0. 8273
第 14 特定期間	(2016 年 1 月 25 日)	76, 283	77, 501	0. 6260	0. 6360
第 15 特定期間	(2016 年 7 月 25 日)	76, 630	77, 481	0. 6306	0. 6376
第 16 特定期間	(2017 年 1 月 25 日)	79, 055	79, 640	0. 6757	0. 6807
第 17 特定期間	(2017 年 7 月 25 日)	76, 193	76, 746	0. 6893	0. 6943
第 18 特定期間	(2018 年 1 月 25 日)	68, 122	68, 527	0. 6739	0. 6779

第 19 特定期間	(2018 年 7 月 25 日)	55,881	56,066	0.6059	0.6079
第 20 特定期間	(2019 年 1 月 25 日)	44,429	44,587	0.5622	0.5642
第 21 特定期間	(2019 年 7 月 25 日)	39,346	39,487	0.5592	0.5612
第 22 特定期間	(2020 年 1 月 27 日)	34,020	34,141	0.5592	0.5612
第 23 特定期間	(2020 年 7 月 27 日)	28,855	28,965	0.5231	0.5251
第 24 特定期間	(2021 年 1 月 25 日)	29,036	29,136	0.5788	0.5808
第 25 特定期間	(2021 年 7 月 26 日)	26,558	26,649	0.5829	0.5849
第 26 特定期間	(2022 年 1 月 25 日)	24,549	24,634	0.5779	0.5799
第 27 特定期間	(2022 年 7 月 25 日)	23,932	24,013	0.5921	0.5941
第 28 特定期間	(2023 年 1 月 25 日)	22,026	22,103	0.5691	0.5711
第 29 特定期間	(2023 年 7 月 25 日)	21,925	22,000	0.5843	0.5863
2022 年 8 月末日		23,687	—	0.5931	—
9 月末日		21,968	—	0.5522	—
10 月末日		22,406	—	0.5691	—
11 月末日		22,277	—	0.5677	—
12 月末日		21,434	—	0.5458	—
2023 年 1 月末日		22,119	—	0.5710	—
2 月末日		21,358	—	0.5531	—
3 月末日		20,695	—	0.5372	—
4 月末日		20,755	—	0.5417	—
5 月末日		20,947	—	0.5513	—
6 月末日		21,893	—	0.5810	—
7 月末日		21,230	—	0.5660	—
8 月末日		21,540	—	0.5774	—

野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年 2 回決算型

2023 年 8 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 10 計算期間	(2014 年 1 月 27 日)	2,184	2,185	2.7434	2.7444
第 11 計算期間	(2014 年 7 月 25 日)	2,559	2,560	3.0505	3.0515
第 12 計算期間	(2015 年 1 月 26 日)	2,261	2,262	2.9680	2.9690
第 13 計算期間	(2015 年 7 月 27 日)	1,636	1,636	2.8903	2.8913
第 14 計算期間	(2016 年 1 月 25 日)	1,327	1,328	2.4021	2.4031
第 15 計算期間	(2016 年 7 月 25 日)	1,833	1,833	2.6174	2.6184
第 16 計算期間	(2017 年 1 月 25 日)	2,304	2,305	2.9463	2.9473
第 17 計算期間	(2017 年 7 月 25 日)	2,108	2,109	3.1428	3.1438
第 18 計算期間	(2018 年 1 月 25 日)	1,776	1,776	3.1963	3.1973

第 19 計算期間	(2018 年 7 月 25 日)	1,420	1,420	2.9775	2.9785
第 20 計算期間	(2019 年 1 月 25 日)	1,228	1,228	2.8185	2.8195
第 21 計算期間	(2019 年 7 月 25 日)	1,205	1,205	2.8631	2.8641
第 22 計算期間	(2020 年 1 月 27 日)	1,066	1,067	2.9257	2.9267
第 23 計算期間	(2020 年 7 月 27 日)	1,020	1,020	2.8053	2.8063
第 24 計算期間	(2021 年 1 月 25 日)	911	911	3.1740	3.1750
第 25 計算期間	(2021 年 7 月 26 日)	915	915	3.2577	3.2587
第 26 計算期間	(2022 年 1 月 25 日)	873	873	3.2924	3.2934
第 27 計算期間	(2022 年 7 月 25 日)	2,328	2,328	3.3990	3.4000
第 28 計算期間	(2023 年 1 月 25 日)	2,407	2,407	3.3341	3.3351
第 29 計算期間	(2023 年 7 月 25 日)	1,112	1,113	3.5076	3.5086
	2022 年 8 月末日	2,380	—	3.4161	—
	9 月末日	2,222	—	3.1910	—
	10 月末日	2,324	—	3.3007	—
	11 月末日	2,367	—	3.3041	—
	12 月末日	2,290	—	3.1877	—
	2023 年 1 月末日	2,415	—	3.3455	—
	2 月末日	2,409	—	3.2516	—
	3 月末日	2,354	—	3.1703	—
	4 月末日	2,377	—	3.2078	—
	5 月末日	1,500	—	3.2808	—
	6 月末日	1,103	—	3.4769	—
	7 月末日	1,077	—	3.3980	—
	8 月末日	1,102	—	3.4777	—

野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型

2023 年 8 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 10 特定期間	(2014 年 1 月 27 日)	275,319	280,029	0.7599	0.7729
第 11 特定期間	(2014 年 7 月 25 日)	243,564	247,592	0.7862	0.7992
第 12 特定期間	(2015 年 1 月 26 日)	190,097	193,463	0.7343	0.7473
第 13 特定期間	(2015 年 7 月 27 日)	130,129	132,356	0.5844	0.5944
第 14 特定期間	(2016 年 1 月 25 日)	71,974	73,939	0.3663	0.3763
第 15 特定期間	(2016 年 7 月 25 日)	105,233	106,924	0.4356	0.4426
第 16 特定期間	(2017 年 1 月 25 日)	169,437	171,182	0.4854	0.4904
第 17 特定期間	(2017 年 7 月 25 日)	181,789	183,653	0.4874	0.4924
第 18 特定期間	(2018 年 1 月 25 日)	165,898	167,706	0.4588	0.4638

第 19 特定期間	(2018 年 7 月 25 日)	122, 427	123, 395	0. 3792	0. 3822
第 20 特定期間	(2019 年 1 月 25 日)	100, 575	101, 404	0. 3638	0. 3668
第 21 特定期間	(2019 年 7 月 25 日)	92, 901	93, 669	0. 3630	0. 3660
第 22 特定期間	(2020 年 1 月 27 日)	72, 698	73, 358	0. 3308	0. 3338
第 23 特定期間	(2020 年 7 月 27 日)	42, 504	42, 595	0. 2338	0. 2343
第 24 特定期間	(2021 年 1 月 25 日)	34, 693	34, 767	0. 2365	0. 2370
第 25 特定期間	(2021 年 7 月 26 日)	33, 435	33, 499	0. 2604	0. 2609
第 26 特定期間	(2022 年 1 月 25 日)	29, 061	29, 116	0. 2624	0. 2629
第 27 特定期間	(2022 年 7 月 25 日)	29, 861	29, 911	0. 2946	0. 2951
第 28 特定期間	(2023 年 1 月 25 日)	29, 411	29, 459	0. 3101	0. 3106
第 29 特定期間	(2023 年 7 月 25 日)	33, 227	33, 271	0. 3810	0. 3815
2022 年 8 月末日		32, 760	—	0. 3262	—
9 月末日		30, 378	—	0. 3069	—
10 月末日		31, 531	—	0. 3217	—
11 月末日		30, 207	—	0. 3108	—
12 月末日		29, 149	—	0. 3054	—
2023 年 1 月末日		29, 856	—	0. 3154	—
2 月末日		29, 967	—	0. 3192	—
3 月末日		29, 666	—	0. 3188	—
4 月末日		30, 534	—	0. 3330	—
5 月末日		31, 560	—	0. 3490	—
6 月末日		33, 403	—	0. 3777	—
7 月末日		32, 737	—	0. 3761	—
8 月末日		33, 485	—	0. 3896	—

野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年 2 回決算型

2023 年 8 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 10 計算期間	(2014 年 1 月 27 日)	2, 926	2, 928	2. 3027	2. 3037
第 11 計算期間	(2014 年 7 月 25 日)	3, 214	3, 215	2. 6311	2. 6321
第 12 計算期間	(2015 年 1 月 26 日)	2, 863	2, 864	2. 7297	2. 7307
第 13 計算期間	(2015 年 7 月 27 日)	2, 264	2, 265	2. 4183	2. 4193
第 14 計算期間	(2016 年 1 月 25 日)	2, 179	2, 180	1. 7314	1. 7324
第 15 計算期間	(2016 年 7 月 25 日)	6, 338	6, 341	2. 3221	2. 3231
第 16 計算期間	(2017 年 1 月 25 日)	14, 587	14, 593	2. 7752	2. 7762
第 17 計算期間	(2017 年 7 月 25 日)	17, 292	17, 298	2. 9628	2. 9638
第 18 計算期間	(2018 年 1 月 25 日)	14, 253	14, 258	2. 9709	2. 9719

第 19 計算期間	(2018 年 7 月 25 日)	10,160	10,164	2.6286	2.6296
第 20 計算期間	(2019 年 1 月 25 日)	8,498	8,501	2.6481	2.6491
第 21 計算期間	(2019 年 7 月 25 日)	7,892	7,895	2.7769	2.7779
第 22 計算期間	(2020 年 1 月 27 日)	6,513	6,515	2.6705	2.6715
第 23 計算期間	(2020 年 7 月 27 日)	4,690	4,692	1.9898	1.9908
第 24 計算期間	(2021 年 1 月 25 日)	3,398	3,399	2.0397	2.0407
第 25 計算期間	(2021 年 7 月 26 日)	2,752	2,753	2.2780	2.2790
第 26 計算期間	(2022 年 1 月 25 日)	2,291	2,292	2.3211	2.3221
第 27 計算期間	(2022 年 7 月 25 日)	2,214	2,215	2.6335	2.6345
第 28 計算期間	(2023 年 1 月 25 日)	2,225	2,225	2.7960	2.7970
第 29 計算期間	(2023 年 7 月 25 日)	2,473	2,474	3.4656	3.4666
2022 年 8 月末日		2,421	—	2.9206	—
9 月末日		2,247	—	2.7517	—
10 月末日		2,367	—	2.8887	—
11 月末日		2,249	—	2.7953	—
12 月末日		2,203	—	2.7507	—
2023 年 1 月末日		2,259	—	2.8438	—
2 月末日		2,277	—	2.8822	—
3 月末日		2,251	—	2.8836	—
4 月末日		2,287	—	3.0160	—
5 月末日		2,337	—	3.1656	—
6 月末日		2,461	—	3.4320	—
7 月末日		2,436	—	3.4207	—
8 月末日		2,484	—	3.5474	—

野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型

2023 年 8 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 10 特定期間	(2014 年 1 月 27 日)	3,267	3,312	0.8094	0.8204
第 11 特定期間	(2014 年 7 月 25 日)	3,035	3,076	0.8145	0.8255
第 12 特定期間	(2015 年 1 月 26 日)	2,232	2,262	0.8099	0.8209
第 13 特定期間	(2015 年 7 月 27 日)	1,866	1,894	0.7388	0.7498
第 14 特定期間	(2016 年 1 月 25 日)	961	986	0.4368	0.4478
第 15 特定期間	(2016 年 7 月 25 日)	793	807	0.4697	0.4777
第 16 特定期間	(2017 年 1 月 25 日)	874	883	0.5317	0.5367
第 17 特定期間	(2017 年 7 月 25 日)	818	826	0.5464	0.5514
第 18 特定期間	(2018 年 1 月 25 日)	884	892	0.5723	0.5773

第 19 特定期間	(2018 年 7 月 25 日)	911	918	0. 5009	0. 5049
第 20 特定期間	(2019 年 1 月 25 日)	753	760	0. 4656	0. 4696
第 21 特定期間	(2019 年 7 月 25 日)	745	752	0. 4659	0. 4699
第 22 特定期間	(2020 年 1 月 27 日)	689	695	0. 4581	0. 4621
第 23 特定期間	(2020 年 7 月 27 日)	481	482	0. 3605	0. 3615
第 24 特定期間	(2021 年 1 月 25 日)	408	409	0. 4114	0. 4124
第 25 特定期間	(2021 年 7 月 26 日)	424	425	0. 4558	0. 4568
第 26 特定期間	(2022 年 1 月 25 日)	398	399	0. 4621	0. 4631
第 27 特定期間	(2022 年 7 月 25 日)	352	352	0. 4495	0. 4505
第 28 特定期間	(2023 年 1 月 25 日)	330	331	0. 4332	0. 4342
第 29 特定期間	(2023 年 7 月 25 日)	331	332	0. 4577	0. 4587
2022 年 8 月末日		354	—	0. 4598	—
9 月末日		330	—	0. 4285	—
10 月末日		342	—	0. 4449	—
11 月末日		347	—	0. 4517	—
12 月末日		332	—	0. 4342	—
2023 年 1 月末日		327	—	0. 4318	—
2 月末日		314	—	0. 4144	—
3 月末日		312	—	0. 4132	—
4 月末日		312	—	0. 4182	—
5 月末日		298	—	0. 4051	—
6 月末日		322	—	0. 4450	—
7 月末日		320	—	0. 4511	—
8 月末日		316	—	0. 4599	—

野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年 2 回決算型

2023 年 8 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 10 計算期間	(2014 年 1 月 27 日)	126	126	2. 1405	2. 1415
第 11 計算期間	(2014 年 7 月 25 日)	140	140	2. 3327	2. 3337
第 12 計算期間	(2015 年 1 月 26 日)	136	136	2. 5184	2. 5194
第 13 計算期間	(2015 年 7 月 27 日)	123	123	2. 4991	2. 5001
第 14 計算期間	(2016 年 1 月 25 日)	46	46	1. 6532	1. 6542
第 15 計算期間	(2016 年 7 月 25 日)	71	71	2. 0085	2. 0095
第 16 計算期間	(2017 年 1 月 25 日)	89	89	2. 4153	2. 4163
第 17 計算期間	(2017 年 7 月 25 日)	140	140	2. 6204	2. 6214
第 18 計算期間	(2018 年 1 月 25 日)	142	142	2. 9110	2. 9120

第 19 計算期間	(2018 年 7 月 25 日)	195	196	2. 6816	2. 6826
第 20 計算期間	(2019 年 1 月 25 日)	152	152	2. 6255	2. 6265
第 21 計算期間	(2019 年 7 月 25 日)	186	186	2. 7671	2. 7681
第 22 計算期間	(2020 年 1 月 27 日)	129	129	2. 8749	2. 8759
第 23 計算期間	(2020 年 7 月 27 日)	94	94	2. 3630	2. 3640
第 24 計算期間	(2021 年 1 月 25 日)	40	40	2. 7523	2. 7533
第 25 計算期間	(2021 年 7 月 26 日)	41	41	3. 0876	3. 0886
第 26 計算期間	(2022 年 1 月 25 日)	42	42	3. 1713	3. 1723
第 27 計算期間	(2022 年 7 月 25 日)	40	40	3. 1262	3. 1272
第 28 計算期間	(2023 年 1 月 25 日)	40	40	3. 0524	3. 0534
第 29 計算期間	(2023 年 7 月 25 日)	29	29	3. 2657	3. 2667
2022 年 8 月末日		42	—	3. 2047	—
9 月末日		39	—	2. 9930	—
10 月末日		40	—	3. 1152	—
11 月末日		41	—	3. 1700	—
12 月末日		40	—	3. 0534	—
2023 年 1 月末日		40	—	3. 0430	—
2 月末日		26	—	2. 9233	—
3 月末日		26	—	2. 9219	—
4 月末日		26	—	2. 9645	—
5 月末日		26	—	2. 8784	—
6 月末日		28	—	3. 1689	—
7 月末日		29	—	3. 2192	—
8 月末日		29	—	3. 2905	—

野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型

2023 年 8 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 10 特定期間	(2014 年 1 月 27 日)	16, 457	16, 706	0. 7270	0. 7380
第 11 特定期間	(2014 年 7 月 25 日)	15, 848	16, 073	0. 7741	0. 7851
第 12 特定期間	(2015 年 1 月 26 日)	12, 792	12, 978	0. 7534	0. 7644
第 13 特定期間	(2015 年 7 月 27 日)	9, 746	9, 866	0. 6540	0. 6620
第 14 特定期間	(2016 年 1 月 25 日)	5, 984	6, 081	0. 4933	0. 5013
第 15 特定期間	(2016 年 7 月 25 日)	5, 697	5, 792	0. 4752	0. 4832
第 16 特定期間	(2017 年 1 月 25 日)	4, 662	4, 718	0. 4163	0. 4213
第 17 特定期間	(2017 年 7 月 25 日)	18, 533	18, 745	0. 4380	0. 4430
第 18 特定期間	(2018 年 1 月 25 日)	34, 037	34, 458	0. 4044	0. 4094

第 19 特定期間	(2018 年 7 月 25 日)	25,539	25,617	0.3285	0.3295
第 20 特定期間	(2019 年 1 月 25 日)	17,552	17,609	0.3110	0.3120
第 21 特定期間	(2019 年 7 月 25 日)	14,831	14,876	0.3255	0.3265
第 22 特定期間	(2020 年 1 月 27 日)	11,723	11,757	0.3452	0.3462
第 23 特定期間	(2020 年 7 月 27 日)	7,598	7,624	0.2914	0.2924
第 24 特定期間	(2021 年 1 月 25 日)	5,453	5,471	0.2989	0.2999
第 25 特定期間	(2021 年 7 月 26 日)	4,624	4,640	0.2984	0.2994
第 26 特定期間	(2022 年 1 月 25 日)	2,518	2,523	0.2228	0.2233
第 27 特定期間	(2022 年 7 月 25 日)	2,226	2,231	0.2162	0.2167
第 28 特定期間	(2023 年 1 月 25 日)	2,124	2,128	0.2271	0.2276
第 29 特定期間	(2023 年 7 月 25 日)	1,725	1,729	0.2142	0.2147
2022 年 8 月末日		2,257	—	0.2212	—
9 月末日		2,194	—	0.2186	—
10 月末日		2,315	—	0.2338	—
11 月末日		2,251	—	0.2306	—
12 月末日		2,097	—	0.2221	—
2023 年 1 月末日		2,102	—	0.2260	—
2 月末日		2,155	—	0.2347	—
3 月末日		2,059	—	0.2268	—
4 月末日		2,112	—	0.2386	—
5 月末日		2,196	—	0.2536	—
6 月末日		1,818	—	0.2217	—
7 月末日		1,686	—	0.2113	—
8 月末日		1,813	—	0.2294	—

野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年 2 回決算型

2023 年 8 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第 10 計算期間	(2014 年 1 月 27 日)	628	629	1.7618	1.7628
第 11 計算期間	(2014 年 7 月 25 日)	689	689	2.0448	2.0458
第 12 計算期間	(2015 年 1 月 26 日)	536	536	2.1709	2.1719
第 13 計算期間	(2015 年 7 月 27 日)	456	456	2.0445	2.0455
第 14 計算期間	(2016 年 1 月 25 日)	274	274	1.6783	1.6793
第 15 計算期間	(2016 年 7 月 25 日)	355	355	1.7718	1.7728
第 16 計算期間	(2017 年 1 月 25 日)	430	430	1.6712	1.6722
第 17 計算期間	(2017 年 7 月 25 日)	3,722	3,724	1.8831	1.8841
第 18 計算期間	(2018 年 1 月 25 日)	6,588	6,592	1.8655	1.8665

第 19 計算期間	(2018 年 7 月 25 日)	4,809	4,812	1.5919	1.5929
第 20 計算期間	(2019 年 1 月 25 日)	3,917	3,919	1.5381	1.5391
第 21 計算期間	(2019 年 7 月 25 日)	4,099	4,102	1.6396	1.6406
第 22 計算期間	(2020 年 1 月 27 日)	3,158	3,160	1.7692	1.7702
第 23 計算期間	(2020 年 7 月 27 日)	2,301	2,302	1.5253	1.5263
第 24 計算期間	(2021 年 1 月 25 日)	1,409	1,410	1.5987	1.5997
第 25 計算期間	(2021 年 7 月 26 日)	1,230	1,231	1.6284	1.6294
第 26 計算期間	(2022 年 1 月 25 日)	636	637	1.2334	1.2344
第 27 計算期間	(2022 年 7 月 25 日)	554	555	1.2121	1.2131
第 28 計算期間	(2023 年 1 月 25 日)	558	559	1.2896	1.2906
第 29 計算期間	(2023 年 7 月 25 日)	509	509	1.2309	1.2319
2022 年 8 月末日		559	—	1.2429	—
9 月末日		549	—	1.2308	—
10 月末日		582	—	1.3195	—
11 月末日		558	—	1.3044	—
12 月末日		531	—	1.2583	—
2023 年 1 月末日		556	—	1.2833	—
2 月末日		558	—	1.3354	—
3 月末日		535	—	1.2931	—
4 月末日		556	—	1.3633	—
5 月末日		590	—	1.4531	—
6 月末日		502	—	1.2721	—
7 月末日		502	—	1.2138	—
8 月末日		541	—	1.3212	—

野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型

2023 年 8 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第 5 特定期間	(2014 年 1 月 27 日)	15,362	15,539	1.0430	1.0550
第 6 特定期間	(2014 年 7 月 25 日)	15,642	15,817	1.0699	1.0819
第 7 特定期間	(2015 年 1 月 26 日)	13,334	13,485	1.0561	1.0681
第 8 特定期間	(2015 年 7 月 27 日)	11,383	11,527	0.9501	0.9621
第 9 特定期間	(2016 年 1 月 25 日)	7,404	7,539	0.6603	0.6723
第 10 特定期間	(2016 年 7 月 25 日)	8,192	8,313	0.6796	0.6896
第 11 特定期間	(2017 年 1 月 25 日)	8,832	8,921	0.7010	0.7080
第 12 特定期間	(2017 年 7 月 25 日)	10,412	10,510	0.7469	0.7539
第 13 特定期間	(2018 年 1 月 25 日)	11,461	11,572	0.7192	0.7262

第 14 特定期間	(2018 年 7 月 25 日)	10,693	10,779	0.6264	0.6314
第 15 特定期間	(2019 年 1 月 25 日)	8,798	8,876	0.5691	0.5741
第 16 特定期間	(2019 年 7 月 25 日)	9,519	9,602	0.5756	0.5806
第 17 特定期間	(2020 年 1 月 27 日)	9,741	9,826	0.5732	0.5782
第 18 特定期間	(2020 年 7 月 27 日)	6,786	6,802	0.4461	0.4471
第 19 特定期間	(2021 年 1 月 25 日)	6,041	6,053	0.4928	0.4938
第 20 特定期間	(2021 年 7 月 26 日)	5,606	5,616	0.5356	0.5366
第 21 特定期間	(2022 年 1 月 25 日)	4,452	4,460	0.5531	0.5541
第 22 特定期間	(2022 年 7 月 25 日)	4,286	4,293	0.5808	0.5818
第 23 特定期間	(2023 年 1 月 25 日)	4,050	4,057	0.5962	0.5972
第 24 特定期間	(2023 年 7 月 25 日)	4,523	4,530	0.6978	0.6988
2022 年 8 月末日		4,319	—	0.6034	—
9 月末日		4,067	—	0.5774	—
10 月末日		4,243	—	0.6090	—
11 月末日		4,168	—	0.6049	—
12 月末日		4,003	—	0.5852	—
2023 年 1 月末日		4,055	—	0.5971	—
2 月末日		4,069	—	0.6015	—
3 月末日		4,021	—	0.6020	—
4 月末日		4,127	—	0.6227	—
5 月末日		4,206	—	0.6412	—
6 月末日		4,462	—	0.6914	—
7 月末日		4,427	—	0.6855	—
8 月末日		4,585	—	0.7136	—

野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年 2 回決算型

2023 年 8 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第 5 計算期間	(2014 年 1 月 27 日)	2,098	2,100	1.4169	1.4179
第 6 計算期間	(2014 年 7 月 25 日)	2,002	2,003	1.5539	1.5549
第 7 計算期間	(2015 年 1 月 26 日)	1,580	1,581	1.6406	1.6416
第 8 計算期間	(2015 年 7 月 27 日)	1,587	1,588	1.5776	1.5786
第 9 計算期間	(2016 年 1 月 25 日)	1,026	1,027	1.1974	1.1984
第 10 計算期間	(2016 年 7 月 25 日)	995	996	1.3573	1.3583
第 11 計算期間	(2017 年 1 月 25 日)	1,221	1,221	1.4955	1.4965
第 12 計算期間	(2017 年 7 月 25 日)	2,603	2,605	1.6826	1.6836
第 13 計算期間	(2018 年 1 月 25 日)	1,553	1,554	1.7169	1.7179

第 14 計算期間	(2018 年 7 月 25 日)	1, 186	1, 186	1. 5888	1. 5898
第 15 計算期間	(2019 年 1 月 25 日)	1, 124	1, 125	1. 5209	1. 5219
第 16 計算期間	(2019 年 7 月 25 日)	1, 482	1, 483	1. 6197	1. 6207
第 17 計算期間	(2020 年 1 月 27 日)	1, 385	1, 386	1. 7020	1. 7030
第 18 計算期間	(2020 年 7 月 27 日)	975	976	1. 3933	1. 3943
第 19 計算期間	(2021 年 1 月 25 日)	879	880	1. 5580	1. 5590
第 20 計算期間	(2021 年 7 月 26 日)	888	889	1. 7122	1. 7132
第 21 計算期間	(2022 年 1 月 25 日)	844	845	1. 7853	1. 7863
第 22 計算期間	(2022 年 7 月 25 日)	805	805	1. 8944	1. 8954
第 23 計算期間	(2023 年 1 月 25 日)	865	865	1. 9595	1. 9605
第 24 計算期間	(2023 年 7 月 25 日)	1, 165	1, 166	2. 3111	2. 3121
2022 年 8 月末日		821	—	1. 9713	—
9 月末日		797	—	1. 8892	—
10 月末日		871	—	1. 9943	—
11 月末日		875	—	1. 9833	—
12 月末日		860	—	1. 9216	—
2023 年 1 月末日		866	—	1. 9625	—
2 月末日		874	—	1. 9803	—
3 月末日		840	—	1. 9845	—
4 月末日		1, 027	—	2. 0542	—
5 月末日		1, 029	—	2. 1173	—
6 月末日		1, 101	—	2. 2856	—
7 月末日		1, 165	—	2. 2708	—
8 月末日		1, 204	—	2. 3667	—

野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型

2023 年 8 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 特定期間	(2014 年 7 月 25 日)	193	195	1. 0018	1. 0078
第 2 特定期間	(2015 年 1 月 26 日)	271	273	0. 9791	0. 9851
第 3 特定期間	(2015 年 7 月 27 日)	243	245	0. 9080	0. 9140
第 4 特定期間	(2016 年 1 月 25 日)	101	102	0. 6494	0. 6554
第 5 特定期間	(2016 年 7 月 25 日)	201	203	0. 6364	0. 6424
第 6 特定期間	(2017 年 1 月 25 日)	1, 238	1, 246	0. 6152	0. 6192
第 7 特定期間	(2017 年 7 月 25 日)	2, 513	2, 527	0. 7416	0. 7456
第 8 特定期間	(2018 年 1 月 25 日)	2, 046	2, 057	0. 7024	0. 7064
第 9 特定期間	(2018 年 7 月 25 日)	1, 954	1, 965	0. 6903	0. 6943

第 10 特定期間	(2019 年 1 月 25 日)	1,686	1,696	0.6676	0.6716
第 11 特定期間	(2019 年 7 月 25 日)	1,896	1,908	0.6848	0.6888
第 12 特定期間	(2020 年 1 月 27 日)	2,066	2,077	0.7278	0.7318
第 13 特定期間	(2020 年 7 月 27 日)	1,684	1,690	0.5464	0.5484
第 14 特定期間	(2021 年 1 月 25 日)	1,479	1,484	0.6405	0.6425
第 15 特定期間	(2021 年 7 月 26 日)	1,230	1,233	0.6819	0.6839
第 16 特定期間	(2022 年 1 月 25 日)	1,151	1,154	0.7012	0.7032
第 17 特定期間	(2022 年 7 月 25 日)	1,114	1,117	0.7678	0.7698
第 18 特定期間	(2023 年 1 月 25 日)	1,094	1,096	0.8277	0.8297
第 19 特定期間	(2023 年 7 月 25 日)	1,346	1,349	1.0253	1.0273
	2022 年 8 月末日	1,122	—	0.8035	—
	9 月末日	1,114	—	0.7951	—
	10 月末日	1,179	—	0.8407	—
	11 月末日	1,126	—	0.8361	—
	12 月末日	1,072	—	0.7995	—
	2023 年 1 月末日	1,093	—	0.8271	—
	2 月末日	1,171	—	0.8683	—
	3 月末日	1,171	—	0.8656	—
	4 月末日	1,199	—	0.8848	—
	5 月末日	1,294	—	0.9522	—
	6 月末日	1,380	—	1.0252	—
	7 月末日	1,336	—	1.0099	—
	8 月末日	1,406	—	1.0747	—

野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年 2 回決算型

2023 年 8 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 計算期間	(2014 年 7 月 25 日)	121	121	1.0182	1.0192
第 2 計算期間	(2015 年 1 月 26 日)	214	214	1.0298	1.0308
第 3 計算期間	(2015 年 7 月 27 日)	98	98	0.9935	0.9945
第 4 計算期間	(2016 年 1 月 25 日)	71	71	0.7425	0.7425
第 5 計算期間	(2016 年 7 月 25 日)	108	108	0.7677	0.7677
第 6 計算期間	(2017 年 1 月 25 日)	308	308	0.7710	0.7710
第 7 計算期間	(2017 年 7 月 25 日)	1,166	1,166	0.9581	0.9581
第 8 計算期間	(2018 年 1 月 25 日)	1,210	1,210	0.9388	0.9388
第 9 計算期間	(2018 年 7 月 25 日)	858	858	0.9564	0.9564
第 10 計算期間	(2019 年 1 月 25 日)	701	701	0.9592	0.9592

第 11 計算期間	(2019 年 7 月 25 日)	859	860	1. 0162	1. 0172
第 12 計算期間	(2020 年 1 月 27 日)	630	630	1. 1182	1. 1192
第 13 計算期間	(2020 年 7 月 27 日)	1, 039	1, 039	0. 8659	0. 8659
第 14 計算期間	(2021 年 1 月 25 日)	621	622	1. 0348	1. 0358
第 15 計算期間	(2021 年 7 月 26 日)	542	542	1. 1216	1. 1226
第 16 計算期間	(2022 年 1 月 25 日)	536	536	1. 1709	1. 1719
第 17 計算期間	(2022 年 7 月 25 日)	545	545	1. 3073	1. 3083
第 18 計算期間	(2023 年 1 月 25 日)	638	639	1. 4335	1. 4345
第 19 計算期間	(2023 年 7 月 25 日)	795	796	1. 8017	1. 8027
	2022 年 8 月末日	549	—	1. 3716	—
	9 月末日	544	—	1. 3604	—
	10 月末日	580	—	1. 4423	—
	11 月末日	578	—	1. 4393	—
	12 月末日	636	—	1. 3820	—
	2023 年 1 月末日	703	—	1. 4329	—
	2 月末日	741	—	1. 5080	—
	3 月末日	738	—	1. 5068	—
	4 月末日	667	—	1. 5468	—
	5 月末日	748	—	1. 6673	—
	6 月末日	815	—	1. 7989	—
	7 月末日	901	—	1. 7769	—
	8 月末日	905	—	1. 8858	—

②【分配の推移】

野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 10 特定期間	2013 年 7 月 26 日～2014 年 1 月 27 日	0. 0420 円
第 11 特定期間	2014 年 1 月 28 日～2014 年 7 月 25 日	0. 0420 円
第 12 特定期間	2014 年 7 月 26 日～2015 年 1 月 26 日	0. 0420 円
第 13 特定期間	2015 年 1 月 27 日～2015 年 7 月 27 日	0. 0420 円
第 14 特定期間	2015 年 7 月 28 日～2016 年 1 月 25 日	0. 0420 円
第 15 特定期間	2016 年 1 月 26 日～2016 年 7 月 25 日	0. 0420 円
第 16 特定期間	2016 年 7 月 26 日～2017 年 1 月 25 日	0. 0320 円
第 17 特定期間	2017 年 1 月 26 日～2017 年 7 月 25 日	0. 0300 円
第 18 特定期間	2017 年 7 月 26 日～2018 年 1 月 25 日	0. 0240 円
第 19 特定期間	2018 年 1 月 26 日～2018 年 7 月 25 日	0. 0170 円
第 20 特定期間	2018 年 7 月 26 日～2019 年 1 月 25 日	0. 0120 円

第 21 特定期間	2019 年 1 月 26 日～2019 年 7 月 25 日	0.0120 円
第 22 特定期間	2019 年 7 月 26 日～2020 年 1 月 27 日	0.0120 円
第 23 特定期間	2020 年 1 月 28 日～2020 年 7 月 27 日	0.0120 円
第 24 特定期間	2020 年 7 月 28 日～2021 年 1 月 25 日	0.0120 円
第 25 特定期間	2021 年 1 月 26 日～2021 年 7 月 26 日	0.0120 円
第 26 特定期間	2021 年 7 月 27 日～2022 年 1 月 25 日	0.0120 円
第 27 特定期間	2022 年 1 月 26 日～2022 年 7 月 25 日	0.0120 円
第 28 特定期間	2022 年 7 月 26 日～2023 年 1 月 25 日	0.0120 円
第 29 特定期間	2023 年 1 月 26 日～2023 年 7 月 25 日	0.0120 円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年 2 回決算型

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 10 計算期間	2013 年 7 月 26 日～2014 年 1 月 27 日	0.0010 円
第 11 計算期間	2014 年 1 月 28 日～2014 年 7 月 25 日	0.0010 円
第 12 計算期間	2014 年 7 月 26 日～2015 年 1 月 26 日	0.0010 円
第 13 計算期間	2015 年 1 月 27 日～2015 年 7 月 27 日	0.0010 円
第 14 計算期間	2015 年 7 月 28 日～2016 年 1 月 25 日	0.0010 円
第 15 計算期間	2016 年 1 月 26 日～2016 年 7 月 25 日	0.0010 円
第 16 計算期間	2016 年 7 月 26 日～2017 年 1 月 25 日	0.0010 円
第 17 計算期間	2017 年 1 月 26 日～2017 年 7 月 25 日	0.0010 円
第 18 計算期間	2017 年 7 月 26 日～2018 年 1 月 25 日	0.0010 円
第 19 計算期間	2018 年 1 月 26 日～2018 年 7 月 25 日	0.0010 円
第 20 計算期間	2018 年 7 月 26 日～2019 年 1 月 25 日	0.0010 円
第 21 計算期間	2019 年 1 月 26 日～2019 年 7 月 25 日	0.0010 円
第 22 計算期間	2019 年 7 月 26 日～2020 年 1 月 27 日	0.0010 円
第 23 計算期間	2020 年 1 月 28 日～2020 年 7 月 27 日	0.0010 円
第 24 計算期間	2020 年 7 月 28 日～2021 年 1 月 25 日	0.0010 円
第 25 計算期間	2021 年 1 月 26 日～2021 年 7 月 26 日	0.0010 円
第 26 計算期間	2021 年 7 月 27 日～2022 年 1 月 25 日	0.0010 円
第 27 計算期間	2022 年 1 月 26 日～2022 年 7 月 25 日	0.0010 円
第 28 計算期間	2022 年 7 月 26 日～2023 年 1 月 25 日	0.0010 円
第 29 計算期間	2023 年 1 月 26 日～2023 年 7 月 25 日	0.0010 円

野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 10 特定期間	2013 年 7 月 26 日～2014 年 1 月 27 日	0.0420 円
第 11 特定期間	2014 年 1 月 28 日～2014 年 7 月 25 日	0.0420 円
第 12 特定期間	2014 年 7 月 26 日～2015 年 1 月 26 日	0.0420 円

第 13 特定期間	2015 年 1 月 27 日～2015 年 7 月 27 日	0.0420 円
第 14 特定期間	2015 年 7 月 28 日～2016 年 1 月 25 日	0.0420 円
第 15 特定期間	2016 年 1 月 26 日～2016 年 7 月 25 日	0.0420 円
第 16 特定期間	2016 年 7 月 26 日～2017 年 1 月 25 日	0.0420 円
第 17 特定期間	2017 年 1 月 26 日～2017 年 7 月 25 日	0.0420 円
第 18 特定期間	2017 年 7 月 26 日～2018 年 1 月 25 日	0.0420 円
第 19 特定期間	2018 年 1 月 26 日～2018 年 7 月 25 日	0.0420 円
第 20 特定期間	2018 年 7 月 26 日～2019 年 1 月 25 日	0.0420 円
第 21 特定期間	2019 年 1 月 26 日～2019 年 7 月 25 日	0.0420 円
第 22 特定期間	2019 年 7 月 26 日～2020 年 1 月 27 日	0.0420 円
第 23 特定期間	2020 年 1 月 28 日～2020 年 7 月 27 日	0.0420 円
第 24 特定期間	2020 年 7 月 28 日～2021 年 1 月 25 日	0.0420 円
第 25 特定期間	2021 年 1 月 26 日～2021 年 7 月 26 日	0.0420 円
第 26 特定期間	2021 年 7 月 27 日～2022 年 1 月 25 日	0.0420 円
第 27 特定期間	2022 年 1 月 26 日～2022 年 7 月 25 日	0.0420 円
第 28 特定期間	2022 年 7 月 26 日～2023 年 1 月 25 日	0.0420 円
第 29 特定期間	2023 年 1 月 26 日～2023 年 7 月 25 日	0.0420 円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年 2 回決算型

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 10 計算期間	2013 年 7 月 26 日～2014 年 1 月 27 日	0.0010 円
第 11 計算期間	2014 年 1 月 28 日～2014 年 7 月 25 日	0.0010 円
第 12 計算期間	2014 年 7 月 26 日～2015 年 1 月 26 日	0.0010 円
第 13 計算期間	2015 年 1 月 27 日～2015 年 7 月 27 日	0.0010 円
第 14 計算期間	2015 年 7 月 28 日～2016 年 1 月 25 日	0.0010 円
第 15 計算期間	2016 年 1 月 26 日～2016 年 7 月 25 日	0.0010 円
第 16 計算期間	2016 年 7 月 26 日～2017 年 1 月 25 日	0.0010 円
第 17 計算期間	2017 年 1 月 26 日～2017 年 7 月 25 日	0.0010 円
第 18 計算期間	2017 年 7 月 26 日～2018 年 1 月 25 日	0.0010 円
第 19 計算期間	2018 年 1 月 26 日～2018 年 7 月 25 日	0.0010 円
第 20 計算期間	2018 年 7 月 26 日～2019 年 1 月 25 日	0.0010 円
第 21 計算期間	2019 年 1 月 26 日～2019 年 7 月 25 日	0.0010 円
第 22 計算期間	2019 年 7 月 26 日～2020 年 1 月 27 日	0.0010 円
第 23 計算期間	2020 年 1 月 28 日～2020 年 7 月 27 日	0.0010 円
第 24 計算期間	2020 年 7 月 28 日～2021 年 1 月 25 日	0.0010 円
第 25 計算期間	2021 年 1 月 26 日～2021 年 7 月 26 日	0.0010 円
第 26 計算期間	2021 年 7 月 27 日～2022 年 1 月 25 日	0.0010 円
第 27 計算期間	2022 年 1 月 26 日～2022 年 7 月 25 日	0.0010 円
第 28 計算期間	2022 年 7 月 26 日～2023 年 1 月 25 日	0.0010 円

第 29 計算期間	2023 年 1 月 26 日～2023 年 7 月 25 日	0.0010 円
-----------	---------------------------------	----------

野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）毎月分配型

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 10 特定期間	2013 年 7 月 26 日～2014 年 1 月 27 日	0.0360 円
第 11 特定期間	2014 年 1 月 28 日～2014 年 7 月 25 日	0.0360 円
第 12 特定期間	2014 年 7 月 26 日～2015 年 1 月 26 日	0.0360 円
第 13 特定期間	2015 年 1 月 27 日～2015 年 7 月 27 日	0.0360 円
第 14 特定期間	2015 年 7 月 28 日～2016 年 1 月 25 日	0.0360 円
第 15 特定期間	2016 年 1 月 26 日～2016 年 7 月 25 日	0.0360 円
第 16 特定期間	2016 年 7 月 26 日～2017 年 1 月 25 日	0.0260 円
第 17 特定期間	2017 年 1 月 26 日～2017 年 7 月 25 日	0.0240 円
第 18 特定期間	2017 年 7 月 26 日～2018 年 1 月 25 日	0.0210 円
第 19 特定期間	2018 年 1 月 26 日～2018 年 7 月 25 日	0.0170 円
第 20 特定期間	2018 年 7 月 26 日～2019 年 1 月 25 日	0.0120 円
第 21 特定期間	2019 年 1 月 26 日～2019 年 7 月 25 日	0.0120 円
第 22 特定期間	2019 年 7 月 26 日～2020 年 1 月 27 日	0.0120 円
第 23 特定期間	2020 年 1 月 28 日～2020 年 7 月 27 日	0.0120 円
第 24 特定期間	2020 年 7 月 28 日～2021 年 1 月 25 日	0.0120 円
第 25 特定期間	2021 年 1 月 26 日～2021 年 7 月 26 日	0.0120 円
第 26 特定期間	2021 年 7 月 27 日～2022 年 1 月 25 日	0.0120 円
第 27 特定期間	2022 年 1 月 26 日～2022 年 7 月 25 日	0.0120 円
第 28 特定期間	2022 年 7 月 26 日～2023 年 1 月 25 日	0.0120 円
第 29 特定期間	2023 年 1 月 26 日～2023 年 7 月 25 日	0.0120 円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）年 2 回決算型

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 10 計算期間	2013 年 7 月 26 日～2014 年 1 月 27 日	0.0010 円
第 11 計算期間	2014 年 1 月 28 日～2014 年 7 月 25 日	0.0010 円
第 12 計算期間	2014 年 7 月 26 日～2015 年 1 月 26 日	0.0010 円
第 13 計算期間	2015 年 1 月 27 日～2015 年 7 月 27 日	0.0010 円
第 14 計算期間	2015 年 7 月 28 日～2016 年 1 月 25 日	0.0010 円
第 15 計算期間	2016 年 1 月 26 日～2016 年 7 月 25 日	0.0010 円
第 16 計算期間	2016 年 7 月 26 日～2017 年 1 月 25 日	0.0010 円
第 17 計算期間	2017 年 1 月 26 日～2017 年 7 月 25 日	0.0010 円
第 18 計算期間	2017 年 7 月 26 日～2018 年 1 月 25 日	0.0010 円
第 19 計算期間	2018 年 1 月 26 日～2018 年 7 月 25 日	0.0010 円
第 20 計算期間	2018 年 7 月 26 日～2019 年 1 月 25 日	0.0010 円

第 21 計算期間	2019 年 1 月 26 日～2019 年 7 月 25 日	0.0010 円
第 22 計算期間	2019 年 7 月 26 日～2020 年 1 月 27 日	0.0010 円
第 23 計算期間	2020 年 1 月 28 日～2020 年 7 月 27 日	0.0010 円
第 24 計算期間	2020 年 7 月 28 日～2021 年 1 月 25 日	0.0010 円
第 25 計算期間	2021 年 1 月 26 日～2021 年 7 月 26 日	0.0010 円
第 26 計算期間	2021 年 7 月 27 日～2022 年 1 月 25 日	0.0010 円
第 27 計算期間	2022 年 1 月 26 日～2022 年 7 月 25 日	0.0010 円
第 28 計算期間	2022 年 7 月 26 日～2023 年 1 月 25 日	0.0010 円
第 29 計算期間	2023 年 1 月 26 日～2023 年 7 月 25 日	0.0010 円

野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 10 特定期間	2013 年 7 月 26 日～2014 年 1 月 27 日	0.1200 円
第 11 特定期間	2014 年 1 月 28 日～2014 年 7 月 25 日	0.1200 円
第 12 特定期間	2014 年 7 月 26 日～2015 年 1 月 26 日	0.0950 円
第 13 特定期間	2015 年 1 月 27 日～2015 年 7 月 27 日	0.0600 円
第 14 特定期間	2015 年 7 月 28 日～2016 年 1 月 25 日	0.0600 円
第 15 特定期間	2016 年 1 月 26 日～2016 年 7 月 25 日	0.0510 円
第 16 特定期間	2016 年 7 月 26 日～2017 年 1 月 25 日	0.0320 円
第 17 特定期間	2017 年 1 月 26 日～2017 年 7 月 25 日	0.0300 円
第 18 特定期間	2017 年 7 月 26 日～2018 年 1 月 25 日	0.0270 円
第 19 特定期間	2018 年 1 月 26 日～2018 年 7 月 25 日	0.0220 円
第 20 特定期間	2018 年 7 月 26 日～2019 年 1 月 25 日	0.0120 円
第 21 特定期間	2019 年 1 月 26 日～2019 年 7 月 25 日	0.0120 円
第 22 特定期間	2019 年 7 月 26 日～2020 年 1 月 27 日	0.0120 円
第 23 特定期間	2020 年 1 月 28 日～2020 年 7 月 27 日	0.0120 円
第 24 特定期間	2020 年 7 月 28 日～2021 年 1 月 25 日	0.0120 円
第 25 特定期間	2021 年 1 月 26 日～2021 年 7 月 26 日	0.0120 円
第 26 特定期間	2021 年 7 月 27 日～2022 年 1 月 25 日	0.0120 円
第 27 特定期間	2022 年 1 月 26 日～2022 年 7 月 25 日	0.0120 円
第 28 特定期間	2022 年 7 月 26 日～2023 年 1 月 25 日	0.0120 円
第 29 特定期間	2023 年 1 月 26 日～2023 年 7 月 25 日	0.0120 円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年 2 回決算型

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 10 計算期間	2013 年 7 月 26 日～2014 年 1 月 27 日	0.0010 円
第 11 計算期間	2014 年 1 月 28 日～2014 年 7 月 25 日	0.0010 円
第 12 計算期間	2014 年 7 月 26 日～2015 年 1 月 26 日	0.0010 円

第 13 計算期間	2015 年 1 月 27 日～2015 年 7 月 27 日	0.0010 円
第 14 計算期間	2015 年 7 月 28 日～2016 年 1 月 25 日	0.0010 円
第 15 計算期間	2016 年 1 月 26 日～2016 年 7 月 25 日	0.0010 円
第 16 計算期間	2016 年 7 月 26 日～2017 年 1 月 25 日	0.0010 円
第 17 計算期間	2017 年 1 月 26 日～2017 年 7 月 25 日	0.0010 円
第 18 計算期間	2017 年 7 月 26 日～2018 年 1 月 25 日	0.0010 円
第 19 計算期間	2018 年 1 月 26 日～2018 年 7 月 25 日	0.0010 円
第 20 計算期間	2018 年 7 月 26 日～2019 年 1 月 25 日	0.0010 円
第 21 計算期間	2019 年 1 月 26 日～2019 年 7 月 25 日	0.0010 円
第 22 計算期間	2019 年 7 月 26 日～2020 年 1 月 27 日	0.0010 円
第 23 計算期間	2020 年 1 月 28 日～2020 年 7 月 27 日	0.0010 円
第 24 計算期間	2020 年 7 月 28 日～2021 年 1 月 25 日	0.0010 円
第 25 計算期間	2021 年 1 月 26 日～2021 年 7 月 26 日	0.0010 円
第 26 計算期間	2021 年 7 月 27 日～2022 年 1 月 25 日	0.0010 円
第 27 計算期間	2022 年 1 月 26 日～2022 年 7 月 25 日	0.0010 円
第 28 計算期間	2022 年 7 月 26 日～2023 年 1 月 25 日	0.0010 円
第 29 計算期間	2023 年 1 月 26 日～2023 年 7 月 25 日	0.0010 円

野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 10 特定期間	2013 年 7 月 26 日～2014 年 1 月 27 日	0.0780 円
第 11 特定期間	2014 年 1 月 28 日～2014 年 7 月 25 日	0.0780 円
第 12 特定期間	2014 年 7 月 26 日～2015 年 1 月 26 日	0.0780 円
第 13 特定期間	2015 年 1 月 27 日～2015 年 7 月 27 日	0.0690 円
第 14 特定期間	2015 年 7 月 28 日～2016 年 1 月 25 日	0.0600 円
第 15 特定期間	2016 年 1 月 26 日～2016 年 7 月 25 日	0.0510 円
第 16 特定期間	2016 年 7 月 26 日～2017 年 1 月 25 日	0.0320 円
第 17 特定期間	2017 年 1 月 26 日～2017 年 7 月 25 日	0.0300 円
第 18 特定期間	2017 年 7 月 26 日～2018 年 1 月 25 日	0.0300 円
第 19 特定期間	2018 年 1 月 26 日～2018 年 7 月 25 日	0.0280 円
第 20 特定期間	2018 年 7 月 26 日～2019 年 1 月 25 日	0.0180 円
第 21 特定期間	2019 年 1 月 26 日～2019 年 7 月 25 日	0.0180 円
第 22 特定期間	2019 年 7 月 26 日～2020 年 1 月 27 日	0.0180 円
第 23 特定期間	2020 年 1 月 28 日～2020 年 7 月 27 日	0.0130 円
第 24 特定期間	2020 年 7 月 28 日～2021 年 1 月 25 日	0.0030 円
第 25 特定期間	2021 年 1 月 26 日～2021 年 7 月 26 日	0.0030 円
第 26 特定期間	2021 年 7 月 27 日～2022 年 1 月 25 日	0.0030 円
第 27 特定期間	2022 年 1 月 26 日～2022 年 7 月 25 日	0.0030 円
第 28 特定期間	2022 年 7 月 26 日～2023 年 1 月 25 日	0.0030 円
第 29 特定期間	2023 年 1 月 26 日～2023 年 7 月 25 日	0.0030 円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型

	計算期間	1口当たりの分配金
第10計算期間	2013年7月26日～2014年1月27日	0.0010円
第11計算期間	2014年1月28日～2014年7月25日	0.0010円
第12計算期間	2014年7月26日～2015年1月26日	0.0010円
第13計算期間	2015年1月27日～2015年7月27日	0.0010円
第14計算期間	2015年7月28日～2016年1月25日	0.0010円
第15計算期間	2016年1月26日～2016年7月25日	0.0010円
第16計算期間	2016年7月26日～2017年1月25日	0.0010円
第17計算期間	2017年1月26日～2017年7月25日	0.0010円
第18計算期間	2017年7月26日～2018年1月25日	0.0010円
第19計算期間	2018年1月26日～2018年7月25日	0.0010円
第20計算期間	2018年7月26日～2019年1月25日	0.0010円
第21計算期間	2019年1月26日～2019年7月25日	0.0010円
第22計算期間	2019年7月26日～2020年1月27日	0.0010円
第23計算期間	2020年1月28日～2020年7月27日	0.0010円
第24計算期間	2020年7月28日～2021年1月25日	0.0010円
第25計算期間	2021年1月26日～2021年7月26日	0.0010円
第26計算期間	2021年7月27日～2022年1月25日	0.0010円
第27計算期間	2022年1月26日～2022年7月25日	0.0010円
第28計算期間	2022年7月26日～2023年1月25日	0.0010円
第29計算期間	2023年1月26日～2023年7月25日	0.0010円

野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型

	計算期間	1口当たりの分配金
第10特定期間	2013年7月26日～2014年1月27日	0.0660円
第11特定期間	2014年1月28日～2014年7月25日	0.0660円
第12特定期間	2014年7月26日～2015年1月26日	0.0660円
第13特定期間	2015年1月27日～2015年7月27日	0.0660円
第14特定期間	2015年7月28日～2016年1月25日	0.0660円
第15特定期間	2016年1月26日～2016年7月25日	0.0570円
第16特定期間	2016年7月26日～2017年1月25日	0.0330円
第17特定期間	2017年1月26日～2017年7月25日	0.0300円
第18特定期間	2017年7月26日～2018年1月25日	0.0300円
第19特定期間	2018年1月26日～2018年7月25日	0.0290円
第20特定期間	2018年7月26日～2019年1月25日	0.0240円
第21特定期間	2019年1月26日～2019年7月25日	0.0240円

第 22 特定期間	2019 年 7 月 26 日～2020 年 1 月 27 日	0.0240 円
第 23 特定期間	2020 年 1 月 28 日～2020 年 7 月 27 日	0.0180 円
第 24 特定期間	2020 年 7 月 28 日～2021 年 1 月 25 日	0.0060 円
第 25 特定期間	2021 年 1 月 26 日～2021 年 7 月 26 日	0.0060 円
第 26 特定期間	2021 年 7 月 27 日～2022 年 1 月 25 日	0.0060 円
第 27 特定期間	2022 年 1 月 26 日～2022 年 7 月 25 日	0.0060 円
第 28 特定期間	2022 年 7 月 26 日～2023 年 1 月 25 日	0.0060 円
第 29 特定期間	2023 年 1 月 26 日～2023 年 7 月 25 日	0.0060 円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年 2 回決算型

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 10 計算期間	2013 年 7 月 26 日～2014 年 1 月 27 日	0.0010 円
第 11 計算期間	2014 年 1 月 28 日～2014 年 7 月 25 日	0.0010 円
第 12 計算期間	2014 年 7 月 26 日～2015 年 1 月 26 日	0.0010 円
第 13 計算期間	2015 年 1 月 27 日～2015 年 7 月 27 日	0.0010 円
第 14 計算期間	2015 年 7 月 28 日～2016 年 1 月 25 日	0.0010 円
第 15 計算期間	2016 年 1 月 26 日～2016 年 7 月 25 日	0.0010 円
第 16 計算期間	2016 年 7 月 26 日～2017 年 1 月 25 日	0.0010 円
第 17 計算期間	2017 年 1 月 26 日～2017 年 7 月 25 日	0.0010 円
第 18 計算期間	2017 年 7 月 26 日～2018 年 1 月 25 日	0.0010 円
第 19 計算期間	2018 年 1 月 26 日～2018 年 7 月 25 日	0.0010 円
第 20 計算期間	2018 年 7 月 26 日～2019 年 1 月 25 日	0.0010 円
第 21 計算期間	2019 年 1 月 26 日～2019 年 7 月 25 日	0.0010 円
第 22 計算期間	2019 年 7 月 26 日～2020 年 1 月 27 日	0.0010 円
第 23 計算期間	2020 年 1 月 28 日～2020 年 7 月 27 日	0.0010 円
第 24 計算期間	2020 年 7 月 28 日～2021 年 1 月 25 日	0.0010 円
第 25 計算期間	2021 年 1 月 26 日～2021 年 7 月 26 日	0.0010 円
第 26 計算期間	2021 年 7 月 27 日～2022 年 1 月 25 日	0.0010 円
第 27 計算期間	2022 年 1 月 26 日～2022 年 7 月 25 日	0.0010 円
第 28 計算期間	2022 年 7 月 26 日～2023 年 1 月 25 日	0.0010 円
第 29 計算期間	2023 年 1 月 26 日～2023 年 7 月 25 日	0.0010 円

野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 10 特定期間	2013 年 7 月 26 日～2014 年 1 月 27 日	0.0660 円
第 11 特定期間	2014 年 1 月 28 日～2014 年 7 月 25 日	0.0660 円
第 12 特定期間	2014 年 7 月 26 日～2015 年 1 月 26 日	0.0660 円
第 13 特定期間	2015 年 1 月 27 日～2015 年 7 月 27 日	0.0570 円

第 14 特定期間	2015 年 7 月 28 日～2016 年 1 月 25 日	0.0480 円
第 15 特定期間	2016 年 1 月 26 日～2016 年 7 月 25 日	0.0480 円
第 16 特定期間	2016 年 7 月 26 日～2017 年 1 月 25 日	0.0330 円
第 17 特定期間	2017 年 1 月 26 日～2017 年 7 月 25 日	0.0300 円
第 18 特定期間	2017 年 7 月 26 日～2018 年 1 月 25 日	0.0300 円
第 19 特定期間	2018 年 1 月 26 日～2018 年 7 月 25 日	0.0180 円
第 20 特定期間	2018 年 7 月 26 日～2019 年 1 月 25 日	0.0060 円
第 21 特定期間	2019 年 1 月 26 日～2019 年 7 月 25 日	0.0060 円
第 22 特定期間	2019 年 7 月 26 日～2020 年 1 月 27 日	0.0060 円
第 23 特定期間	2020 年 1 月 28 日～2020 年 7 月 27 日	0.0060 円
第 24 特定期間	2020 年 7 月 28 日～2021 年 1 月 25 日	0.0060 円
第 25 特定期間	2021 年 1 月 26 日～2021 年 7 月 26 日	0.0060 円
第 26 特定期間	2021 年 7 月 27 日～2022 年 1 月 25 日	0.0055 円
第 27 特定期間	2022 年 1 月 26 日～2022 年 7 月 25 日	0.0030 円
第 28 特定期間	2022 年 7 月 26 日～2023 年 1 月 25 日	0.0030 円
第 29 特定期間	2023 年 1 月 26 日～2023 年 7 月 25 日	0.0030 円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年 2 回決算型

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 10 計算期間	2013 年 7 月 26 日～2014 年 1 月 27 日	0.0010 円
第 11 計算期間	2014 年 1 月 28 日～2014 年 7 月 25 日	0.0010 円
第 12 計算期間	2014 年 7 月 26 日～2015 年 1 月 26 日	0.0010 円
第 13 計算期間	2015 年 1 月 27 日～2015 年 7 月 27 日	0.0010 円
第 14 計算期間	2015 年 7 月 28 日～2016 年 1 月 25 日	0.0010 円
第 15 計算期間	2016 年 1 月 26 日～2016 年 7 月 25 日	0.0010 円
第 16 計算期間	2016 年 7 月 26 日～2017 年 1 月 25 日	0.0010 円
第 17 計算期間	2017 年 1 月 26 日～2017 年 7 月 25 日	0.0010 円
第 18 計算期間	2017 年 7 月 26 日～2018 年 1 月 25 日	0.0010 円
第 19 計算期間	2018 年 1 月 26 日～2018 年 7 月 25 日	0.0010 円
第 20 計算期間	2018 年 7 月 26 日～2019 年 1 月 25 日	0.0010 円
第 21 計算期間	2019 年 1 月 26 日～2019 年 7 月 25 日	0.0010 円
第 22 計算期間	2019 年 7 月 26 日～2020 年 1 月 27 日	0.0010 円
第 23 計算期間	2020 年 1 月 28 日～2020 年 7 月 27 日	0.0010 円
第 24 計算期間	2020 年 7 月 28 日～2021 年 1 月 25 日	0.0010 円
第 25 計算期間	2021 年 1 月 26 日～2021 年 7 月 26 日	0.0010 円
第 26 計算期間	2021 年 7 月 27 日～2022 年 1 月 25 日	0.0010 円
第 27 計算期間	2022 年 1 月 26 日～2022 年 7 月 25 日	0.0010 円
第 28 計算期間	2022 年 7 月 26 日～2023 年 1 月 25 日	0.0010 円
第 29 計算期間	2023 年 1 月 26 日～2023 年 7 月 25 日	0.0010 円

野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型

	計算期間	1口当たりの分配金
第5特定期間	2013年7月26日～2014年1月27日	0.0720円
第6特定期間	2014年1月28日～2014年7月25日	0.0720円
第7特定期間	2014年7月26日～2015年1月26日	0.0720円
第8特定期間	2015年1月27日～2015年7月27日	0.0720円
第9特定期間	2015年7月28日～2016年1月25日	0.0720円
第10特定期間	2016年1月26日～2016年7月25日	0.0660円
第11特定期間	2016年7月26日～2017年1月25日	0.0450円
第12特定期間	2017年1月26日～2017年7月25日	0.0420円
第13特定期間	2017年7月26日～2018年1月25日	0.0420円
第14特定期間	2018年1月26日～2018年7月25日	0.0400円
第15特定期間	2018年7月26日～2019年1月25日	0.0300円
第16特定期間	2019年1月26日～2019年7月25日	0.0300円
第17特定期間	2019年7月26日～2020年1月27日	0.0300円
第18特定期間	2020年1月28日～2020年7月27日	0.0220円
第19特定期間	2020年7月28日～2021年1月25日	0.0060円
第20特定期間	2021年1月26日～2021年7月26日	0.0060円
第21特定期間	2021年7月27日～2022年1月25日	0.0060円
第22特定期間	2022年1月26日～2022年7月25日	0.0060円
第23特定期間	2022年7月26日～2023年1月25日	0.0060円
第24特定期間	2023年1月26日～2023年7月25日	0.0060円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年2回決算型

	計算期間	1口当たりの分配金
第5計算期間	2013年7月26日～2014年1月27日	0.0010円
第6計算期間	2014年1月28日～2014年7月25日	0.0010円
第7計算期間	2014年7月26日～2015年1月26日	0.0010円
第8計算期間	2015年1月27日～2015年7月27日	0.0010円
第9計算期間	2015年7月28日～2016年1月25日	0.0010円
第10計算期間	2016年1月26日～2016年7月25日	0.0010円
第11計算期間	2016年7月26日～2017年1月25日	0.0010円
第12計算期間	2017年1月26日～2017年7月25日	0.0010円
第13計算期間	2017年7月26日～2018年1月25日	0.0010円
第14計算期間	2018年1月26日～2018年7月25日	0.0010円
第15計算期間	2018年7月26日～2019年1月25日	0.0010円
第16計算期間	2019年1月26日～2019年7月25日	0.0010円
第17計算期間	2019年7月26日～2020年1月27日	0.0010円

第 18 計算期間	2020 年 1 月 28 日～2020 年 7 月 27 日	0.0010 円
第 19 計算期間	2020 年 7 月 28 日～2021 年 1 月 25 日	0.0010 円
第 20 計算期間	2021 年 1 月 26 日～2021 年 7 月 26 日	0.0010 円
第 21 計算期間	2021 年 7 月 27 日～2022 年 1 月 25 日	0.0010 円
第 22 計算期間	2022 年 1 月 26 日～2022 年 7 月 25 日	0.0010 円
第 23 計算期間	2022 年 7 月 26 日～2023 年 1 月 25 日	0.0010 円
第 24 計算期間	2023 年 1 月 26 日～2023 年 7 月 25 日	0.0010 円

野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 1 特定期間	2014 年 4 月 22 日～2014 年 7 月 25 日	0.0120 円
第 2 特定期間	2014 年 7 月 26 日～2015 年 1 月 26 日	0.0360 円
第 3 特定期間	2015 年 1 月 27 日～2015 年 7 月 27 日	0.0360 円
第 4 特定期間	2015 年 7 月 28 日～2016 年 1 月 25 日	0.0360 円
第 5 特定期間	2016 年 1 月 26 日～2016 年 7 月 25 日	0.0360 円
第 6 特定期間	2016 年 7 月 26 日～2017 年 1 月 25 日	0.0260 円
第 7 特定期間	2017 年 1 月 26 日～2017 年 7 月 25 日	0.0240 円
第 8 特定期間	2017 年 7 月 26 日～2018 年 1 月 25 日	0.0240 円
第 9 特定期間	2018 年 1 月 26 日～2018 年 7 月 25 日	0.0240 円
第 10 特定期間	2018 年 7 月 26 日～2019 年 1 月 25 日	0.0240 円
第 11 特定期間	2019 年 1 月 26 日～2019 年 7 月 25 日	0.0240 円
第 12 特定期間	2019 年 7 月 26 日～2020 年 1 月 27 日	0.0240 円
第 13 特定期間	2020 年 1 月 28 日～2020 年 7 月 27 日	0.0200 円
第 14 特定期間	2020 年 7 月 28 日～2021 年 1 月 25 日	0.0120 円
第 15 特定期間	2021 年 1 月 26 日～2021 年 7 月 26 日	0.0120 円
第 16 特定期間	2021 年 7 月 27 日～2022 年 1 月 25 日	0.0120 円
第 17 特定期間	2022 年 1 月 26 日～2022 年 7 月 25 日	0.0120 円
第 18 特定期間	2022 年 7 月 26 日～2023 年 1 月 25 日	0.0120 円
第 19 特定期間	2023 年 1 月 26 日～2023 年 7 月 25 日	0.0120 円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年 2 回決算型

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 1 計算期間	2014 年 4 月 22 日～2014 年 7 月 25 日	0.0010 円
第 2 計算期間	2014 年 7 月 26 日～2015 年 1 月 26 日	0.0010 円
第 3 計算期間	2015 年 1 月 27 日～2015 年 7 月 27 日	0.0010 円
第 4 計算期間	2015 年 7 月 28 日～2016 年 1 月 25 日	0.0000 円
第 5 計算期間	2016 年 1 月 26 日～2016 年 7 月 25 日	0.0000 円
第 6 計算期間	2016 年 7 月 26 日～2017 年 1 月 25 日	0.0000 円

第7計算期間	2017年 1月 26日～2017年 7月 25日	0.0000円
第8計算期間	2017年 7月 26日～2018年 1月 25日	0.0000円
第9計算期間	2018年 1月 26日～2018年 7月 25日	0.0000円
第10計算期間	2018年 7月 26日～2019年 1月 25日	0.0000円
第11計算期間	2019年 1月 26日～2019年 7月 25日	0.0010円
第12計算期間	2019年 7月 26日～2020年 1月 27日	0.0010円
第13計算期間	2020年 1月 28日～2020年 7月 27日	0.0000円
第14計算期間	2020年 7月 28日～2021年 1月 25日	0.0010円
第15計算期間	2021年 1月 26日～2021年 7月 26日	0.0010円
第16計算期間	2021年 7月 27日～2022年 1月 25日	0.0010円
第17計算期間	2022年 1月 26日～2022年 7月 25日	0.0010円
第18計算期間	2022年 7月 26日～2023年 1月 25日	0.0010円
第19計算期間	2023年 1月 26日～2023年 7月 25日	0.0010円

③【収益率の推移】

野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型

	計算期間	収益率
第10特定期間	2013年 7月 26日～2014年 1月 27日	3.7%
第11特定期間	2014年 1月 28日～2014年 7月 25日	3.1%
第12特定期間	2014年 7月 26日～2015年 1月 26日	△2.2%
第13特定期間	2015年 1月 27日～2015年 7月 27日	0.9%
第14特定期間	2015年 7月 28日～2016年 1月 25日	△10.0%
第15特定期間	2016年 1月 26日～2016年 7月 25日	12.8%
第16特定期間	2016年 7月 26日～2017年 1月 25日	3.5%
第17特定期間	2017年 1月 26日～2017年 7月 25日	2.7%
第18特定期間	2017年 7月 26日～2018年 1月 25日	0.5%
第19特定期間	2018年 1月 26日～2018年 7月 25日	△1.6%
第20特定期間	2018年 7月 26日～2019年 1月 25日	△1.7%
第21特定期間	2019年 1月 26日～2019年 7月 25日	3.7%
第22特定期間	2019年 7月 26日～2020年 1月 27日	2.1%
第23特定期間	2020年 1月 28日～2020年 7月 27日	△4.2%
第24特定期間	2020年 7月 28日～2021年 1月 25日	7.6%
第25特定期間	2021年 1月 26日～2021年 7月 26日	2.7%
第26特定期間	2021年 7月 27日～2022年 1月 25日	△0.7%
第27特定期間	2022年 1月 26日～2022年 7月 25日	△10.3%
第28特定期間	2022年 7月 26日～2023年 1月 25日	0.5%
第29特定期間	2023年 1月 26日～2023年 7月 25日	△0.9%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の

基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年 2 回決算型

	計算期間	収益率
第 10 計算期間	2013 年 7 月 26 日～2014 年 1 月 27 日	3.8%
第 11 計算期間	2014 年 1 月 28 日～2014 年 7 月 25 日	3.1%
第 12 計算期間	2014 年 7 月 26 日～2015 年 1 月 26 日	△2.1%
第 13 計算期間	2015 年 1 月 27 日～2015 年 7 月 27 日	0.9%
第 14 計算期間	2015 年 7 月 28 日～2016 年 1 月 25 日	△10.3%
第 15 計算期間	2016 年 1 月 26 日～2016 年 7 月 25 日	13.0%
第 16 計算期間	2016 年 7 月 26 日～2017 年 1 月 25 日	3.6%
第 17 計算期間	2017 年 1 月 26 日～2017 年 7 月 25 日	2.8%
第 18 計算期間	2017 年 7 月 26 日～2018 年 1 月 25 日	0.5%
第 19 計算期間	2018 年 1 月 26 日～2018 年 7 月 25 日	△1.6%
第 20 計算期間	2018 年 7 月 26 日～2019 年 1 月 25 日	△1.6%
第 21 計算期間	2019 年 1 月 26 日～2019 年 7 月 25 日	3.7%
第 22 計算期間	2019 年 7 月 26 日～2020 年 1 月 27 日	2.2%
第 23 計算期間	2020 年 1 月 28 日～2020 年 7 月 27 日	△4.4%
第 24 計算期間	2020 年 7 月 28 日～2021 年 1 月 25 日	7.7%
第 25 計算期間	2021 年 1 月 26 日～2021 年 7 月 26 日	2.7%
第 26 計算期間	2021 年 7 月 27 日～2022 年 1 月 25 日	△0.7%
第 27 計算期間	2022 年 1 月 26 日～2022 年 7 月 25 日	△10.4%
第 28 計算期間	2022 年 7 月 26 日～2023 年 1 月 25 日	0.4%
第 29 計算期間	2023 年 1 月 26 日～2023 年 7 月 25 日	△0.9%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型

	計算期間	収益率
第 10 特定期間	2013 年 7 月 26 日～2014 年 1 月 27 日	6.8%
第 11 特定期間	2014 年 1 月 28 日～2014 年 7 月 25 日	1.6%
第 12 特定期間	2014 年 7 月 26 日～2015 年 1 月 26 日	13.3%
第 13 特定期間	2015 年 1 月 27 日～2015 年 7 月 27 日	5.2%
第 14 特定期間	2015 年 7 月 28 日～2016 年 1 月 25 日	△14.0%
第 15 特定期間	2016 年 1 月 26 日～2016 年 7 月 25 日	2.4%
第 16 特定期間	2016 年 7 月 26 日～2017 年 1 月 25 日	10.5%
第 17 特定期間	2017 年 1 月 26 日～2017 年 7 月 25 日	1.9%
第 18 特定期間	2017 年 7 月 26 日～2018 年 1 月 25 日	0.6%
第 19 特定期間	2018 年 1 月 26 日～2018 年 7 月 25 日	0.5%

第 20 特定期間	2018 年 7 月 26 日～2019 年 1 月 25 日	△1.8%
第 21 特定期間	2019 年 1 月 26 日～2019 年 7 月 25 日	4.0%
第 22 特定期間	2019 年 7 月 26 日～2020 年 1 月 27 日	4.6%
第 23 特定期間	2020 年 1 月 28 日～2020 年 7 月 27 日	△6.0%
第 24 特定期間	2020 年 7 月 28 日～2021 年 1 月 25 日	4.8%
第 25 特定期間	2021 年 1 月 26 日～2021 年 7 月 26 日	8.5%
第 26 特定期間	2021 年 7 月 27 日～2022 年 1 月 25 日	3.2%
第 27 特定期間	2022 年 1 月 26 日～2022 年 7 月 25 日	9.1%
第 28 特定期間	2022 年 7 月 26 日～2023 年 1 月 25 日	△2.6%
第 29 特定期間	2023 年 1 月 26 日～2023 年 7 月 25 日	10.1%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年 2 回決算型

	計算期間	収益率
第 10 計算期間	2013 年 7 月 26 日～2014 年 1 月 27 日	6.9%
第 11 計算期間	2014 年 1 月 28 日～2014 年 7 月 25 日	1.6%
第 12 計算期間	2014 年 7 月 26 日～2015 年 1 月 26 日	13.4%
第 13 計算期間	2015 年 1 月 27 日～2015 年 7 月 27 日	5.3%
第 14 計算期間	2015 年 7 月 28 日～2016 年 1 月 25 日	△14.3%
第 15 計算期間	2016 年 1 月 26 日～2016 年 7 月 25 日	2.5%
第 16 計算期間	2016 年 7 月 26 日～2017 年 1 月 25 日	10.8%
第 17 計算期間	2017 年 1 月 26 日～2017 年 7 月 25 日	2.0%
第 18 計算期間	2017 年 7 月 26 日～2018 年 1 月 25 日	0.6%
第 19 計算期間	2018 年 1 月 26 日～2018 年 7 月 25 日	0.7%
第 20 計算期間	2018 年 7 月 26 日～2019 年 1 月 25 日	△1.8%
第 21 計算期間	2019 年 1 月 26 日～2019 年 7 月 25 日	4.0%
第 22 計算期間	2019 年 7 月 26 日～2020 年 1 月 27 日	4.7%
第 23 計算期間	2020 年 1 月 28 日～2020 年 7 月 27 日	△5.8%
第 24 計算期間	2020 年 7 月 28 日～2021 年 1 月 25 日	5.0%
第 25 計算期間	2021 年 1 月 26 日～2021 年 7 月 26 日	8.6%
第 26 計算期間	2021 年 7 月 27 日～2022 年 1 月 25 日	3.2%
第 27 計算期間	2022 年 1 月 26 日～2022 年 7 月 25 日	9.2%
第 28 計算期間	2022 年 7 月 26 日～2023 年 1 月 25 日	△2.8%
第 29 計算期間	2023 年 1 月 26 日～2023 年 7 月 25 日	10.5%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）毎月分配型

	計算期間	収益率
第 10 特定期間	2013 年 7 月 26 日～2014 年 1 月 27 日	10.2%
第 11 特定期間	2014 年 1 月 28 日～2014 年 7 月 25 日	0.3%
第 12 特定期間	2014 年 7 月 26 日～2015 年 1 月 26 日	△2.9%
第 13 特定期間	2015 年 1 月 27 日～2015 年 7 月 27 日	1.7%
第 14 特定期間	2015 年 7 月 28 日～2016 年 1 月 25 日	△15.2%
第 15 特定期間	2016 年 1 月 26 日～2016 年 7 月 25 日	3.7%
第 16 特定期間	2016 年 7 月 26 日～2017 年 1 月 25 日	7.2%
第 17 特定期間	2017 年 1 月 26 日～2017 年 7 月 25 日	9.1%
第 18 特定期間	2017 年 7 月 26 日～2018 年 1 月 25 日	5.0%
第 19 特定期間	2018 年 1 月 26 日～2018 年 7 月 25 日	△6.1%
第 20 特定期間	2018 年 7 月 26 日～2019 年 1 月 25 日	△5.8%
第 21 特定期間	2019 年 1 月 26 日～2019 年 7 月 25 日	0.4%
第 22 特定期間	2019 年 7 月 26 日～2020 年 1 月 27 日	2.5%
第 23 特定期間	2020 年 1 月 28 日～2020 年 7 月 27 日	△2.9%
第 24 特定期間	2020 年 7 月 28 日～2021 年 1 月 25 日	9.5%
第 25 特定期間	2021 年 1 月 26 日～2021 年 7 月 26 日	4.6%
第 26 特定期間	2021 年 7 月 27 日～2022 年 1 月 25 日	△1.1%
第 27 特定期間	2022 年 1 月 26 日～2022 年 7 月 25 日	△2.6%
第 28 特定期間	2022 年 7 月 26 日～2023 年 1 月 25 日	1.2%
第 29 特定期間	2023 年 1 月 26 日～2023 年 7 月 25 日	11.0%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配前の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）年 2 回決算型

	計算期間	収益率
第 10 計算期間	2013 年 7 月 26 日～2014 年 1 月 27 日	10.7%
第 11 計算期間	2014 年 1 月 28 日～2014 年 7 月 25 日	0.4%
第 12 計算期間	2014 年 7 月 26 日～2015 年 1 月 26 日	△3.1%
第 13 計算期間	2015 年 1 月 27 日～2015 年 7 月 27 日	1.7%
第 14 計算期間	2015 年 7 月 28 日～2016 年 1 月 25 日	△15.8%
第 15 計算期間	2016 年 1 月 26 日～2016 年 7 月 25 日	3.6%
第 16 計算期間	2016 年 7 月 26 日～2017 年 1 月 25 日	7.3%
第 17 計算期間	2017 年 1 月 26 日～2017 年 7 月 25 日	8.9%
第 18 計算期間	2017 年 7 月 26 日～2018 年 1 月 25 日	4.6%
第 19 計算期間	2018 年 1 月 26 日～2018 年 7 月 25 日	△5.6%
第 20 計算期間	2018 年 7 月 26 日～2019 年 1 月 25 日	△5.6%

第 21 計算期間	2019 年 1 月 26 日～2019 年 7 月 25 日	0.4%
第 22 計算期間	2019 年 7 月 26 日～2020 年 1 月 27 日	2.5%
第 23 計算期間	2020 年 1 月 28 日～2020 年 7 月 27 日	△2.8%
第 24 計算期間	2020 年 7 月 28 日～2021 年 1 月 25 日	9.6%
第 25 計算期間	2021 年 1 月 26 日～2021 年 7 月 26 日	4.7%
第 26 計算期間	2021 年 7 月 27 日～2022 年 1 月 25 日	△1.1%
第 27 計算期間	2022 年 1 月 26 日～2022 年 7 月 25 日	△2.6%
第 28 計算期間	2022 年 7 月 26 日～2023 年 1 月 25 日	1.1%
第 29 計算期間	2023 年 1 月 26 日～2023 年 7 月 25 日	11.5%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型

	計算期間	収益率
第 10 特定期間	2013 年 7 月 26 日～2014 年 1 月 27 日	2.1%
第 11 特定期間	2014 年 1 月 28 日～2014 年 7 月 25 日	10.9%
第 12 特定期間	2014 年 7 月 26 日～2015 年 1 月 26 日	△2.5%
第 13 特定期間	2015 年 1 月 27 日～2015 年 7 月 27 日	△2.3%
第 14 特定期間	2015 年 7 月 28 日～2016 年 1 月 25 日	△16.1%
第 15 特定期間	2016 年 1 月 26 日～2016 年 7 月 25 日	8.9%
第 16 特定期間	2016 年 7 月 26 日～2017 年 1 月 25 日	12.2%
第 17 特定期間	2017 年 1 月 26 日～2017 年 7 月 25 日	6.5%
第 18 特定期間	2017 年 7 月 26 日～2018 年 1 月 25 日	1.7%
第 19 特定期間	2018 年 1 月 26 日～2018 年 7 月 25 日	△6.8%
第 20 特定期間	2018 年 7 月 26 日～2019 年 1 月 25 日	△5.2%
第 21 特定期間	2019 年 1 月 26 日～2019 年 7 月 25 日	1.6%
第 22 特定期間	2019 年 7 月 26 日～2020 年 1 月 27 日	2.1%
第 23 特定期間	2020 年 1 月 28 日～2020 年 7 月 27 日	△4.3%
第 24 特定期間	2020 年 7 月 28 日～2021 年 1 月 25 日	12.9%
第 25 特定期間	2021 年 1 月 26 日～2021 年 7 月 26 日	2.8%
第 26 特定期間	2021 年 7 月 27 日～2022 年 1 月 25 日	1.2%
第 27 特定期間	2022 年 1 月 26 日～2022 年 7 月 25 日	4.5%
第 28 特定期間	2022 年 7 月 26 日～2023 年 1 月 25 日	△1.9%
第 29 特定期間	2023 年 1 月 26 日～2023 年 7 月 25 日	4.8%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年 2 回決算型

	計算期間	収益率
第 10 計算期間	2013 年 7 月 26 日～2014 年 1 月 27 日	2.1%
第 11 計算期間	2014 年 1 月 28 日～2014 年 7 月 25 日	11.2%
第 12 計算期間	2014 年 7 月 26 日～2015 年 1 月 26 日	△2.7%
第 13 計算期間	2015 年 1 月 27 日～2015 年 7 月 27 日	△2.6%
第 14 計算期間	2015 年 7 月 28 日～2016 年 1 月 25 日	△16.9%
第 15 計算期間	2016 年 1 月 26 日～2016 年 7 月 25 日	9.0%
第 16 計算期間	2016 年 7 月 26 日～2017 年 1 月 25 日	12.6%
第 17 計算期間	2017 年 1 月 26 日～2017 年 7 月 25 日	6.7%
第 18 計算期間	2017 年 7 月 26 日～2018 年 1 月 25 日	1.7%
第 19 計算期間	2018 年 1 月 26 日～2018 年 7 月 25 日	△6.8%
第 20 計算期間	2018 年 7 月 26 日～2019 年 1 月 25 日	△5.3%
第 21 計算期間	2019 年 1 月 26 日～2019 年 7 月 25 日	1.6%
第 22 計算期間	2019 年 7 月 26 日～2020 年 1 月 27 日	2.2%
第 23 計算期間	2020 年 1 月 28 日～2020 年 7 月 27 日	△4.1%
第 24 計算期間	2020 年 7 月 28 日～2021 年 1 月 25 日	13.2%
第 25 計算期間	2021 年 1 月 26 日～2021 年 7 月 26 日	2.7%
第 26 計算期間	2021 年 7 月 27 日～2022 年 1 月 25 日	1.1%
第 27 計算期間	2022 年 1 月 26 日～2022 年 7 月 25 日	3.3%
第 28 計算期間	2022 年 7 月 26 日～2023 年 1 月 25 日	△1.9%
第 29 計算期間	2023 年 1 月 26 日～2023 年 7 月 25 日	5.2%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型

	計算期間	収益率
第 10 特定期間	2013 年 7 月 26 日～2014 年 1 月 27 日	2.4%
第 11 特定期間	2014 年 1 月 28 日～2014 年 7 月 25 日	13.7%
第 12 特定期間	2014 年 7 月 26 日～2015 年 1 月 26 日	3.3%
第 13 特定期間	2015 年 1 月 27 日～2015 年 7 月 27 日	△11.0%
第 14 特定期間	2015 年 7 月 28 日～2016 年 1 月 25 日	△27.1%
第 15 特定期間	2016 年 1 月 26 日～2016 年 7 月 25 日	32.8%
第 16 特定期間	2016 年 7 月 26 日～2017 年 1 月 25 日	18.8%
第 17 特定期間	2017 年 1 月 26 日～2017 年 7 月 25 日	6.6%
第 18 特定期間	2017 年 7 月 26 日～2018 年 1 月 25 日	0.3%
第 19 特定期間	2018 年 1 月 26 日～2018 年 7 月 25 日	△11.2%
第 20 特定期間	2018 年 7 月 26 日～2019 年 1 月 25 日	0.7%
第 21 特定期間	2019 年 1 月 26 日～2019 年 7 月 25 日	4.7%
第 22 特定期間	2019 年 7 月 26 日～2020 年 1 月 27 日	△3.9%

第 23 特定期間	2020 年 1 月 28 日～2020 年 7 月 27 日	△25.4%
第 24 特定期間	2020 年 7 月 28 日～2021 年 1 月 25 日	2.4%
第 25 特定期間	2021 年 1 月 26 日～2021 年 7 月 26 日	11.4%
第 26 特定期間	2021 年 7 月 27 日～2022 年 1 月 25 日	1.9%
第 27 特定期間	2022 年 1 月 26 日～2022 年 7 月 25 日	13.4%
第 28 特定期間	2022 年 7 月 26 日～2023 年 1 月 25 日	6.3%
第 29 特定期間	2023 年 1 月 26 日～2023 年 7 月 25 日	23.8%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年 2 回決算型

	計算期間	収益率
第 10 計算期間	2013 年 7 月 26 日～2014 年 1 月 27 日	2.8%
第 11 計算期間	2014 年 1 月 28 日～2014 年 7 月 25 日	14.3%
第 12 計算期間	2014 年 7 月 26 日～2015 年 1 月 26 日	3.8%
第 13 計算期間	2015 年 1 月 27 日～2015 年 7 月 27 日	△11.4%
第 14 計算期間	2015 年 7 月 28 日～2016 年 1 月 25 日	△28.4%
第 15 計算期間	2016 年 1 月 26 日～2016 年 7 月 25 日	34.2%
第 16 計算期間	2016 年 7 月 26 日～2017 年 1 月 25 日	19.6%
第 17 計算期間	2017 年 1 月 26 日～2017 年 7 月 25 日	6.8%
第 18 計算期間	2017 年 7 月 26 日～2018 年 1 月 25 日	0.3%
第 19 計算期間	2018 年 1 月 26 日～2018 年 7 月 25 日	△11.5%
第 20 計算期間	2018 年 7 月 26 日～2019 年 1 月 25 日	0.8%
第 21 計算期間	2019 年 1 月 26 日～2019 年 7 月 25 日	4.9%
第 22 計算期間	2019 年 7 月 26 日～2020 年 1 月 27 日	△3.8%
第 23 計算期間	2020 年 1 月 28 日～2020 年 7 月 27 日	△25.5%
第 24 計算期間	2020 年 7 月 28 日～2021 年 1 月 25 日	2.6%
第 25 計算期間	2021 年 1 月 26 日～2021 年 7 月 26 日	11.7%
第 26 計算期間	2021 年 7 月 27 日～2022 年 1 月 25 日	1.9%
第 27 計算期間	2022 年 1 月 26 日～2022 年 7 月 25 日	13.5%
第 28 計算期間	2022 年 7 月 26 日～2023 年 1 月 25 日	6.2%
第 29 計算期間	2023 年 1 月 26 日～2023 年 7 月 25 日	24.0%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型

	計算期間	収益率
第 10 特定期間	2013 年 7 月 26 日～2014 年 1 月 27 日	△3.1%

第 11 特定期間	2014 年 1 月 28 日～2014 年 7 月 25 日	8.8%
第 12 特定期間	2014 年 7 月 26 日～2015 年 1 月 26 日	7.5%
第 13 特定期間	2015 年 1 月 27 日～2015 年 7 月 27 日	△0.6%
第 14 特定期間	2015 年 7 月 28 日～2016 年 1 月 25 日	△31.9%
第 15 特定期間	2016 年 1 月 26 日～2016 年 7 月 25 日	20.6%
第 16 特定期間	2016 年 7 月 26 日～2017 年 1 月 25 日	20.2%
第 17 特定期間	2017 年 1 月 26 日～2017 年 7 月 25 日	8.4%
第 18 特定期間	2017 年 7 月 26 日～2018 年 1 月 25 日	10.2%
第 19 特定期間	2018 年 1 月 26 日～2018 年 7 月 25 日	△7.4%
第 20 特定期間	2018 年 7 月 26 日～2019 年 1 月 25 日	△2.3%
第 21 特定期間	2019 年 1 月 26 日～2019 年 7 月 25 日	5.2%
第 22 特定期間	2019 年 7 月 26 日～2020 年 1 月 27 日	3.5%
第 23 特定期間	2020 年 1 月 28 日～2020 年 7 月 27 日	△17.4%
第 24 特定期間	2020 年 7 月 28 日～2021 年 1 月 25 日	15.8%
第 25 特定期間	2021 年 1 月 26 日～2021 年 7 月 26 日	12.3%
第 26 特定期間	2021 年 7 月 27 日～2022 年 1 月 25 日	2.7%
第 27 特定期間	2022 年 1 月 26 日～2022 年 7 月 25 日	△1.4%
第 28 特定期間	2022 年 7 月 26 日～2023 年 1 月 25 日	△2.3%
第 29 特定期間	2023 年 1 月 26 日～2023 年 7 月 25 日	7.0%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年 2 回決算型

	計算期間	収益率
第 10 計算期間	2013 年 7 月 26 日～2014 年 1 月 27 日	△3.2%
第 11 計算期間	2014 年 1 月 28 日～2014 年 7 月 25 日	9.0%
第 12 計算期間	2014 年 7 月 26 日～2015 年 1 月 26 日	8.0%
第 13 計算期間	2015 年 1 月 27 日～2015 年 7 月 27 日	△0.7%
第 14 計算期間	2015 年 7 月 28 日～2016 年 1 月 25 日	△33.8%
第 15 計算期間	2016 年 1 月 26 日～2016 年 7 月 25 日	21.6%
第 16 計算期間	2016 年 7 月 26 日～2017 年 1 月 25 日	20.3%
第 17 計算期間	2017 年 1 月 26 日～2017 年 7 月 25 日	8.5%
第 18 計算期間	2017 年 7 月 26 日～2018 年 1 月 25 日	11.1%
第 19 計算期間	2018 年 1 月 26 日～2018 年 7 月 25 日	△7.8%
第 20 計算期間	2018 年 7 月 26 日～2019 年 1 月 25 日	△2.1%
第 21 計算期間	2019 年 1 月 26 日～2019 年 7 月 25 日	5.4%
第 22 計算期間	2019 年 7 月 26 日～2020 年 1 月 27 日	3.9%
第 23 計算期間	2020 年 1 月 28 日～2020 年 7 月 27 日	△17.8%

第 24 計算期間	2020 年 7 月 28 日～2021 年 1 月 25 日	16.5%
第 25 計算期間	2021 年 1 月 26 日～2021 年 7 月 26 日	12.2%
第 26 計算期間	2021 年 7 月 27 日～2022 年 1 月 25 日	2.7%
第 27 計算期間	2022 年 1 月 26 日～2022 年 7 月 25 日	△1.4%
第 28 計算期間	2022 年 7 月 26 日～2023 年 1 月 25 日	△2.3%
第 29 計算期間	2023 年 1 月 26 日～2023 年 7 月 25 日	7.0%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型

	計算期間	収益率
第 10 特定期間	2013 年 7 月 26 日～2014 年 1 月 27 日	△7.2%
第 11 特定期間	2014 年 1 月 28 日～2014 年 7 月 25 日	15.6%
第 12 特定期間	2014 年 7 月 26 日～2015 年 1 月 26 日	5.9%
第 13 特定期間	2015 年 1 月 27 日～2015 年 7 月 27 日	△5.6%
第 14 特定期間	2015 年 7 月 28 日～2016 年 1 月 25 日	△17.2%
第 15 特定期間	2016 年 1 月 26 日～2016 年 7 月 25 日	6.1%
第 16 特定期間	2016 年 7 月 26 日～2017 年 1 月 25 日	△5.5%
第 17 特定期間	2017 年 1 月 26 日～2017 年 7 月 25 日	12.4%
第 18 特定期間	2017 年 7 月 26 日～2018 年 1 月 25 日	△0.8%
第 19 特定期間	2018 年 1 月 26 日～2018 年 7 月 25 日	△14.3%
第 20 特定期間	2018 年 7 月 26 日～2019 年 1 月 25 日	△3.5%
第 21 特定期間	2019 年 1 月 26 日～2019 年 7 月 25 日	6.6%
第 22 特定期間	2019 年 7 月 26 日～2020 年 1 月 27 日	7.9%
第 23 特定期間	2020 年 1 月 28 日～2020 年 7 月 27 日	△13.8%
第 24 特定期間	2020 年 7 月 28 日～2021 年 1 月 25 日	4.6%
第 25 特定期間	2021 年 1 月 26 日～2021 年 7 月 26 日	1.8%
第 26 特定期間	2021 年 7 月 27 日～2022 年 1 月 25 日	△23.5%
第 27 特定期間	2022 年 1 月 26 日～2022 年 7 月 25 日	△1.6%
第 28 特定期間	2022 年 7 月 26 日～2023 年 1 月 25 日	6.4%
第 29 特定期間	2023 年 1 月 26 日～2023 年 7 月 25 日	△4.4%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年 2 回決算型

	計算期間	収益率
第 10 計算期間	2013 年 7 月 26 日～2014 年 1 月 27 日	△7.5%
第 11 計算期間	2014 年 1 月 28 日～2014 年 7 月 25 日	16.1%

第 12 計算期間	2014 年 7 月 26 日～2015 年 1 月 26 日	6.2%
第 13 計算期間	2015 年 1 月 27 日～2015 年 7 月 27 日	△5.8%
第 14 計算期間	2015 年 7 月 28 日～2016 年 1 月 25 日	△17.9%
第 15 計算期間	2016 年 1 月 26 日～2016 年 7 月 25 日	5.6%
第 16 計算期間	2016 年 7 月 26 日～2017 年 1 月 25 日	△5.6%
第 17 計算期間	2017 年 1 月 26 日～2017 年 7 月 25 日	12.7%
第 18 計算期間	2017 年 7 月 26 日～2018 年 1 月 25 日	△0.9%
第 19 計算期間	2018 年 1 月 26 日～2018 年 7 月 25 日	△14.6%
第 20 計算期間	2018 年 7 月 26 日～2019 年 1 月 25 日	△3.3%
第 21 計算期間	2019 年 1 月 26 日～2019 年 7 月 25 日	6.7%
第 22 計算期間	2019 年 7 月 26 日～2020 年 1 月 27 日	8.0%
第 23 計算期間	2020 年 1 月 28 日～2020 年 7 月 27 日	△13.7%
第 24 計算期間	2020 年 7 月 28 日～2021 年 1 月 25 日	4.9%
第 25 計算期間	2021 年 1 月 26 日～2021 年 7 月 26 日	1.9%
第 26 計算期間	2021 年 7 月 27 日～2022 年 1 月 25 日	△24.2%
第 27 計算期間	2022 年 1 月 26 日～2022 年 7 月 25 日	△1.6%
第 28 計算期間	2022 年 7 月 26 日～2023 年 1 月 25 日	6.5%
第 29 計算期間	2023 年 1 月 26 日～2023 年 7 月 25 日	△4.5%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配付の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型

	計算期間	収益率
第 5 特定期間	2013 年 7 月 26 日～2014 年 1 月 27 日	△1.1%
第 6 特定期間	2014 年 1 月 28 日～2014 年 7 月 25 日	9.5%
第 7 特定期間	2014 年 7 月 26 日～2015 年 1 月 26 日	5.4%
第 8 特定期間	2015 年 1 月 27 日～2015 年 7 月 27 日	△3.2%
第 9 特定期間	2015 年 7 月 28 日～2016 年 1 月 25 日	△22.9%
第 10 特定期間	2016 年 1 月 26 日～2016 年 7 月 25 日	12.9%
第 11 特定期間	2016 年 7 月 26 日～2017 年 1 月 25 日	9.8%
第 12 特定期間	2017 年 1 月 26 日～2017 年 7 月 25 日	12.5%
第 13 特定期間	2017 年 7 月 26 日～2018 年 1 月 25 日	1.9%
第 14 特定期間	2018 年 1 月 26 日～2018 年 7 月 25 日	△7.3%
第 15 特定期間	2018 年 7 月 26 日～2019 年 1 月 25 日	△4.4%
第 16 特定期間	2019 年 1 月 26 日～2019 年 7 月 25 日	6.4%
第 17 特定期間	2019 年 7 月 26 日～2020 年 1 月 27 日	4.8%
第 18 特定期間	2020 年 1 月 28 日～2020 年 7 月 27 日	△18.3%
第 19 特定期間	2020 年 7 月 28 日～2021 年 1 月 25 日	11.8%
第 20 特定期間	2021 年 1 月 26 日～2021 年 7 月 26 日	9.9%

第 21 特定期間	2021 年 7 月 27 日～2022 年 1 月 25 日	4.4%
第 22 特定期間	2022 年 1 月 26 日～2022 年 7 月 25 日	6.1%
第 23 特定期間	2022 年 7 月 26 日～2023 年 1 月 25 日	3.7%
第 24 特定期間	2023 年 1 月 26 日～2023 年 7 月 25 日	18.0%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年 2 回決算型

	計算期間	収益率
第 5 計算期間	2013 年 7 月 26 日～2014 年 1 月 27 日	△1.2%
第 6 計算期間	2014 年 1 月 28 日～2014 年 7 月 25 日	9.7%
第 7 計算期間	2014 年 7 月 26 日～2015 年 1 月 26 日	5.6%
第 8 計算期間	2015 年 1 月 27 日～2015 年 7 月 27 日	△3.8%
第 9 計算期間	2015 年 7 月 28 日～2016 年 1 月 25 日	△24.0%
第 10 計算期間	2016 年 1 月 26 日～2016 年 7 月 25 日	13.4%
第 11 計算期間	2016 年 7 月 26 日～2017 年 1 月 25 日	10.3%
第 12 計算期間	2017 年 1 月 26 日～2017 年 7 月 25 日	12.6%
第 13 計算期間	2017 年 7 月 26 日～2018 年 1 月 25 日	2.1%
第 14 計算期間	2018 年 1 月 26 日～2018 年 7 月 25 日	△7.4%
第 15 計算期間	2018 年 7 月 26 日～2019 年 1 月 25 日	△4.2%
第 16 計算期間	2019 年 1 月 26 日～2019 年 7 月 25 日	6.6%
第 17 計算期間	2019 年 7 月 26 日～2020 年 1 月 27 日	5.1%
第 18 計算期間	2020 年 1 月 28 日～2020 年 7 月 27 日	△18.1%
第 19 計算期間	2020 年 7 月 28 日～2021 年 1 月 25 日	11.9%
第 20 計算期間	2021 年 1 月 26 日～2021 年 7 月 26 日	10.0%
第 21 計算期間	2021 年 7 月 27 日～2022 年 1 月 25 日	4.3%
第 22 計算期間	2022 年 1 月 26 日～2022 年 7 月 25 日	6.2%
第 23 計算期間	2022 年 7 月 26 日～2023 年 1 月 25 日	3.5%
第 24 計算期間	2023 年 1 月 26 日～2023 年 7 月 25 日	18.0%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型

	計算期間	収益率
第 1 特定期間	2014 年 4 月 22 日～2014 年 7 月 25 日	1.4%
第 2 特定期間	2014 年 7 月 26 日～2015 年 1 月 26 日	1.3%
第 3 特定期間	2015 年 1 月 27 日～2015 年 7 月 27 日	△3.6%
第 4 特定期間	2015 年 7 月 28 日～2016 年 1 月 25 日	△24.5%

第 5 特定期間	2016 年 1 月 26 日～2016 年 7 月 25 日	3.5%
第 6 特定期間	2016 年 7 月 26 日～2017 年 1 月 25 日	0.8%
第 7 特定期間	2017 年 1 月 26 日～2017 年 7 月 25 日	24.4%
第 8 特定期間	2017 年 7 月 26 日～2018 年 1 月 25 日	△2.0%
第 9 特定期間	2018 年 1 月 26 日～2018 年 7 月 25 日	1.7%
第 10 特定期間	2018 年 7 月 26 日～2019 年 1 月 25 日	0.2%
第 11 特定期間	2019 年 1 月 26 日～2019 年 7 月 25 日	6.2%
第 12 特定期間	2019 年 7 月 26 日～2020 年 1 月 27 日	9.8%
第 13 特定期間	2020 年 1 月 28 日～2020 年 7 月 27 日	△22.2%
第 14 特定期間	2020 年 7 月 28 日～2021 年 1 月 25 日	19.4%
第 15 特定期間	2021 年 1 月 26 日～2021 年 7 月 26 日	8.3%
第 16 特定期間	2021 年 7 月 27 日～2022 年 1 月 25 日	4.6%
第 17 特定期間	2022 年 1 月 26 日～2022 年 7 月 25 日	11.2%
第 18 特定期間	2022 年 7 月 26 日～2023 年 1 月 25 日	9.4%
第 19 特定期間	2023 年 1 月 26 日～2023 年 7 月 25 日	25.3%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年 2 回決算型

	計算期間	収益率
第 1 計算期間	2014 年 4 月 22 日～2014 年 7 月 25 日	1.9%
第 2 計算期間	2014 年 7 月 26 日～2015 年 1 月 26 日	1.2%
第 3 計算期間	2015 年 1 月 27 日～2015 年 7 月 27 日	△3.4%
第 4 計算期間	2015 年 7 月 28 日～2016 年 1 月 25 日	△25.3%
第 5 計算期間	2016 年 1 月 26 日～2016 年 7 月 25 日	3.4%
第 6 計算期間	2016 年 7 月 26 日～2017 年 1 月 25 日	0.4%
第 7 計算期間	2017 年 1 月 26 日～2017 年 7 月 25 日	24.3%
第 8 計算期間	2017 年 7 月 26 日～2018 年 1 月 25 日	△2.0%
第 9 計算期間	2018 年 1 月 26 日～2018 年 7 月 25 日	1.9%
第 10 計算期間	2018 年 7 月 26 日～2019 年 1 月 25 日	0.3%
第 11 計算期間	2019 年 1 月 26 日～2019 年 7 月 25 日	6.0%
第 12 計算期間	2019 年 7 月 26 日～2020 年 1 月 27 日	10.1%
第 13 計算期間	2020 年 1 月 28 日～2020 年 7 月 27 日	△22.6%
第 14 計算期間	2020 年 7 月 28 日～2021 年 1 月 25 日	19.6%
第 15 計算期間	2021 年 1 月 26 日～2021 年 7 月 26 日	8.5%
第 16 計算期間	2021 年 7 月 27 日～2022 年 1 月 25 日	4.5%
第 17 計算期間	2022 年 1 月 26 日～2022 年 7 月 25 日	11.7%
第 18 計算期間	2022 年 7 月 26 日～2023 年 1 月 25 日	9.7%

第 19 計算期間	2023 年 1 月 26 日～2023 年 7 月 25 日	25.8%
-----------	---------------------------------	-------

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 10 特定期間	2013 年 7 月 26 日～2014 年 1 月 27 日	3,218,566,959	5,147,359,211	18,641,808,524
第 11 特定期間	2014 年 1 月 28 日～2014 年 7 月 25 日	4,045,244,549	2,621,735,586	20,065,317,487
第 12 特定期間	2014 年 7 月 26 日～2015 年 1 月 26 日	3,032,599,850	4,712,458,705	18,385,458,632
第 13 特定期間	2015 年 1 月 27 日～2015 年 7 月 27 日	3,201,488,500	3,661,197,832	17,925,749,300
第 14 特定期間	2015 年 7 月 28 日～2016 年 1 月 25 日	1,977,452,346	2,872,147,360	17,031,054,286
第 15 特定期間	2016 年 1 月 26 日～2016 年 7 月 25 日	22,079,431,769	1,293,898,134	37,816,587,921
第 16 特定期間	2016 年 7 月 26 日～2017 年 1 月 25 日	26,816,326,562	5,087,475,426	59,545,439,057
第 17 特定期間	2017 年 1 月 26 日～2017 年 7 月 25 日	10,349,266,445	11,612,864,566	58,281,840,936
第 18 特定期間	2017 年 7 月 26 日～2018 年 1 月 25 日	4,518,401,433	10,274,913,250	52,525,329,119
第 19 特定期間	2018 年 1 月 26 日～2018 年 7 月 25 日	539,264,717	11,647,460,123	41,417,133,713
第 20 特定期間	2018 年 7 月 26 日～2019 年 1 月 25 日	614,871,348	8,760,406,116	33,271,598,945
第 21 特定期間	2019 年 1 月 26 日～2019 年 7 月 25 日	1,306,557,166	5,524,653,581	29,053,502,530
第 22 特定期間	2019 年 7 月 26 日～2020 年 1 月 27 日	1,144,370,527	4,678,288,453	25,519,584,604
第 23 特定期間	2020 年 1 月 28 日～2020 年 7 月 27 日	4,650,225,533	3,011,612,350	27,158,197,787
第 24 特定期間	2020 年 7 月 28 日～2021 年 1 月 25 日	1,924,925,393	3,524,916,588	25,558,206,592
第 25 特定期間	2021 年 1 月 26 日～2021 年 7 月 26 日	599,638,828	3,378,216,649	22,779,628,771
第 26 特定期間	2021 年 7 月 27 日～2022 年 1 月 25 日	125,054,498	1,757,674,705	21,147,008,564
第 27 特定期間	2022 年 1 月 26 日～2022 年 7 月 25 日	1,798,708,924	1,333,836,068	21,611,881,420
第 28 特定期間	2022 年 7 月 26 日～2023 年 1 月 25 日	6,827,891,045	1,538,948,994	26,900,823,471
第 29 特定期間	2023 年 1 月 26 日～2023 年 7 月 25 日	2,383,245,555	1,997,247,614	27,286,821,412

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年 2 回決算型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 10 計算期間	2013 年 7 月 26 日～2014 年 1 月 27 日	655,903,657	437,574,003	1,707,640,700
第 11 計算期間	2014 年 1 月 28 日～2014 年 7 月 25 日	311,031,228	199,141,817	1,819,530,111
第 12 計算期間	2014 年 7 月 26 日～2015 年 1 月 26 日	67,681,175	493,534,761	1,393,676,525
第 13 計算期間	2015 年 1 月 27 日～2015 年 7 月 27 日	37,143,673	491,155,677	939,664,521
第 14 計算期間	2015 年 7 月 28 日～2016 年 1 月 25 日	169,649,423	235,398,989	873,914,955
第 15 計算期間	2016 年 1 月 26 日～2016 年 7 月 25 日	2,337,303,727	177,477,743	3,033,740,939
第 16 計算期間	2016 年 7 月 26 日～2017 年 1 月 25 日	2,898,180,457	878,887,936	5,053,033,460

第 17 計算期間	2017 年 1 月 26 日～2017 年 7 月 25 日	1,312,616,997	1,233,903,329	5,131,747,128
第 18 計算期間	2017 年 7 月 26 日～2018 年 1 月 25 日	277,803,194	971,613,619	4,437,936,703
第 19 計算期間	2018 年 1 月 26 日～2018 年 7 月 25 日	20,051,517	970,117,499	3,487,870,721
第 20 計算期間	2018 年 7 月 26 日～2019 年 1 月 25 日	262,932,668	646,359,195	3,104,444,194
第 21 計算期間	2019 年 1 月 26 日～2019 年 7 月 25 日	723,166,370	481,218,131	3,346,392,433
第 22 計算期間	2019 年 7 月 26 日～2020 年 1 月 27 日	488,026,350	645,599,593	3,188,819,190
第 23 計算期間	2020 年 1 月 28 日～2020 年 7 月 27 日	2,867,963,216	321,314,445	5,735,467,961
第 24 計算期間	2020 年 7 月 28 日～2021 年 1 月 25 日	220,989,402	2,057,006,588	3,899,450,775
第 25 計算期間	2021 年 1 月 26 日～2021 年 7 月 26 日	134,493,171	647,866,420	3,386,077,526
第 26 計算期間	2021 年 7 月 27 日～2022 年 1 月 25 日	77,633,773	278,838,697	3,184,872,602
第 27 計算期間	2022 年 1 月 26 日～2022 年 7 月 25 日	678,896,150	261,550,925	3,602,217,827
第 28 計算期間	2022 年 7 月 26 日～2023 年 1 月 25 日	5,770,005,897	359,999,831	9,012,223,893
第 29 計算期間	2023 年 1 月 26 日～2023 年 7 月 25 日	1,802,138,319	1,098,545,509	9,715,816,703

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 10 特定期間	2013 年 7 月 26 日～2014 年 1 月 27 日	6,785,923,617	2,910,854,162	12,466,939,457
第 11 特定期間	2014 年 1 月 28 日～2014 年 7 月 25 日	5,327,922,278	1,297,601,342	16,497,260,393
第 12 特定期間	2014 年 7 月 26 日～2015 年 1 月 26 日	2,835,716,974	4,302,623,912	15,030,353,455
第 13 特定期間	2015 年 1 月 27 日～2015 年 7 月 27 日	2,343,062,349	3,781,691,263	13,591,724,541
第 14 特定期間	2015 年 7 月 28 日～2016 年 1 月 25 日	1,470,024,245	3,125,967,511	11,935,781,275
第 15 特定期間	2016 年 1 月 26 日～2016 年 7 月 25 日	3,583,407,395	1,386,917,831	14,132,270,839
第 16 特定期間	2016 年 7 月 26 日～2017 年 1 月 25 日	6,736,475,965	3,249,160,953	17,619,585,851
第 17 特定期間	2017 年 1 月 26 日～2017 年 7 月 25 日	4,590,320,889	2,630,420,146	19,579,486,594
第 18 特定期間	2017 年 7 月 26 日～2018 年 1 月 25 日	2,436,809,320	3,656,228,946	18,360,066,968
第 19 特定期間	2018 年 1 月 26 日～2018 年 7 月 25 日	2,674,657,483	3,144,265,166	17,890,459,285
第 20 特定期間	2018 年 7 月 26 日～2019 年 1 月 25 日	6,435,985,087	2,208,889,682	22,117,554,690
第 21 特定期間	2019 年 1 月 26 日～2019 年 7 月 25 日	11,969,155,868	2,662,994,180	31,423,716,378
第 22 特定期間	2019 年 7 月 26 日～2020 年 1 月 27 日	13,453,525,872	3,925,904,902	40,951,337,348
第 23 特定期間	2020 年 1 月 28 日～2020 年 7 月 27 日	18,721,888,716	4,837,237,814	54,835,988,250
第 24 特定期間	2020 年 7 月 28 日～2021 年 1 月 25 日	5,858,261,271	6,594,187,685	54,100,061,836
第 25 特定期間	2021 年 1 月 26 日～2021 年 7 月 26 日	3,517,159,974	8,596,095,924	49,021,125,886
第 26 特定期間	2021 年 7 月 27 日～2022 年 1 月 25 日	6,223,152,327	3,856,043,848	51,388,234,365
第 27 特定期間	2022 年 1 月 26 日～2022 年 7 月 25 日	4,368,187,040	2,707,072,572	53,049,348,833
第 28 特定期間	2022 年 7 月 26 日～2023 年 1 月 25 日	26,892,875,108	2,235,600,572	77,706,623,369
第 29 特定期間	2023 年 1 月 26 日～2023 年 7 月 25 日	25,783,742,182	2,867,292,471	100,623,073,080

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年 2 回決算型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 10 計算期間	2013 年 7 月 26 日～2014 年 1 月 27 日	886,828,387	503,703,258	1,796,066,079
第 11 計算期間	2014 年 1 月 28 日～2014 年 7 月 25 日	697,472,644	300,534,779	2,193,003,944
第 12 計算期間	2014 年 7 月 26 日～2015 年 1 月 26 日	661,293,995	812,239,633	2,042,058,306
第 13 計算期間	2015 年 1 月 27 日～2015 年 7 月 27 日	503,417,487	350,404,829	2,195,070,964
第 14 計算期間	2015 年 7 月 28 日～2016 年 1 月 25 日	170,431,788	398,351,659	1,967,151,093
第 15 計算期間	2016 年 1 月 26 日～2016 年 7 月 25 日	641,216,442	398,518,462	2,209,849,073
第 16 計算期間	2016 年 7 月 26 日～2017 年 1 月 25 日	792,184,682	753,538,120	2,248,495,635
第 17 計算期間	2017 年 1 月 26 日～2017 年 7 月 25 日	561,875,048	402,661,862	2,407,708,821
第 18 計算期間	2017 年 7 月 26 日～2018 年 1 月 25 日	262,473,979	602,778,379	2,067,404,421
第 19 計算期間	2018 年 1 月 26 日～2018 年 7 月 25 日	160,513,698	323,860,940	1,904,057,179
第 20 計算期間	2018 年 7 月 26 日～2019 年 1 月 25 日	523,419,085	326,646,261	2,100,830,003
第 21 計算期間	2019 年 1 月 26 日～2019 年 7 月 25 日	722,339,218	286,472,533	2,536,696,688
第 22 計算期間	2019 年 7 月 26 日～2020 年 1 月 27 日	833,661,273	389,712,389	2,980,645,572
第 23 計算期間	2020 年 1 月 28 日～2020 年 7 月 27 日	2,561,754,215	633,139,933	4,909,259,854
第 24 計算期間	2020 年 7 月 28 日～2021 年 1 月 25 日	640,439,789	780,731,352	4,768,968,291
第 25 計算期間	2021 年 1 月 26 日～2021 年 7 月 26 日	180,901,183	890,898,015	4,058,971,459
第 26 計算期間	2021 年 7 月 27 日～2022 年 1 月 25 日	112,671,034	632,807,867	3,538,834,626
第 27 計算期間	2022 年 1 月 26 日～2022 年 7 月 25 日	1,116,413,940	488,647,376	4,166,601,190
第 28 計算期間	2022 年 7 月 26 日～2023 年 1 月 25 日	3,600,126,704	383,714,427	7,383,013,467
第 29 計算期間	2023 年 1 月 26 日～2023 年 7 月 25 日	2,764,445,162	1,277,171,686	8,870,286,943

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）毎月分配型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 10 特定期間	2013 年 7 月 26 日～2014 年 1 月 27 日	144,058,092	76,050,028	219,386,138
第 11 特定期間	2014 年 1 月 28 日～2014 年 7 月 25 日	62,785,420	84,952,256	197,219,302
第 12 特定期間	2014 年 7 月 26 日～2015 年 1 月 26 日	897,459	46,692,312	151,424,449
第 13 特定期間	2015 年 1 月 27 日～2015 年 7 月 27 日	922,873	45,920,757	106,426,565
第 14 特定期間	2015 年 7 月 28 日～2016 年 1 月 25 日	363,267	9,682,540	97,107,292
第 15 特定期間	2016 年 1 月 26 日～2016 年 7 月 25 日	7,705,399	1,135,610	103,677,081
第 16 特定期間	2016 年 7 月 26 日～2017 年 1 月 25 日	1,597,471	277,353	104,997,199
第 17 特定期間	2017 年 1 月 26 日～2017 年 7 月 25 日	669,258	1,061,898	104,604,559
第 18 特定期間	2017 年 7 月 26 日～2018 年 1 月 25 日	106,425,022	11,259,828	199,769,753
第 19 特定期間	2018 年 1 月 26 日～2018 年 7 月 25 日	96,314,897	97,980,545	198,104,105
第 20 特定期間	2018 年 7 月 26 日～2019 年 1 月 25 日	8,247,217	101,644,183	104,707,139
第 21 特定期間	2019 年 1 月 26 日～2019 年 7 月 25 日	1,166,322	3,713,756	102,159,705
第 22 特定期間	2019 年 7 月 26 日～2020 年 1 月 27 日	632,935	15,723,866	87,068,774
第 23 特定期間	2020 年 1 月 28 日～2020 年 7 月 27 日	1,967,248	5,577,728	83,458,294

第 24 特定期間	2020 年 7 月 28 日～2021 年 1 月 25 日	2, 453, 936	1, 472, 217	84, 440, 013
第 25 特定期間	2021 年 1 月 26 日～2021 年 7 月 26 日	1, 428, 991	7, 188, 762	78, 680, 242
第 26 特定期間	2021 年 7 月 27 日～2022 年 1 月 25 日	612, 180	2, 413, 315	76, 879, 107
第 27 特定期間	2022 年 1 月 26 日～2022 年 7 月 25 日	13, 867, 060	13, 103, 283	77, 642, 884
第 28 特定期間	2022 年 7 月 26 日～2023 年 1 月 25 日	1, 112, 789	5, 019, 115	73, 736, 558
第 29 特定期間	2023 年 1 月 26 日～2023 年 7 月 25 日	21, 693, 478	24, 807, 535	70, 622, 501

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）年 2 回決算型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 10 計算期間	2013 年 7 月 26 日～2014 年 1 月 27 日	1, 349, 569	1, 721, 874	11, 371, 660
第 11 計算期間	2014 年 1 月 28 日～2014 年 7 月 25 日	1, 404, 821	359, 449	12, 417, 032
第 12 計算期間	2014 年 7 月 26 日～2015 年 1 月 26 日	55, 773	3, 295, 187	9, 177, 618
第 13 計算期間	2015 年 1 月 27 日～2015 年 7 月 27 日	81, 889	4, 053, 647	5, 205, 860
第 14 計算期間	2015 年 7 月 28 日～2016 年 1 月 25 日	1, 631, 474	491, 049	6, 346, 285
第 15 計算期間	2016 年 1 月 26 日～2016 年 7 月 25 日	248, 471	—	6, 594, 756
第 16 計算期間	2016 年 7 月 26 日～2017 年 1 月 25 日	136, 210	398, 761	6, 332, 205
第 17 計算期間	2017 年 1 月 26 日～2017 年 7 月 25 日	3, 051, 645	38, 732	9, 345, 118
第 18 計算期間	2017 年 7 月 26 日～2018 年 1 月 25 日	5, 065, 006	3, 478, 539	10, 931, 585
第 19 計算期間	2018 年 1 月 26 日～2018 年 7 月 25 日	27, 263, 645	522, 422	37, 672, 808
第 20 計算期間	2018 年 7 月 26 日～2019 年 1 月 25 日	511, 590	2, 754, 455	35, 429, 943
第 21 計算期間	2019 年 1 月 26 日～2019 年 7 月 25 日	123, 861	4, 032, 193	31, 521, 611
第 22 計算期間	2019 年 7 月 26 日～2020 年 1 月 27 日	1, 657, 898	48	33, 179, 461
第 23 計算期間	2020 年 1 月 28 日～2020 年 7 月 27 日	6, 664, 196	160, 995	39, 682, 662
第 24 計算期間	2020 年 7 月 28 日～2021 年 1 月 25 日	96, 761	1, 722, 664	38, 056, 759
第 25 計算期間	2021 年 1 月 26 日～2021 年 7 月 26 日	47, 508	94, 268	38, 009, 999
第 26 計算期間	2021 年 7 月 27 日～2022 年 1 月 25 日	141, 052	283, 314	37, 867, 737
第 27 計算期間	2022 年 1 月 26 日～2022 年 7 月 25 日	25, 866	97, 884	37, 795, 719
第 28 計算期間	2022 年 7 月 26 日～2023 年 1 月 25 日	6, 160, 851	50, 899	43, 905, 671
第 29 計算期間	2023 年 1 月 26 日～2023 年 7 月 25 日	20, 594	22	43, 926, 243

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 10 特定期間	2013 年 7 月 26 日～2014 年 1 月 27 日	27, 707, 484, 069	55, 967, 294, 099	217, 628, 989, 947
第 11 特定期間	2014 年 1 月 28 日～2014 年 7 月 25 日	26, 148, 738, 841	21, 979, 508, 263	221, 798, 220, 525
第 12 特定期間	2014 年 7 月 26 日～2015 年 1 月 26 日	12, 262, 546, 176	49, 362, 567, 343	184, 698, 199, 358
第 13 特定期間	2015 年 1 月 27 日～2015 年 7 月 27 日	4, 398, 201, 149	46, 696, 451, 670	142, 399, 948, 837
第 14 特定期間	2015 年 7 月 28 日～2016 年 1 月 25 日	2, 737, 404, 998	23, 277, 524, 911	121, 859, 828, 924

第 15 特定期間	2016 年 1 月 26 日～2016 年 7 月 25 日	11,708,713,385	12,054,747,045	121,513,795,264
第 16 特定期間	2016 年 7 月 26 日～2017 年 1 月 25 日	9,985,555,905	14,492,998,153	117,006,353,016
第 17 特定期間	2017 年 1 月 26 日～2017 年 7 月 25 日	5,196,490,668	11,668,889,775	110,533,953,909
第 18 特定期間	2017 年 7 月 26 日～2018 年 1 月 25 日	2,940,020,220	12,389,609,289	101,084,364,840
第 19 特定期間	2018 年 1 月 26 日～2018 年 7 月 25 日	1,711,701,381	10,571,615,068	92,224,451,153
第 20 特定期間	2018 年 7 月 26 日～2019 年 1 月 25 日	533,737,179	13,734,978,993	79,023,209,339
第 21 特定期間	2019 年 1 月 26 日～2019 年 7 月 25 日	899,627,377	9,554,908,155	70,367,928,561
第 22 特定期間	2019 年 7 月 26 日～2020 年 1 月 27 日	347,167,879	9,878,233,061	60,836,863,379
第 23 特定期間	2020 年 1 月 28 日～2020 年 7 月 27 日	429,079,095	6,099,070,221	55,166,872,253
第 24 特定期間	2020 年 7 月 28 日～2021 年 1 月 25 日	554,248,701	5,552,484,429	50,168,636,525
第 25 特定期間	2021 年 1 月 26 日～2021 年 7 月 26 日	174,992,355	4,779,985,726	45,563,643,154
第 26 特定期間	2021 年 7 月 27 日～2022 年 1 月 25 日	252,026,863	3,331,334,542	42,484,335,475
第 27 特定期間	2022 年 1 月 26 日～2022 年 7 月 25 日	329,740,911	2,393,695,350	40,420,381,036
第 28 特定期間	2022 年 7 月 26 日～2023 年 1 月 25 日	552,073,694	2,268,891,269	38,703,563,461
第 29 特定期間	2023 年 1 月 26 日～2023 年 7 月 25 日	420,863,189	1,601,158,913	37,523,267,737

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年 2 回決算型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 10 計算期間	2013 年 7 月 26 日～2014 年 1 月 27 日	343,523,617	401,007,667	796,211,692
第 11 計算期間	2014 年 1 月 28 日～2014 年 7 月 25 日	130,896,347	87,929,228	839,178,811
第 12 計算期間	2014 年 7 月 26 日～2015 年 1 月 26 日	60,504,513	137,589,044	762,094,280
第 13 計算期間	2015 年 1 月 27 日～2015 年 7 月 27 日	10,420,205	206,466,855	566,047,630
第 14 計算期間	2015 年 7 月 28 日～2016 年 1 月 25 日	60,381,509	73,731,036	552,698,103
第 15 計算期間	2016 年 1 月 26 日～2016 年 7 月 25 日	179,043,440	31,410,745	700,330,798
第 16 計算期間	2016 年 7 月 26 日～2017 年 1 月 25 日	163,971,142	82,132,186	782,169,754
第 17 計算期間	2017 年 1 月 26 日～2017 年 7 月 25 日	94,267,886	205,580,903	670,856,737
第 18 計算期間	2017 年 7 月 26 日～2018 年 1 月 25 日	25,165,354	140,313,526	555,708,565
第 19 計算期間	2018 年 1 月 26 日～2018 年 7 月 25 日	16,230,552	94,905,233	477,033,884
第 20 計算期間	2018 年 7 月 26 日～2019 年 1 月 25 日	4,887,081	46,073,506	435,847,459
第 21 計算期間	2019 年 1 月 26 日～2019 年 7 月 25 日	30,924,425	45,714,417	421,057,467
第 22 計算期間	2019 年 7 月 26 日～2020 年 1 月 27 日	20,182,979	76,621,452	364,618,994
第 23 計算期間	2020 年 1 月 28 日～2020 年 7 月 27 日	15,687,437	16,699,628	363,606,803
第 24 計算期間	2020 年 7 月 28 日～2021 年 1 月 25 日	4,700,905	81,220,707	287,087,001
第 25 計算期間	2021 年 1 月 26 日～2021 年 7 月 26 日	23,846,098	29,979,252	280,953,847
第 26 計算期間	2021 年 7 月 27 日～2022 年 1 月 25 日	692,463	16,315,928	265,330,382
第 27 計算期間	2022 年 1 月 26 日～2022 年 7 月 25 日	457,170,609	37,502,926	684,998,065
第 28 計算期間	2022 年 7 月 26 日～2023 年 1 月 25 日	40,918,296	3,978,017	721,938,344
第 29 計算期間	2023 年 1 月 26 日～2023 年 7 月 25 日	30,102,613	434,740,966	317,299,991

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 10 特定期間	2013 年 7 月 26 日～2014 年 1 月 27 日	21,068,468,480	107,188,588,578	362,299,660,785
第 11 特定期間	2014 年 1 月 28 日～2014 年 7 月 25 日	11,481,051,196	63,985,493,536	309,795,218,445
第 12 特定期間	2014 年 7 月 26 日～2015 年 1 月 26 日	9,745,840,203	60,656,161,226	258,884,897,422
第 13 特定期間	2015 年 1 月 27 日～2015 年 7 月 27 日	9,860,816,594	46,071,558,804	222,674,155,212
第 14 特定期間	2015 年 7 月 28 日～2016 年 1 月 25 日	8,949,162,480	35,112,444,047	196,510,873,645
第 15 特定期間	2016 年 1 月 26 日～2016 年 7 月 25 日	64,266,424,727	19,180,362,771	241,596,935,601
第 16 特定期間	2016 年 7 月 26 日～2017 年 1 月 25 日	144,362,988,316	36,924,333,338	349,035,590,579
第 17 特定期間	2017 年 1 月 26 日～2017 年 7 月 25 日	70,653,543,816	46,749,554,739	372,939,579,656
第 18 特定期間	2017 年 7 月 26 日～2018 年 1 月 25 日	27,763,218,850	39,121,761,285	361,581,037,221
第 19 特定期間	2018 年 1 月 26 日～2018 年 7 月 25 日	12,635,076,719	51,347,838,628	322,868,275,312
第 20 特定期間	2018 年 7 月 26 日～2019 年 1 月 25 日	4,902,139,910	51,277,236,121	276,493,179,101
第 21 特定期間	2019 年 1 月 26 日～2019 年 7 月 25 日	12,008,635,782	32,594,044,610	255,907,770,273
第 22 特定期間	2019 年 7 月 26 日～2020 年 1 月 27 日	6,130,898,168	42,277,670,221	219,760,998,220
第 23 特定期間	2020 年 1 月 28 日～2020 年 7 月 27 日	4,642,877,530	42,612,464,658	181,791,411,092
第 24 特定期間	2020 年 7 月 28 日～2021 年 1 月 25 日	510,758,049	35,584,880,095	146,717,289,046
第 25 特定期間	2021 年 1 月 26 日～2021 年 7 月 26 日	1,261,633,469	19,590,472,739	128,388,449,776
第 26 特定期間	2021 年 7 月 27 日～2022 年 1 月 25 日	802,625,280	18,420,286,493	110,770,788,563
第 27 特定期間	2022 年 1 月 26 日～2022 年 7 月 25 日	898,405,908	10,315,888,417	101,353,306,054
第 28 特定期間	2022 年 7 月 26 日～2023 年 1 月 25 日	800,802,655	7,301,496,170	94,852,612,539
第 29 特定期間	2023 年 1 月 26 日～2023 年 7 月 25 日	251,380,936	7,901,607,916	87,202,385,559

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年 2 回決算型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 10 計算期間	2013 年 7 月 26 日～2014 年 1 月 27 日	116,486,228	365,410,876	1,271,013,961
第 11 計算期間	2014 年 1 月 28 日～2014 年 7 月 25 日	237,826,507	287,196,634	1,221,643,834
第 12 計算期間	2014 年 7 月 26 日～2015 年 1 月 26 日	101,598,433	274,216,927	1,049,025,340
第 13 計算期間	2015 年 1 月 27 日～2015 年 7 月 27 日	37,147,294	149,604,757	936,567,877
第 14 計算期間	2015 年 7 月 28 日～2016 年 1 月 25 日	528,379,971	206,104,122	1,258,843,726
第 15 計算期間	2016 年 1 月 26 日～2016 年 7 月 25 日	1,547,667,107	76,857,706	2,729,653,127
第 16 計算期間	2016 年 7 月 26 日～2017 年 1 月 25 日	3,942,116,647	1,415,277,726	5,256,492,048
第 17 計算期間	2017 年 1 月 26 日～2017 年 7 月 25 日	1,810,954,110	1,230,983,653	5,836,462,505
第 18 計算期間	2017 年 7 月 26 日～2018 年 1 月 25 日	451,195,315	1,489,903,931	4,797,753,889
第 19 計算期間	2018 年 1 月 26 日～2018 年 7 月 25 日	115,005,724	1,047,540,827	3,865,218,786
第 20 計算期間	2018 年 7 月 26 日～2019 年 1 月 25 日	34,469,284	690,491,100	3,209,196,970
第 21 計算期間	2019 年 1 月 26 日～2019 年 7 月 25 日	41,982,583	409,111,288	2,842,068,265
第 22 計算期間	2019 年 7 月 26 日～2020 年 1 月 27 日	124,504,076	527,559,616	2,439,012,725

第 23 計算期間	2020 年 1 月 28 日～2020 年 7 月 27 日	303,357,924	385,048,629	2,357,322,020
第 24 計算期間	2020 年 7 月 28 日～2021 年 1 月 25 日	4,593,725	695,929,718	1,665,986,027
第 25 計算期間	2021 年 1 月 26 日～2021 年 7 月 26 日	3,101,602	460,988,897	1,208,098,732
第 26 計算期間	2021 年 7 月 27 日～2022 年 1 月 25 日	6,852,675	227,753,132	987,198,275
第 27 計算期間	2022 年 1 月 26 日～2022 年 7 月 25 日	4,470,929	150,751,813	840,917,391
第 28 計算期間	2022 年 7 月 26 日～2023 年 1 月 25 日	42,321,809	87,431,507	795,807,693
第 29 計算期間	2023 年 1 月 26 日～2023 年 7 月 25 日	5,855,536	87,804,361	713,858,868

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 10 特定期間	2013 年 7 月 26 日～2014 年 1 月 27 日	202,955,648	828,744,327	4,037,313,206
第 11 特定期間	2014 年 1 月 28 日～2014 年 7 月 25 日	55,183,185	365,461,928	3,727,034,463
第 12 特定期間	2014 年 7 月 26 日～2015 年 1 月 26 日	104,735,126	1,075,592,033	2,756,177,556
第 13 特定期間	2015 年 1 月 27 日～2015 年 7 月 27 日	83,709,524	313,462,191	2,526,424,889
第 14 特定期間	2015 年 7 月 28 日～2016 年 1 月 25 日	54,941,071	379,648,212	2,201,717,748
第 15 特定期間	2016 年 1 月 26 日～2016 年 7 月 25 日	268,795,607	780,667,604	1,689,845,751
第 16 特定期間	2016 年 7 月 26 日～2017 年 1 月 25 日	257,011,851	301,556,323	1,645,301,279
第 17 特定期間	2017 年 1 月 26 日～2017 年 7 月 25 日	85,856,089	232,450,255	1,498,707,113
第 18 特定期間	2017 年 7 月 26 日～2018 年 1 月 25 日	242,446,862	195,475,211	1,545,678,764
第 19 特定期間	2018 年 1 月 26 日～2018 年 7 月 25 日	510,947,221	236,693,308	1,819,932,677
第 20 特定期間	2018 年 7 月 26 日～2019 年 1 月 25 日	29,754,904	231,386,397	1,618,301,184
第 21 特定期間	2019 年 1 月 26 日～2019 年 7 月 25 日	85,484,744	103,274,684	1,600,511,244
第 22 特定期間	2019 年 7 月 26 日～2020 年 1 月 27 日	109,085,891	204,757,902	1,504,839,233
第 23 特定期間	2020 年 1 月 28 日～2020 年 7 月 27 日	66,240,242	236,512,299	1,334,567,176
第 24 特定期間	2020 年 7 月 28 日～2021 年 1 月 25 日	4,850,825	345,407,527	994,010,474
第 25 特定期間	2021 年 1 月 26 日～2021 年 7 月 26 日	32,116,492	95,317,120	930,809,846
第 26 特定期間	2021 年 7 月 27 日～2022 年 1 月 25 日	3,227,037	72,026,598	862,010,285
第 27 特定期間	2022 年 1 月 26 日～2022 年 7 月 25 日	2,882,244	81,463,384	783,429,145
第 28 特定期間	2022 年 7 月 26 日～2023 年 1 月 25 日	9,451,751	29,814,117	763,066,779
第 29 特定期間	2023 年 1 月 26 日～2023 年 7 月 25 日	3,662,873	42,239,266	724,490,386

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年 2 回決算型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 10 計算期間	2013 年 7 月 26 日～2014 年 1 月 27 日	1,000,132	31,265,179	59,072,791
第 11 計算期間	2014 年 1 月 28 日～2014 年 7 月 25 日	1,349,450	331,545	60,090,696
第 12 計算期間	2014 年 7 月 26 日～2015 年 1 月 26 日	81,914	5,928,116	54,244,494
第 13 計算期間	2015 年 1 月 27 日～2015 年 7 月 27 日	30,729	5,008,233	49,266,990

第 14 計算期間	2015 年 7 月 28 日～2016 年 1 月 25 日	205, 779	21, 294, 848	28, 177, 921
第 15 計算期間	2016 年 1 月 26 日～2016 年 7 月 25 日	7, 306, 314	90, 605	35, 393, 630
第 16 計算期間	2016 年 7 月 26 日～2017 年 1 月 25 日	9, 337, 627	7, 840, 543	36, 890, 714
第 17 計算期間	2017 年 1 月 26 日～2017 年 7 月 25 日	16, 756, 271	180, 542	53, 466, 443
第 18 計算期間	2017 年 7 月 26 日～2018 年 1 月 25 日	1, 279, 970	5, 869, 286	48, 877, 127
第 19 計算期間	2018 年 1 月 26 日～2018 年 7 月 25 日	33, 300, 785	9, 099, 931	73, 077, 981
第 20 計算期間	2018 年 7 月 26 日～2019 年 1 月 25 日	2, 805, 279	17, 892, 375	57, 990, 885
第 21 計算期間	2019 年 1 月 26 日～2019 年 7 月 25 日	10, 842, 906	1, 336, 240	67, 497, 551
第 22 計算期間	2019 年 7 月 26 日～2020 年 1 月 27 日	145, 720	22, 471, 524	45, 171, 747
第 23 計算期間	2020 年 1 月 28 日～2020 年 7 月 27 日	22, 350, 776	27, 394, 771	40, 127, 752
第 24 計算期間	2020 年 7 月 28 日～2021 年 1 月 25 日	136, 232	25, 497, 425	14, 766, 559
第 25 計算期間	2021 年 1 月 26 日～2021 年 7 月 26 日	140, 446	1, 478, 847	13, 428, 158
第 26 計算期間	2021 年 7 月 27 日～2022 年 1 月 25 日	294, 244	417, 284	13, 305, 118
第 27 計算期間	2022 年 1 月 26 日～2022 年 7 月 25 日	129, 899	327, 039	13, 107, 978
第 28 計算期間	2022 年 7 月 26 日～2023 年 1 月 25 日	184, 420	342	13, 292, 056
第 29 計算期間	2023 年 1 月 26 日～2023 年 7 月 25 日	42, 288	4, 261, 014	9, 073, 330

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 10 特定期間	2013 年 7 月 26 日～2014 年 1 月 27 日	1, 715, 945, 498	8, 443, 082, 876	22, 636, 799, 960
第 11 特定期間	2014 年 1 月 28 日～2014 年 7 月 25 日	1, 796, 907, 470	3, 958, 928, 926	20, 474, 778, 504
第 12 特定期間	2014 年 7 月 26 日～2015 年 1 月 26 日	668, 250, 902	4, 164, 318, 963	16, 978, 710, 443
第 13 特定期間	2015 年 1 月 27 日～2015 年 7 月 27 日	876, 826, 414	2, 951, 846, 229	14, 903, 690, 628
第 14 特定期間	2015 年 7 月 28 日～2016 年 1 月 25 日	275, 923, 813	3, 049, 969, 852	12, 129, 644, 589
第 15 特定期間	2016 年 1 月 26 日～2016 年 7 月 25 日	1, 067, 886, 232	1, 207, 781, 495	11, 989, 749, 326
第 16 特定期間	2016 年 7 月 26 日～2017 年 1 月 25 日	1, 795, 397, 457	2, 583, 357, 675	11, 201, 789, 108
第 17 特定期間	2017 年 1 月 26 日～2017 年 7 月 25 日	32, 376, 930, 370	1, 262, 384, 336	42, 316, 335, 142
第 18 特定期間	2017 年 7 月 26 日～2018 年 1 月 25 日	46, 037, 375, 388	4, 193, 409, 993	84, 160, 300, 537
第 19 特定期間	2018 年 1 月 26 日～2018 年 7 月 25 日	8, 115, 428, 393	14, 541, 110, 257	77, 734, 618, 673
第 20 特定期間	2018 年 7 月 26 日～2019 年 1 月 25 日	1, 031, 984, 082	22, 326, 339, 483	56, 440, 263, 272
第 21 特定期間	2019 年 1 月 26 日～2019 年 7 月 25 日	1, 412, 711, 312	12, 292, 942, 661	45, 560, 031, 923
第 22 特定期間	2019 年 7 月 26 日～2020 年 1 月 27 日	500, 507, 805	12, 098, 122, 823	33, 962, 416, 905
第 23 特定期間	2020 年 1 月 28 日～2020 年 7 月 27 日	333, 788, 853	8, 221, 549, 837	26, 074, 655, 921
第 24 特定期間	2020 年 7 月 28 日～2021 年 1 月 25 日	153, 290, 266	7, 980, 084, 233	18, 247, 861, 954
第 25 特定期間	2021 年 1 月 26 日～2021 年 7 月 26 日	219, 553, 567	2, 967, 509, 928	15, 499, 905, 593
第 26 特定期間	2021 年 7 月 27 日～2022 年 1 月 25 日	165, 626, 179	4, 366, 072, 436	11, 299, 459, 336
第 27 特定期間	2022 年 1 月 26 日～2022 年 7 月 25 日	71, 464, 830	1, 076, 579, 010	10, 294, 345, 156
第 28 特定期間	2022 年 7 月 26 日～2023 年 1 月 25 日	67, 321, 501	1, 009, 816, 317	9, 351, 850, 340
第 29 特定期間	2023 年 1 月 26 日～2023 年 7 月 25 日	71, 796, 971	1, 370, 805, 967	8, 052, 841, 344

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年2回決算型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第10計算期間	2013年7月26日～2014年1月27日	15,513,199	216,837,294	356,820,250
第11計算期間	2014年1月28日～2014年7月25日	66,028,798	85,768,900	337,080,148
第12計算期間	2014年7月26日～2015年1月26日	3,055,035	92,949,115	247,186,068
第13計算期間	2015年1月27日～2015年7月27日	14,475,286	38,462,648	223,198,706
第14計算期間	2015年7月28日～2016年1月25日	3,849,789	63,744,589	163,303,906
第15計算期間	2016年1月26日～2016年7月25日	57,836,233	20,546,822	200,593,317
第16計算期間	2016年7月26日～2017年1月25日	107,817,111	51,030,319	257,380,109
第17計算期間	2017年1月26日～2017年7月25日	1,802,383,954	82,878,346	1,976,885,717
第18計算期間	2017年7月26日～2018年1月25日	1,837,961,033	282,997,274	3,531,849,476
第19計算期間	2018年1月26日～2018年7月25日	126,723,192	637,414,974	3,021,157,694
第20計算期間	2018年7月26日～2019年1月25日	147,996,123	622,562,332	2,546,591,485
第21計算期間	2019年1月26日～2019年7月25日	381,367,532	427,438,300	2,500,520,717
第22計算期間	2019年7月26日～2020年1月27日	152,605,326	867,700,917	1,785,425,126
第23計算期間	2020年1月28日～2020年7月27日	95,036,150	371,807,510	1,508,653,766
第24計算期間	2020年7月28日～2021年1月25日	3,243,572	629,940,858	881,956,480
第25計算期間	2021年1月26日～2021年7月26日	1,796,292	128,021,119	755,731,653
第26計算期間	2021年7月27日～2022年1月25日	1,468,853	240,879,836	516,320,670
第27計算期間	2022年1月26日～2022年7月25日	1,769,655	60,467,921	457,622,404
第28計算期間	2022年7月26日～2023年1月25日	25,679,679	50,115,294	433,186,789
第29計算期間	2023年1月26日～2023年7月25日	23,019,203	42,470,485	413,735,507

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第5特定期間	2013年7月26日～2014年1月27日	3,021,699,197	2,349,166,559	14,729,437,876
第6特定期間	2014年1月28日～2014年7月25日	1,979,144,930	2,088,439,945	14,620,142,861
第7特定期間	2014年7月26日～2015年1月26日	1,001,717,446	2,996,254,977	12,625,605,330
第8特定期間	2015年1月27日～2015年7月27日	1,555,548,020	2,199,209,488	11,981,943,862
第9特定期間	2015年7月28日～2016年1月25日	890,097,707	1,657,154,206	11,214,887,363
第10特定期間	2016年1月26日～2016年7月25日	2,479,479,445	1,639,801,284	12,054,565,524
第11特定期間	2016年7月26日～2017年1月25日	2,429,127,128	1,882,986,889	12,600,705,763
第12特定期間	2017年1月26日～2017年7月25日	3,944,002,901	2,604,235,332	13,940,473,332
第13特定期間	2017年7月26日～2018年1月25日	4,119,317,836	2,124,155,477	15,935,635,691
第14特定期間	2018年1月26日～2018年7月25日	2,720,515,884	1,584,332,390	17,071,819,185
第15特定期間	2018年7月26日～2019年1月25日	818,335,273	2,429,900,779	15,460,253,679

第 16 特定期間	2019 年 1 月 26 日～2019 年 7 月 25 日	2,657,776,505	1,578,766,274	16,539,263,910
第 17 特定期間	2019 年 7 月 26 日～2020 年 1 月 27 日	3,092,823,463	2,635,378,432	16,996,708,941
第 18 特定期間	2020 年 1 月 28 日～2020 年 7 月 27 日	949,672,280	2,731,955,097	15,214,426,124
第 19 特定期間	2020 年 7 月 28 日～2021 年 1 月 25 日	45,136,840	2,999,126,331	12,260,436,633
第 20 特定期間	2021 年 1 月 26 日～2021 年 7 月 26 日	34,558,632	1,827,509,123	10,467,486,142
第 21 特定期間	2021 年 7 月 27 日～2022 年 1 月 25 日	24,419,869	2,441,928,205	8,049,977,806
第 22 特定期間	2022 年 1 月 26 日～2022 年 7 月 25 日	25,643,520	695,650,502	7,379,970,824
第 23 特定期間	2022 年 7 月 26 日～2023 年 1 月 25 日	65,928,997	652,209,979	6,793,689,842
第 24 特定期間	2023 年 1 月 26 日～2023 年 7 月 25 日	55,357,091	365,717,854	6,483,329,079

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年 2 回決算型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 5 計算期間	2013 年 7 月 26 日～2014 年 1 月 27 日	228,871,101	271,368,390	1,481,038,249
第 6 計算期間	2014 年 1 月 28 日～2014 年 7 月 25 日	93,020,518	285,318,829	1,288,739,938
第 7 計算期間	2014 年 7 月 26 日～2015 年 1 月 26 日	145,266,394	470,353,107	963,653,225
第 8 計算期間	2015 年 1 月 27 日～2015 年 7 月 27 日	841,347,394	798,755,518	1,006,245,101
第 9 計算期間	2015 年 7 月 28 日～2016 年 1 月 25 日	6,963,950	156,257,196	856,951,855
第 10 計算期間	2016 年 1 月 26 日～2016 年 7 月 25 日	149,269,615	272,444,406	733,777,064
第 11 計算期間	2016 年 7 月 26 日～2017 年 1 月 25 日	169,340,343	86,639,473	816,477,934
第 12 計算期間	2017 年 1 月 26 日～2017 年 7 月 25 日	861,479,234	130,471,467	1,547,485,701
第 13 計算期間	2017 年 7 月 26 日～2018 年 1 月 25 日	373,255,132	1,015,818,933	904,921,900
第 14 計算期間	2018 年 1 月 26 日～2018 年 7 月 25 日	19,075,830	177,461,416	746,536,314
第 15 計算期間	2018 年 7 月 26 日～2019 年 1 月 25 日	70,512,318	77,626,948	739,421,684
第 16 計算期間	2019 年 1 月 26 日～2019 年 7 月 25 日	337,823,092	161,701,379	915,543,397
第 17 計算期間	2019 年 7 月 26 日～2020 年 1 月 27 日	116,154,957	217,409,038	814,289,316
第 18 計算期間	2020 年 1 月 28 日～2020 年 7 月 27 日	94,983,638	209,105,752	700,167,202
第 19 計算期間	2020 年 7 月 28 日～2021 年 1 月 25 日	1,920,121	137,470,643	564,616,680
第 20 計算期間	2021 年 1 月 26 日～2021 年 7 月 26 日	1,202,580	46,805,007	519,014,253
第 21 計算期間	2021 年 7 月 27 日～2022 年 1 月 25 日	1,059,504	46,835,573	473,238,184
第 22 計算期間	2022 年 1 月 26 日～2022 年 7 月 25 日	19,523,049	67,723,365	425,037,868
第 23 計算期間	2022 年 7 月 26 日～2023 年 1 月 25 日	57,491,331	41,038,417	441,490,782
第 24 計算期間	2023 年 1 月 26 日～2023 年 7 月 25 日	130,668,173	67,758,584	504,400,371

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 1 特定期間	2014 年 4 月 22 日～2014 年 7 月 25 日	193,641,522	58,202	193,583,320
第 2 特定期間	2014 年 7 月 26 日～2015 年 1 月 26 日	128,885,244	45,297,403	277,171,161

第3特定期間	2015年 1月27日～2015年 7月27日	37,476,653	46,213,152	268,434,662
第4特定期間	2015年 7月28日～2016年 1月25日	3,855,176	116,433,772	155,856,066
第5特定期間	2016年 1月26日～2016年 7月25日	184,099,522	22,684,233	317,271,355
第6特定期間	2016年 7月26日～2017年 1月25日	2,066,449,652	370,790,840	2,012,930,167
第7特定期間	2017年 1月26日～2017年 7月25日	2,432,982,074	1,056,161,834	3,389,750,407
第8特定期間	2017年 7月26日～2018年 1月25日	627,045,255	1,103,718,303	2,913,077,359
第9特定期間	2018年 1月26日～2018年 7月25日	381,262,380	463,711,446	2,830,628,293
第10特定期間	2018年 7月26日～2019年 1月25日	149,687,239	454,720,726	2,525,594,806
第11特定期間	2019年 1月26日～2019年 7月25日	979,718,604	734,986,694	2,770,326,716
第12特定期間	2019年 7月26日～2020年 1月27日	597,073,660	527,979,490	2,839,420,886
第13特定期間	2020年 1月28日～2020年 7月27日	995,873,934	752,834,431	3,082,460,389
第14特定期間	2020年 7月28日～2021年 1月25日	55,938,101	827,617,848	2,310,780,642
第15特定期間	2021年 1月26日～2021年 7月26日	8,323,536	514,961,383	1,804,142,795
第16特定期間	2021年 7月27日～2022年 1月25日	10,599,057	172,621,030	1,642,120,822
第17特定期間	2022年 1月26日～2022年 7月25日	5,696,879	196,841,417	1,450,976,284
第18特定期間	2022年 7月26日～2023年 1月25日	80,511,823	209,741,584	1,321,746,523
第19特定期間	2023年 1月26日～2023年 7月25日	113,008,418	121,576,553	1,313,178,388

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2014年 4月22日～2014年 7月25日	119,077,304	—	119,077,304
第2計算期間	2014年 7月26日～2015年 1月26日	132,720,313	43,944,844	207,852,773
第3計算期間	2015年 1月27日～2015年 7月27日	886,985	109,461,297	99,278,461
第4計算期間	2015年 7月28日～2016年 1月25日	420,567	3,548,545	96,150,483
第5計算期間	2016年 1月26日～2016年 7月25日	52,130,765	6,630,609	141,650,639
第6計算期間	2016年 7月26日～2017年 1月25日	280,589,036	22,718,713	399,520,962
第7計算期間	2017年 1月26日～2017年 7月25日	996,930,695	178,406,500	1,218,045,157
第8計算期間	2017年 7月26日～2018年 1月25日	401,297,728	329,864,937	1,289,477,948
第9計算期間	2018年 1月26日～2018年 7月25日	50,948,371	442,452,350	897,973,969
第10計算期間	2018年 7月26日～2019年 1月25日	19,961,273	186,894,457	731,040,785
第11計算期間	2019年 1月26日～2019年 7月25日	264,534,438	150,025,275	845,549,948
第12計算期間	2019年 7月26日～2020年 1月27日	63,471,166	345,286,096	563,735,018
第13計算期間	2020年 1月28日～2020年 7月27日	1,063,067,944	425,882,957	1,200,920,005
第14計算期間	2020年 7月28日～2021年 1月25日	57,351,559	657,660,942	600,610,622
第15計算期間	2021年 1月26日～2021年 7月26日	53,182,466	170,480,693	483,312,395
第16計算期間	2021年 7月27日～2022年 1月25日	11,946,081	37,239,448	458,019,028
第17計算期間	2022年 1月26日～2022年 7月25日	22,684,410	63,604,719	417,098,719
第18計算期間	2022年 7月26日～2023年 1月25日	82,320,778	53,695,313	445,724,184
第19計算期間	2023年 1月26日～2023年 7月25日	77,424,183	81,520,613	441,627,754

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

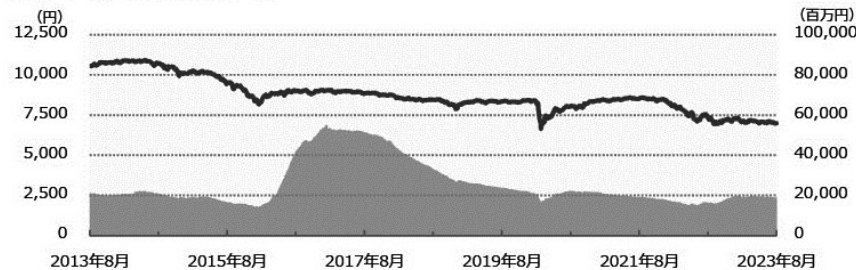


運用実績 (2023年8月31日現在)

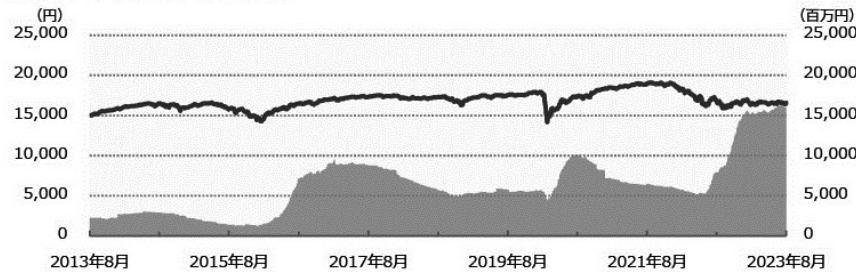
■ 基準価額・純資産の推移 (日次)

— 基準価額 (分配後、1万口あたり) (左軸) — 純資産総額 (右軸)

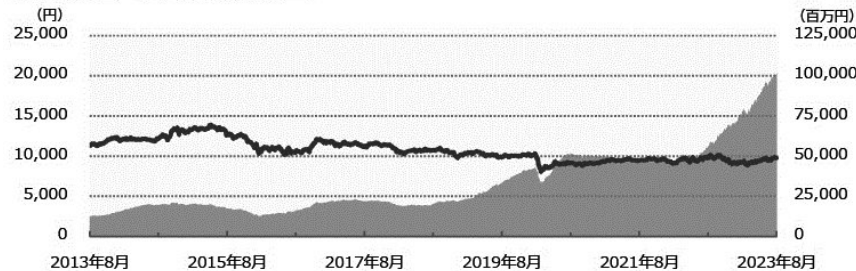
■ 円コース (毎月分配型)



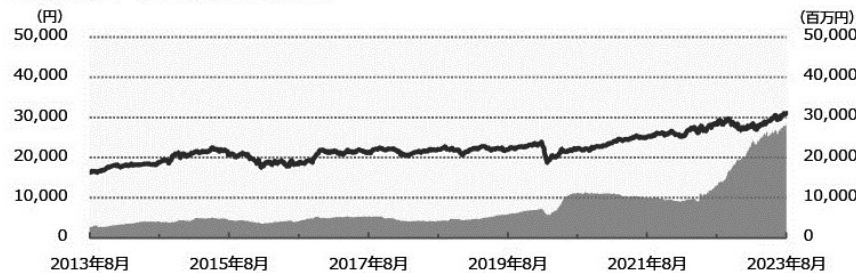
■ 円コース (年2回決算型)



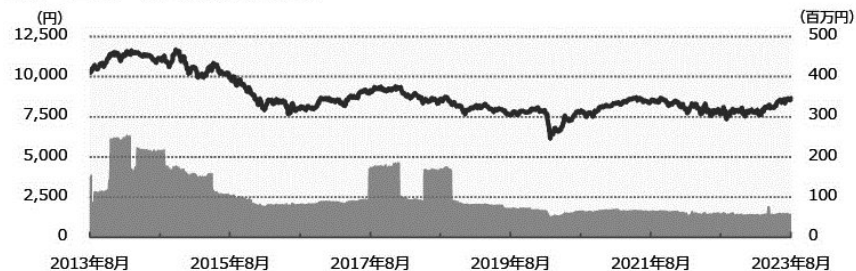
■ 米ドルコース (毎月分配型)



■ 米ドルコース (年2回決算型)



■ ユーロコース (毎月分配型)



■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

■ 円コース (毎月分配型)

2023年8月	20 円
2023年7月	20 円
2023年6月	20 円
2023年5月	20 円
2023年4月	20 円
直近1年間累計	240 円
設定来累計	8,560 円

■ 円コース (年2回決算型)

2023年7月	10 円
2023年1月	10 円
2022年7月	10 円
2022年1月	10 円
2021年7月	10 円
設定来累計	290 円

■ 米ドルコース (毎月分配型)

2023年8月	70 円
2023年7月	70 円
2023年6月	70 円
2023年5月	70 円
2023年4月	70 円
直近1年間累計	840 円
設定来累計	12,260 円

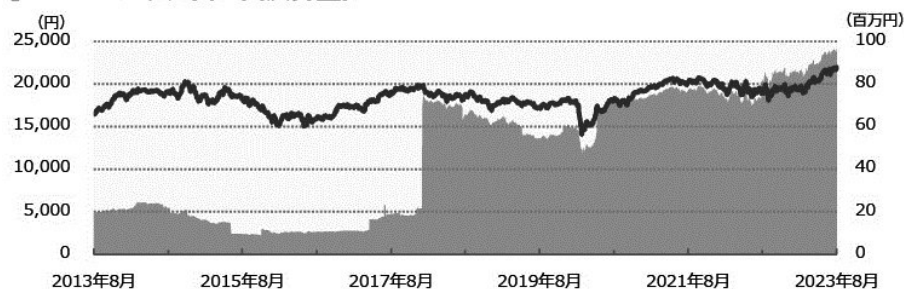
■ 米ドルコース (年2回決算型)

2023年7月	10 円
2023年1月	10 円
2022年7月	10 円
2022年1月	10 円
2021年7月	10 円
設定来累計	290 円

■ ユーロコース (毎月分配型)

2023年8月	20 円
2023年7月	20 円
2023年6月	20 円
2023年5月	20 円
2023年4月	20 円
直近1年間累計	240 円
設定来累計	8,990 円

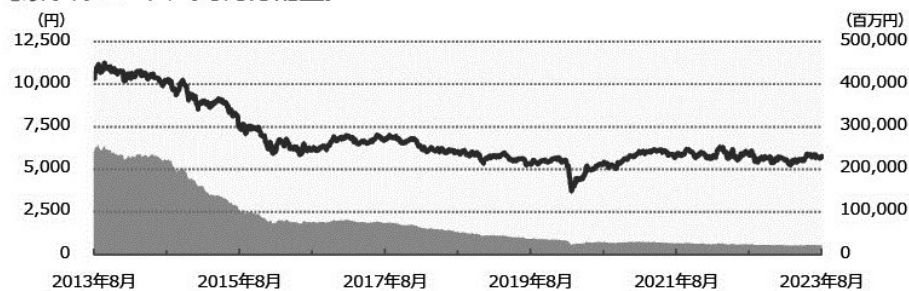
ユーロコース（年2回決算型）



ユーロコース（年2回決算型）

2023年7月	10 円
2023年1月	10 円
2022年7月	10 円
2022年1月	10 円
2021年7月	10 円
設定来累計	290 円

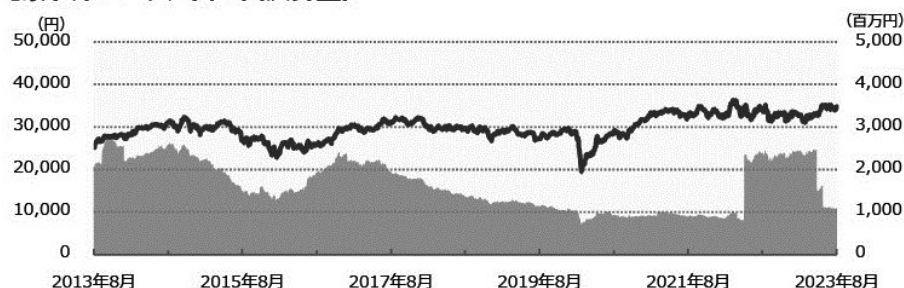
豪ドルコース（毎月分配型）



豪ドルコース（毎月分配型）

2023年8月	20 円
2023年7月	20 円
2023年6月	20 円
2023年5月	20 円
2023年4月	20 円
直近1年間累計	240 円
設定来累計	18,410 円

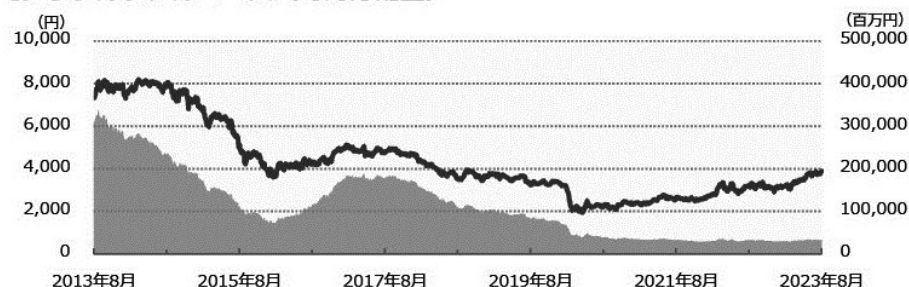
豪ドルコース（年2回決算型）



豪ドルコース（年2回決算型）

2023年7月	10 円
2023年1月	10 円
2022年7月	10 円
2022年1月	10 円
2021年7月	10 円
設定来累計	290 円

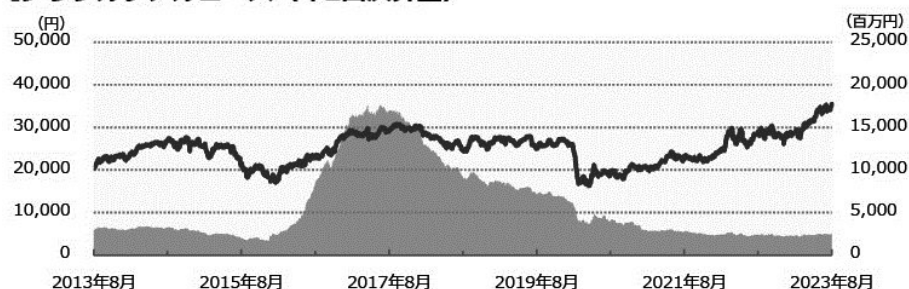
ブラジルリアルコース（毎月分配型）



ブラジルリアルコース （毎月分配型）

2023年8月	5 円
2023年7月	5 円
2023年6月	5 円
2023年5月	5 円
2023年4月	5 円
直近1年間累計	60 円
設定来累計	16,835 円

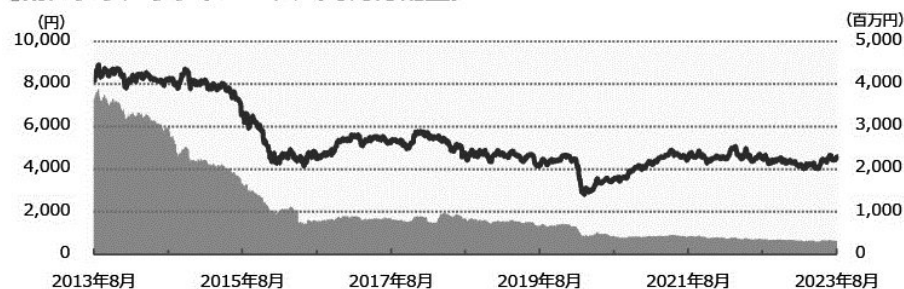
ブラジルリアルコース（年2回決算型）



ブラジルリアルコース （年2回決算型）

2023年7月	10 円
2023年1月	10 円
2022年7月	10 円
2022年1月	10 円
2021年7月	10 円
設定来累計	290 円

■南アフリカランドコース（毎月分配型）



■南アフリカランドコース（毎月分配型）

2023年8月	10 円
2023年7月	10 円
2023年6月	10 円
2023年5月	10 円
2023年4月	10 円
直近1年間累計	120 円
設定来累計	16,580 円

■南アフリカランドコース（年2回決算型）



■南アフリカランドコース（年2回決算型）

2023年7月	10 円
2023年1月	10 円
2022年7月	10 円
2022年1月	10 円
2021年7月	10 円
設定来累計	290 円

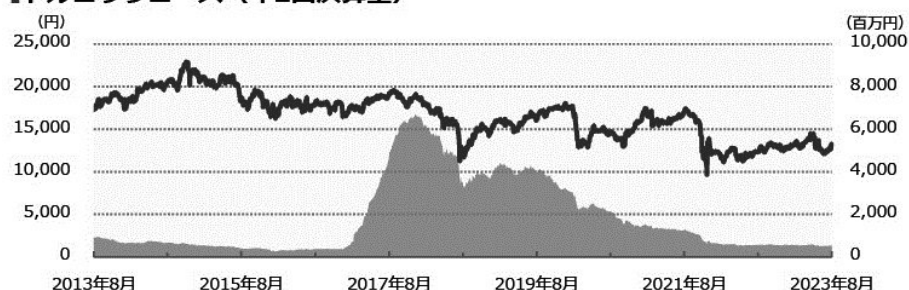
■トルコリラコース（毎月分配型）



■トルコリラコース（毎月分配型）

2023年8月	5 円
2023年7月	5 円
2023年6月	5 円
2023年5月	5 円
2023年4月	5 円
直近1年間累計	60 円
設定来累計	12,600 円

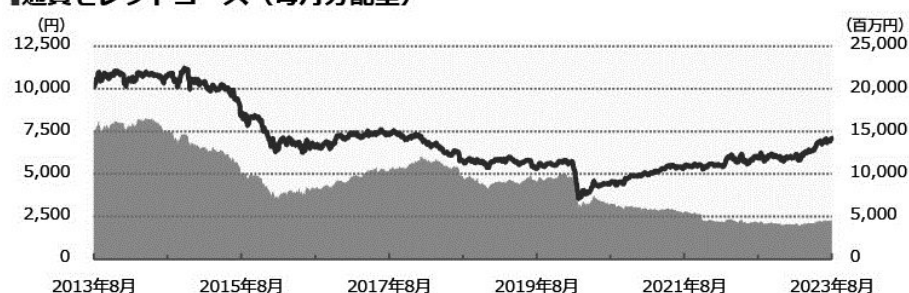
■トルコリラコース（年2回決算型）



■トルコリラコース（年2回決算型）

2023年7月	10 円
2023年1月	10 円
2022年7月	10 円
2022年1月	10 円
2021年7月	10 円
設定来累計	290 円

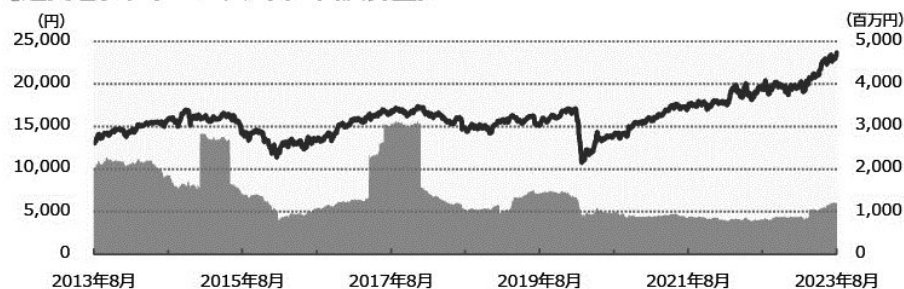
■通貨セレクトコース（毎月分配型）



■通貨セレクトコース（毎月分配型）

2023年8月	10 円
2023年7月	10 円
2023年6月	10 円
2023年5月	10 円
2023年4月	10 円
直近1年間累計	120 円
設定来累計	9,840 円

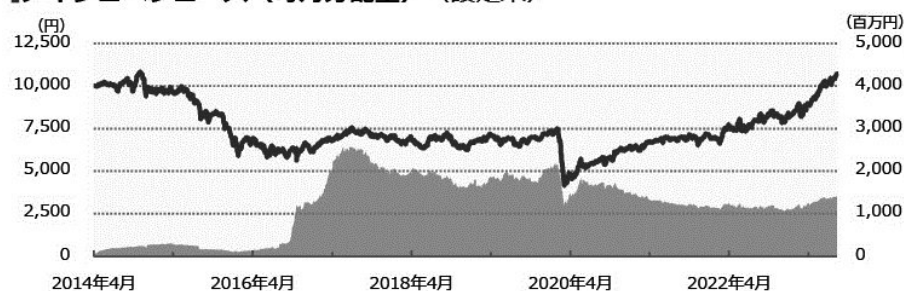
■通貨セレクトコース（年2回決算型）



■通貨セレクトコース （年2回決算型）

2023年7月	10 円
2023年1月	10 円
2022年7月	10 円
2022年1月	10 円
2021年7月	10 円
設定来累計	240 円

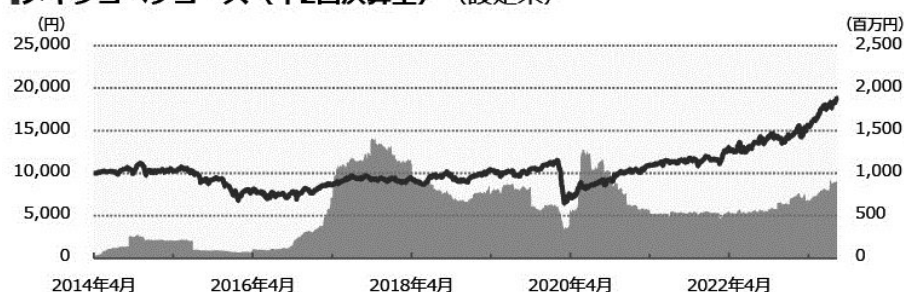
■メキシコペソコース（毎月分配型）（設定来）



■メキシコペソコース （毎月分配型）

2023年8月	20 円
2023年7月	20 円
2023年6月	20 円
2023年5月	20 円
2023年4月	20 円
直近1年間累計	240 円
設定来累計	4,200 円

■メキシコペソコース（年2回決算型）（設定来）



■メキシコペソコース （年2回決算型）

2023年7月	10 円
2023年1月	10 円
2022年7月	10 円
2022年1月	10 円
2021年7月	10 円
設定来累計	110 円

■ 主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率（上位）

■ 毎月分配型

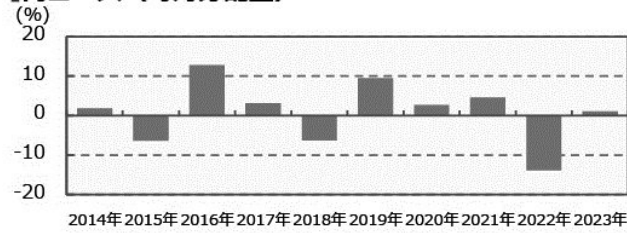
順位	銘柄	業種	投資比率（％）								
			円 コース	米ドル コース	1-0 コース	豪ドル コース	アジア レアルコース	南アフリ ランド コース	トルコリ アコース	通貨 レバ コース	対 外 ペ リ コース
1	TRANSDIGM INC	航空・防衛関連	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
2	WEATHERFORD INTERNATIONAL	石油・ガス	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5
3	CARNIVAL CORP	レジャー	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
4	MOZART DEBT MERGER SUB	ヘルスケア	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
5	CARNIVAL CORP	レジャー	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
6	CCO HLDGS LLC/CAP CORP	放送	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
7	AMERICAN AIRLINES INC	空運	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
8	GLB AIR LEASE CO PIK 15/09/24 144A	金融	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
9	ALLIED UNIVERSAL	ビジネス・サービス	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
10	OLYMPUS WTR US HLDG CORP	化学	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4

■ 年2回決算型

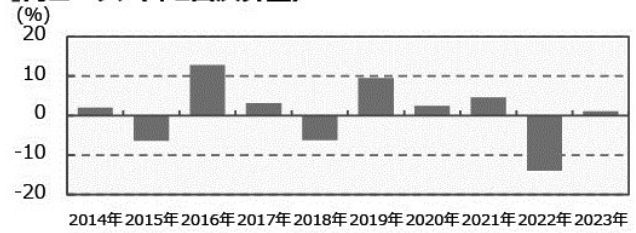
順位	銘柄	業種	投資比率（％）								
			円 コース	米ドル コース	1-0 コース	豪ドル コース	アジア レアルコース	南アフリ ランド コース	トルコリ アコース	通貨 レバ コース	対 外 ペ リ コース
1	TRANSDIGM INC	航空・防衛関連	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
2	WEATHERFORD INTERNATIONAL	石油・ガス	0.5	0.4	0.5	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
3	CARNIVAL CORP	レジャー	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
4	MOZART DEBT MERGER SUB	ヘルスケア	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
5	CARNIVAL CORP	レジャー	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
6	CCO HLDGS LLC/CAP CORP	放送	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
7	AMERICAN AIRLINES INC	空運	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
8	GLB AIR LEASE CO PIK 15/09/24 144A	金融	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
9	ALLIED UNIVERSAL	ビジネス・サービス	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
10	OLYMPUS WTR US HLDG CORP	化学	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4

■ 年間収益率の推移 (暦年ベース)

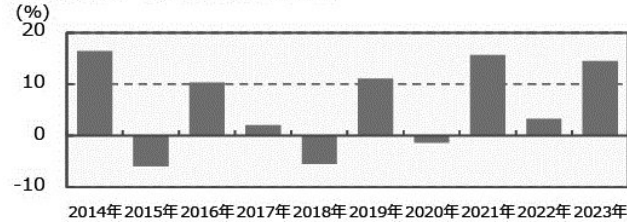
■円コース (毎月分配型)



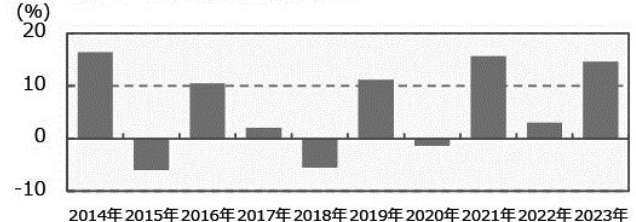
■円コース (年2回決算型)



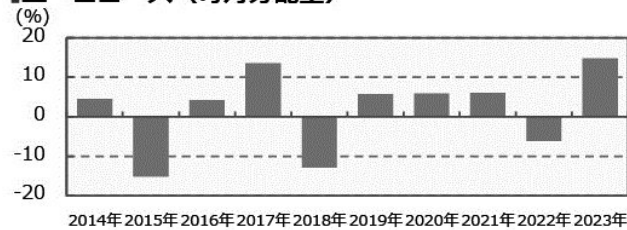
■米ドルコース (毎月分配型)



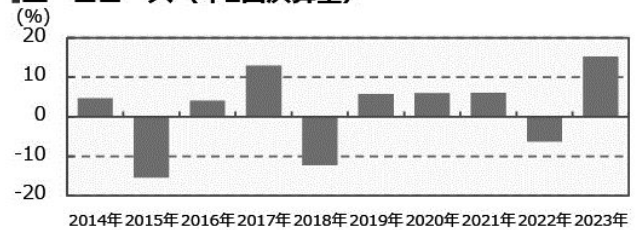
■米ドルコース (年2回決算型)



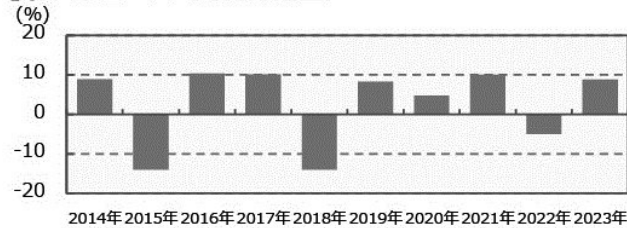
■ユーロコース (毎月分配型)



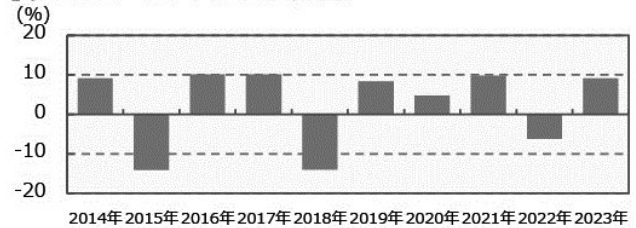
■ユーロコース (年2回決算型)



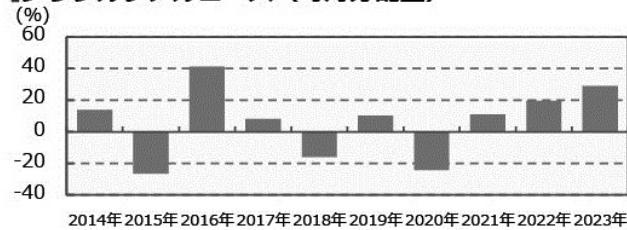
■豪ドルコース (毎月分配型)



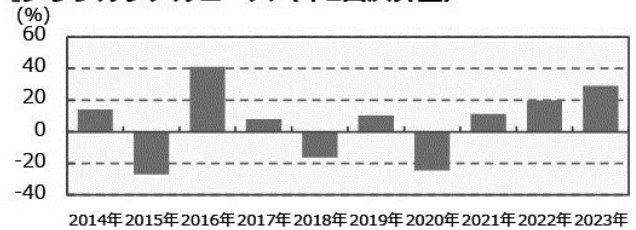
■豪ドルコース (年2回決算型)



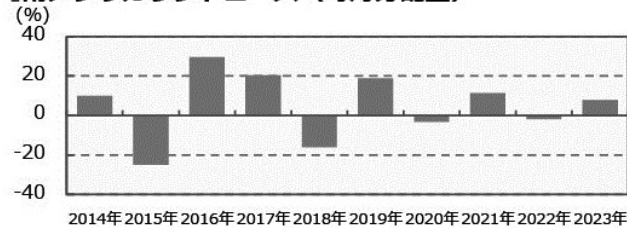
■ブラジルリアルコース (毎月分配型)



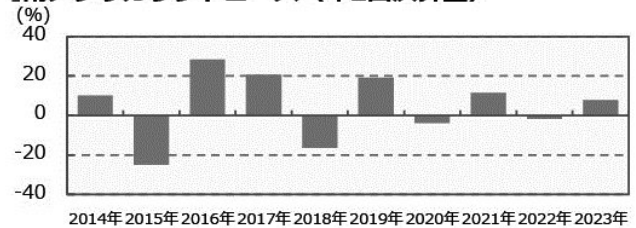
■ブラジルリアルコース (年2回決算型)



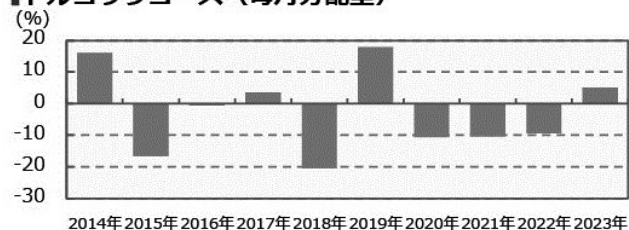
■南アフリカランドコース (毎月分配型)



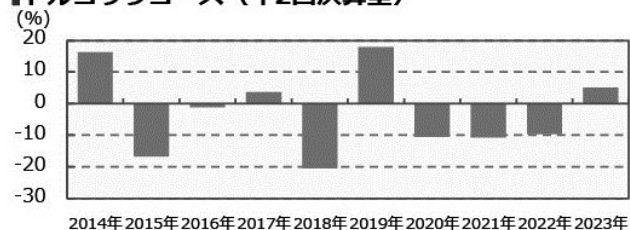
■南アフリカランドコース (年2回決算型)



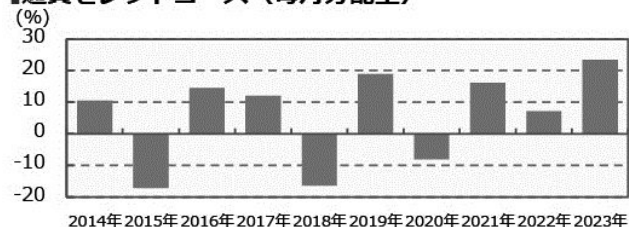
■トルコリラコース（毎月分配型）



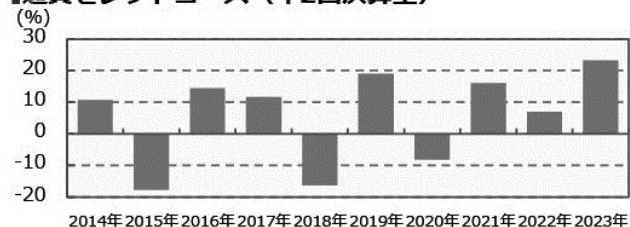
■トルコリラコース（年2回決算型）



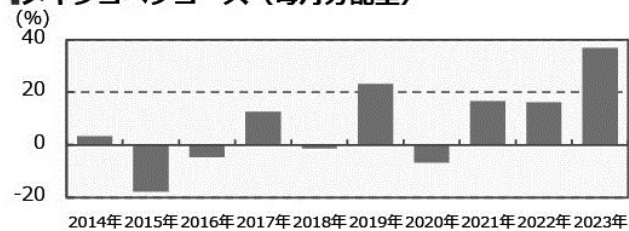
■通貨セレクトコース（毎月分配型）



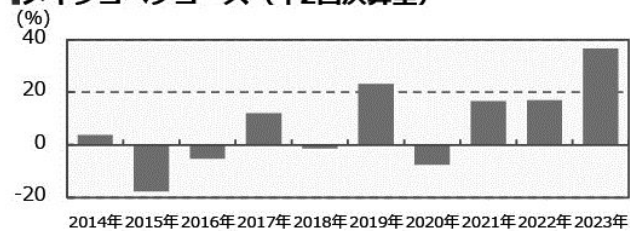
■通貨セレクトコース（年2回決算型）



■メキシコペソコース（毎月分配型）



■メキシコペソコース（年2回決算型）



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・メキシコペソコースの2014年は設定日（2014年4月22日）から年末までの収益率。
- ・2023年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第 2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

(2) 申込締切時間

午後 3 時まで取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

(3) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得およびスイッチングの申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認ください。）

申込日当日または申込日の翌営業日が、以下のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

- ・ニューヨーク証券取引所 ・ニューヨークの銀行
- ・ロンドンの銀行 ・ルクセンブルグの銀行

(4) 販売単位

1 万口以上 1 万口単位（当初元本 1 口＝1 円）または 1 万円以上 1 円単位とします。

(5) 販売価額

取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。

(6) 申込代金の支払い

取得申込日から起算して 7 営業日目までに申込代金を販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

(7) スイッチング

「毎月分配型」のファンド間および「年 2 回決算型」のファンド間でスイッチングができます。スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。

（販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。）

(8) 積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約^{*}を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

^{*}当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

(9) 申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項

第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。) 等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消す場合があります。

(10) 申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

※購入およびスイッチングのお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2 【換金（解約）手続等】

(1) 解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2) 解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、午後 3 時までには解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

(3) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求ができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

(4) 換金単位

1 万口単位、1 口単位または 1 円単位で換金できます。

(5) 換金価額

換金申込日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

(6) 換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金について、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により換金の金額に制限を設ける場合や換金の受付時間に制限を設ける場合があります。

(7) 換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して 7 営業日目から販売会社において支払います。

(8) 解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとします。

(9) 換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
外国投資信託	原則、基準価額計算日の前日(前日が外国ファンドの営業日でない場合はとりうる直近)の純資産価格で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日 ^{※1} における以下のいずれかの価額で評価します。 ^{※2} ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) ③価格情報会社の提供する価額

※1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

※2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前 9 時～午後 5 時
インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2029 年 1 月 25 日までとします。

円コース、米ドルコース、豪ドルコース、ブラジルリアルコース、トルコリラコース

：2009 年 1 月 28 日設定

通貨セレクトコース：2011 年 10 月 27 日設定

メキシコペソコース：2014 年 4 月 22 日設定

2024 年 1 月 25 日までとします。

ユーロコース、南アフリカランドコース：2009 年 1 月 28 日設定

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

＜毎月分配型＞

原則として、毎月 26 日から翌月 25 日までとします。

＜年 2 回決算型＞

原則として、毎年 1 月 26 日から 7 月 25 日までおよび 7 月 26 日から翌年 1 月 25 日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

(i) 委託者は、各ファンドにつき、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ii) 委託者は、信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

- (i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項(ii)」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ii) 上記(i)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (iii) 上記(i)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。
- (iv) 上記(i)から(iii)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび上記「(a) ファンドの繰上償還条項(i)」に従い信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(i)から(iii)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。
- (v) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (vi) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(e) 信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(c) 運用報告書

委託者は、各ファンドにつき、毎年 1 月、7 月に終了する計算期間の末日および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(d) 有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を原則毎年 1 月、7 月の決算日を基準に作成し 3 ヶ月以内に関東財務局長に提出します。

(e) 信託約款の変更等

- (i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (ii) 委託者は、上記(i)の事項（上記(i)の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (iii) 上記(ii)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、

これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iv) 上記(ii)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

(v) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(vi) 上記(ii)から(v)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(vii) 上記(i)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(f) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(g) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

(i) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(e)信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(ii) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(h) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(i) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(j) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の 3 ヶ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則 1 年毎に自動的に更新されるものとします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

＜累積投資契約を結んでいない場合＞

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

＜累積投資契約を結んでいる場合＞

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③ 換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型
野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型
野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）毎月分配型
野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型
野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型
野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型
野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型
野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型
野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(2023年1月26日から2023年7月25日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型
野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型
野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）年2回決算型
野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年2回決算型
野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型
野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型
野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年2回決算型

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期計算期間(2023年1月26日から2023年7月25日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年2回決算型

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期計算期間(2023年1月26日から2023年7月25日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間(2023年1月26日から2023年7月25日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

独立監査人の監査報告書

2023年9月29日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 河野 明 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型の2023年1月26日から2023年7月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型の2023年7月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2023 年 1 月 25 日現在)	当期 (2023 年 7 月 25 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	336,804,770	359,583,692
投資信託受益証券	19,311,305,009	19,113,143,292
親投資信託受益証券	1,002,063	1,001,867
流動資産合計	19,649,111,842	19,473,728,851
資産合計	19,649,111,842	19,473,728,851
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	53,801,646	54,573,642
未払解約金	18,872,419	71,071,160
未払受託者報酬	522,624	508,126
未払委託者報酬	14,807,677	14,396,922
未払利息	136	663
その他未払費用	34,832	33,867
流動負債合計	88,039,334	140,584,380
負債合計	88,039,334	140,584,380
純資産の部		
元本等		
元本	26,900,823,471	27,286,821,412
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△7,339,750,963	△7,953,676,941
（分配準備積立金）	899,642,341	997,624,769
元本等合計	19,561,072,508	19,333,144,471
純資産合計	19,561,072,508	19,333,144,471
負債純資産合計	19,649,111,842	19,473,728,851

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
営業収益		
受取配当金	396,804,100	572,744,040
受取利息	-	30
有価証券売買等損益	△159,417,854	△667,366,780
営業収益合計	237,386,246	△94,622,710
営業費用		
支払利息	81,748	58,272
受託者報酬	2,861,123	3,188,706
委託者報酬	81,065,250	90,346,796
その他費用	190,685	212,523

営業費用合計	84, 198, 806	93, 806, 297
営業利益又は営業損失（△）	153, 187, 440	△188, 429, 007
経常利益又は経常損失（△）	153, 187, 440	△188, 429, 007
当期純利益又は当期純損失（△）	153, 187, 440	△188, 429, 007
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	3, 478, 061	△3, 712, 837
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△5, 709, 584, 302	△7, 339, 750, 963
剰余金増加額又は欠損金減少額	435, 118, 323	579, 755, 760
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	435, 118, 323	579, 755, 760
剰余金減少額又は欠損金増加額	1, 923, 562, 015	680, 071, 889
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1, 923, 562, 015	680, 071, 889
分配金	291, 432, 348	328, 893, 679
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△7, 339, 750, 963	△7, 953, 676, 941

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2023 年 1 月 26 日から 2023 年 7 月 25 日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

前期 2023 年 1 月 25 日現在	当期 2023 年 7 月 25 日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 26, 900, 823, 471 口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 27, 286, 821, 412 口
2. 投資信託財産計算規則第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に規定する額 元本の欠損 7, 339, 750, 963 円	2. 投資信託財産計算規則第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に規定する額 元本の欠損 7, 953, 676, 941 円
3. 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 0. 7272 円 (10, 000 口当たり純資産額) (7, 272 円)	3. 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 0. 7085 円 (10, 000 口当たり純資産額) (7, 085 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2022 年 7 月 26 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日
-------------------------	-------------------------

至 2023 年 1 月 25 日			至 2023 年 7 月 25 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
2022 年 7 月 26 日から 2022 年 8 月 25 日まで			2023 年 1 月 26 日から 2023 年 2 月 27 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	52,674,595 円	費用控除後の配当等収益額	A	94,901,187 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	8,083,140,887 円	収益調整金額	C	10,241,477,398 円
分配準備積立金額	D	886,850,841 円	分配準備積立金額	D	884,143,014 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	9,022,666,323 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	11,220,521,599 円
当ファンドの期末残存口数	F	22,062,073,894 口	当ファンドの期末残存口数	F	27,188,449,237 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,089 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,126 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円	10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	44,124,147 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	54,376,898 円
2022 年 8 月 26 日から 2022 年 9 月 26 日まで			2023 年 2 月 28 日から 2023 年 3 月 27 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	47,827,123 円	費用控除後の配当等収益額	A	61,387,615 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	8,349,668,938 円	収益調整金額	C	10,288,600,070 円
分配準備積立金額	D	888,332,075 円	分配準備積立金額	D	918,805,619 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	9,285,828,136 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	11,268,793,304 円
当ファンドの期末残存口数	F	22,696,968,391 口	当ファンドの期末残存口数	F	27,287,889,037 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,091 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,129 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円	10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	45,393,936 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	54,575,778 円
2022 年 9 月 27 日から 2022 年 10 月 25 日まで			2023 年 3 月 28 日から 2023 年 4 月 25 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	50,348,361 円	費用控除後の配当等収益額	A	70,468,776 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	8,549,683,034 円	収益調整金額	C	10,422,758,887 円
分配準備積立金額	D	878,163,082 円	分配準備積立金額	D	920,177,132 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	9,478,194,477 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	11,413,404,795 円
当ファンドの期末残存口数	F	23,153,429,630 口	当ファンドの期末残存口数	F	27,598,471,853 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,093 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,135 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円	10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	46,306,859 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	55,196,943 円
2022 年 10 月 26 日から 2022 年 11 月 25 日まで			2023 年 4 月 26 日から 2023 年 5 月 25 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	64,312,998 円	費用控除後の配当等収益額	A	60,817,999 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	9,200,347,617 円	収益調整金額	C	10,441,739,827 円
分配準備積立金額	D	874,014,397 円	分配準備積立金額	D	929,748,643 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	10,138,675,012 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	11,432,306,469 円
当ファンドの期末残存口数	F	24,725,724,129 口	当ファンドの期末残存口数	F	27,629,071,639 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,100 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,137 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円	10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	49,451,448 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	55,258,143 円

2022 年 11 月 26 日から 2022 年 12 月 26 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	61,664,534 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	9,804,898,111 円
分配準備積立金額	D	878,818,151 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	10,745,380,796 円
当ファンドの期末残存口数	F	26,177,156,407 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,104 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	52,354,312 円

2022 年 12 月 27 日から 2023 年 1 月 25 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	71,105,712 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	10,106,787,903 円
分配準備積立金額	D	882,338,275 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	11,060,231,890 円
当ファンドの期末残存口数	F	26,900,823,471 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,111 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	53,801,646 円

2023 年 5 月 26 日から 2023 年 6 月 26 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	98,362,522 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	10,384,900,873 円
分配準備積立金額	D	921,796,388 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	11,405,059,783 円
当ファンドの期末残存口数	F	27,456,137,525 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,153 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	54,912,275 円

2023 年 6 月 27 日から 2023 年 7 月 25 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	104,507,032 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	10,333,528,744 円
分配準備積立金額	D	947,691,379 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	11,385,727,155 円
当ファンドの期末残存口数	F	27,286,821,412 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,172 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	54,573,642 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	
--	--

(2) 金融商品の時価等に関する事項

前期 2023 年 1 月 25 日現在	当期 2023 年 7 月 25 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
期首元本額 21,611,881,420 円	期首元本額 26,900,823,471 円
期中追加設定元本額 6,827,891,045 円	期中追加設定元本額 2,383,245,555 円
期中一部解約元本額 1,538,948,994 円	期中一部解約元本額 1,997,247,614 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	282,814,310	64,627,176
親投資信託受益証券	0	0
合計	282,814,310	64,627,176

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2023 年 7 月 25 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券 (2023 年 7 月 25 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(JPY Class)	3, 819, 573	19, 113, 143, 292	
	小計	銘柄数：1	3, 819, 573	19, 113, 143, 292	
		組入時価比率：98. 9%		100. 0%	
	合計				19, 113, 143, 292
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	982, 608	1, 001, 867	
	小計	銘柄数：1	982, 608	1, 001, 867	
		組入時価比率：0. 0%		0. 0%	
	合計				1, 001, 867
合計				19, 114, 145, 159	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年9月29日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 河野 明 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型の2023年1月26日から2023年7月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型の2023年7月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年２回決算型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 28 期 (2023 年 1 月 25 日現在)	第 29 期 (2023 年 7 月 25 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	413,834,657	365,098,846
投資信託受益証券	14,944,087,364	15,943,159,332
親投資信託受益証券	100,206	100,186
流動資産合計	15,358,022,227	16,308,358,364
資産合計	15,358,022,227	16,308,358,364
負債の部		
流動負債		
未払金	119,401,845	-
未払収益分配金	9,012,223	9,715,816
未払解約金	5,175,874	24,571,534
未払受託者報酬	1,714,524	2,535,923
未払委託者報酬	48,578,325	71,851,088
未払利息	167	673
その他未払費用	114,240	168,997
流動負債合計	183,997,198	108,844,031
負債合計	183,997,198	108,844,031
純資産の部		
元本等		
元本	9,012,223,893	9,715,816,703
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	6,161,801,136	6,483,697,630
（分配準備積立金）	953,979,567	1,208,676,182
元本等合計	15,174,025,029	16,199,514,333
純資産合計	15,174,025,029	16,199,514,333
負債純資産合計	15,358,022,227	16,308,358,364

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 28 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	第 29 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
営業収益		
受取配当金	238,922,380	455,600,980
受取利息	-	34
有価証券売買等損益	△15,012,882	△520,957,238
営業収益合計	223,909,498	△65,356,224
営業費用		
支払利息	85,455	62,740
受託者報酬	1,714,524	2,535,923
委託者報酬	48,578,325	71,851,088

その他費用	114,240	168,997
営業費用合計	50,492,544	74,618,748
営業利益又は営業損失（△）	173,416,954	△139,974,972
経常利益又は経常損失（△）	173,416,954	△139,974,972
当期純利益又は当期純損失（△）	173,416,954	△139,974,972
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△5,667,348	△21,990,506
期首剰余金又は期首欠損金（△）	2,443,055,739	6,161,801,136
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,788,630,666	1,194,965,539
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,788,630,666	1,194,965,539
剰余金減少額又は欠損金増加額	239,957,348	745,368,763
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	239,957,348	745,368,763
分配金	9,012,223	9,715,816
期末剰余金又は期末欠損金（△）	6,161,801,136	6,483,697,630

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年1月26日から2023年7月25日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第28期 2023年1月25日現在	第29期 2023年7月25日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 9,012,223,893 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 9,715,816,703 口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6837 円 (10,000口当たり純資産額) (16,837 円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6673 円 (10,000口当たり純資産額) (16,673 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第28期 自2022年7月26日 至2023年1月25日	第29期 自2023年1月26日 至2023年7月25日
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程
項目	項目

費用控除後の配当等収益額	A	184,208,445 円	費用控除後の配当等収益額	A	366,498,580 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売却等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売却等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	15,512,783,342 円	収益調整金額	C	16,933,935,649 円
分配準備積立金額	D	778,783,345 円	分配準備積立金額	D	851,893,418 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	16,475,775,132 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	18,152,327,647 円
当ファンドの期末残存口数	F	9,012,223,893 口	当ファンドの期末残存口数	F	9,715,816,703 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	18,281 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	18,683 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円	10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	9,012,223 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	9,715,816 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 28 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	第 29 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 28 期 2023 年 1 月 25 日現在	第 29 期 2023 年 7 月 25 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	
--	--

(関連当事者との取引に関する注記)

第 28 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	第 29 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 28 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	第 29 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
期首元本額 3,602,217,827 円	期首元本額 9,012,223,893 円
期中追加設定元本額 5,770,005,897 円	期中追加設定元本額 1,802,138,319 円
期中一部解約元本額 359,999,831 円	期中一部解約元本額 1,098,545,509 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 28 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	第 29 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△15,012,872	△511,193,049
親投資信託受益証券	△10	△20
合計	△15,012,882	△511,193,069

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1)株式(2023 年 7 月 25 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2023 年 7 月 25 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(JPY Class)	3,186,083	15,943,159,332	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 98.4%	3,186,083	15,943,159,332 100.0%	
	合計			15,943,159,332	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	98,261	100,186	
	小計	銘柄数: 1	98,261	100,186	

	組入時価比率：0.0%		0.0%	
	合計		100,186	
	合計		15,943,259,518	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年9月29日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 河野明史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型の2023年1月26日から2023年7月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型の2023年7月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2023 年 1 月 25 日現在)	当期 (2023 年 7 月 25 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,241,384,311	2,955,661,154
投資信託受益証券	69,765,518,070	95,345,673,840
親投資信託受益証券	100,206	100,186
流動資産合計	72,007,002,587	98,301,435,180
資産合計	72,007,002,587	98,301,435,180
負債の部		
流動負債		
未払金	555,105,433	672,406,656
未払収益分配金	543,946,363	704,361,511
未払解約金	13,468,717	64,626,618
未払受託者報酬	1,890,747	2,478,517
未払委託者報酬	53,571,175	70,224,612
未払利息	907	5,449
その他未払費用	126,041	165,225
流動負債合計	1,168,109,383	1,514,268,588
負債合計	1,168,109,383	1,514,268,588
純資産の部		
元本等		
元本	77,706,623,369	100,623,073,080
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△6,867,730,165	△3,835,906,488
（分配準備積立金）	2,184,677,318	3,080,511,858
元本等合計	70,838,893,204	96,787,166,592
純資産合計	70,838,893,204	96,787,166,592
負債純資産合計	72,007,002,587	98,301,435,180

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
営業収益		
受取配当金	3,593,556,820	5,033,394,590
受取利息	-	134
有価証券売買等損益	△5,470,166,078	3,744,003,840
営業収益合計	△1,876,609,258	8,777,398,564
営業費用		
支払利息	359,818	432,748
受託者報酬	10,285,469	13,556,418
委託者報酬	291,421,709	384,098,468

その他費用	685,638	903,697
営業費用合計	302,752,634	398,991,331
営業利益又は営業損失（△）	△2,179,361,892	8,378,407,233
経常利益又は経常損失（△）	△2,179,361,892	8,378,407,233
当期純利益又は当期純損失（△）	△2,179,361,892	8,378,407,233
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△4,913,302	34,385,562
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,098,097,167	△6,867,730,165
剰余金増加額又は欠損金減少額	48,200,170	222,961,329
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	48,200,170	222,961,329
剰余金減少額又は欠損金増加額	858,833,672	1,705,995,383
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	858,833,672	1,705,995,383
分配金	2,784,550,906	3,829,163,940
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△6,867,730,165	△3,835,906,488

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2023年１月26日から2023年７月25日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

前期 2023年１月25日現在	当期 2023年７月25日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 77,706,623,369 口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 100,623,073,080 口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 6,867,730,165 円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 3,835,906,488 円
3. 特定期間の末日における１単位当たりの純資産の額 １口当たり純資産額 0.9116 円 (10,000 口当たり純資産額) (9,116 円)	3. 特定期間の末日における１単位当たりの純資産の額 １口当たり純資産額 0.9619 円 (10,000 口当たり純資産額) (9,619 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日			当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
2022 年 7 月 26 日から 2022 年 8 月 25 日まで			2023 年 1 月 26 日から 2023 年 2 月 27 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	462,011,089 円	費用控除後の配当等収益額	A	709,752,732 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	40,184,546,457 円	収益調整金額	C	60,869,892,147 円
分配準備積立金額	D	1,702,868,969 円	分配準備積立金額	D	2,175,180,060 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	42,349,426,515 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	63,754,824,939 円
当ファンドの期末残存口数	F	55,794,641,596 口	当ファンドの期末残存口数	F	82,897,172,175 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,590 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,690 円
10,000 口当たり分配金額	H	70 円	10,000 口当たり分配金額	H	70 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	390,562,491 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	580,280,205 円
2022 年 8 月 26 日から 2022 年 9 月 26 日まで			2023 年 2 月 28 日から 2023 年 3 月 27 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	520,316,905 円	費用控除後の配当等収益額	A	734,602,747 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	42,399,383,788 円	収益調整金額	C	62,719,738,034 円
分配準備積立金額	D	1,762,567,488 円	分配準備積立金額	D	2,297,748,311 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	44,682,268,181 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	65,752,089,092 円
当ファンドの期末残存口数	F	58,712,447,125 口	当ファンドの期末残存口数	F	85,305,790,515 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,610 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,707 円
10,000 口当たり分配金額	H	70 円	10,000 口当たり分配金額	H	70 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	410,987,129 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	597,140,533 円
2022 年 9 月 27 日から 2022 年 10 月 25 日まで			2023 年 3 月 28 日から 2023 年 4 月 25 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	513,037,410 円	費用控除後の配当等収益額	A	794,625,115 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	44,779,337,923 円	収益調整金額	C	65,444,118,105 円
分配準備積立金額	D	1,856,186,812 円	分配準備積立金額	D	2,420,783,163 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	47,148,562,145 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	68,659,526,383 円
当ファンドの期末残存口数	F	61,826,418,273 口	当ファンドの期末残存口数	F	88,816,095,705 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,625 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,730 円
10,000 口当たり分配金額	H	70 円	10,000 口当たり分配金額	H	70 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	432,784,927 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	621,712,669 円
2022 年 10 月 26 日から 2022 年 11 月 25 日まで			2023 年 4 月 26 日から 2023 年 5 月 25 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	550,489,909 円	費用控除後の配当等収益額	A	821,730,262 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	50,144,117,957 円	収益調整金額	C	68,461,256,816 円
分配準備積立金額	D	1,922,033,733 円	分配準備積立金額	D	2,581,271,235 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	52,616,641,599 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	71,864,258,313 円
当ファンドの期末残存口数	F	68,863,701,141 口	当ファンドの期末残存口数	F	92,701,664,461 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,640 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,752 円
10,000 口当たり分配金額	H	70 円	10,000 口当たり分配金額	H	70 円

収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	482,045,907 円
2022 年 11 月 26 日から 2022 年 12 月 26 日まで		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	613,494,769 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	54,738,428,775 円
分配準備積立金額	D	1,983,978,111 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	57,335,901,655 円
当ファンドの期末残存口数	F	74,889,155,671 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G=E / F \times 10,000$	7,656 円
10,000 口当たり分配金額	H	70 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	524,224,089 円
2022 年 12 月 27 日から 2023 年 1 月 25 日まで		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	659,902,967 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	56,892,681,485 円
分配準備積立金額	D	2,068,720,714 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	59,621,305,166 円
当ファンドの期末残存口数	F	77,706,623,369 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G=E / F \times 10,000$	7,672 円
10,000 口当たり分配金額	H	70 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	543,946,363 円

収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	648,911,651 円
2023 年 5 月 26 日から 2023 年 6 月 26 日まで		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	869,569,379 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	71,549,966,803 円
分配準備積立金額	D	2,738,994,411 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	75,158,530,593 円
当ファンドの期末残存口数	F	96,679,624,515 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G=E / F \times 10,000$	7,773 円
10,000 口当たり分配金額	H	70 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	676,757,371 円
2023 年 6 月 27 日から 2023 年 7 月 25 日まで		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	871,141,957 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	74,625,728,997 円
分配準備積立金額	D	2,913,731,412 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	78,410,602,366 円
当ファンドの期末残存口数	F	100,623,073,080 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G=E / F \times 10,000$	7,792 円
10,000 口当たり分配金額	H	70 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	704,361,511 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	
---	--

(2) 金融商品の時価等に関する事項

前期 2023 年 1 月 25 日現在	当期 2023 年 7 月 25 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
期首元本額 53,049,348,833 円	期首元本額 77,706,623,369 円
期中追加設定元本額 26,892,875,108 円	期中追加設定元本額 25,783,742,182 円
期中一部解約元本額 2,235,600,572 円	期中一部解約元本額 2,867,292,471 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△363,832,796	297,689,313
親投資信託受益証券	0	0
合計	△363,832,796	297,689,313

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2023 年 7 月 25 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券 (2023 年 7 月 25 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・ケイマン・ハイ・イール ド・ファンド(USD Class)	13,636,395	95,345,673,840	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 98.5%	13,636,395	95,345,673,840 100.0%	
	合計			95,345,673,840	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	98,261	100,186	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 0.0%	98,261	100,186 0.0%	
	合計			100,186	
合計				95,345,774,026	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年9月29日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 河野 明 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型の2023年1月26日から2023年7月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型の2023年7月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年２回決算型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 28 期 (2023 年 1 月 25 日現在)	第 29 期 (2023 年 7 月 25 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	557,836,237	806,549,053
投資信託受益証券	19,822,435,432	26,373,956,848
親投資信託受益証券	100,206	100,186
流動資産合計	20,380,371,875	27,180,606,087
資産合計	20,380,371,875	27,180,606,087
負債の部		
流動負債		
未払金	68,801,636	222,303,744
未払収益分配金	7,383,013	8,870,286
未払解約金	22,290,803	24,114,360
未払受託者報酬	2,635,722	3,998,183
未払委託者報酬	74,678,779	113,281,820
未払利息	225	1,487
その他未払費用	175,655	266,486
流動負債合計	175,965,833	372,836,366
負債合計	175,965,833	372,836,366
純資産の部		
元本等		
元本	7,383,013,467	8,870,286,943
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	12,821,392,575	17,937,482,778
（分配準備積立金）	2,850,909,137	3,758,491,220
元本等合計	20,204,406,042	26,807,769,721
純資産合計	20,204,406,042	26,807,769,721
負債純資産合計	20,380,371,875	27,180,606,087

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 28 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	第 29 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
営業収益		
受取配当金	926,545,410	1,485,973,020
受取利息	-	46
有価証券売買等損益	△1,527,737,956	1,116,497,592
営業収益合計	△601,192,546	2,602,470,658
営業費用		
支払利息	108,432	128,706
受託者報酬	2,635,722	3,998,183
委託者報酬	74,678,779	113,281,820

その他費用	175,655	266,486
営業費用合計	77,598,588	117,675,195
営業利益又は営業損失（△）	△678,791,134	2,484,795,463
経常利益又は経常損失（△）	△678,791,134	2,484,795,463
当期純利益又は当期純損失（△）	△678,791,134	2,484,795,463
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△2,315,526	201,447,180
期首剰余金又は期首欠損金（△）	7,564,122,787	12,821,392,575
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,638,858,873	5,067,761,590
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,638,858,873	5,067,761,590
剰余金減少額又は欠損金増加額	697,730,464	2,226,149,384
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	697,730,464	2,226,149,384
分配金	7,383,013	8,870,286
期末剰余金又は期末欠損金（△）	12,821,392,575	17,937,482,778

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年1月26日から2023年7月25日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第28期 2023年1月25日現在	第29期 2023年7月25日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 7,383,013,467口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 8,870,286,943口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.7366円 (10,000口当たり純資産額) (27,366円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 3.0222円 (10,000口当たり純資産額) (30,222円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第28期 自2022年7月26日 至2023年1月25日	第29期 自2023年1月26日 至2023年7月25日
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程
項目	項目

費用控除後の配当等収益額	A	829,350,283 円	費用控除後の配当等収益額	A	1,297,970,533 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売却等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売却等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	18,323,249,838 円	収益調整金額	C	23,145,814,615 円
分配準備積立金額	D	2,028,941,867 円	分配準備積立金額	D	2,469,390,973 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	21,181,541,988 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	26,913,176,121 円
当ファンドの期末残存口数	F	7,383,013,467 口	当ファンドの期末残存口数	F	8,870,286,943 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	28,689 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	30,340 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円	10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	7,383,013 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	8,870,286 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 28 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	第 29 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 28 期 2023 年 1 月 25 日現在	第 29 期 2023 年 7 月 25 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	
--	--

(関連当事者との取引に関する注記)

第 28 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	第 29 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 28 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	第 29 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
期首元本額 4,166,601,190 円	期首元本額 7,383,013,467 円
期中追加設定元本額 3,600,126,704 円	期中追加設定元本額 2,764,445,162 円
期中一部解約元本額 383,714,427 円	期中一部解約元本額 1,277,171,686 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 28 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	第 29 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△1,527,119,401	1,061,487,949
親投資信託受益証券	△10	△20
合計	△1,527,119,411	1,061,487,929

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1)株式(2023 年 7 月 25 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2023 年 7 月 25 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(USD Class)	3,772,019	26,373,956,848	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 98.4%	3,772,019	26,373,956,848 100.0%	
	合計			26,373,956,848	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	98,261	100,186	
	小計	銘柄数: 1	98,261	100,186	

	組入時価比率：0.0%		0.0%
合計			100,186
合計			26,374,057,034

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年9月29日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 河野 明 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）毎月分配型の2023年1月26日から2023年7月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）毎月分配型の2023年7月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）毎月分配型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2023 年 1 月 25 日現在)	当期 (2023 年 7 月 25 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,075,071	1,059,727
投資信託受益証券	57,041,040	59,867,375
親投資信託受益証券	100,206	100,186
流動資産合計	58,216,317	61,027,288
資産合計	58,216,317	61,027,288
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	147,473	141,245
未払解約金	-	13,181
未払受託者報酬	1,548	1,577
未払委託者報酬	43,895	44,722
未払利息	-	1
その他未払費用	95	92
流動負債合計	193,011	200,818
負債合計	193,011	200,818
純資産の部		
元本等		
元本	73,736,558	70,622,501
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△15,713,252	△9,796,031
（分配準備積立金）	3,748,323	3,261,124
元本等合計	58,023,306	60,826,470
純資産合計	58,023,306	60,826,470
負債純資産合計	58,216,317	61,027,288

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
営業収益		
受取配当金	1,308,660	1,569,100
有価証券売買等損益	△395,462	4,729,015
営業収益合計	913,198	6,298,115
営業費用		
支払利息	114	471
受託者報酬	9,874	9,786
委託者報酬	279,825	277,365
その他費用	590	586

営業費用合計	290,403	288,208
営業利益又は営業損失（△）	622,795	6,009,907
経常利益又は経常損失（△）	622,795	6,009,907
当期純利益又は当期純損失（△）	622,795	6,009,907
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△10,064	△112,626
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△16,329,864	△15,713,252
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,128,510	4,778,345
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,128,510	4,778,345
剰余金減少額又は欠損金増加額	236,014	4,113,863
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	236,014	4,113,863
分配金	908,743	869,794
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△15,713,252	△9,796,031

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2023年１月26日から2023年７月25日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

前期 2023年１月25日現在	当期 2023年７月25日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 73,736,558 口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 70,622,501 口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 15,713,252 円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 9,796,031 円
3. 特定期間の末日における１単位当たりの純資産の額 １口当たり純資産額 0.7869 円 (10,000 口当たり純資産額) (7,869 円)	3. 特定期間の末日における１単位当たりの純資産の額 １口当たり純資産額 0.8613 円 (10,000 口当たり純資産額) (8,613 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2022 年 7 月 26 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日
-------------------------	-------------------------

至 2023 年 1 月 25 日			至 2023 年 7 月 25 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
2022 年 7 月 26 日から 2022 年 8 月 25 日まで			2023 年 1 月 26 日から 2023 年 2 月 27 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	173,609 円	費用控除後の配当等収益額	A	268,454 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	43,175,831 円	収益調整金額	C	41,051,439 円
分配準備積立金額	D	3,755,313 円	分配準備積立金額	D	3,747,826 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	47,104,753 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	45,067,719 円
当ファンドの期末残存口数	F	77,684,480 口	当ファンドの期末残存口数	F	73,760,128 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,063 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,110 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円	10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	155,368 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	147,520 円
2022 年 8 月 26 日から 2022 年 9 月 26 日まで			2023 年 2 月 28 日から 2023 年 3 月 27 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	212,879 円	費用控除後の配当等収益額	A	169,496 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	43,220,481 円	収益調整金額	C	40,743,733 円
分配準備積立金額	D	3,773,554 円	分配準備積立金額	D	3,838,840 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	47,206,914 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	44,752,069 円
当ファンドの期末残存口数	F	77,758,360 口	当ファンドの期末残存口数	F	73,203,862 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,070 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,113 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円	10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	155,516 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	146,407 円
2022 年 9 月 27 日から 2022 年 10 月 25 日まで			2023 年 3 月 28 日から 2023 年 4 月 25 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	178,972 円	費用控除後の配当等収益額	A	209,130 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	43,240,150 円	収益調整金額	C	40,744,733 円
分配準備積立金額	D	3,830,917 円	分配準備積立金額	D	3,859,824 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	47,250,039 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	44,813,687 円
当ファンドの期末残存口数	F	77,790,864 口	当ファンドの期末残存口数	F	73,201,960 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,073 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,121 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円	10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	155,581 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	146,403 円
2022 年 10 月 26 日から 2022 年 11 月 25 日まで			2023 年 4 月 26 日から 2023 年 5 月 25 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	202,315 円	費用控除後の配当等収益額	A	116,625 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	41,004,275 円	収益調整金額	C	41,371,866 円
分配準備積立金額	D	3,618,096 円	分配準備積立金額	D	3,060,880 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	44,824,686 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	44,549,371 円
当ファンドの期末残存口数	F	73,684,822 口	当ファンドの期末残存口数	F	72,735,301 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,083 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,124 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円	10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	147,369 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	145,470 円

2022 年 11 月 26 日から 2022 年 12 月 26 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	164, 907 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	41, 024, 402 円
分配準備積立金額	D	3, 673, 042 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	44, 862, 351 円
当ファンドの期末残存口数	F	73, 718, 016 口
10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	6, 085 円
10, 000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10, 000	147, 436 円

2022 年 12 月 27 日から 2023 年 1 月 25 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	206, 208 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	41, 036, 605 円
分配準備積立金額	D	3, 689, 588 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	44, 932, 401 円
当ファンドの期末残存口数	F	73, 736, 558 口
10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	6, 093 円
10, 000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10, 000	147, 473 円

2023 年 5 月 26 日から 2023 年 6 月 26 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	304, 123 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	40, 599, 149 円
分配準備積立金額	D	2, 977, 402 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	43, 880, 674 円
当ファンドの期末残存口数	F	71, 374, 728 口
10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	6, 147 円
10, 000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10, 000	142, 749 円

2023 年 6 月 27 日から 2023 年 7 月 25 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	296, 078 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	40, 172, 450 円
分配準備積立金額	D	3, 106, 291 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	43, 574, 819 円
当ファンドの期末残存口数	F	70, 622, 501 口
10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	6, 170 円
10, 000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10, 000	141, 245 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	
--	--

(2) 金融商品の時価等に関する事項

前期 2023 年 1 月 25 日現在	当期 2023 年 7 月 25 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
期首元本額 77,642,884 円	期首元本額 73,736,558 円
期中追加設定元本額 1,112,789 円	期中追加設定元本額 21,693,478 円
期中一部解約元本額 5,019,115 円	期中一部解約元本額 24,807,535 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	1,266,160	1,032,725
親投資信託受益証券	0	0
合計	1,266,160	1,032,725

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2023 年 7 月 25 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券 (2023 年 7 月 25 日現在)

(単位: 円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド (EUR Class)	10, 225	59, 867, 375	
	小計	銘柄数：1	10, 225	59, 867, 375	
		組入時価比率：98. 4%		99. 8%	
	合計				59, 867, 375
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	98, 261	100, 186	
	小計	銘柄数：1	98, 261	100, 186	
		組入時価比率：0. 2%		0. 2%	
	合計				100, 186
合計				59, 967, 561	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年9月29日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 河野 明 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）年2回決算型の2023年1月26日から2023年7月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）年2回決算型の2023年7月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）年2回決算型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 28 期 (2023 年 1 月 25 日現在)	第 29 期 (2023 年 7 月 25 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,394,711	2,075,028
投資信託受益証券	84,886,074	94,130,835
親投資信託受益証券	10,020	10,018
流動資産合計	86,290,805	96,215,881
資産合計	86,290,805	96,215,881
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	43,905	43,926
未払解約金	961	-
未払受託者報酬	13,647	14,530
未払委託者報酬	386,667	411,482
未払利息	-	3
その他未払費用	866	925
流動負債合計	446,046	470,866
負債合計	446,046	470,866
純資産の部		
元本等		
元本	43,905,671	43,926,243
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	41,939,088	51,818,772
（分配準備積立金）	14,400,109	16,653,493
元本等合計	85,844,759	95,745,015
純資産合計	85,844,759	95,745,015
負債純資産合計	86,290,805	96,215,881

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 28 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	第 29 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
営業収益		
受取配当金	1,823,540	2,396,520
有価証券売買等損益	△229,341	7,934,527
営業収益合計	1,594,199	10,331,047
営業費用		
支払利息	202	164
受託者報酬	13,647	14,530
委託者報酬	386,667	411,482
その他費用	866	925

営業費用合計	401,382	427,101
営業利益又は営業損失（△）	1,192,817	9,903,946
経常利益又は経常損失（△）	1,192,817	9,903,946
当期純利益又は当期純損失（△）	1,192,817	9,903,946
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△730	△15
期首剰余金又は期首欠損金（△）	35,344,446	41,939,088
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,492,306	19,671
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,492,306	19,671
剰余金減少額又は欠損金増加額	47,306	22
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	47,306	22
分配金	43,905	43,926
期末剰余金又は期末欠損金（△）	41,939,088	51,818,772

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年 1月26日から2023年 7月25日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第28期 2023年 1月25日現在	第29期 2023年 7月25日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 43,905,671 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 43,926,243 口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.9552 円 (10,000口当たり純資産額) (19,552 円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.1797 円 (10,000口当たり純資産額) (21,797 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 28 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日			第 29 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1, 422, 156 円	費用控除後の配当等収益額	A	2, 297, 310 円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	81,932,339 円	収益調整金額	C	81,977,480 円
分配準備積立金額	D	13,021,858 円	分配準備積立金額	D	14,400,109 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	96,376,353 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	98,674,899 円
当ファンドの期末残存口数	F	43,905,671 口	当ファンドの期末残存口数	F	43,926,243 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	21,950 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	22,463 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円	10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	43,905 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	43,926 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 28 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	第 29 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 28 期 2023 年 1 月 25 日現在	第 29 期 2023 年 7 月 25 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	
---	--

(関連当事者との取引に関する注記)

第 28 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	第 29 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 28 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	第 29 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
期首元本額 37,795,719 円	期首元本額 43,905,671 円
期中追加設定元本額 6,160,851 円	期中追加設定元本額 20,594 円
期中一部解約元本額 50,899 円	期中一部解約元本額 22 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 28 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	第 29 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△228,884	7,934,529
親投資信託受益証券	△1	△2
合計	△228,885	7,934,527

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1)株式(2023 年 7 月 25 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2023 年 7 月 25 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(EUR Class)	16,077	94,130,835	
	小計	銘柄数: 1	16,077	94,130,835	
		組入時価比率: 98.3%		100.0%	
	合計			94,130,835	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	9,826	10,018	
	小計	銘柄数: 1	9,826	10,018	
		組入時価比率: 0.0%		0.0%	

	合計		10,018	
	合計		94,140,853	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年9月29日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 河野 明 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型の2023年1月26日から2023年7月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型の2023年7月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2023 年 1 月 25 日現在)	当期 (2023 年 7 月 25 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	517,048,286	372,574,396
投資信託受益証券	21,743,638,048	21,666,180,442
親投資信託受益証券	1,002,063	1,001,867
未収入金	105,200,568	-
流動資産合計	22,366,888,965	22,039,756,705
資産合計	22,366,888,965	22,039,756,705
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	77,407,126	75,046,535
未払解約金	246,154,435	22,837,518
未払受託者報酬	588,046	572,091
未払委託者報酬	16,661,281	16,209,289
未払利息	209	686
その他未払費用	39,193	38,130
流動負債合計	340,850,290	114,704,249
負債合計	340,850,290	114,704,249
純資産の部		
元本等		
元本	38,703,563,461	37,523,267,737
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△16,677,524,786	△15,598,215,281
（分配準備積立金）	3,006,608,256	2,950,717,836
元本等合計	22,026,038,675	21,925,052,456
純資産合計	22,026,038,675	21,925,052,456
負債純資産合計	22,366,888,965	22,039,756,705

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
営業収益		
受取配当金	174,095,900	579,800,755
受取利息	-	30
有価証券売買等損益	△520,862,019	542,255,200
営業収益合計	△346,766,119	1,122,055,985
営業費用		
支払利息	61,563	53,281
受託者報酬	3,763,354	3,499,889
委託者報酬	106,628,230	99,163,516

その他費用	250,828	233,269
営業費用合計	110,703,975	102,949,955
営業利益又は営業損失（△）	△457,470,094	1,019,106,030
経常利益又は経常損失（△）	△457,470,094	1,019,106,030
当期純利益又は当期純損失（△）	△457,470,094	1,019,106,030
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	3,908,078	9,672,903
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△16,488,189,596	△16,677,524,786
剰余金増加額又は欠損金減少額	982,457,193	711,007,758
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	982,457,193	711,007,758
剰余金減少額又は欠損金増加額	237,785,176	183,708,187
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	237,785,176	183,708,187
分配金	472,629,035	457,423,193
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△16,677,524,786	△15,598,215,281

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2023年１月26日から2023年７月25日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

前期 2023年１月25日現在	当期 2023年７月25日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 38,703,563,461 口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 37,523,267,737 口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 16,677,524,786 円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 15,598,215,281 円
3. 特定期間の末日における１単位当たりの純資産の額 １口当たり純資産額 0.5691 円 (10,000 口当たり純資産額) (5,691 円)	3. 特定期間の末日における１単位当たりの純資産の額 １口当たり純資産額 0.5843 円 (10,000 口当たり純資産額) (5,843 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日			当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
2022 年 7 月 26 日から 2022 年 8 月 25 日まで			2023 年 1 月 26 日から 2023 年 2 月 27 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,892,382 円	費用控除後の配当等収益額	A	148,474,978 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	36,736,410,549 円	収益調整金額	C	35,532,356,593 円
分配準備積立金額	D	3,521,578,631 円	分配準備積立金額	D	2,985,784,544 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	40,267,881,562 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	38,666,616,115 円
当ファンドの期末残存口数	F	39,958,784,654 口	当ファンドの期末残存口数	F	38,593,298,906 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	10,077 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	10,018 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円	10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	79,917,569 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	77,186,597 円
2022 年 8 月 26 日から 2022 年 9 月 26 日まで			2023 年 2 月 28 日から 2023 年 3 月 27 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,213,581 円	費用控除後の配当等収益額	A	12,412,976 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	36,593,060,323 円	収益調整金額	C	35,451,082,359 円
分配準備積立金額	D	3,433,460,930 円	分配準備積立金額	D	3,046,886,230 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	40,035,734,834 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	38,510,381,565 円
当ファンドの期末残存口数	F	39,797,907,862 口	当ファンドの期末残存口数	F	38,501,617,083 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	10,059 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	10,002 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円	10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	79,595,815 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	77,003,234 円
2022 年 9 月 27 日から 2022 年 10 月 25 日まで			2023 年 3 月 28 日から 2023 年 4 月 25 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	12,100,714 円	費用控除後の配当等収益額	A	27,366,884 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	36,265,182,783 円	収益調整金額	C	35,298,575,604 円
分配準備積立金額	D	3,331,020,534 円	分配準備積立金額	D	2,966,257,720 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	39,608,304,031 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	38,292,200,208 円
当ファンドの期末残存口数	F	39,438,784,089 口	当ファンドの期末残存口数	F	38,332,502,438 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	10,042 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	9,989 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円	10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	78,877,568 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	76,665,004 円
2022 年 10 月 26 日から 2022 年 11 月 25 日まで			2023 年 4 月 26 日から 2023 年 5 月 25 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	27,869,904 円	費用控除後の配当等収益額	A	25,914,908 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	36,019,079,690 円	収益調整金額	C	35,031,348,218 円
分配準備積立金額	D	3,232,462,630 円	分配準備積立金額	D	2,892,097,908 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	39,279,412,224 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	37,949,361,034 円
当ファンドの期末残存口数	F	39,160,952,987 口	当ファンドの期末残存口数	F	38,039,020,294 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	10,030 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	9,976 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円	10,000 口当たり分配金額	H	20 円

収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	78,321,905 円
2022 年 11 月 26 日から 2022 年 12 月 26 日まで		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,342,140 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	36,124,882,203 円
分配準備積立金額	D	3,170,158,995 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	39,305,383,338 円
当ファンドの期末残存口数	F	39,254,526,451 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G=E / F \times 10,000$	10,012 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	78,509,052 円
2022 年 12 月 27 日から 2023 年 1 月 25 日まで		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	27,889,417 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	35,620,959,270 円
分配準備積立金額	D	3,056,125,965 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	38,704,974,652 円
当ファンドの期末残存口数	F	38,703,563,461 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G=E / F \times 10,000$	10,000 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	77,407,126 円

収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	76,078,040 円
2023 年 5 月 26 日から 2023 年 6 月 26 日まで		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	161,231,795 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	34,744,374,145 円
分配準備積立金額	D	2,813,764,968 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	37,719,370,908 円
当ファンドの期末残存口数	F	37,721,891,641 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G=E / F \times 10,000$	9,999 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	75,443,783 円
2023 年 6 月 27 日から 2023 年 7 月 25 日まで		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	146,255,800 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	34,566,825,698 円
分配準備積立金額	D	2,879,508,571 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	37,592,590,069 円
当ファンドの期末残存口数	F	37,523,267,737 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G=E / F \times 10,000$	10,018 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	75,046,535 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	
---	--

(2) 金融商品の時価等に関する事項

前期 2023 年 1 月 25 日現在	当期 2023 年 7 月 25 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
期首元本額 40,420,381,036 円	期首元本額 38,703,563,461 円
期中追加設定元本額 552,073,694 円	期中追加設定元本額 420,863,189 円
期中一部解約元本額 2,268,891,269 円	期中一部解約元本額 1,601,158,913 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	1,162,431,063	△43,615,864
親投資信託受益証券	0	0
合計	1,162,431,063	△43,615,864

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023 年 7 月 25 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券 (2023 年 7 月 25 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド (AUD Class)	5,451,983	21,666,180,442	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 98.8%	5,451,983	21,666,180,442 100.0%	
	合計			21,666,180,442	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	982,608	1,001,867	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 0.0%	982,608	1,001,867 0.0%	
	合計			1,001,867	
合計				21,667,182,309	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年9月29日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 河野 明 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年2回決算型の2023年1月26日から2023年7月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年2回決算型の2023年7月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年２回決算型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 28 期 (2023 年 1 月 25 日現在)	第 29 期 (2023 年 7 月 25 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	51,017,372	22,319,325
投資信託受益証券	2,377,531,904	1,099,756,812
親投資信託受益証券	1,002,063	1,001,867
流動資産合計	2,429,551,339	1,123,078,004
資産合計	2,429,551,339	1,123,078,004
負債の部		
流動負債		
未払金	10,402,956	-
未払収益分配金	721,938	317,299
未払受託者報酬	387,896	332,852
未払委託者報酬	10,990,175	9,430,856
未払利息	20	41
その他未払費用	25,801	22,131
流動負債合計	22,528,786	10,103,179
負債合計	22,528,786	10,103,179
純資産の部		
元本等		
元本	721,938,344	317,299,991
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,685,084,209	795,674,834
（分配準備積立金）	293,365,034	153,578,524
元本等合計	2,407,022,553	1,112,974,825
純資産合計	2,407,022,553	1,112,974,825
負債純資産合計	2,429,551,339	1,123,078,004

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 28 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	第 29 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
営業収益		
受取配当金	17,970,145	48,185,655
受取利息	-	3
有価証券売買等損益	△49,072,715	28,307,975
営業収益合計	△31,102,570	76,493,633
営業費用		
支払利息	6,570	13,148
受託者報酬	387,896	332,852
委託者報酬	10,990,175	9,430,856
その他費用	25,801	22,131

営業費用合計	11,410,442	9,798,987
営業利益又は営業損失（△）	△42,513,012	66,694,646
経常利益又は経常損失（△）	△42,513,012	66,694,646
当期純利益又は当期純損失（△）	△42,513,012	66,694,646
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△98,674	13,905,218
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,643,316,261	1,685,084,209
剰余金増加額又は欠損金減少額	94,399,743	69,419,309
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	94,399,743	69,419,309
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,495,519	1,011,300,813
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,495,519	1,011,300,813
分配金	721,938	317,299
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,685,084,209	795,674,834

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年 1月26日から2023年 7月25日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第28期 2023年 1月25日現在	第29期 2023年 7月25日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 721,938,344 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 317,299,991 口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 3.3341 円 (10,000口当たり純資産額) (33,341 円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 3.5076 円 (10,000口当たり純資産額) (35,076 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 28 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日			第 29 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6, 537, 252 円	費用控除後の配当等収益額	A	27, 642, 904 円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	3,597,912,077 円	収益調整金額	C	1,587,159,965 円
分配準備積立金額	D	287,549,720 円	分配準備積立金額	D	126,252,919 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,891,999,049 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,741,055,788 円
当ファンドの期末残存口数	F	721,938,344 口	当ファンドの期末残存口数	F	317,299,991 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	53,910 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	54,870 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円	10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	721,938 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	317,299 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 28 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	第 29 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 28 期 2023 年 1 月 25 日現在	第 29 期 2023 年 7 月 25 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	
---	--

(関連当事者との取引に関する注記)

第 28 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	第 29 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 28 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	第 29 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
期首元本額 684,998,065 円	期首元本額 721,938,344 円
期中追加設定元本額 40,918,296 円	期中追加設定元本額 30,102,613 円
期中一部解約元本額 3,978,017 円	期中一部解約元本額 434,740,966 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 28 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	第 29 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△48,546,310	28,515,422
親投資信託受益証券	△98	△196
合計	△48,546,408	28,515,226

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1)株式(2023 年 7 月 25 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2023 年 7 月 25 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(AUD Class)	276,738	1,099,756,812	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 98.8%	276,738	1,099,756,812 99.9%	
	合計			1,099,756,812	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	982,608	1,001,867	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 0.1%	982,608	1,001,867 0.1%	

	合計		1,001,867	
	合計		1,100,758,679	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年9月29日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 河野 明 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型の2023年1月26日から2023年7月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型の2023年7月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2023 年 1 月 25 日現在)	当期 (2023 年 7 月 25 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	442, 186, 868	413, 789, 808
投資信託受益証券	29, 059, 772, 240	32, 791, 905, 828
親投資信託受益証券	1, 002, 063	1, 001, 867
未収入金	-	167, 100, 780
流動資産合計	29, 502, 961, 171	33, 373, 798, 283
資産合計	29, 502, 961, 171	33, 373, 798, 283
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	47, 426, 306	43, 601, 192
未払解約金	20, 319, 122	76, 930, 141
未払受託者報酬	793, 150	860, 918
未払委託者報酬	22, 472, 517	24, 392, 635
未払利息	179	762
その他未払費用	52, 864	57, 383
流動負債合計	91, 064, 138	145, 843, 031
負債合計	91, 064, 138	145, 843, 031
純資産の部		
元本等		
元本	94, 852, 612, 539	87, 202, 385, 559
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△65, 440, 715, 506	△53, 974, 430, 307
（分配準備積立金）	3, 667, 538, 706	3, 751, 871, 127
元本等合計	29, 411, 897, 033	33, 227, 955, 252
純資産合計	29, 411, 897, 033	33, 227, 955, 252
負債純資産合計	29, 502, 961, 171	33, 373, 798, 283

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
営業収益		
受取配当金	507, 827, 355	710, 994, 335
受取利息	-	37
有価証券売買等損益	1, 541, 559, 912	6, 168, 847, 650
営業収益合計	2, 049, 387, 267	6, 879, 842, 022
営業費用		
支払利息	82, 536	74, 570
受託者報酬	5, 169, 563	5, 073, 283
委託者報酬	146, 470, 843	143, 743, 014

その他費用	344, 570	338, 153
営業費用合計	152, 067, 512	149, 229, 020
営業利益又は営業損失（△）	1, 897, 319, 755	6, 730, 613, 002
経常利益又は経常損失（△）	1, 897, 319, 755	6, 730, 613, 002
当期純利益又は当期純損失（△）	1, 897, 319, 755	6, 730, 613, 002
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1, 944, 485	78, 305, 707
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△71, 492, 201, 123	△65, 440, 715, 506
剰余金増加額又は欠損金減少額	4, 992, 198, 393	5, 254, 475, 857
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4, 992, 198, 393	5, 254, 475, 857
剰余金減少額又は欠損金増加額	547, 166, 130	167, 767, 791
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	547, 166, 130	167, 767, 791
分配金	292, 810, 886	272, 730, 162
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△65, 440, 715, 506	△53, 974, 430, 307

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2023 年 1 月 26 日から 2023 年 7 月 25 日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

前期 2023 年 1 月 25 日現在	当期 2023 年 7 月 25 日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 94, 852, 612, 539 口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 87, 202, 385, 559 口
2. 投資信託財産計算規則第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に規定する額 元本の欠損 65, 440, 715, 506 円	2. 投資信託財産計算規則第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に規定する額 元本の欠損 53, 974, 430, 307 円
3. 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 0. 3101 円 (10, 000 口当たり純資産額) (3, 101 円)	3. 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 0. 3810 円 (10, 000 口当たり純資産額) (3, 810 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日			当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
2022 年 7 月 26 日から 2022 年 8 月 25 日まで			2023 年 1 月 26 日から 2023 年 2 月 27 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	85,772,030 円	費用控除後の配当等収益額	A	158,366,115 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	88,784,502,634 円	収益調整金額	C	82,923,728,501 円
分配準備積立金額	D	3,764,930,341 円	分配準備積立金額	D	3,628,857,504 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	92,635,205,005 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	86,710,952,120 円
当ファンドの期末残存口数	F	100,549,756,441 口	当ファンドの期末残存口数	F	93,892,700,798 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	9,212 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	9,235 円
10,000 口当たり分配金額	H	5 円	10,000 口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	50,274,878 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	46,946,350 円
2022 年 8 月 26 日から 2022 年 9 月 26 日まで			2023 年 2 月 28 日から 2023 年 3 月 27 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	83,160,087 円	費用控除後の配当等収益額	A	58,807,534 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	87,646,905,046 円	収益調整金額	C	82,329,142,720 円
分配準備積立金額	D	3,750,733,631 円	分配準備積立金額	D	3,712,443,027 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	91,480,798,764 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	86,100,393,281 円
当ファンドの期末残存口数	F	99,259,146,114 口	当ファンドの期末残存口数	F	93,217,707,791 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	9,216 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	9,236 円
10,000 口当たり分配金額	H	5 円	10,000 口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	49,629,573 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	46,608,853 円
2022 年 9 月 27 日から 2022 年 10 月 25 日まで			2023 年 3 月 28 日から 2023 年 4 月 25 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	80,465,510 円	費用控除後の配当等収益額	A	78,912,901 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	86,681,449,307 円	収益調整金額	C	81,050,910,309 円
分配準備積立金額	D	3,742,029,044 円	分配準備積立金額	D	3,666,063,513 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	90,503,943,861 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	84,795,886,723 円
当ファンドの期末残存口数	F	98,164,103,002 口	当ファンドの期末残存口数	F	91,768,689,062 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	9,219 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	9,240 円
10,000 口当たり分配金額	H	5 円	10,000 口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	49,082,051 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	45,884,344 円
2022 年 10 月 26 日から 2022 年 11 月 25 日まで			2023 年 4 月 26 日から 2023 年 5 月 25 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	57,868,427 円	費用控除後の配当等収益額	A	77,414,967 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	85,916,705,934 円	収益調整金額	C	80,084,374,324 円
分配準備積立金額	D	3,732,286,679 円	分配準備積立金額	D	3,654,660,117 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	89,706,861,040 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	83,816,449,408 円
当ファンドの期末残存口数	F	97,288,499,053 口	当ファンドの期末残存口数	F	90,673,020,597 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	9,220 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	9,243 円
10,000 口当たり分配金額	H	5 円	10,000 口当たり分配金額	H	5 円

収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	48,644,249 円
---------	-------------------------	--------------

2022 年 11 月 26 日から 2022 年 12 月 26 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	57,460,100 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	84,345,938,880 円
分配準備積立金額	D	3,672,724,160 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	88,076,123,140 円
当ファンドの期末残存口数	F	95,507,659,566 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	9,221 円
10,000 口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	47,753,829 円

2022 年 12 月 27 日から 2023 年 1 月 25 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	58,851,923 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	83,769,096,109 円
分配準備積立金額	D	3,656,113,089 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	87,484,061,121 円
当ファンドの期末残存口数	F	94,852,612,539 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	9,223 円
10,000 口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	47,426,306 円

収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	45,336,510 円
---------	-------------------------	--------------

2023 年 5 月 26 日から 2023 年 6 月 26 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	151,946,367 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	78,348,198,688 円
分配準備積立金額	D	3,607,073,764 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	82,107,218,819 円
当ファンドの期末残存口数	F	88,705,826,123 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	9,256 円
10,000 口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	44,352,913 円

2023 年 6 月 27 日から 2023 年 7 月 25 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	144,253,106 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	77,022,390,839 円
分配準備積立金額	D	3,651,219,213 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	80,817,863,158 円
当ファンドの期末残存口数	F	87,202,385,559 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	9,267 円
10,000 口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	43,601,192 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	
---	--

(2) 金融商品の時価等に関する事項

前期 2023 年 1 月 25 日現在	当期 2023 年 7 月 25 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
期首元本額 101,353,306,054 円	期首元本額 94,852,612,539 円
期中追加設定元本額 800,802,655 円	期中追加設定元本額 251,380,936 円
期中一部解約元本額 7,301,496,170 円	期中一部解約元本額 7,901,607,916 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△32,798,840	364,017,456
親投資信託受益証券	0	0
合計	△32,798,840	364,017,456

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023 年 7 月 25 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券 (2023 年 7 月 25 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(BRL Class)	15,167,394	32,791,905,828	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 98.7%	15,167,394	32,791,905,828 100.0%	
	合計			32,791,905,828	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	982,608	1,001,867	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 0.0%	982,608	1,001,867 0.0%	
	合計			1,001,867	
合計				32,792,907,695	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年9月29日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 河野 明 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型の2023年1月26日から2023年7月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型の2023年7月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 28 期 (2023 年 1 月 25 日現在)	第 29 期 (2023 年 7 月 25 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	46,090,995	36,064,636
投資信託受益証券	2,196,884,844	2,439,142,456
親投資信託受益証券	1,002,063	1,001,867
未収入金	-	15,100,624
流動資産合計	2,243,977,902	2,491,309,583
資産合計	2,243,977,902	2,491,309,583
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	795,807	713,858
未払解約金	6,807,119	5,463,225
未払受託者報酬	385,416	380,658
未払委託者報酬	10,920,061	10,785,159
未払利息	18	66
その他未払費用	25,636	25,317
流動負債合計	18,934,057	17,368,283
負債合計	18,934,057	17,368,283
純資産の部		
元本等		
元本	795,807,693	713,858,868
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,429,236,152	1,760,082,432
（分配準備積立金）	704,201,401	701,791,387
元本等合計	2,225,043,845	2,473,941,300
純資産合計	2,225,043,845	2,473,941,300
負債純資産合計	2,243,977,902	2,491,309,583

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 28 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	第 29 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
営業収益		
受取配当金	37,818,525	53,282,415
受取利息	-	3
有価証券売買等損益	112,877,377	460,071,554
営業収益合計	150,695,902	513,353,972
営業費用		
支払利息	7,078	5,879
受託者報酬	385,416	380,658
委託者報酬	10,920,061	10,785,159

その他費用	25,636	25,317
営業費用合計	11,338,191	11,197,013
営業利益又は営業損失（△）	139,357,711	502,156,959
経常利益又は経常損失（△）	139,357,711	502,156,959
当期純利益又は当期純損失（△）	139,357,711	502,156,959
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	19,729,158	25,526,429
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,373,596,630	1,429,236,152
剰余金増加額又は欠損金減少額	79,617,592	12,085,422
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	79,617,592	12,085,422
剰余金減少額又は欠損金増加額	142,810,816	157,155,814
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	142,810,816	157,155,814
分配金	795,807	713,858
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,429,236,152	1,760,082,432

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年1月26日から2023年7月25日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第28期 2023年1月25日現在	第29期 2023年7月25日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 795,807,693 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 713,858,868 口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.7960 円 (10,000口当たり純資産額) (27,960 円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 3.4656 円 (10,000口当たり純資産額) (34,656 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第28期 自2022年7月26日 至2023年1月25日	第29期 自2023年1月26日 至2023年7月25日
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程
項目	項目

費用控除後の配当等収益額	A	33,264,247 円	費用控除後の配当等収益額	A	49,599,895 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売却等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売却等損益額	B	25,489,411 円
収益調整金額	C	3,905,556,394 円	収益調整金額	C	3,508,370,239 円
分配準備積立金額	D	671,732,961 円	分配準備積立金額	D	627,415,939 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,610,553,602 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,210,875,484 円
当ファンドの期末残存口数	F	795,807,693 口	当ファンドの期末残存口数	F	713,858,868 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	57,935 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	58,987 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円	10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	795,807 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	713,858 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 28 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	第 29 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 28 期 2023 年 1 月 25 日現在	第 29 期 2023 年 7 月 25 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	
--	--

(関連当事者との取引に関する注記)

第 28 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	第 29 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 28 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	第 29 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
期首元本額 840,917,391 円	期首元本額 795,807,693 円
期中追加設定元本額 42,321,809 円	期中追加設定元本額 5,855,536 円
期中一部解約元本額 87,431,507 円	期中一部解約元本額 87,804,361 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 28 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	第 29 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	97,558,053	439,666,146
親投資信託受益証券	△98	△196
合計	97,557,955	439,665,950

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2023 年 7 月 25 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023 年 7 月 25 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(BRL Class)	1,128,188	2,439,142,456	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 98.6%	1,128,188	2,439,142,456 100.0%	
	合計			2,439,142,456	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	982,608	1,001,867	
	小計	銘柄数: 1	982,608	1,001,867	

		組入時価比率：0.0%		0.0%	
	合計			1,001,867	
	合計			2,440,144,323	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年9月29日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 河野 明 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型の2023年1月26日から2023年7月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型の2023年7月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2023 年 1 月 25 日現在)	当期 (2023 年 7 月 25 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,282,466	4,859,990
投資信託受益証券	323,428,116	320,117,408
親投資信託受益証券	1,002,063	1,001,867
未収入金	2,300,520	6,601,556
流動資産合計	332,013,165	332,580,821
資産合計	332,013,165	332,580,821
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	763,066	724,490
未払解約金	455,446	11,447
未払受託者報酬	9,042	8,428
未払委託者報酬	256,232	238,805
未払利息	2	8
その他未払費用	592	552
流動負債合計	1,484,380	983,730
負債合計	1,484,380	983,730
純資産の部		
元本等		
元本	763,066,779	724,490,386
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△432,537,994	△392,893,295
（分配準備積立金）	41,745,054	38,940,868
元本等合計	330,528,785	331,597,091
純資産合計	330,528,785	331,597,091
負債純資産合計	332,013,165	332,580,821

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
営業収益		
受取配当金	3,252,610	4,680,090
有価証券売買等損益	△9,521,059	18,505,704
営業収益合計	△6,268,449	23,185,794
営業費用		
支払利息	830	659
受託者報酬	56,977	51,494
委託者報酬	1,614,428	1,458,887
その他費用	3,736	3,376

営業費用合計	1, 675, 971	1, 514, 416
営業利益又は営業損失（△）	△7, 944, 420	21, 671, 378
経常利益又は経常損失（△）	△7, 944, 420	21, 671, 378
当期純利益又は当期純損失（△）	△7, 944, 420	21, 671, 378
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△172	△27, 076
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△431, 283, 302	△432, 537, 994
剰余金増加額又は欠損金減少額	16, 542, 692	24, 516, 390
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	16, 542, 692	24, 516, 390
剰余金減少額又は欠損金増加額	5, 246, 180	2, 121, 485
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5, 246, 180	2, 121, 485
分配金	4, 606, 956	4, 448, 660
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△432, 537, 994	△392, 893, 295

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2023 年 1 月 26 日から 2023 年 7 月 25 日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

前期 2023 年 1 月 25 日現在	当期 2023 年 7 月 25 日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 763, 066, 779 口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 724, 490, 386 口
2. 投資信託財産計算規則第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に規定する額 元本の欠損 432, 537, 994 円	2. 投資信託財産計算規則第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に規定する額 元本の欠損 392, 893, 295 円
3. 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 0. 4332 円 (10, 000 口当たり純資産額) (4, 332 円)	3. 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 0. 4577 円 (10, 000 口当たり純資産額) (4, 577 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2022 年 7 月 26 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日
-------------------------	-------------------------

至 2023 年 1 月 25 日			至 2023 年 7 月 25 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
2022 年 7 月 26 日から 2022 年 8 月 25 日まで			2023 年 1 月 26 日から 2023 年 2 月 27 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	459,973 円	費用控除後の配当等収益額	A	782,285 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	633,052,803 円	収益調整金額	C	623,274,758 円
分配準備積立金額	D	44,947,004 円	分配準備積立金額	D	41,443,130 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	678,459,780 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	665,500,173 円
当ファンドの期末残存口数	F	770,445,628 口	当ファンドの期末残存口数	F	757,961,358 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	8,806 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	8,780 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円	10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	770,445 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	757,961 円
2022 年 8 月 26 日から 2022 年 9 月 26 日まで			2023 年 2 月 28 日から 2023 年 3 月 27 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	247,518 円	費用控除後の配当等収益額	A	298,186 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	633,501,616 円	収益調整金額	C	621,109,473 円
分配準備積立金額	D	44,636,532 円	分配準備積立金額	D	41,287,290 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	678,385,666 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	662,694,949 円
当ファンドの期末残存口数	F	770,955,868 口	当ファンドの期末残存口数	F	755,282,685 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	8,799 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	8,774 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円	10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	770,955 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	755,282 円
2022 年 9 月 27 日から 2022 年 10 月 25 日まで			2023 年 3 月 28 日から 2023 年 4 月 25 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	285,050 円	費用控除後の配当等収益額	A	515,777 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	631,438,678 円	収益調整金額	C	614,328,706 円
分配準備積立金額	D	43,941,844 円	分配準備積立金額	D	40,352,851 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	675,665,572 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	655,197,334 円
当ファンドの期末残存口数	F	768,409,603 口	当ファンドの期末残存口数	F	746,991,419 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	8,793 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	8,771 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円	10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	768,409 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	746,991 円
2022 年 10 月 26 日から 2022 年 11 月 25 日まで			2023 年 4 月 26 日から 2023 年 5 月 25 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	528,175 円	費用控除後の配当等収益額	A	272,423 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	631,044,827 円	収益調整金額	C	604,912,663 円
分配準備積立金額	D	43,272,402 円	分配準備積立金額	D	39,488,667 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	674,845,404 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	644,673,753 円
当ファンドの期末残存口数	F	767,743,865 口	当ファンドの期末残存口数	F	735,505,085 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	8,789 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	8,765 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円	10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	767,743 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	735,505 円

2022 年 11 月 26 日から 2022 年 12 月 26 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	257,868 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	630,102,642 円
分配準備積立金額	D	42,748,590 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	673,109,100 円
当ファンドの期末残存口数	F	766,338,274 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	8,783 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	766,338 円

2022 年 12 月 27 日から 2023 年 1 月 25 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	473,986 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	627,442,968 円
分配準備積立金額	D	42,034,134 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	669,951,088 円
当ファンドの期末残存口数	F	763,066,779 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	8,779 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	763,066 円

2023 年 5 月 26 日から 2023 年 6 月 26 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,008,804 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	599,129,485 円
分配準備積立金額	D	38,624,624 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	638,762,913 円
当ファンドの期末残存口数	F	728,431,632 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	8,768 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	728,431 円

2023 年 6 月 27 日から 2023 年 7 月 25 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	991,432 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	595,914,169 円
分配準備積立金額	D	38,673,926 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	635,579,527 円
当ファンドの期末残存口数	F	724,490,386 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	8,772 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	724,490 円

（金融商品に関する注記）

（1）金融商品の状況に関する事項

前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、（その他の注記）の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	
--	--

(2) 金融商品の時価等に関する事項

前期 2023 年 1 月 25 日現在	当期 2023 年 7 月 25 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
期首元本額 783,429,145 円	期首元本額 763,066,779 円
期中追加設定元本額 9,451,751 円	期中追加設定元本額 3,662,873 円
期中一部解約元本額 29,814,117 円	期中一部解約元本額 42,239,266 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	1,704,496	10,326,368
親投資信託受益証券	0	0
合計	1,704,496	10,326,368

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2023 年 7 月 25 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券 (2023 年 7 月 25 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド (ZAR Class)	99,292	320,117,408	
	小計	銘柄数：1	99,292	320,117,408	
		組入時価比率：96.5%			99.7%
	合計				320,117,408
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	982,608	1,001,867	
	小計	銘柄数：1	982,608	1,001,867	
		組入時価比率：0.3%			0.3%
	合計				1,001,867
合計				321,119,275	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年9月29日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 河野 明 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型の2023年1月26日から2023年7月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型の2023年7月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年２回決算型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 28 期 (2023 年 1 月 25 日現在)	第 29 期 (2023 年 7 月 25 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	711, 570	458, 684
投資信託受益証券	39, 975, 012	29, 244, 904
親投資信託受益証券	100, 205	100, 185
流動資産合計	40, 786, 787	29, 803, 773
資産合計	40, 786, 787	29, 803, 773
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	13, 292	9, 073
未払解約金	－	30, 000
未払受託者報酬	6, 817	4, 560
未払委託者報酬	193, 077	129, 116
その他未払費用	397	227
流動負債合計	213, 583	172, 976
負債合計	213, 583	172, 976
純資産の部		
元本等		
元本	13, 292, 056	9, 073, 330
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	27, 281, 148	20, 557, 467
（分配準備積立金）	11, 031, 493	8, 082, 705
元本等合計	40, 573, 204	29, 630, 797
純資産合計	40, 573, 204	29, 630, 797
負債純資産合計	40, 786, 787	29, 803, 773

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 28 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	第 29 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
営業収益		
受取配当金	389, 900	406, 095
有価証券売買等損益	△1, 154, 481	1, 464, 061
営業収益合計	△764, 581	1, 870, 156
営業費用		
支払利息	35	27
受託者報酬	6, 817	4, 560
委託者報酬	193, 077	129, 116
その他費用	397	227
営業費用合計	200, 326	133, 930

営業利益又は営業損失（△）	△964,907	1,736,226
経常利益又は経常損失（△）	△964,907	1,736,226
当期純利益又は当期純損失（△）	△964,907	1,736,226
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	17	△172,419
期首剰余金又は期首欠損金（△）	27,869,677	27,281,148
剰余金増加額又は欠損金減少額	390,403	84,386
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	390,403	84,386
剰余金減少額又は欠損金増加額	716	8,707,639
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	716	8,707,639
分配金	13,292	9,073
期末剰余金又は期末欠損金（△）	27,281,148	20,557,467

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年 1月26日から2023年 7月25日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第28期 2023年 1月25日現在	第29期 2023年 7月25日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 13,292,056 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 9,073,330 口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 3.0524 円 (10,000口当たり純資産額) (30,524 円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 3.2657 円 (10,000口当たり純資産額) (32,657 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 28 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日			第 29 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	189,756 円	費用控除後の配当等収益額	A	378,574 円
費用控除後・繰越欠損金補填	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填	B	179,221 円

後の有価証券売買等損益額			後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	C	56,668,198 円	収益調整金額	C	38,717,134 円
分配準備積立金額	D	10,855,029 円	分配準備積立金額	D	7,533,983 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	67,712,983 円	当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	46,808,912 円
当ファンドの期末残存口数	F	13,292,056 口	当ファンドの期末残存口数	F	9,073,330 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	50,942 円	10,000 口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	51,589 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円	10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	13,292 円	収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	9,073 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 28 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	第 29 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 28 期 2023 年 1 月 25 日現在	第 29 期 2023 年 7 月 25 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	
--------------------------------	--

(関連当事者との取引に関する注記)

第 28 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	第 29 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 28 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	第 29 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
期首元本額 13,107,978 円	期首元本額 13,292,056 円
期中追加設定元本額 184,420 円	期中追加設定元本額 42,288 円
期中一部解約元本額 342 円	期中一部解約元本額 4,261,014 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 28 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	第 29 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△1,154,471	1,697,031
親投資信託受益証券	△10	△20
合計	△1,154,481	1,697,011

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1)株式(2023 年 7 月 25 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2023 年 7 月 25 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(ZAR Class)	9,071	29,244,904	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 98.7%	9,071	29,244,904 99.7%	
	合計			29,244,904	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	98,260	100,185	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 0.3%	98,260	100,185 0.3%	
	合計			100,185	

合計		29,345,089	
----	--	------------	--

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年9月29日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 河野 明 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型の2023年1月26日から2023年7月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型の2023年7月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2023 年 1 月 25 日現在)	当期 (2023 年 7 月 25 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	34,115,356	32,699,892
投資信託受益証券	2,088,967,338	1,696,696,534
親投資信託受益証券	1,002,063	1,001,867
未収入金	8,600,559	-
流動資産合計	2,132,685,316	1,730,398,293
資産合計	2,132,685,316	1,730,398,293
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,675,925	4,026,420
未払解約金	2,115,346	5,255
未払受託者報酬	56,981	46,477
未払委託者報酬	1,614,468	1,316,907
未払利息	13	60
その他未払費用	3,787	3,089
流動負債合計	8,466,520	5,398,208
負債合計	8,466,520	5,398,208
純資産の部		
元本等		
元本	9,351,850,340	8,052,841,344
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△7,227,631,544	△6,327,841,259
（分配準備積立金）	154,164,943	168,343,806
元本等合計	2,124,218,796	1,725,000,085
純資産合計	2,124,218,796	1,725,000,085
負債純資産合計	2,132,685,316	1,730,398,293

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
営業収益		
受取配当金	52,827,995	70,681,870
受取利息	-	4
有価証券売買等損益	98,863,287	△129,860,941
営業収益合計	151,691,282	△59,179,067
営業費用		
支払利息	6,456	5,520
受託者報酬	370,940	334,452
委託者報酬	10,509,947	9,476,169

その他費用	24,665	22,232
営業費用合計	10,912,008	9,838,373
営業利益又は営業損失（△）	140,779,274	△69,017,440
経常利益又は経常損失（△）	140,779,274	△69,017,440
当期純利益又は当期純損失（△）	140,779,274	△69,017,440
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△579,203	△5,268,683
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△8,068,257,036	△7,227,631,544
剰余金増加額又は欠損金減少額	780,899,444	1,044,890,530
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	780,899,444	1,044,890,530
剰余金減少額又は欠損金増加額	52,228,400	55,262,950
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	52,228,400	55,262,950
分配金	29,404,029	26,088,538
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△7,227,631,544	△6,327,841,259

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2023年1月26日から2023年7月25日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

前期 2023年1月25日現在	当期 2023年7月25日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 9,351,850,340 口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 8,052,841,344 口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 7,227,631,544 円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 6,327,841,259 円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.2271 円 (10,000口当たり純資産額) (2,271 円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.2142 円 (10,000口当たり純資産額) (2,142 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日			当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
2022 年 7 月 26 日から 2022 年 8 月 25 日まで			2023 年 1 月 26 日から 2023 年 2 月 27 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,561,075 円	費用控除後の配当等収益額	A	15,844,670 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	6,288,403,526 円	収益調整金額	C	5,637,271,307 円
分配準備積立金額	D	150,264,037 円	分配準備積立金額	D	151,283,965 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,447,228,638 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,804,399,942 円
当ファンドの期末残存口数	F	10,243,385,950 口	当ファンドの期末残存口数	F	9,181,111,268 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,294 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,322 円
10,000 口当たり分配金額	H	5 円	10,000 口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	5,121,692 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	4,590,555 円
2022 年 8 月 26 日から 2022 年 9 月 26 日まで			2023 年 2 月 28 日から 2023 年 3 月 27 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,798,706 円	費用控除後の配当等収益額	A	6,635,351 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	6,184,301,135 円	収益調整金額	C	5,606,642,820 円
分配準備積立金額	D	151,079,150 円	分配準備積立金額	D	161,486,191 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,344,178,991 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,774,764,362 円
当ファンドの期末残存口数	F	10,073,555,893 口	当ファンドの期末残存口数	F	9,130,908,716 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,297 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,324 円
10,000 口当たり分配金額	H	5 円	10,000 口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	5,036,777 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	4,565,454 円
2022 年 9 月 27 日から 2022 年 10 月 25 日まで			2023 年 3 月 28 日から 2023 年 4 月 25 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,646,061 円	費用控除後の配当等収益額	A	7,968,902 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	6,079,082,064 円	収益調整金額	C	5,475,657,308 円
分配準備積立金額	D	152,124,931 円	分配準備積立金額	D	159,699,677 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,239,853,056 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,643,325,887 円
当ファンドの期末残存口数	F	9,901,879,365 口	当ファンドの期末残存口数	F	8,917,371,714 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,301 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,328 円
10,000 口当たり分配金額	H	5 円	10,000 口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	4,950,939 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	4,458,685 円
2022 年 10 月 26 日から 2022 年 11 月 25 日まで			2023 年 4 月 26 日から 2023 年 5 月 25 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,861,116 円	費用控除後の配当等収益額	A	7,744,674 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	6,004,228,027 円	収益調整金額	C	5,337,847,951 円
分配準備積立金額	D	153,757,598 円	分配準備積立金額	D	159,070,130 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,164,846,741 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,504,662,755 円
当ファンドの期末残存口数	F	9,779,588,896 口	当ファンドの期末残存口数	F	8,692,697,145 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,303 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,332 円
10,000 口当たり分配金額	H	5 円	10,000 口当たり分配金額	H	5 円

収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	4,889,794 円
---------	-------------------------	-------------

2022 年 11 月 26 日から 2022 年 12 月 26 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,645,263 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	5,806,824,862 円
分配準備積立金額	D	150,639,381 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	5,964,109,506 円
当ファンドの期末残存口数	F	9,457,804,785 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	6,306 円
10,000 口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	4,728,902 円

2022 年 12 月 27 日から 2023 年 1 月 25 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,092,519 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	5,741,938,142 円
分配準備積立金額	D	150,748,349 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	5,900,779,010 円
当ファンドの期末残存口数	F	9,351,850,340 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	6,309 円
10,000 口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	4,675,925 円

収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	4,346,348 円
---------	-------------------------	-------------

2023 年 5 月 26 日から 2023 年 6 月 26 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	13,125,598 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	5,036,769,856 円
分配準備積立金額	D	153,462,144 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	5,203,357,598 円
当ファンドの期末残存口数	F	8,202,152,541 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	6,343 円
10,000 口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	4,101,076 円

2023 年 6 月 27 日から 2023 年 7 月 25 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	13,259,749 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	4,945,599,582 円
分配準備積立金額	D	159,110,477 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	5,117,969,808 円
当ファンドの期末残存口数	F	8,052,841,344 口
10,000 口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	6,355 円
10,000 口当たり分配金額	H	5 円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	4,026,420 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	
---	--

(2) 金融商品の時価等に関する事項

前期 2023 年 1 月 25 日現在	当期 2023 年 7 月 25 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
期首元本額 10,294,345,156 円	期首元本額 9,351,850,340 円
期中追加設定元本額 67,321,501 円	期中追加設定元本額 71,796,971 円
期中一部解約元本額 1,009,816,317 円	期中一部解約元本額 1,370,805,967 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	41,745,950	△202,371,756
親投資信託受益証券	0	0
合計	41,745,950	△202,371,756

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023 年 7 月 25 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023 年 7 月 25 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(TRY Class)	1,466,462	1,696,696,534	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 98.4%	1,466,462	1,696,696,534 99.9%	
	合計			1,696,696,534	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	982,608	1,001,867	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 0.1%	982,608	1,001,867 0.1%	
	合計			1,001,867	
合計				1,697,698,401	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年9月29日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 河野 明 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年2回決算型の2023年1月26日から2023年7月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年2回決算型の2023年7月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年２回決算型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 28 期 (2023 年 1 月 25 日現在)	第 29 期 (2023 年 7 月 25 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,549,349	9,023,819
投資信託受益証券	552,501,648	503,787,882
親投資信託受益証券	100,206	100,186
流動資産合計	562,151,203	512,911,887
資産合計	562,151,203	512,911,887
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	433,186	413,735
未払解約金	350,341	627,424
未払受託者報酬	93,176	89,240
未払委託者報酬	2,640,072	2,528,487
未払利息	3	16
その他未払費用	6,157	5,889
流動負債合計	3,522,935	3,664,791
負債合計	3,522,935	3,664,791
純資産の部		
元本等		
元本	433,186,789	413,735,507
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	125,441,479	95,511,589
（分配準備積立金）	172,469,499	171,054,350
元本等合計	558,628,268	509,247,096
純資産合計	558,628,268	509,247,096
負債純資産合計	562,151,203	512,911,887

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 28 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	第 29 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
営業収益		
受取配当金	13,313,505	18,993,330
有価証券売買等損益	25,630,394	△37,210,896
営業収益合計	38,943,899	△18,217,566
営業費用		
支払利息	1,558	1,447
受託者報酬	93,176	89,240
委託者報酬	2,640,072	2,528,487
その他費用	6,157	5,889

営業費用合計	2,740,963	2,625,063
営業利益又は営業損失（△）	36,202,936	△20,842,629
経常利益又は経常損失（△）	36,202,936	△20,842,629
当期純利益又は当期純損失（△）	36,202,936	△20,842,629
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	3,372,209	2,346,645
期首剰余金又は期首欠損金（△）	97,052,051	125,441,479
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,496,805	5,832,791
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,496,805	5,832,791
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,504,918	12,159,672
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,504,918	12,159,672
分配金	433,186	413,735
期末剰余金又は期末欠損金（△）	125,441,479	95,511,589

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年 1月26日から2023年 7月25日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第28期 2023年 1月25日現在	第29期 2023年 7月25日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 433,186,789 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 413,735,507 口
2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1.2896 円 (10,000 口当たり純資産額) (12,896 円)	2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1.2309 円 (10,000 口当たり純資産額) (12,309 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 28 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日			第 29 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	11,758,193 円	費用控除後の配当等収益額	A	15,720,517 円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	1, 446, 578, 791 円	収益調整金額	C	1, 391, 611, 161 円
分配準備積立金額	D	161, 144, 492 円	分配準備積立金額	D	155, 747, 568 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1, 619, 481, 476 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1, 563, 079, 246 円
当ファンドの期末残存口数	F	433, 186, 789 口	当ファンドの期末残存口数	F	413, 735, 507 口
10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	37, 385 円	10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	37, 779 円
10, 000 口当たり分配金額	H	10 円	10, 000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10, 000	433, 186 円	収益分配金金額	I=F×H/10, 000	413, 735 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 28 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	第 29 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 28 期 2023 年 1 月 25 日現在	第 29 期 2023 年 7 月 25 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	
---	--

(関連当事者との取引に関する注記)

第 28 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	第 29 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 28 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	第 29 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
期首元本額 457,622,404 円	期首元本額 433,186,789 円
期中追加設定元本額 25,679,679 円	期中追加設定元本額 23,019,203 円
期中一部解約元本額 50,115,294 円	期中一部解約元本額 42,470,485 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 28 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	第 29 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	23,235,102	△39,177,067
親投資信託受益証券	△10	△20
合計	23,235,092	△39,177,087

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1)株式(2023 年 7 月 25 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2023 年 7 月 25 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(TRY Class)	435,426	503,787,882	
	小計	銘柄数:1 組入時価比率:98.9%	435,426	503,787,882 100.0%	
	合計			503,787,882	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	98,261	100,186	
	小計	銘柄数:1 組入時価比率:0.0%	98,261	100,186 0.0%	

	合計		100,186	
	合計		503,888,068	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年9月29日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 河野 明 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型の2023年1月26日から2023年7月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型の2023年7月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2023 年 1 月 25 日現在)	当期 (2023 年 7 月 25 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	59,889,667	99,367,286
投資信託受益証券	3,999,545,088	4,435,018,690
親投資信託受益証券	1,002,064	1,001,868
流動資産合計	4,060,436,819	4,535,387,844
資産合計	4,060,436,819	4,535,387,844
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	6,793,689	6,483,329
未払解約金	-	1,555,280
未払受託者報酬	109,068	116,276
未払委託者報酬	3,090,247	3,294,418
未払利息	24	183
その他未払費用	7,262	7,743
流動負債合計	10,000,290	11,457,229
負債合計	10,000,290	11,457,229
純資産の部		
元本等		
元本	6,793,689,842	6,483,329,079
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,743,253,313	△1,959,398,464
（分配準備積立金）	714,929,239	742,321,118
元本等合計	4,050,436,529	4,523,930,615
純資産合計	4,050,436,529	4,523,930,615
負債純資産合計	4,060,436,819	4,535,387,844

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
営業収益		
受取配当金	118,428,480	113,743,160
受取利息	-	5
有価証券売買等損益	58,235,916	610,786,467
営業収益合計	176,664,396	724,529,632
営業費用		
支払利息	11,932	9,811
受託者報酬	697,981	684,225
委託者報酬	19,776,101	19,386,217
その他費用	46,474	45,560

営業費用合計	20, 532, 488	20, 125, 813
営業利益又は営業損失（△）	156, 131, 908	704, 403, 819
経常利益又は経常損失（△）	156, 131, 908	704, 403, 819
当期純利益又は当期純損失（△）	156, 131, 908	704, 403, 819
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	3, 727, 848	3, 126, 806
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△3, 093, 759, 725	△2, 743, 253, 313
剰余金増加額又は欠損金減少額	265, 665, 423	140, 411, 159
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	265, 665, 423	140, 411, 159
剰余金減少額又は欠損金増加額	25, 846, 051	18, 233, 014
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	25, 846, 051	18, 233, 014
分配金	41, 717, 020	39, 600, 309
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2, 743, 253, 313	△1, 959, 398, 464

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2023 年 1 月 26 日から 2023 年 7 月 25 日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

前期 2023 年 1 月 25 日現在	当期 2023 年 7 月 25 日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 6, 793, 689, 842 口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 6, 483, 329, 079 口
2. 投資信託財産計算規則第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に規定する額 元本の欠損 2, 743, 253, 313 円	2. 投資信託財産計算規則第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に規定する額 元本の欠損 1, 959, 398, 464 円
3. 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 0. 5962 円 (10, 000 口当たり純資産額) (5, 962 円)	3. 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 0. 6978 円 (10, 000 口当たり純資産額) (6, 978 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2022 年 7 月 26 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日
-------------------------	-------------------------

至 2023 年 1 月 25 日			至 2023 年 7 月 25 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
2022 年 7 月 26 日から 2022 年 8 月 25 日まで			2023 年 1 月 26 日から 2023 年 2 月 27 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	19,438,791 円	費用控除後の配当等収益額	A	17,133,633 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	3,116,545,187 円	収益調整金額	C	2,941,534,438 円
分配準備積立金額	D	694,044,155 円	分配準備積立金額	D	711,467,493 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,830,028,133 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,670,135,564 円
当ファンドの期末残存口数	F	7,181,323,492 口	当ファンドの期末残存口数	F	6,762,958,604 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,333 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,426 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円	10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	7,181,323 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	6,762,958 円
2022 年 8 月 26 日から 2022 年 9 月 26 日まで			2023 年 2 月 28 日から 2023 年 3 月 27 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	19,115,146 円	費用控除後の配当等収益額	A	16,076,192 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	3,056,996,139 円	収益調整金額	C	2,907,116,543 円
分配準備積立金額	D	692,663,974 円	分配準備積立金額	D	713,166,244 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,768,775,259 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,636,358,979 円
当ファンドの期末残存口数	F	7,043,436,631 口	当ファンドの期末残存口数	F	6,683,157,131 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,350 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,441 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円	10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	7,043,436 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	6,683,157 円
2022 年 9 月 27 日から 2022 年 10 月 25 日まで			2023 年 3 月 28 日から 2023 年 4 月 25 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	16,462,093 円	費用控除後の配当等収益額	A	18,751,770 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	3,023,899,431 円	収益調整金額	C	2,883,372,244 円
分配準備積立金額	D	696,849,682 円	分配準備積立金額	D	716,384,546 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,737,211,206 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,618,508,560 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,966,444,322 口	当ファンドの期末残存口数	F	6,627,916,679 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,364 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,459 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円	10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	6,966,444 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	6,627,916 円
2022 年 10 月 26 日から 2022 年 11 月 25 日まで			2023 年 4 月 26 日から 2023 年 5 月 25 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	17,677,134 円	費用控除後の配当等収益額	A	18,156,394 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	2,996,474,405 円	収益調整金額	C	2,863,605,817 円
分配準備積立金額	D	695,121,218 円	分配準備積立金額	D	723,264,821 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,709,272,757 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,605,027,032 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,893,905,033 口	当ファンドの期末残存口数	F	6,581,864,249 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,380 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,477 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円	10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	6,893,905 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	6,581,864 円

2022 年 11 月 26 日から 2022 年 12 月 26 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	16,003,643 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	2,973,696,080 円
分配準備積立金額	D	698,920,005 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,688,619,728 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,838,223,873 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,394 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	6,838,223 円

2022 年 12 月 27 日から 2023 年 1 月 25 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	18,459,294 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	2,954,616,028 円
分配準備積立金額	D	703,263,634 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,676,338,956 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,793,689,842 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,411 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	6,793,689 円

2023 年 5 月 26 日から 2023 年 6 月 26 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	18,340,639 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	2,811,324,296 円
分配準備積立金額	D	721,296,362 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,550,961,297 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,461,085,331 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,495 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	6,461,085 円

2023 年 6 月 27 日から 2023 年 7 月 25 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	17,871,800 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	2,825,907,540 円
分配準備積立金額	D	730,932,647 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,574,711,987 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,483,329,079 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,513 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	6,483,329 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	
--	--

(2) 金融商品の時価等に関する事項

前期 2023 年 1 月 25 日現在	当期 2023 年 7 月 25 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
期首元本額 7,379,970,824 円	期首元本額 6,793,689,842 円
期中追加設定元本額 65,928,997 円	期中追加設定元本額 55,357,091 円
期中一部解約元本額 652,209,979 円	期中一部解約元本額 365,717,854 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	55,119,456	79,693,190
親投資信託受益証券	0	0
合計	55,119,456	79,693,190

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2023 年 7 月 25 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券 (2023 年 7 月 25 日現在)

(単位: 円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド (Currency Select Class)	926, 665	4, 435, 018, 690	
	小計	銘柄数：1	926, 665	4, 435, 018, 690	
		組入時価比率：98.0%		100.0%	
	合計				4, 435, 018, 690
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	982, 609	1, 001, 868	
	小計	銘柄数：1	982, 609	1, 001, 868	
		組入時価比率：0.0%		0.0%	
	合計				1, 001, 868
合計				4, 436, 020, 558	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年9月29日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 河野 明 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年2回決算型の2023年1月26日から2023年7月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年2回決算型の2023年7月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年２回決算型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 23 期 (2023 年 1 月 25 日現在)	第 24 期 (2023 年 7 月 25 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	14,934,824	28,934,485
投資信託受益証券	855,233,808	1,151,875,336
親投資信託受益証券	100,207	100,187
流動資産合計	870,268,839	1,180,910,008
資産合計	870,268,839	1,180,910,008
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	441,490	504,400
未払解約金	620,781	10,000,004
未払受託者報酬	139,785	159,033
未払委託者報酬	3,960,318	4,505,738
未払利息	6	53
その他未払費用	9,252	10,539
流動負債合計	5,171,632	15,179,767
負債合計	5,171,632	15,179,767
純資産の部		
元本等		
元本	441,490,782	504,400,371
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	423,606,425	661,329,870
（分配準備積立金）	268,541,300	283,586,829
元本等合計	865,097,207	1,165,730,241
純資産合計	865,097,207	1,165,730,241
負債純資産合計	870,268,839	1,180,910,008

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 23 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	第 24 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
営業収益		
受取配当金	23,757,760	26,231,280
受取利息	-	1
有価証券売買等損益	7,923,550	144,841,600
営業収益合計	31,681,310	171,072,881
営業費用		
支払利息	2,917	4,451
受託者報酬	139,785	159,033
委託者報酬	3,960,318	4,505,738
その他費用	9,252	10,539

営業費用合計	4, 112, 272	4, 679, 761
営業利益又は営業損失（△）	27, 569, 038	166, 393, 120
経常利益又は経常損失（△）	27, 569, 038	166, 393, 120
当期純利益又は当期純損失（△）	27, 569, 038	166, 393, 120
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2, 159, 500	7, 911, 522
期首剰余金又は期首欠損金（△）	380, 148, 127	423, 606, 425
剰余金増加額又は欠損金減少額	55, 098, 448	145, 235, 852
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	55, 098, 448	145, 235, 852
剰余金減少額又は欠損金増加額	36, 608, 198	65, 489, 605
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	36, 608, 198	65, 489, 605
分配金	441, 490	504, 400
期末剰余金又は期末欠損金（△）	423, 606, 425	661, 329, 870

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年 1月26日から2023年 7月25日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第23期 2023年 1月25日現在	第24期 2023年 7月25日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 441, 490, 782 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 504, 400, 371 口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.9595 円 (10, 000口当たり純資産額) (19, 595 円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.3111 円 (10, 000口当たり純資産額) (23, 111 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 23 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日			第 24 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	19, 922, 370 円	費用控除後の配当等収益額	A	23, 973, 621 円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	27,586,062 円
収益調整金額	C	771,226,243 円	収益調整金額	C	959,228,724 円
分配準備積立金額	D	249,060,420 円	分配準備積立金額	D	232,531,546 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,040,209,033 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,243,319,953 円
当ファンドの期末残存口数	F	441,490,782 口	当ファンドの期末残存口数	F	504,400,371 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	23,561 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	24,649 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円	10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	441,490 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	504,400 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 23 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	第 24 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 23 期 2023 年 1 月 25 日現在	第 24 期 2023 年 7 月 25 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	
---	--

(関連当事者との取引に関する注記)

第 23 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	第 24 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 23 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	第 24 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
期首元本額 425,037,868 円	期首元本額 441,490,782 円
期中追加設定元本額 57,491,331 円	期中追加設定元本額 130,668,173 円
期中一部解約元本額 41,038,417 円	期中一部解約元本額 67,758,584 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 23 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	第 24 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	7,268,247	140,937,459
親投資信託受益証券	△10	△20
合計	7,268,237	140,937,439

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1)株式(2023 年 7 月 25 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2023 年 7 月 25 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド (Currency Select Class)	240,676	1,151,875,336	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 98.8%	240,676	1,151,875,336 100.0%	
	合計			1,151,875,336	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	98,262	100,187	
	小計	銘柄数: 1	98,262	100,187	

	組入時価比率：0.0%		0.0%
合計			100,187
合計			1,151,975,523

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年9月29日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 河野 明 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型の2023年1月26日から2023年7月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型の2023年7月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2023 年 1 月 25 日現在)	当期 (2023 年 7 月 25 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	16,712,145	49,683,873
投資信託受益証券	1,080,807,546	1,324,773,260
親投資信託受益証券	10,002	10,000
流動資産合計	1,097,529,693	1,374,467,133
資産合計	1,097,529,693	1,374,467,133
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,643,493	2,626,356
未払解約金	4,065	24,326,435
未払受託者報酬	29,401	35,618
未払委託者報酬	832,980	1,009,204
未払利息	6	91
その他未払費用	1,950	2,363
流動負債合計	3,511,895	28,000,067
負債合計	3,511,895	28,000,067
純資産の部		
元本等		
元本	1,321,746,523	1,313,178,388
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△227,728,725	33,288,678
（分配準備積立金）	243,129,438	458,321,403
元本等合計	1,094,017,798	1,346,467,066
純資産合計	1,094,017,798	1,346,467,066
負債純資産合計	1,097,529,693	1,374,467,133

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
営業収益		
受取配当金	28,635,630	30,953,010
受取利息	-	1
有価証券売買等損益	78,405,114	258,056,351
営業収益合計	107,040,744	289,009,362
営業費用		
支払利息	3,731	4,012
受託者報酬	188,047	201,351
委託者報酬	5,327,789	5,704,819
その他費用	12,475	13,353

営業費用合計	5, 532, 042	5, 923, 535
営業利益又は営業損失（△）	101, 508, 702	283, 085, 827
経常利益又は経常損失（△）	101, 508, 702	283, 085, 827
当期純利益又は当期純損失（△）	101, 508, 702	283, 085, 827
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1, 670, 585	2, 782, 217
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△336, 862, 043	△227, 728, 725
剰余金増加額又は欠損金減少額	41, 525, 355	7, 709, 303
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	41, 525, 355	7, 709, 303
剰余金減少額又は欠損金増加額	15, 696, 461	10, 761, 073
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	15, 696, 461	10, 761, 073
分配金	16, 533, 693	16, 234, 437
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△227, 728, 725	33, 288, 678

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2023 年 1 月 26 日から 2023 年 7 月 25 日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

前期 2023 年 1 月 25 日現在	当期 2023 年 7 月 25 日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 1, 321, 746, 523 口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 1, 313, 178, 388 口
2. 投資信託財産計算規則第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に規定する額 元本の欠損 227, 728, 725 円	
3. 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 0. 8277 円 (10, 000 口当たり純資産額) (8, 277 円)	2. 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1. 0253 円 (10, 000 口当たり純資産額) (10, 253 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2022 年 7 月 26 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日
-------------------------	-------------------------

至 2023 年 1 月 25 日			至 2023 年 7 月 25 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
2022 年 7 月 26 日から 2022 年 8 月 25 日まで			2023 年 1 月 26 日から 2023 年 2 月 27 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,846,777 円	費用控除後の配当等収益額	A	4,455,981 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	38,140,968 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	25,357,892 円
収益調整金額	C	335,258,306 円	収益調整金額	C	326,629,782 円
分配準備積立金額	D	170,431,810 円	分配準備積立金額	D	243,128,901 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	548,677,861 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	599,572,556 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,443,695,178 口	当ファンドの期末残存口数	F	1,348,906,651 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,800 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,444 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円	10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,887,390 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,697,813 円
2022 年 8 月 26 日から 2022 年 9 月 26 日まで			2023 年 2 月 28 日から 2023 年 3 月 27 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,637,995 円	費用控除後の配当等収益額	A	3,776,647 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	35,443,971 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	328,066,092 円	収益調整金額	C	327,380,538 円
分配準備積立金額	D	200,553,146 円	分配準備積立金額	D	269,766,999 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	568,701,204 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	600,924,184 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,397,833,468 口	当ファンドの期末残存口数	F	1,349,509,671 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,068 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,452 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円	10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,795,666 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,699,019 円
2022 年 9 月 27 日から 2022 年 10 月 25 日まで			2023 年 3 月 28 日から 2023 年 4 月 25 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,577,109 円	費用控除後の配当等収益額	A	4,611,686 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	13,179,517 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	43,613,098 円
収益調整金額	C	331,903,529 円	収益調整金額	C	343,306,817 円
分配準備積立金額	D	237,574,791 円	分配準備積立金額	D	270,600,556 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	587,234,946 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	662,132,157 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,406,632,677 口	当ファンドの期末残存口数	F	1,384,659,026 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,174 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,781 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円	10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,813,265 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,769,318 円
2022 年 10 月 26 日から 2022 年 11 月 25 日まで			2023 年 4 月 26 日から 2023 年 5 月 25 日まで		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,173,389 円	費用控除後の配当等収益額	A	4,563,045 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	4,593,897 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	35,398,975 円
収益調整金額	C	319,858,644 円	収益調整金額	C	346,837,543 円
分配準備積立金額	D	239,942,150 円	分配準備積立金額	D	308,068,161 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	568,568,080 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	694,867,724 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,346,891,852 口	当ファンドの期末残存口数	F	1,374,998,623 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,221 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,053 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円	10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,693,783 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,749,997 円

2022 年 11 月 26 日から 2022 年 12 月 26 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,728,042 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	321,531,478 円
分配準備積立金額	D	245,678,199 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	570,937,719 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,350,048,428 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,228 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,700,096 円

2022 年 12 月 27 日から 2023 年 1 月 25 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,470,141 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	315,086,733 円
分配準備積立金額	D	241,302,790 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	560,859,664 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,321,746,523 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,243 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,643,493 円

2023 年 5 月 26 日から 2023 年 6 月 26 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,110,402 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	100,066,004 円
収益調整金額	C	342,340,510 円
分配準備積立金額	D	335,294,836 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	783,811,752 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,345,967,126 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,823 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,691,934 円

2023 年 6 月 27 日から 2023 年 7 月 25 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,862,689 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	29,903,436 円
収益調整金額	C	337,055,653 円
分配準備積立金額	D	425,181,634 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	798,003,412 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,313,178,388 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,076 円
10,000 口当たり分配金額	H	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,626,356 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	
--	--

(2) 金融商品の時価等に関する事項

前期 2023 年 1 月 25 日現在	当期 2023 年 7 月 25 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
期首元本額 1,450,976,284 円	期首元本額 1,321,746,523 円
期中追加設定元本額 80,511,823 円	期中追加設定元本額 113,008,418 円
期中一部解約元本額 209,741,584 円	期中一部解約元本額 121,576,553 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	当期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	43,377,906	31,330,624
親投資信託受益証券	0	0
合計	43,377,906	31,330,624

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2023 年 7 月 25 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券 (2023 年 7 月 25 日現在)

(単位: 円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(MXN Class)	150,628	1,324,773,260	
	小計	銘柄数：1	150,628	1,324,773,260	
		組入時価比率：98.4%		100.0%	
	合計				1,324,773,260
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	9,808	10,000	
	小計	銘柄数：1	9,808	10,000	
		組入時価比率：0.0%		0.0%	
	合計				10,000
合計				1,324,783,260	

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年9月29日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 河野 明 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型の2023年1月26日から2023年7月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型の2023年7月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 18 期 (2023 年 1 月 25 日現在)	第 19 期 (2023 年 7 月 25 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,869,394	13,114,235
投資信託受益証券	632,368,366	786,536,850
親投資信託受益証券	10,002	10,000
流動資産合計	642,247,762	799,661,085
資産合計	642,247,762	799,661,085
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	445,724	441,627
未払受託者報酬	97,237	120,462
未払委託者報酬	2,755,114	3,413,272
未払利息	3	24
その他未払費用	6,419	7,965
流動負債合計	3,304,497	3,983,350
負債合計	3,304,497	3,983,350
純資産の部		
元本等		
元本	445,724,184	441,627,754
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	193,219,081	354,049,981
（分配準備積立金）	189,431,793	315,994,678
元本等合計	638,943,265	795,677,735
純資産合計	638,943,265	795,677,735
負債純資産合計	642,247,762	799,661,085

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 18 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	第 19 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
営業収益		
受取配当金	14,848,500	18,465,540
受取利息	-	1
有価証券売買等損益	38,602,430	152,356,679
営業収益合計	53,450,930	170,822,220
営業費用		
支払利息	2,455	2,588
受託者報酬	97,237	120,462
委託者報酬	2,755,114	3,413,272
その他費用	6,419	7,965

営業費用合計	2, 861, 225	3, 544, 287
営業利益又は営業損失（△）	50, 589, 705	167, 277, 933
経常利益又は経常損失（△）	50, 589, 705	167, 277, 933
当期純利益又は当期純損失（△）	50, 589, 705	167, 277, 933
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	3, 590, 710	9, 540, 357
期首剰余金又は期首欠損金（△）	128, 180, 264	193, 219, 081
剰余金増加額又は欠損金減少額	35, 350, 394	38, 748, 765
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	35, 350, 394	38, 748, 765
剰余金減少額又は欠損金増加額	16, 864, 848	35, 213, 814
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	16, 864, 848	35, 213, 814
分配金	445, 724	441, 627
期末剰余金又は期末欠損金（△）	193, 219, 081	354, 049, 981

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年 1月26日から2023年 7月25日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第 18 期 2023 年 1 月 25 日現在	第 19 期 2023 年 7 月 25 日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 445, 724, 184 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 441, 627, 754 口
2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1. 4335 円 (10, 000 口当たり純資産額) (14, 335 円)	2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1. 8017 円 (10, 000 口当たり純資産額) (18, 017 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 18 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日			第 19 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	13, 318, 809 円	費用控除後の配当等収益額	A	16, 885, 847 円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	33,680,186 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	140,851,729 円
収益調整金額	C	308,451,653 円	収益調整金額	C	335,469,040 円
分配準備積立金額	D	142,878,522 円	分配準備積立金額	D	158,698,729 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	498,329,170 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	651,905,345 円
当ファンドの期末残存口数	F	445,724,184 口	当ファンドの期末残存口数	F	441,627,754 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	11,180 円	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	14,761 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円	10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	445,724 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	441,627 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 18 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	第 19 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 18 期 2023 年 1 月 25 日現在	第 19 期 2023 年 7 月 25 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	
---	--

(関連当事者との取引に関する注記)

第 18 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	第 19 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 18 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	第 19 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
期首元本額 417,098,719 円	期首元本額 445,724,184 円
期中追加設定元本額 82,320,778 円	期中追加設定元本額 77,424,183 円
期中一部解約元本額 53,695,313 円	期中一部解約元本額 81,520,613 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 18 期 自 2022 年 7 月 26 日 至 2023 年 1 月 25 日	第 19 期 自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	36,224,964	144,886,438
親投資信託受益証券	△1	△2
合計	36,224,963	144,886,436

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2023 年 7 月 25 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023 年 7 月 25 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(MXN Class)	89,430	786,536,850	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 98.9%	89,430	786,536,850 100.0%	
	合計			786,536,850	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネー マザーファンド	9,808	10,000	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 0.0%	9,808	10,000 0.0%	

	合計		10,000	
	合計		786,546,850	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨選択型）」の各ファンドは「野村マネー マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

野村マネー マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2023年7月25日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	3,657,884,306
地方債証券	130,153,686
特殊債券	336,130,676
未収利息	1,456,148
前払費用	292,025
流動資産合計	4,125,916,841
資産合計	4,125,916,841
負債の部	
流動負債	
未払利息	6,744
流動負債合計	6,744
負債合計	6,744
純資産の部	
元本等	
元本	4,046,570,312
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	79,339,785
元本等合計	4,125,910,097
純資産合計	4,125,910,097
負債純資産合計	4,125,916,841

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	地方債証券、特殊債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
--------------------	--

2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023 年 7 月 25 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	1. 0196 円
(10,000 口当たり純資産額)	(10, 196 円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023 年 1 月 26 日 至 2023 年 7 月 25 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023 年 7 月 25 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	地方債証券、特殊債券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2023 年 7 月 25 日現在	
期首	2023 年 1 月 26 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	4, 672, 072, 610 円
同期中における追加設定元本額	2, 483, 351, 637 円
同期中における一部解約元本額	3, 108, 853, 935 円
期末元本額	4, 046, 570, 312 円
期末元本額の内訳*	
野村世界業種別投資シリーズ (マネープール・ファンド)	354, 938, 820 円
ノムラ・アジア・シリーズ (マネープール・ファンド)	71, 340, 379 円
ネクストコア	2, 282, 012 円

野村世界高金利通貨投信	34, 318, 227 円
野村新世界高金利通貨投信	982, 608 円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（欧州通貨コース）	982, 609 円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（円コース）	982, 609 円
欧州ハイ・イールド・ボンド・ファンド（豪ドルコース）	982, 609 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982, 608 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型	98, 261 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）毎月分配型	98, 261 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型	982, 608 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982, 608 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型	982, 608 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型	982, 608 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	98, 261 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型	98, 261 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）年2回決算型	9, 826 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年2回決算型	982, 608 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982, 608 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型	98, 260 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年2回決算型	98, 261 円
野村日本ブランド株投資（円コース）毎月分配型	982, 609 円
野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）毎月分配型	982, 608 円
野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982, 608 円
野村日本ブランド株投資（南アフリカランドコース）毎月分配型	98, 261 円
野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）毎月分配型	982, 607 円
野村日本ブランド株投資（円コース）年2回決算型	982, 608 円
野村日本ブランド株投資（豪ドルコース）年2回決算型	982, 608 円
野村日本ブランド株投資（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982, 608 円
野村日本ブランド株投資（南アフリカランドコース）年2回決算型	98, 260 円
野村日本ブランド株投資（トルコリラコース）年2回決算型	982, 608 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982, 608 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型	982, 608 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982, 608 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型	982, 608 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型	982, 608 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	98, 261 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年2回決算型	98, 260 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982, 608 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型	98, 261 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年2回決算型	98, 260 円
野村新エマージング債券投信（円コース）毎月分配型	982, 608 円
野村新エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型	98, 261 円
野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型	982, 607 円
野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	982, 608 円
野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型	98, 261 円
野村新エマージング債券投信（中国元コース）毎月分配型	982, 607 円
野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型	982, 608 円
野村新エマージング債券投信（円コース）年2回決算型	982, 608 円
野村新エマージング債券投信（米ドルコース）年2回決算型	98, 261 円
野村新エマージング債券投信（豪ドルコース）年2回決算型	98, 260 円
野村新エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	982, 608 円
野村新エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型	9, 826 円
野村新エマージング債券投信（中国元コース）年2回決算型	982, 608 円
野村新エマージング債券投信（インドネシアルピアコース）年2回決算型	98, 261 円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	984, 834 円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（資源国通貨コース）毎月分配型	984, 834 円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（アジア通貨コース）毎月分配型	984, 834 円

野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（資源国通貨コース）年2回決算型	984,834円
野村グローバル・ハイ・イールド債券投信（アジア通貨コース）年2回決算型	984,834円
野村アジアCB投信（毎月分配型）	982,608円
野村グローバルCB投信（円コース）毎月分配型	984,543円
野村グローバルCB投信（資源国通貨コース）毎月分配型	984,543円
野村グローバルCB投信（アジア通貨コース）毎月分配型	984,543円
野村グローバルCB投信（円コース）年2回決算型	984,543円
野村グローバルCB投信（資源国通貨コース）年2回決算型	984,543円
野村グローバルCB投信（アジア通貨コース）年2回決算型	984,543円
ノムラ新興国債券ファンズ（野村SMA向け）	10,000円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（円コース）毎月分配型	984,252円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）毎月分配型	98,261円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）毎月分配型	984,252円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	984,252円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（円コース）年2回決算型	984,252円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（米ドルコース）年2回決算型	98,261円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（豪ドルコース）年2回決算型	984,252円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	984,252円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型	982,609円
野村日本ブランド株投資（資源国通貨コース）年2回決算型	982,609円
野村日本ブランド株投資（アジア通貨コース）年2回決算型	982,609円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（円コース）毎月分配型	982,607円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）毎月分配型	982,607円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）毎月分配型	982,608円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（円コース）年2回決算型	98,261円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（資源国通貨コース）年2回決算型	98,261円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（アジア通貨コース）年2回決算型	98,261円
野村米国ブランド株投資（円コース）毎月分配型	98,261円
野村米国ブランド株投資（資源国通貨コース）毎月分配型	983,768円
野村米国ブランド株投資（アジア通貨コース）毎月分配型	983,768円
野村米国ブランド株投資（円コース）年2回決算型	983,768円
野村米国ブランド株投資（資源国通貨コース）年2回決算型	983,768円
野村米国ブランド株投資（アジア通貨コース）年2回決算型	983,768円
ノムラ・グローバルトレンド（円コース）毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（資源国通貨コース）毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（アジア通貨コース）毎月分配型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（円コース）年2回決算型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（資源国通貨コース）年2回決算型	983,672円
ノムラ・グローバルトレンド（アジア通貨コース）年2回決算型	983,672円
野村テンプレート・トータル・リターン Aコース	983,381円
野村テンプレート・トータル・リターン Bコース	98,261円
野村テンプレート・トータル・リターン Cコース	983,381円
野村テンプレート・トータル・リターン Dコース	983,381円
野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,609円
野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年2回決算型	98,262円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,609円
野村ドイツ・高配当インフラ関連株投信（通貨セレクトコース）年2回決算型	98,261円
野村グローバル高配当株プレミアム（円コース）毎月分配型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム（円コース）年2回決算型	983,091円
野村グローバル高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	983,091円
野村アジアハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,898円
野村アジアハイ・イールド債券投信（アジア通貨セレクトコース）毎月分配型	982,898円

野村アジアハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型	982,898 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,898 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（アジア通貨セレクトコース）年2回決算型	982,898 円
野村豪ドル債オープン・プレミアム毎月分配型	982,801 円
野村豪ドル債オープン・プレミアム年2回決算型	491,401 円
野村グローバルREITプレミアム（円コース）毎月分配型	982,608 円
野村グローバルREITプレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,608 円
野村グローバルREITプレミアム（円コース）年2回決算型	982,608 円
野村グローバルREITプレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,608 円
野村日本高配当株プレミアム（円コース）毎月分配型	982,415 円
野村日本高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,415 円
野村日本高配当株プレミアム（円コース）年2回決算型	982,415 円
野村日本高配当株プレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,415 円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（円コース）毎月分配型	982,029 円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（通貨セレクトコース）毎月分配型	982,029 円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（円コース）年2回決算型	982,029 円
野村高配当インフラ関連株プレミアム（通貨セレクトコース）年2回決算型	982,029 円
野村カルミニャック・ファン ド Aコース	981,547 円
野村カルミニャック・ファン ド Bコース	981,547 円
野村通貨選択日本株投信（米ドルコース）毎月分配型	981,451 円
野村通貨選択日本株投信（ユーロコース）毎月分配型	966 円
野村通貨選択日本株投信（豪ドルコース）毎月分配型	177,539 円
野村通貨選択日本株投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	398,357 円
野村通貨選択日本株投信（トルコリラコース）毎月分配型	123,377 円
野村通貨選択日本株投信（メキシコペソコース）毎月分配型	626,503 円
野村通貨選択日本株投信（中国元コース）毎月分配型	23,859 円
野村通貨選択日本株投信（インドネシアルピアコース）毎月分配型	27,600 円
野村通貨選択日本株投信（インドルピーコース）毎月分配型	149,947 円
野村通貨選択日本株投信（米ドルコース）年2回決算型	981,451 円
野村通貨選択日本株投信（ユーロコース）年2回決算型	3,114 円
野村通貨選択日本株投信（豪ドルコース）年2回決算型	132,547 円
野村通貨選択日本株投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	100,946 円
野村通貨選択日本株投信（トルコリラコース）年2回決算型	18,851 円
野村通貨選択日本株投信（メキシコペソコース）年2回決算型	373,897 円
野村通貨選択日本株投信（中国元コース）年2回決算型	13,042 円
野村通貨選択日本株投信（インドネシアルピアコース）年2回決算型	14,308 円
野村通貨選択日本株投信（インドルピーコース）年2回決算型	63,772 円
野村エマージング債券プレミアム毎月分配型	981,451 円
野村エマージング債券プレミアム年2回決算型	981,451 円
ノムラ THE USA Aコース	981,258 円
ノムラ THE USA Bコース	981,258 円
野村日本ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型	9,809 円
野村日本ブランド株投資（メキシコペソコース）毎月分配型	9,809 円
野村日本ブランド株投資（米ドルコース）年2回決算型	9,809 円
野村日本ブランド株投資（メキシコペソコース）年2回決算型	9,809 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,808 円
野村アジアハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型	9,808 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型	9,808 円
野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型	9,808 円
野村米国ブランド株投資（米ドルコース）毎月分配型	9,807 円
野村米国ブランド株投資（米ドルコース）年2回決算型	9,807 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（米ドルコース）毎月分配型	9,807 円
野村PIMCO新興国インフラ関連債券投信（米ドルコース）年2回決算型	9,807 円
野村グローバルボンド投信 Aコース	98,049 円
野村グローバルボンド投信 Bコース	980,489 円
野村グローバルボンド投信 Cコース	98,049 円

野村グローバルボンド投信 Dコース	980,489 円
野村グローバルボンド投信 Eコース	98,049 円
野村グローバルボンド投信 Fコース	980,489 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信 (米ドルコース) 毎月分配型	9,805 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信 (メキシコペソコース) 毎月分配型	9,805 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信 (米ドルコース) 年2回決算型	9,805 円
野村新米国ハイ・イールド債券投信 (メキシコペソコース) 年2回決算型	9,805 円
野村高配当インフラ関連株ファンド (円コース) 毎月分配型	9,803 円
野村高配当インフラ関連株ファンド (米ドルコース) 毎月分配型	980,297 円
野村高配当インフラ関連株ファンド (通貨セレクトコース) 毎月分配型	980,297 円
野村高配当インフラ関連株ファンド (円コース) 年2回決算型	9,803 円
野村高配当インフラ関連株ファンド (米ドルコース) 年2回決算型	980,297 円
野村高配当インフラ関連株ファンド (通貨セレクトコース) 年2回決算型	9,803 円
ノムラ新興国債券ファンズ (野村SMA・EW向け)	9,801 円
野村ブルーベイ・トータルリターンファンド (野村SMA・EW向け)	9,801 円
グローバル・ストック Aコース	97,953 円
グローバル・ストック Bコース	979,528 円
グローバル・ストック Cコース	97,953 円
グローバル・ストック Dコース	116,529 円
野村グローバル・クオリティ・グロース Aコース (野村SMA・EW向け)	9,794 円
野村グローバル・クオリティ・グロース Bコース (野村SMA・EW向け)	9,794 円
野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Aコース (野村SMA・EW向け)	9,794 円
野村MFSグローバル・リサーチ・フォーカス株式 Bコース (野村SMA・EW向け)	9,794 円
野村ファンドラップ債券プレミア	9,795 円
野村ファンドラップオルタナティブプレミア	9,795 円
野村PIMCO米国投資適格債券戦略ファンド (為替ヘッジあり) 毎月分配型	9,797 円
野村PIMCO米国投資適格債券戦略ファンド (為替ヘッジあり) 年2回決算型	9,797 円
野村ウェスタン・世界債券戦略ファンド Aコース	9,797 円
野村ウェスタン・世界債券戦略ファンド Bコース	9,797 円
野村ウェスタン・世界債券戦略ファンド Cコース	9,797 円
野村ウェスタン・世界債券戦略ファンド Dコース	9,797 円
(年3%目標払出) のむラップ・ファンド (普通型)	98,001 円
(年6%目標払出) のむラップ・ファンド (普通型)	98,001 円
野村ブラックロック循環経済関連株投信 Aコース	98,011 円
野村ブラックロック循環経済関連株投信 Bコース	98,011 円
野村環境リーダーズ戦略ファンド Aコース	98,020 円
野村環境リーダーズ戦略ファンド Bコース	98,020 円
マイライフ・エール (資産成長型)	98,049 円
マイライフ・エール (年2%目標払出型)	98,049 円
マイライフ・エール (年6%目標払出型)	98,049 円
野村PIMCO・トレンド戦略ファンド Aコース	98,059 円
野村PIMCO・トレンド戦略ファンド Bコース	98,059 円
ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド30 (非課税適格機関投資家専用)	1,248,281,712 円
ノムラスマートプレミアムファンドハイブリッド50 (適格機関投資家転売制限付)	158,756,834 円
野村日経225ターゲット (公社債運用移行型) Kプライス (適格機関投資家専用)	1,486,454,639 円
野村日経225 ショート・ファンド4 (適格機関投資家専用)	588,467 円
野村アンジェロ・ゴードンBDCファンド (為替ヘッジあり) 2210 (適格機関投資家転売制限付)	478,525,202 円
野村DC運用戦略ファンド	85,180,134 円
野村DCテンプレート・トータル・リターン Aコース	9,818 円
野村DCテンプレート・トータル・リターン Bコース	9,818 円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	7,492,405 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2023年7月25日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2023年7月25日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
地方債証券	日本円	東京都 公募第 7 2 4 回	10,000,000	10,010,504	
		京都府 公募平成 2 5 年度第 7 回	90,000,000	90,110,932	
		愛知県 公募平成 2 5 年度第 1 5 回	10,000,000	10,017,530	
		福岡県 公募平成 2 5 年度第 4 回	20,000,000	20,014,720	
	小計	銘柄数：4 組入時価比率：3.2%	130,000,000	130,153,686 27.9%	
		合計			130,153,686
	特殊債券	日本円	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第 1 9 5 回	292,000,000	292,056,280
日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第 2 0 0 回			34,000,000	34,049,788	
地方公共団体金融機構債券 第 5 4 回			10,000,000	10,024,608	
小計		銘柄数：3 組入時価比率：8.1%	336,000,000	336,130,676 72.1%	
		合計			336,130,676
合計				466,284,362	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型

2023年8月31日現在

I 資産総額	19,046,808,954円
II 負債総額	21,549,543円
III 純資産総額（I－II）	19,025,259,411円
IV 発行済口数	27,099,403,361口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.7021円

野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年2回決算型

2023年8月31日現在

I 資産総額	16,078,436,282円
II 負債総額	15,820,118円
III 純資産総額（I－II）	16,062,616,164円
IV 発行済口数	9,693,957,127口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.6570円

野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型

2023年8月31日現在

I 資産総額	102,312,439,740円
II 負債総額	828,156,839円
III 純資産総額（I－II）	101,484,282,901円
IV 発行済口数	102,989,401,957口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9854円

野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年2回決算型

2023年8月31日現在

I 資産総額	28,238,002,277円
II 負債総額	32,209,197円
III 純資産総額（I－II）	28,205,793,080円
IV 発行済口数	9,044,985,296口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	3.1184円

野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）毎月分配型

2023年8月31日現在

I 資産総額	59,168,893円
II 負債総額	9,292円
III 純資産総額（I－II）	59,159,601円
IV 発行済口数	68,284,735口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.8664円

野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）年2回決算型

2023年8月31日現在

I 資産総額	96,669,041円
II 負債総額	93,469円
III 純資産総額（I－II）	96,575,572円
IV 発行済口数	43,942,989口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.1977円

野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型

2023年8月31日現在

I 資産総額	21,553,420,854円
II 負債総額	13,244,020円
III 純資産総額（I－II）	21,540,176,834円
IV 発行済口数	37,306,636,610口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.5774円

野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年2回決算型

2023年8月31日現在

I 資産総額	1,103,388,432円
II 負債総額	1,072,075円
III 純資産総額（I－II）	1,102,316,357円
IV 発行済口数	316,964,382口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	3.4777円

野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型

2023年8月31日現在

I 資産総額	33,496,534,989円
II 負債総額	10,664,225円
III 純資産総額（I－II）	33,485,870,764円
IV 発行済口数	85,952,371,315口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.3896円

野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型

2023年8月31日現在

I 資産総額	2,505,211,276円
II 負債総額	20,677,714円
III 純資産総額（I－II）	2,484,533,562円
IV 発行済口数	700,390,754口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	3.5474円

野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型

2023年8月31日現在

I 資産総額	316,270,935円
II 負債総額	49,501円
III 純資産総額（I－II）	316,221,434円
IV 発行済口数	687,614,810口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.4599円

野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型

2023年8月31日現在

I 資産総額	29,911,179円
II 負債総額	28,595円
III 純資産総額（I－II）	29,882,584円
IV 発行済口数	9,081,459口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	3.2905円

野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型

2023年8月31日現在

I 資産総額	1,813,621,645円
II 負債総額	282,341円
III 純資産総額（I－II）	1,813,339,304円
IV 発行済口数	7,903,290,296口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.2294円

野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年2回決算型

2023年8月31日現在

I 資産総額	542,282,593円
II 負債総額	507,456円
III 純資産総額（I－II）	541,775,137円
IV 発行済口数	410,051,361口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.3212円

野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型

2023年8月31日現在

I 資産総額	4,589,406,853円
II 負債総額	4,281,645円
III 純資産総額（I－II）	4,585,125,208円
IV 発行済口数	6,425,637,804口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.7136円

野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年2回決算型

2023年8月31日現在

I 資産総額	1,205,810,321円
II 負債総額	1,173,499円
III 純資産総額（I－II）	1,204,636,822円
IV 発行済口数	508,986,360口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.3667円

野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型

2023年8月31日現在

I 資産総額	1,423,061,490円
II 負債総額	16,969,365円
III 純資産総額（I－II）	1,406,092,125円
IV 発行済口数	1,308,395,093口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0747円

野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型

2023年8月31日現在

I 資産総額	906,507,186円
II 負債総額	859,101円
III 純資産総額（I－II）	905,648,085円
IV 発行済口数	480,239,550口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.8858円

（参考）野村マネー マザーファンド

2023年8月31日現在

I 資産総額	6,991,430,230円
II 負債総額	59,447,884円
III 純資産総額（I－II）	6,931,982,346円
IV 発行済口数	6,798,983,022口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0196円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2023年9月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

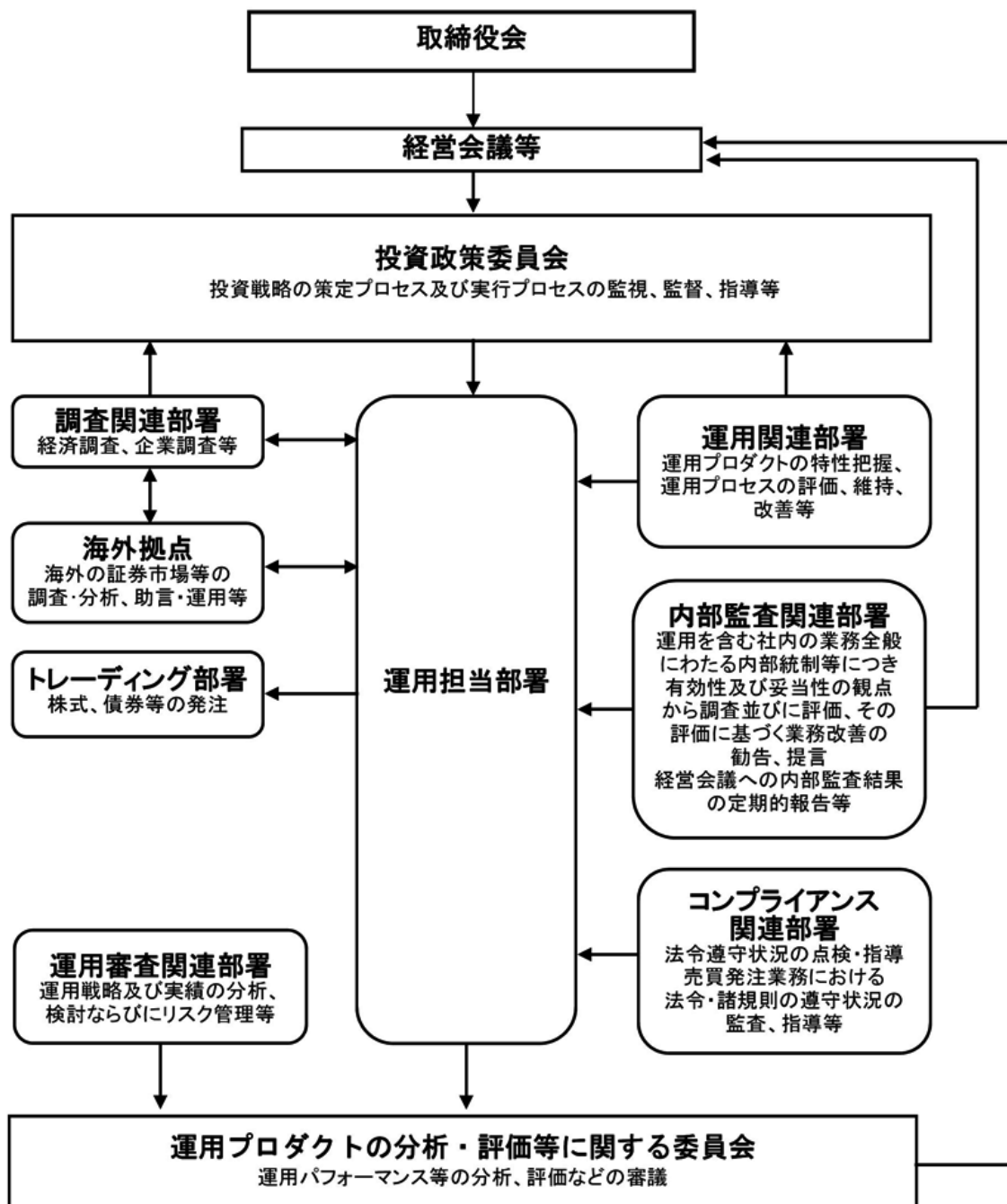
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は 2023 年 8 月 31 日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	1, 013	45, 319, 867
単位型株式投資信託	183	684, 350
追加型公社債投資信託	14	6, 826, 247
単位型公社債投資信託	474	1, 009, 460
合計	1, 684	53, 839, 924

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで)の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年6月9日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯 原 尚
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水 永 真太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財

務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			2,006		1,865
金銭の信託			35,894		42,108
有価証券			29,300		21,900
前払金			11		11
前払費用			454		775
未収入金			694		1,775
未収委託者報酬			27,176		26,116
未収運用受託報酬			4,002		3,780
短期貸付金			1,835		1,001
未収還付法人税等			-		2,083
その他			57		84
貸倒引当金			△15		△15
流動資産計			101,417		101,486
固定資産					
有形固定資産			1,744		1,335
建物	※2	1,219		906	
器具備品	※2	525		428	
無形固定資産			5,210		5,563
ソフトウェア		5,209		5,562	
その他		0		0	
投資その他の資産			16,067		16,336
投資有価証券		2,201		1,793	
関係会社株式		9,214		10,025	
長期差入保証金		443		520	
長期前払費用		13		10	
前払年金費用		1,297		1,553	
繰延税金資産		2,784		2,340	
その他		112		92	
固定資産計			23,023		23,235
資産合計			124,440		124,722

		前事業年度 (2022 年 3 月 31 日)		当事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			120		124
未払金			17,615		17,879
未払収益分配金		0		0	
未払償還金		17		57	
未払手数料		8,357		8,409	
関係会社未払金		8,149		8,911	
その他未払金		1,089		500	
未払費用	※ 1		9,512		9,682
未払法人税等			1,319		1,024
前受収益			22		22
賞与引当金			4,416		3,635
その他			121		46
流動負債計			33,127		32,414
固定負債					
退職給付引当金			3,194		2,940
時効後支払損引当金			588		595
資産除去債務			1,123		1,123
固定負債計			4,905		4,659
負債合計			38,033		37,074
(純資産の部)					
株主資本			86,232		87,419
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			55,322		56,509
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		54,637		55,823	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		30,030		31,217	
評価・換算差額等			174		229
その他有価証券評価差額金			174		229
純資産合計			86,407		87,648
負債・純資産合計			124,440		124,722

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			115,733		113,491
運用受託報酬			17,671		18,198
その他営業収益			530		331
営業収益計			133,935		132,021
営業費用					
支払手数料			39,087		38,684
広告宣伝費			804		1,187
公告費			0		0
調査費			26,650		29,050
調査費		4,867		6,045	
委託調査費		21,783		23,004	
委託計算費			1,384		1,363
営業雑経費			3,094		3,302
通信費		72		89	
印刷費		918		903	
協会費		79		83	
諸経費		2,023		2,225	
営業費用計			71,021		73,587
一般管理費					
給料			12,033		11,316
役員報酬		229		226	
給料・手当		7,375		7,752	
賞与		4,427		3,337	
交際費			47		78
寄付金			73		115
旅費交通費			65		283
租税公課			1,049		963
不動産賃借料			1,432		1,232
退職給付費用			1,212		829
固定資産減価償却費			2,525		2,409
諸経費			11,116		12,439
一般管理費計			29,556		29,669
営業利益			33,357		28,763

		前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	3,530		7,645	
受取利息		10		45	
為替差益		-		49	
その他		1,268		637	
営業外収益計			4,809		8,377
営業外費用					
金銭の信託運用損		1,387		1,736	
時効後支払損引当金繰入額		12		10	
為替差損		23		-	
その他		266		8	
営業外費用計			1,689		1,755
経常利益			36,477		35,385
特別利益					
投資有価証券等売却益		26		10	
株式報酬受入益		53		46	
固定資産売却益		9		-	
資産除去債務履行差額		141		-	
特別利益計			230		57
特別損失					
投資有価証券等売却損		0		16	
関係会社株式評価損		727		-	
固定資産除却損	※ 2	374		52	
資産除去債務履行差額		0		-	
事務所移転費用		54		-	
特別損失計			1,158		69
税引前当期純利益			35,549		35,374
法人税、住民税及び事業税			10,474		8,890
法人税等調整額			171		419
当期純利益			24,904		26,064

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株 主 資 本 合 計
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,395	56,686	87,596
当期変動額									
剰余金の配当							△26,268	△26,268	△26,268
当期純利益							24,904	24,904	24,904
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△1,364	△1,364	△1,364
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	57	57	87,654
当期変動額			
剰余金の配当			△26,268
当期純利益			24,904
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	116	116	116
当期変動額合計	116	116	△1,247
当期末残高	174	174	86,407

当事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株 主 資 本 合 計
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232
当期変動額									
剰余金の配当							△24,877	△24,877	△24,877
当期純利益							26,064	26,064	26,064
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,186	1,186	1,186
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	174	174	86,407
当期変動額			
剰余金の配当			△24,877
当期純利益			26,064
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	54	54	54
当期変動額合計	54	54	1,240
当期末残高	229	229	87,648

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等						
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法						
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法						
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。						
5. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>6年</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>6～15年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。						

7. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
----------------	--

[会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

[会計方針の変更]

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

これにより、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度に係るものについては記載しておりません。

[未適用の会計基準等]

該当事項はありません。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2022年3月31日)	当事業年度末 (2023年3月31日)
※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,223 百万円	※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,350 百万円
※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 589 百万円 器具備品 618 合計 1,207	※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 901 百万円 器具備品 657 合計 1,559

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 3,525 百万円	※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,634 百万円
※2. 固定資産除却損 建物 346 百万円 器具備品 28 ソフトウェア - 合計 374	※2. 固定資産除却損 建物 0 百万円 器具備品 0 ソフトウェア 52 合計 52

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	—	—	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2021 年 5 月 14 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 26,268 百万円

配当の原資 利益剰余金

1 株当たり配当額 5,100 円

基準日 2021 年 3 月 31 日

効力発生日 2021 年 6 月 30 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022 年 5 月 18 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 24,877 百万円

配当の原資 利益剰余金

1 株当たり配当額 4,830 円

基準日 2022 年 3 月 31 日

効力発生日 2022 年 6 月 30 日

当事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	—	—	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2022 年 5 月 18 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	4,830 円
基準日	2022 年 3 月 31 日
効力発生日	2022 年 6 月 30 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023 年 5 月 23 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	10,830 円
基準日	2023 年 3 月 31 日
効力発生日	2023 年 6 月 30 日

◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	35,894	35,894	-
資産計	35,894	35,894	-
(2) その他（デリバティブ取引）	121	121	-
負債計	121	121	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）1. 2	9,529
組合出資金等	1,886
合計	11,415

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、前事業年度において727百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	2,006	-	-	-
金銭の信託	35,894	-	-	-
未収委託者報酬	27,176	-	-	-
未収運用受託報酬	4,002	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	29,300	-	-	-
短期貸付金	1,835			
合計	100,215	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他） （※）	-	1,736	-	1,736
資産計	-	1,736	-	1,736
デリバティブ取引（通貨関連）	-	121	-	121
負債計	-	121	-	121

（※）時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、投資信託を主要な構成物とする金銭の信託 34,157 百万円は表中に含まれておりません。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	42,108	42,108	-
資産計	42,108	42,108	-
(2) その他（デリバティブ取引）	46	46	-
負債計	46	46	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	10,261
組合出資金等	1,557
合計	11,819

(※) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,865	-	-	-
金銭の信託	42,108	-	-	-
未収委託者報酬	26,116	-	-	-
未収運用受託報酬	3,780	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	21,900	-	-	-
短期貸付金	1,001			
合計	96,772	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	42,108	-	42,108
資産計	-	42,108	-	42,108
デリバティブ取引（通貨関連）	-	46	-	46
負債計	-	46	-	46

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2022 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (百万円)
子会社株式	9,107
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2022 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 譲渡性預金	29,300	29,300	-
小計	29,300	29,300	-
合計	29,300	29,300	-

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 315 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,886 百万円）は、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2023 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2023 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 譲渡性預金	21,900	21,900	-
小計	21,900	21,900	-
合計	21,900	21,900	-

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 235 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,557 百万円）は、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	66	-	16
合計	66	-	16

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,714	-	△121	△121

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	952	-	△46	△46

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	23,270 百万円
勤務費用	961
利息費用	176
数理計算上の差異の発生額	△1,521
退職給付の支払額	△904
その他	△14
退職給付債務の期末残高	21,967
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	19,349 百万円
期待運用収益	454
数理計算上の差異の発生額	△258
事業主からの拠出額	814
退職給付の支払額	△672
年金資産の期末残高	19,687
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	18,807 百万円
年金資産	△19,687
	△879
非積立型制度の退職給付債務	3,159
未積立退職給付債務	2,279
未認識数理計算上の差異	△489
未認識過去勤務費用	106
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896
退職給付引当金	3,194
前払年金費用	△1,297
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	961 百万円
利息費用	176
期待運用収益	△454
数理計算上の差異の費用処理額	322
過去勤務費用の費用処理額	△45
確定給付制度に係る退職給付費用	959
(5) 年金資産に関する事項	
①年金資産の主な内容	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。	
債券	51%
株式	32%
生保一般勘定	10%
生保特別勘定	6%
その他	1%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.6%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197 百万円でした。

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,967 百万円
勤務費用	853
利息費用	188
数理計算上の差異の発生額	△1,476
退職給付の支払額	△1,133
その他	△83
退職給付債務の期末残高	20,314

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,687 百万円
期待運用収益	462
数理計算上の差異の発生額	△716
事業主からの拠出額	819
退職給付の支払額	△874
年金資産の期末残高	19,378

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	17,386 百万円
年金資産	△19,378
	△1,991
非積立型制度の退職給付債務	2,927
未積立退職給付債務	935
未認識数理計算上の差異	398
未認識過去勤務費用	53
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387
退職給付引当金	2,940
前払年金費用	△1,553
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	853 百万円
利息費用	188
期待運用収益	△462
数理計算上の差異の費用処理額	127
過去勤務費用の費用処理額	△52
確定給付制度に係る退職給付費用	653

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	34%
株式	27%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮

しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	1.4%
-----------------	------

退職一時金制度の割引率	1.1%
-------------	------

長期期待運用収益率	2.35%
-----------	-------

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202 百万円でした。

◇ 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2022 年 3 月 31 日)		当事業年度末 (2023 年 3 月 31 日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,381	賞与引当金	1,138
退職給付引当金	990	退職給付引当金	911
関係会社株式評価減	1,010	関係会社株式評価減	1,010
未払事業税	285	未払事業税	227
投資有価証券評価減	110	投資有価証券評価減	11
減価償却超過額	272	減価償却超過額	331
時効後支払損引当金	182	時効後支払損引当金	184
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	92	ゴルフ会員権評価減	78
資産除去債務	348	資産除去債務	348
未払社会保険料	114	未払社会保険料	85
その他	84	その他	44
繰延税金資産小計	5,376	繰延税金資産小計	4,878
評価性引当額	△1,795	評価性引当額	△1,696
繰延税金資産合計	3,581	繰延税金資産合計	3,181
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△233	資産除去債務に対応する除去費用	△171
関係会社株式評価益	△81	関係会社株式評価益	△84
その他有価証券評価差額金	△78	その他有価証券評価差額金	△102
前払年金費用	△402	前払年金費用	△481
繰延税金負債合計	△796	繰延税金負債合計	△840
繰延税金資産の純額	2,784	繰延税金資産の純額	2,340
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.9%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.4%
タックスヘイブン税制	1.8%	タックスヘイブン税制	2.1%
外国税額控除	△0.5%	外国税額控除	△0.6%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.4%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.7%
その他	0.1%	その他	△0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.9%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.3%

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は 0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

		(単位：百万円)	
		前事業年度	当事業年度
		自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日	自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日
期首残高		1,371	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加		48	-
資産除去債務の履行による減少		△296	-
期末残高		1,123	1,123

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

区分	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)
委託者報酬	115,670 百万円
運用受託報酬	16,675 百万円
成功報酬（注）	1,058 百万円
その他営業収益	530 百万円
合計	133,935 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
委託者報酬	113,491 百万円
運用受託報酬	17,245 百万円
成功報酬（注）	952 百万円
その他営業収益	331 百万円
合計	132,021 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

〔重要な会計方針〕7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エー ム・ファイ ナンス・イン ク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	3,427	短期貸付金	1,835
							資金の返済	1,709		
							貸付金利息	9	未収利息	4

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (*1)	29,119	未払手数料	6,013

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エー エム・ファイ ナンス・イン ク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	5,736	短期貸付金	1,001
							資金の返済	6,489		
							貸付金利息	44	未収利息	11

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (*1)	27,180	未払手数料	5,773

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1 株当たり情報

前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	
1 株当たり純資産額	16,775 円 81 銭	1 株当たり純資産額	17,016 円 74 銭
1 株当たり当期純利益	4,835 円 10 銭	1 株当たり当期純利益	5,060 円 34 銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎		1 株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	24,904 百万円	損益計算書上の当期純利益	26,064 百万円
普通株式に係る当期純利益	24,904 百万円	普通株式に係る当期純利益	26,064 百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693 株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693 株

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約款

運用の基本方針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国籍の投資信託であるノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(JPY Class)受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(JPY Class)受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(JPY Class)受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状態においては、ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(JPY Class)受益証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。また、毎年 1 月および 7 月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、上記①の範囲内で委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第 2 条 委託者は、金 1,200 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から 2029 年 1 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,200 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 19 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価

額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第 1 項および第 3 項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第 2 項および第 3 項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項または第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第 16 条 委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド（JPY Class）受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 20 条において同じ。）、第 20 条第 1 項に定める信託業務の委託先

およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第 19 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から

信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎月 26 日から翌月 25 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 21 年 3 月 25 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利

息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 32 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前の

ため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金(第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金および償還金については第33条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日まで、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日まで、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第36条 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受託者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他

やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 37 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 44 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託期間の延長)

第 45 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 33 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、

受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 21 年 1 月 28 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 36 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行、ロンドンの銀行もしくはルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

- ・ 申込日の翌営業日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行、ロンドンの銀行もしくはルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国籍の投資信託であるノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(JPY Class)受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(JPY Class)受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(JPY Class)受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状態においては、ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(JPY Class)受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲で、原則として利子・配当等収益等および基準価額水準等を勘案して委託者が決定するものとします。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年 2 回決算型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第 2 条 委託者は、金 1,200 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から 2029 年 1 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,200 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 19 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価

額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第 1 項および第 3 項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第 2 項および第 3 項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項または第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第 16 条 委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド（JPY Class）受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 20 条において同じ。）、第 20 条第 1 項に定める信託業務の委託先

およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第 19 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から

信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎年 1 月 26 日から 7 月 25 日までおよび 7 月 26 日から翌年 1 月 25 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 21 年 7 月 27 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 32 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権

にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、それに支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金および償還金については第33条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第36条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 37 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、

委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を

したときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 44 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託期間の延長)

第 45 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成21年1月28日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年 2 回決算型

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 36 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行、ロンドンの銀行もしくはルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

- ・ 申込日の翌営業日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行、ロンドンの銀行もしくはルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国籍の投資信託であるノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(USD Class)受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(USD Class)受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(USD Class)受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状態においては、ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(USD Class)受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。また、毎年 1 月および 7 月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、上記①の範囲内で委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第 2 条 委託者は、金 1,200 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から 2029 年 1 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,200 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 19 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価

額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第 1 項および第 3 項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第 2 項および第 3 項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項または第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第 16 条 委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド (USD Class) 受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 20 条において同じ。）、第 20 条第 1 項に定める信託業務の委託先

およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第 19 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 24 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から

信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎月 26 日から翌月 25 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 21 年 3 月 25 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利

息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 32 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前の

ため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金(第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金および償還金については第33条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日まで、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日まで、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第36条 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受託者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他

やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 37 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手續を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 44 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託期間の延長)

第 45 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 33 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、

受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 21 年 1 月 28 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 36 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行、ロンドンの銀行もしくはルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

- ・ 申込日の翌営業日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行、ロンドンの銀行もしくはルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国籍の投資信託であるノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(USD Class)受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(USD Class)受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(USD Class)受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状態においては、ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(USD Class)受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲で、原則として利子・配当等収益等および基準価額水準等を勘案して委託者が決定するものとします。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年 2 回決算型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第 2 条 委託者は、金 1,200 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から 2029 年 1 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,200 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 19 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価

額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第 1 項および第 3 項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第 2 項および第 3 項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項または第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第 16 条 委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド (USD Class) 受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 20 条において同じ。）、第 20 条第 1 項に定める信託業務の委託先

およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第 19 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から

信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎年 1 月 26 日から 7 月 25 日までおよび 7 月 26 日から翌年 1 月 25 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 21 年 7 月 27 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 32 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権

にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、それに支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金および償還金については第33条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第36条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 37 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、

委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を

したときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 44 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託期間の延長)

第 45 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成21年1月28日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年 2 回決算型

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 36 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行、ロンドンの銀行もしくはルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

- ・ 申込日の翌営業日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行、ロンドンの銀行もしくはルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国籍の投資信託であるノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(EUR Class)受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(EUR Class)受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(EUR Class)受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状態においては、ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(EUR Class)受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。また、毎年 1 月および 7 月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、上記①の範囲内で委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）毎月分配型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第 2 条 委託者は、金 1,200 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 36 年 1 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,200 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 19 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価

額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第 1 項および第 3 項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第 2 項および第 3 項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項または第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第 16 条 委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド (EUR Class) 受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 20 条において同じ。）、第 20 条第 1 項に定める信託業務の委託先

およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第 19 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 24 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から

信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎月 26 日から翌月 25 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 21 年 3 月 25 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利

息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 32 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前の

ため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第 36 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 36 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 7 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第 34 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 35 条 受託者は、収益分配金および償還金については第 33 条第 1 項および第 3 項にそれぞれ規定する支払開始日まで、一部解約金については第 33 条第 4 項に規定する支払日まで、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第 36 条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位もしくは 1 口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3 %の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受託者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他

やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 37 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手續を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 44 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託期間の延長)

第 45 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 33 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、

受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 21 年 1 月 28 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 36 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・申込日当日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行、ロンドンの銀行もしくはルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

- ・申込日の翌営業日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行、ロンドンの銀行もしくはルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国籍の投資信託であるノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(EUR Class)受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(EUR Class)受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(EUR Class)受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状態においては、ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(EUR Class)受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲で、原則として利子・配当等収益等および基準価額水準等を勘案して委託者が決定するものとします。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）年 2 回決算型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第 2 条 委託者は、金 1,200 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 36 年 1 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,200 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 19 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価

額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第 1 項および第 3 項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第 2 項および第 3 項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項または第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第 16 条 委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド (EUR Class) 受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 20 条において同じ。）、第 20 条第 1 項に定める信託業務の委託先

およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第 19 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 24 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から

信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎年 1 月 26 日から 7 月 25 日までおよび 7 月 26 日から翌年 1 月 25 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 21 年 7 月 27 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 32 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権

にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、それに支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条 受託者は、収益分配金および償還金については第33条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第36条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 37 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、

委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を

したときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 44 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託期間の延長)

第 45 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成21年1月28日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年 2 回決算型

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 36 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行、ロンドンの銀行もしくはルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

- ・ 申込日の翌営業日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行、ロンドンの銀行もしくはルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国籍の投資信託であるノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(AUD Class)受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(AUD Class)受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(AUD Class)受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状態においては、ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(AUD Class)受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。また、毎年 1 月および 7 月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、上記①の範囲内で委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第 2 条 委託者は、金 1,200 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から 2029 年 1 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,200 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 19 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価

額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第 1 項および第 3 項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第 2 項および第 3 項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項または第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第 16 条 委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド (AUD Class) 受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 20 条において同じ。）、第 20 条第 1 項に定める信託業務の委託先

およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第 19 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 24 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から

信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎月 26 日から翌月 25 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 21 年 3 月 25 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利

息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 32 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前の

ため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金(第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金および償還金については第33条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日まで、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日まで、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第36条 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受託者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他

やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 37 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手續を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 44 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託期間の延長)

第 45 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 33 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、

受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 21 年 1 月 28 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 36 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行、ロンドンの銀行もしくはルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

- ・ 申込日の翌営業日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行、ロンドンの銀行もしくはルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国籍の投資信託であるノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(AUD Class)受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(AUD Class)受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(AUD Class)受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状態においては、ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(AUD Class)受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲で、原則として利子・配当等収益等および基準価額水準等を勘案して委託者が決定するものとします。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年 2 回決算型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第 2 条 委託者は、金 1,200 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から 2029 年 1 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,200 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 19 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価

額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第 1 項および第 3 項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第 2 項および第 3 項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項または第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第 16 条 委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド (AUD Class) 受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 20 条において同じ。）、第 20 条第 1 項に定める信託業務の委託先

およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第 19 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 24 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から

信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎年 1 月 26 日から 7 月 25 日までおよび 7 月 26 日から翌年 1 月 25 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 21 年 7 月 27 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 32 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権

にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、それに支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条 受託者は、収益分配金および償還金については第33条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第36条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 37 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、

委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を

したときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 44 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託期間の延長)

第 45 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成21年1月28日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年 2 回決算型

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 36 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行、ロンドンの銀行もしくはルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

- ・ 申込日の翌営業日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行、ロンドンの銀行もしくはルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

運用の基本方針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国籍の投資信託であるノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(BRL Class)受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(BRL Class)受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(BRL Class)受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状態においては、ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(BRL Class)受益証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。また、毎年 1 月および 7 月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、上記①の範囲内で委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第 2 条 委託者は、金 1,200 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から 2029 年 1 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,200 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 19 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価

額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第 1 項および第 3 項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第 2 項および第 3 項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項または第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第 16 条 委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド (BRL Class) 受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 20 条において同じ。）、第 20 条第 1 項に定める信託業務の委託先

およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第 19 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から

信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎月 26 日から翌月 25 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 21 年 3 月 25 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利

息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 32 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前の

ため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金(第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金および償還金については第33条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第36条 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受託者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他

やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 37 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 44 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託期間の延長)

第 45 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 33 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、

受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 21 年 1 月 28 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 36 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・申込日当日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行、ロンドンの銀行もしくはルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

- ・申込日の翌営業日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行、ロンドンの銀行もしくはルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国籍の投資信託であるノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(BRL Class)受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(BRL Class)受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(BRL Class)受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状態においては、ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(BRL Class)受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲で、原則として利子・配当等収益等および基準価額水準等を勘案して委託者が決定するものとします。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第2条 委託者は、金1,200億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2029年1月25日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,200億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価

額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第 1 項および第 3 項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第 2 項および第 3 項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項または第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第 16 条 委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド (BRL Class) 受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 20 条において同じ。）、第 20 条第 1 項に定める信託業務の委託先

およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第 19 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 24 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から

信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎年 1 月 26 日から 7 月 25 日までおよび 7 月 26 日から翌年 1 月 25 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 21 年 7 月 27 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 32 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権

にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、それに支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条 受託者は、収益分配金および償還金については第33条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第36条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 37 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、

委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を

したときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 44 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託期間の延長)

第 45 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成21年1月28日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年 2 回決算型

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 36 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行、ロンドンの銀行もしくはルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

- ・ 申込日の翌営業日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行、ロンドンの銀行もしくはルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

運用の基本方針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国籍の投資信託であるノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(ZAR Class)受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(ZAR Class)受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状況においては、ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(ZAR Class)受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状況においては、ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(ZAR Class)受益証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。また、毎年 1 月および 7 月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、上記①の範囲内で委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第 2 条 委託者は、金 1,200 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 36 年 1 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,200 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 19 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価

額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第 1 項および第 3 項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第 2 項および第 3 項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項または第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第 16 条 委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド（ZAR Class）受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 20 条において同じ。）、第 20 条第 1 項に定める信託業務の委託先

およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第 19 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 24 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から

信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎月 26 日から翌月 25 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 21 年 3 月 25 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利

息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 32 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前の

ため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第 36 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 36 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 7 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第 34 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 35 条 受託者は、収益分配金および償還金については第 33 条第 1 項および第 3 項にそれぞれ規定する支払開始日まで、一部解約金については第 33 条第 4 項に規定する支払日まで、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第 36 条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位もしくは 1 口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3 %の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受託者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他

やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 37 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 44 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託期間の延長)

第 45 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 33 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、

受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 21 年 1 月 28 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 36 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行、ロンドンの銀行もしくはルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

- ・ 申込日の翌営業日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行、ロンドンの銀行もしくはルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国籍の投資信託であるノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(ZAR Class)受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(ZAR Class)受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(ZAR Class)受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状態においては、ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(ZAR Class)受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲で、原則として利子・配当等収益等および基準価額水準等を勘案して委託者が決定するものとします。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第2条 委託者は、金1,200億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成36年1月25日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,200億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価

額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第 1 項および第 3 項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第 2 項および第 3 項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項または第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第 16 条 委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド (ZAR Class) 受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 20 条において同じ。）、第 20 条第 1 項に定める信託業務の委託先

およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第 19 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から

信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎年 1 月 26 日から 7 月 25 日までおよび 7 月 26 日から翌年 1 月 25 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 21 年 7 月 27 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 32 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権

にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、それに支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条 受託者は、収益分配金および償還金については第33条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第36条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 37 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、

委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を

したときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 44 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託期間の延長)

第 45 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成21年1月28日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年 2 回決算型

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 36 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行、ロンドンの銀行もしくはルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

- ・ 申込日の翌営業日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行、ロンドンの銀行もしくはルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国籍の投資信託であるノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(TRY Class)受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(TRY Class)受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状況においては、ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(TRY Class)受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状況においては、ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(TRY Class)受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。また、毎年 1 月および 7 月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、上記①の範囲内で委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第 2 条 委託者は、金 1,200 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から 2029 年 1 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,200 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 19 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価

額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第 1 項および第 3 項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第 2 項および第 3 項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項または第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第 16 条 委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド (TRY Class) 受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 20 条において同じ。）、第 20 条第 1 項に定める信託業務の委託先

およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第 19 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 24 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から

信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎月 26 日から翌月 25 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 21 年 3 月 25 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利

息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 32 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前の

ため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金(第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金および償還金については第33条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日まで、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日まで、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第36条 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受託者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他

やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 37 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 44 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託期間の延長)

第 45 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 33 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、

受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 21 年 1 月 28 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 36 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行、ロンドンの銀行もしくはルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

- ・ 申込日の翌営業日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行、ロンドンの銀行もしくはルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国籍の投資信託であるノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(TRY Class)受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(TRY Class)受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(TRY Class)受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状態においては、ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(TRY Class)受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲で、原則として利子・配当等収益等および基準価額水準等を勘案して委託者が決定するものとします。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年2回決算型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第2条 委託者は、金1,200億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2029年1月25日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,200億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価

額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第 1 項および第 3 項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第 2 項および第 3 項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項または第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第 16 条 委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド (TRY Class) 受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 20 条において同じ。）、第 20 条第 1 項に定める信託業務の委託先

およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第 19 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 24 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から

信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎年 1 月 26 日から 7 月 25 日までおよび 7 月 26 日から翌年 1 月 25 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 21 年 7 月 27 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 32 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権

にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、それに支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条 受託者は、収益分配金および償還金については第33条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第36条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 37 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、

委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を

したときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 44 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託期間の延長)

第 45 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成21年1月28日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年 2 回決算型

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 36 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行、ロンドンの銀行もしくはルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

- ・ 申込日の翌営業日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行、ロンドンの銀行もしくはルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

運用の基本方針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国籍の投資信託であるノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(Currency Select Class)受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(Currency Select Class)受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(Currency Select Class)受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状態においては、ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(Currency Select Class)受益証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。また、毎年 1 月および 7 月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、上記①の範囲内で委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第 2 条 委託者は、金 1,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から 2029 年 1 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,000 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 19 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価

額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第 1 項および第 3 項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第 2 項および第 3 項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項または第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第 16 条 委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド (Currency Select Class) 受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 20 条において同じ。）、第 20 条第 1 項に定める信託業務の委託先

およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第 19 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 24 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から

信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎月 26 日から翌月 25 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 23 年 12 月 26 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利

息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 32 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前の

ため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金(第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金および償還金については第33条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日まで、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日まで、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第36条 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受託者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他

やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 37 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 44 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託期間の延長)

第 45 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 33 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、

受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 23 年 10 月 27 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 36 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行、ロンドンの銀行もしくはルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

- ・ 申込日の翌営業日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行、ロンドンの銀行もしくはルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国籍の投資信託であるノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(Currency Select Class)受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(Currency Select Class)受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(Currency Select Class)受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状態においては、ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(Currency Select Class)受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲で、原則として利子・配当等収益等および基準価額水準等を勘案して委託者が決定するものとします。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年2回決算型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2029年1月25日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価

額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第 1 項および第 3 項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第 2 項および第 3 項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項または第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第 16 条 委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド (Currency Select Class) 受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 20 条において同じ。）、第 20 条第 1 項に定める信託業務の委託先

およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第 19 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から

信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎年 1 月 26 日から 7 月 25 日までおよび 7 月 26 日から翌年 1 月 25 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 24 年 1 月 25 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 32 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権

にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、それに支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（収益分配金および償還金の時効）

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条 受託者は、収益分配金および償還金については第33条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第36条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 37 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、

委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を

したときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 44 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託期間の延長)

第 45 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成23年10月27日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年 2 回決算型

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 36 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行、ロンドンの銀行もしくはルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

- ・ 申込日の翌営業日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行、ロンドンの銀行もしくはルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

運用の基本方針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国籍の投資信託であるノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(MXN Class)受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(MXN Class)受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(MXN Class)受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状態においては、ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(MXN Class)受益証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。また、毎年 1 月および 7 月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、上記分配相当額のほか、上記①の範囲内で委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第 2 条 委託者は、金 1 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から 2029 年 1 月 25 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 19 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時異なる受益権の内容）

第 9 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 10 条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 11 条 受託者は、第 2 条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第 12 条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口単位もしくは 1 口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1 口につき 1 円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第 1 項および第 3 項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第 2 項および第 3 項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第 1 項および第 3 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項または第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次

に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託である、ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(MXN Class)受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限り、）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等

ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第 19 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 24 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間と

し、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎月26日から翌月25日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成26年6月25日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 32 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）

に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第 36 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第 36 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 7 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第 34 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 35 条 受託者は、収益分配金については第 33 条第 1 項に規定する支払開始日までに、償還金については第 33 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 33 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第 36 条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1 口単位もしくは 1 口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよ

びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 37 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会

社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、

当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 44 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託期間の延長)

第 45 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 33 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数によ

り加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 26 年 4 月 22 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号

受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）毎月分配型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 36 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行、ロンドンの銀行もしくはルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

- ・ 申込日の翌営業日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行、ロンドンの銀行もしくはルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国籍の投資信託であるノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(MXN Class)受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(MXN Class)受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(MXN Class)受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および、流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状態においては、ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(MXN Class)受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ デリバティブの直接利用は行ないません。

④ 株式への直接投資は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲で、原則として利子・配当等収益等および基準価額水準等を勘案して委託者が決定するものとします。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第2条 委託者は、金1億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2029年1月25日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 10 条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 11 条 受託者は、第 2 条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。

(受益権の申込単位および価額)

第 12 条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口単位もしくは 1 口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1 口につき 1 円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第 1 項および第 3 項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑥ 第 2 項および第 3 項の規定にかかわらず、受益者が第 33 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑦ 第 1 項および第 3 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項または第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次

に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条 委託者は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託である、ノムラ・ケイマン・ハイ・イールド・ファンド(MXN Class)受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限り、）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等

ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第 19 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 24 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間と

し、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎年1月26日から7月25日までおよび7月26日から翌年1月25日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成26年7月25日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利

息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 32 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前の

ため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金(第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第36条 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受託者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他

やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 37 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 44 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託期間の延長)

第 45 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 33 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、

受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 26 年 4 月 22 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（円コース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（米ドルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（ユーロコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（豪ドルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（ブラジルリアルコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（南アフリカランドコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（トルコリラコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（通貨セレクトコース）年 2 回決算型

追加型証券投資信託 野村米国ハイ・イールド債券投信（メキシコペソコース）年 2 回決算型

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第 12 条第 5 項および第 36 条第 1 項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・ 申込日当日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行、ロンドンの銀行もしくはルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

- ・ 申込日の翌営業日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行、ロンドンの銀行もしくはルクセンブルグの銀行のいずれかの休業日と同日の場合または 12 月 24 日である場合

(野村マネー マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

④ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
野村マネー マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第 2 条 委託者は、金 100 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 34 条第 1 項、第 34 条第 2 項、第 37 条第 1 項、第 38 条第 1 項および第 40 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については、100 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行なう前の信託財産の資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 16 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得たものとし、）から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を追加信託または一部解約を行なう前の受益権口数で除した金額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとし、かつ、株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

ハ. （削除）

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）

5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る）
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号から第6号までの証券および第8号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（運用の基本方針）

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第15条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の借入れ)

第 16 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 17 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(保管業務の委任)

第 18 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第 19 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 20 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第 21 条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管す

ることがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、毎年8月20日から翌年8月19日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委

託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 29 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 30 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 31 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 32 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第 33 条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託の処理を行なう前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を一部解約または追加信託を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第 34 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 35 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第 36 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 37 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 41 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 38 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 41 条第 4 項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 39 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 40 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 41 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 41 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(反対者の買取請求権)

第42条 第34条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第34条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第34条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第43条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第44条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第45条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第46条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 14 年 8 月 20 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号

受託者 野村信託銀行株式会社